

大神姓系譜

平成十一年卯月複写
(西曆一九九九年)

大神姓系譜

昭和八年十二月

賀来惟達

著述

平成十一年四月

賀来 修

複写版作成

平成二十七年八月

賀来道生

WORD版作成

平成二十七年十月

加来利一

監修・PDF化

大神姓系譜

上編

平成十一年卯月複写
(西曆一九九九年)

大神姓系譜 上篇

緒言

國に史あるが如く一家亦史なかる可からず。夫れ體は統を繼ぎ記は神を傳ふ。然りと雖も家に記録の存するもの多からず。我家幸に先人諸氏の斯道に志あるものありて祖先の事蹟を傳へたるは大なる休社とす。享保の頃山藏塔の原に惟隨と云へる人ありて初めて家系に志しが其業を果さず。降りて明和の際佐田に淳徳字君龍ありて中津の同姓吉右エ門字元龍と文書を往復し家系を研攻せり。續て基正主淳徳子の志を繼ぎ系圖に力を用ひしが稿を終へずして歿せり。當時山藏佐田の一族中系圖熱充溢し且山藏宗家の家譜に精はしき惟秀夫人ありしかば佐之先生此氣運に乗じ天保の初め前代諸氏の後を承け自ら諸方に奔走し又は人を派遣して百方調査に力を盡し数年にして遂に大神姓大系圖三十卷を完成し巨細洩らさず以て各家の分脈を明瞭ならしむ。是に於て同姓一族其出る所を知り其來る所を詳にするを得大に先生の勞を多とせり。蓋し此著なくんば天正以來近世迄の系統事蹟漠として知るに由なかるべし。何となれば山藏宗家に傳はりし系圖を始め淳徳、基正諸子の起稿せしもの一として現存せざればなり。されば如何に此著の我一族の重宝たるや知るべきなり。然れども此大系圖の天保の初めに成りしより己に百有餘年を経過し其後の事を記するものなきを如何せん。今日の如く人々四方に離散し諸方に移轉する世態にては系統など顧みるに暇あらず。況んや尚數代の後に於てをや。早此間の消息を知るに便りなからんか。予因て明治の末つ方より公務の餘暇を以て此事に心をよせ三たび豊後賀來村を訪ひ賀來氏の舊館址を弔ひ祖母ヶ嶽の麓なる神原村字宇波來合の洞穴を探検し且又参考書の集輯に刻苦し十數年を経て漸く此書の稿を終れり。後世亦祖先以來の志を繼承する者あらんことを庶幾ふ。

昭和八年 癸酉 十二月

於京都

從四位 賀來惟達

識之

大神姓系譜目次

卷之一 豊後大神氏

第一章 大神良臣

第二章 大神庶幾

第三章 大神惟基

附 神原村及緒方村探檢記

卷之二

第一章 日向三田氏

第二章 阿南氏

第三章 大野氏

第四章 大津留氏

卷之三 豊後緒方氏

卷之四 豊後佐伯氏

卷之五 京都大阪等の緒方氏

第一章 京都緒方氏

一 尾形光琳

二 尾形乾山

第二章 大阪緒方氏

第三章 各地之緒方氏

卷之六 豊後賀來氏

卷之七 豊前國築城下毛両郡の賀來氏

第一章 築城郡塩田賀來氏

第二章 築城郡水田賀來氏

第三章 築城郡宇留津賀來氏

跋

第四章	下毛郡大畑賀來氏
第五章	下毛郡永添村賀來氏
第六章	下毛郡犬丸賀來氏
卷之八	豐前宇佐郡佐田賀來氏
第一章	佐田村大字廣谷賀來氏
第二章	佐田村字山藏塔原賀來氏
第三章	山藏永松賀來氏
卷之九	豐前國下毛郡中津賀來氏
一	博多町賀來氏の一
二	豊後町賀來氏
三	博多町賀來氏の二
四	船町賀來氏
卷之十	高田賀來氏
卷之十一	佐田賀來氏
第一章	佐田賀來氏宗家
第二章	佐田百花山莊賀來氏
第三章	佐田増井賀來氏
卷之十二	江州日野賀來氏
卷之十三	下毛郡大幡賀來氏の一
第一章	大幡賀來氏の一
第二章	大幡賀來氏の二
第三章	大幡賀來氏の三

大神姓系譜 卷之一

賀 來 惟 達 述

豊後大神氏

第一章 大神朝臣

大神朝臣良臣は、豊後豊前地方大神姓の始祖なり。速見郡大神氏は別なり。是は宇佐郡宇佐八幡宮の神官大神田麻呂より出づ。

光孝天皇仁和二年外従五位下前肥前介大神朝臣 良 臣 豊後介に遷任せらる。政跡令聞あるを以て、三年三月特に勅して従五位下を授けらる。五年二月任満ちて、職を去らんとす。百姓請ふて、之を留めしかば、尋て再任せり。豊後國志

三代實録に曰く。仁和二年二月外従五位下行肥前介大神朝臣良臣を以て、豊後介となす。又曰く。

豊後介外従五位下大神朝臣良臣に従五位を授く。是より先き良臣官に向て披訴して曰く。淨御原天

皇 天武 壬申の年伊勢に入るの時、良臣が高祖父三輪の君子首伊勢介となり、軍に従つて功あり。卒

して後ち、内小紫位を贈らる。古の小紫位は従三位に准ず。然らば則ち子首の子孫外位に叙すべからずと。是に於て外記に下して、之を考実せしむ。外記申明して云ふ。贈従三位大神朝臣高市麻呂、

従四位上安麻呂、正五位上狛麻呂兄弟三人の後は、皆内位に叙せらる。大神ノ引田ノ朝臣大神楯田ノ

朝臣、大神掃石ノ朝臣、大神ノ眞神田ノ朝臣等は、遠祖同じと雖も、派別各異なり、内位に叙すべきの由を見ず。加之神龜五年以降格あり諸氏先づ外位に叙し、後ち内位に預る。良臣の姓は大神の眞

神田朝臣なり。子首の後ち全雄に至るまで、五位に預る者なし。今内品に叙せられんと請ふこと格旨に乖けりと。勅して良臣及故兄全雄の外位告身を毀ち、特に内階を賜ふ。」

新撰姓氏録に曰く。大神ノ朝臣は素佐能雄ノ命の六世の孫大國主ノ命の後なり。初め大國主ノ神三島ノ

溝杭耳の女玉櫛姫に娶ひき。夜未曙ほどに去へりまして、曾に晝到さざりき。於是玉櫛姫芋を績ミ、

衣に係て至明芋のまゝに尋ぎ覓けば、茅渟の縣ノ陶の邑を経て、大和ノ國ノ眞穂御諸ノ山に指り歸りて、

芋の遺りを視れば、唯三祭のみありき。因之姓を大三祭と號ふ。

大神は和名抄に、大和國城上郡大神 (於保無和) 郷とあるによりて於保美和と訓むべしとあり。抄

には音便にて、美を無と云へり。古事記傳に曰く。神の字美和と訓り。抑美和を神と書くゆえは、古へ大倭ノ國に皇大宮敷坐りし御代には、此の美和の大神を殊に崇め奉らして、たゞに大神とのみ申せば、即ち此神の御事なりしから、遂に其文字をやがて、大美和と云ふに用ふることにぞなれりけむ。又後世に意富和とも、意富賀とも云ふはいよゝ訛りなり。其中に意富賀は世に意富和と云ふを聞て、其は神の略の迦を訛りて、和と云ふならむと心得て、さがしらに改て云初めしにもなるべし。大神の朝臣は素佐能雄の命の六世の孫大國主の命の後なりとあるは、古事記に速須佐之男ノ命云々、故レ其櫛名田比賣を久美度に起して、所生る神の名を八嶋土奴美の神と謂ふ。此神大山津見ノ神の女名は木花知流比賣に娶て、生る子布波能母遲久奴須奴ノ神、此神淤迦美ノ神の女名ハ日河比賣に娶て、生る子深淵之水夜禮花ノ神、此神天之都度閉知泥ノ神に娶て生る子淤美豆奴ノ神、此神布怒豆怒ノ神の女名は布帝耳ノ神に娶て、生る子天之冬衣ノ神、此神刺國大神の女名は刺國若比賣に娶て、生る子大國主ノ神とあるにて六世の孫と云ふにあへり」

栗田寛博士著新撰姓氏録考證に曰く。三島は津の國にて、書紀雄略の卷に三島の郡とあり。後に二郡に分れて、島ノ上島ノ下といふ是なり。溝咋は神名帳に島ノ下郡溝咋ノ神社あり。今此郡に溝杭ノ庄といふあり。其内なる馬場村に此社あり。書紀神武の卷に事代主ノ神三島ノ溝櫛耳ノ神の女王櫛媛に共して、生みませる児媛踏鞴五十鈴媛ノ命神武天皇の正妃となるとあり。又、神代の卷には此五十鈴媛ノ命を大三輪の神の子とす。疑ふべし。總て古事記と合はず。こは大物主ノ神の活玉依毘賣の許に通ひ玉へることゝ相似たり。姓氏録は書紀と古事記とを並記せし趣ながら、其心を得がたし。茅渟の縣陶邑を經とあるは、古事記にもみえず。何に依て記せしことにや。さて本文の三島ノ溝杭耳は古事記の陶津耳にて、玉櫛媛は活玉依媛の誤りたる事著し。記にいはゆる陶津耳ノ命、陶は地名にて、神名式に和泉ノ國大島ノ郡陶荒田ノ神社とある、是なり。今陶器の庄と云ふ。是本文茅渟ノ縣陶邑とあるに似通ひて、聞ゆれば、誤りやすし。其餘は芋を針に著けたるを、鉤の穴より引通したる事こそあれ、すべては同趣なり。○眞穂御諸山の眞穂は、眞は稱辭にて穂は秀の意なり。御諸山の状をほめて、眞穂と冠せたるなり。御諸山は即ち三輪山のことなり。まづ御諸は御室にて、凡て神社を云ふ。三輪山を御諸山と云るは、古事記中卷水垣宮の段、書記同御代の卷などに見え、又繼體紀

の歌に山とはいはねど此山のことゝ聞ゆ。萬葉二、七、九の歌などによめるも此山なり。御諸とは右に云る如く何所にまれ神社のことなるに、此山にしも其名を負るは、取分けて此大神を崇尊めるからなり。さて此御社に鎮座御名を大物主の大神と申すなり。神名帳に大和ノ國城上ノ郡大神大物主ノ神社とあり。姓氏録の本文凡省き過ぎてことわり足らぬ所あり。又三島より美和山に到らむに、茅渟縣を経たることも地理たがへり。又芋の三縈遺れるに因て姓を大三縈と號とは心得ぬ文なり。御子を生ることをも云はで姓と云るは誰の姓とかせぬ」

書記に曰く。大國主ノ神、亦の名は大物主ノ神、亦是國作大己貴ノ命と號す。亦是葦原ノ醜男と曰す。亦是八千戈ノ神と曰す。亦是大國玉ノ神と曰す。亦是頭國玉ノ神と曰すと。かく数々の名ある中に、獨り大物主ノ神といふは大己貴ノ命の和魂をいへる名にて、三輪に鎮り坐す御魂の御名なり。此外の名は総て現身の名なり。」 詳しき事は古事記傳に出づ

書紀に此神の現身と和魂との問答あり。曰く。大己貴ノ神遂に出雲ノ國に到りて、乃ち興言して曰く。夫の葦原ノ中國はもとより荒茫たり。磐石草木に至るまで咸く能く強暴然れども吾己に摧き伏せて和順はずと云ふことなし。遂に因て言く、今此國を理るは唯吾一身而已。其吾と共に天ノ下を理む可き者蓋しありや。時に神光海を照らし、忽然浮び來る者あり。曰く。もし吾あらずんば汝何ぞ能く此國を平んや。吾あるに由ての故に汝其大造の續を建ることを得たり。是ノ時に大己貴ノ神問て曰く然らば則ち汝は是レ誰ぞ對て曰く吾是レ汝が幸魂奇魂なり。大己貴ノ神曰く。唯然迺ち知りぬ。汝は是レ吾が幸魂奇魂、今何處にか住まんと欲ふや。對て曰く。吾日本ノ國の三諸山に住まんと欲ふ。故則ち宮を彼處に營くりて就いて居せしむ。此レ大三輪の神なり。此神の子即ち甘茂ノ君等、大三輪ノ君等 云々。 姓氏録考証

姓氏録には大神朝臣は素佐能雄命六世孫大國主命の後なりとあるのみにて其後の事をば載せざるが、古事記崇神帝の段に、此天皇の御世に、役病多に起り、人民死て盡きなんとす。爾に天皇愁歎たまひて神牀に坐ませる夜、大物主ノ大神御夢に顯はれて曰く。是は我が御心ぞ。故意富多多泥古を以て我御前を祭らしめたまはゞ、神ノ氣起らず、國安平なむとのりたまひき。是を以て驛使を四方に班ちて、意富多多泥古と云ふ人を求る時に、河内の美奴ノ村 若江 郡に其人を見得て、貢進りき。爾に天皇汝は誰

が子ぞと問賜き。答て曰く。僕大物主ノ大神、陶津耳ノ命の女活玉依毘賣に娶て生ませる子、名は櫛御方ノ命の子、飯肩巢見ノ命の子、建甕槌ノ命の子、僕意富多多泥古と白しき。於是天皇大く歎びたまひて、天の下平らき人民榮えなむと詔りたまひて即ち意富多多泥古ノ命を以て神主として、御諸山に意富美和の大神ノ前を拜祭りたまひき。云々 此に因て役ノ氣悉に息て、國家安平ぎき。三輪の神社より小山一つ越せば崇神帝の宮址に到る

書紀崇神帝の卷に曰く。今朕が世に當て數災害あり。恐くは朝に善政無ふして咎を神祇に取るか。盍ぞ神龜に命て以て災を致す所以を極めざる。是に於て天皇乃ち神淺茅原に幸して、八十萬ノ神を會へて以て卜問ふ。是時に倭迹迹日百襲姫命に神明憑て曰く。天皇何ぞ國の治まらざるを憂ふる。若し能く我を敬祭らば必ずたひらぎなむ。天皇問ふて曰く。かく教ふるは誰の神ぞ。答て曰く。我は是倭ノ國ノ域ノ内に居る神、名を大物主ノ神といふ。時に神の語を得て教のまに／＼祭ひ祀る。然れども事に於て無レ驗。天皇乃ち沐浴齋戒して、殿ノ内を潔淨て祈て曰く。朕神を禮ふこと尙未盡耶。何ぞ不享之甚也。冀くは亦夢の教に神の恩を畢めむ。是ノ夜夢に一りの貴人あり。殿の戸に對ひ立ち大物主ノ神と自稱て曰く。天皇復國の治らざることを愁ましそ。是吾が意ぞ。若し吾が兒大田田根子を以て吾を祭りたまはゞ、立どころに平む。亦た海外國あつて自に當歸伏。秋八月癸卯朔己酉、倭迹迹神淺茅原目妙姫、穗積ノ臣ノ遠祖大水口宿禰、伊勢ノ麻績ノ君、三人共に夢を同して奏言く。昨夜夢に一貴人あつて誨へて曰く。大田田根子ノ命を以て大物主ノ大神を祭ふ主となさば、必ず天下太に平ならむ。天皇夢の辞を得て、益心に歡びたまふ。布天ノ下に告たまひて大田田根子を求めたまふ。即ち茅渟縣陶ノ邑にて大田田根子を得て貢る。天皇即ち親ら神淺茅原にいでまして諸王卿及八十諸部を會へて、大田田根子に問ひて曰く。汝は其誰が子ぞ。對て曰く。父をば大物主ノ大神と曰ひ、母をば活玉依媛と曰ふ。陶津耳の女なり。亦云、奇日方天日方、武茅渟祇之女なり。天皇ノ曰く。朕當榮樂。乃ち物部連ノ祖伊香色雄をして、神の班物者とせむと卜ふに吉。又便りに他神を祭らんと卜ふに不吉。十一月丁卯伊香色雄に命して物部の八十手が作れる祭神の物を以て、即ち大田田根子を以て大物主ノ大神を祭ふ主となす。是に於て疫病始めて息ミ國ノ内漸くに謚まりて五穀既に成りて百姓饒之。」所謂大田田根子は今の三輪の君等の始の祖也

古事記に意富多多泥古を以て神の子となす所以を語りて曰く。此意富多多泥古と謂ふ人を神の子と知る所以は、上に云へる活玉依毘賣、其容姿端正。於^レ是神壯夫ありて、其^レ形姿威儀於^レ時比ひなきが、夜半之時倏忽到來。故相感て、共婚供住之間、未^レ經^二幾時^一、其美人妊身。爾に父母其妊身の事を怪みて、其女に汝は自ら妊めり夫なきに何由かも妊身めると^レへは、答曰らく。麗美壯夫の其姓名も知らぬが、毎夕到來供住之間自ら懷妊ぬといふ。是を以て其父母其人を知らまくほりて、其女に誨へつらくは。赤土を床前に散らし、閑蘇の紡麻を針に貫きて、其衣の欄に刺せとをしふ。故教へし如として旦時に見れば、針著たりし麻は、戸の鉤穴より、控き通り出て、唯遺れる麻は、三勾ノ耳なりき。爾即鉤穴より出でし狀を知りて、糸のまに^レ尋行きしかば、美和山に至りて、神の社に留まりにき。故其神の子なりとは知りぬ。故其^レ麻の三勾遺れるに因りてなも、其地を美和とはいひける。此意富多多泥古ノ命者神ノ君、鴨ノ君之祖。○記傳に曰く。三勾は姓氏録には、三縈、土佐風土記には三輪と書たり。又古今集に 我廬は美和の山本戀しくは、とぶらひ來ませ杉立てる門。とある歌は六帖に美和の御歌としるせり。今思ふに、こは此の故事に就て此時に美和の神のよみ賜へるに擬へてよめるなるべし。」

書紀に記す所古事記と異れり。書紀の記事は大神姓に関する所なしと雖も、大神維基の出生に付き後世活玉依姫の故事と書紀の神話とを混じて、妄談を捏造するに至れるが故に、後に此妄誕綺語を辯破せんが為め、此所に抄出すべし。書紀崇神帝の卷に曰く。是後に倭迹迹日百襲姫ノ命を大國主ノ神の妻となす。然るに其神常に晝は見えずして夜のみ來ます。倭迹迹姫ノ命夫に語て曰く。君常に晝は見えたまはねば、分明に其尊顔を視ることを得ず。願くは暫し留りたまへ。明旦仰て美麗の威儀を觀んと欲りす。大神對て曰く。言理灼然なり。吾明旦に汝が櫛笥に入て居らん。願くは吾が形にな驚きましそ。爰に倭迹迹姫ノ命心の裏に異しむ。明るを待ちて櫛笥を見れば、遂に麗美しき小蛇あり。其長さ大さ衣細の如し。則ち驚て叫啼ぶ。時に大神耻て忽に人の形に化りたまふ。其妻に謂て曰く。汝忍びずして、吾に羞みせつ。吾還りて汝に羞みせんと云て、仍ち大虚を踐みて御諸山に登ります。爰に倭迹迹姫ノ命仰き見て悔て、急居則ち箸にて、陰を撞きて薨りぬ。乃ち大市に葬る。

故時の人其墓を號けて箸の墓といふ。」
墓は大和國三輪町に近く箸中村の路傍にあり。平地に築かる。墳起隆然周廻四百六十餘間。前方後圓の雄大なる塚なり。書紀に曰く。此の墓日は人作り、夜

は神作る。即ち大坂山の石を運びて造る所、山より墓に至る人民相踵ぎ、各々手を以て通傳すと。

按ずるに、此物語は古事記の活玉依媛の事とよく似たり。活玉依媛は懐胎せるも爰には其事なし。活玉依媛は崇神帝の時より五代前の人にして、倭迹迹姫とは別人なれど、両ながら大物主ノ神に関はり、神秘的なるは同じ。元来一事が二様に異りて傳へられたるにはあらざるか。又或は神明に禱りて子の授けられたるを、かく奇しく不可思議の事のやうに語り遺されたるやも知る可らず。古代の神語に神の子とて、言傳へられたる人は、獨り我が國のみならず希臘其他の古史に多く見る所なり。上古の人は想像に富み迷信深かりければ、多くの年代を経て口碑に語り傳へらるゝ間には、種々の憶説混入すべし。然しながら其中に幾分の事実包藏せらるべし。要するに今人の心理を以て上古の思想は付度すべからざるものあり。

久米邦武著日本古代史に曰く。凡そ太古の傳説は後人の口々に敷衍したる神話にて充されたり。されど亦全く架空の造説にはあらず。原は零碎なる傳説を種となしたるを以て、譬ば礦金の如し精審なる法を以て淘汰すれば、渾金を收拾し得らるべし。」

古事記傳に曰く。意富多多泥古、此名は意富とよみ、多多とよみ、泥古とよむべし。意富多とよみ、多泥古と讀むはわろし。舊事記に大直禰古とも書り。多多は地名なるべし。神名帳に攝津ノ國河邊ノ郡多太ノ神社あり。此社多田ノ莊の内平野にあり。此ならむか。又大和ノ國葛上ノ郡にも

多太ノ神社あり。泥古は尊稱にて、難波根子、山背根子など云類なり。三代実録には大三輪ノ大田々根子ノ命とあり。」舊事記に曰く。大田々禰古ノ命、出雲ノ神門の臣女美氣姫を妻として、一男大御

氣持命を生む此命出雲鞍山祇姫を妻として大鴨積ノ命及大友主ノ命を生む。大鴨積命は崇神の朝に賀茂ノ君の姓を賜り、又大友主の命は同朝に大神ノ君の姓を賜はる。」姓氏録考證に曰く姓氏録に

因之姓を大三祭と號ふ。とあるは甚うたがはしき書きさまなり。思ふに、こゝには行文あるべし。漫に其を補云へば因之其地を三祭といふ。崇神の御世に大田田根子ノ命の孫大友主ノ命住地に縁て、大三祭君の姓を賜ふ。文武天皇の御世大三祭を改めて大神となし玉ふとこそいふべけれ。

かく云る證は垂仁紀に三輪ノ君の祖大友主、又仲哀紀に大三輪ノ大友主ノ君など見え、持統紀には大三輪ノ朝臣と見えしを、文武紀第二には大神ノ朝臣とのみかければ、此御世にしも改め給へると

は決めつ。

此後の系統詳ならず。雄略紀に三輪ノ君身狹あり。用明紀に三輪ノ君逆あり。舒明紀に三輪ノ君を小鷯サカ、ヒ、皇極紀に三輪ノ文屋ノ君、孝徳紀に三輪ノ栗隈ノ君東人、又三輪ノ君大口、又小花ノ下三輪ノ君、色夫シムツ、又三輪ノ君甕穂あり。天智紀に三輪ノ君根麻呂、天武紀上に三輪ノ君子首コヒト（後に眞神田氏を賜へり）あり。此子首は良臣の披訴状に、良臣が高祖父と云へば、其子某、其孫某、其曾孫某、曾孫の子（兄）全雄、（弟）良臣なる事知るべし。此子首の事は天武紀下に五年八月、是月大三輪ノ眞上田ノ子人君卒。天皇聞之。大衷。以^二壬申年之功^一、賜^二内小紫位^一。仍^テ諡^メ曰^二大三輪ノ眞上田ノ迎君^一。文武紀 大宝元年 七月壬辰 壬申ノ年ノ功臣、随^二功第一亦賜^二食封^一。並^二各有^レ差。云々 神ノ麻加牟陀ノ君兒首（是は上に子人とある同人にて又子首ともかけり）清和紀六、貞觀四年三月巳巳朔、右京人左大史正六位ノ上眞神田ノ朝臣全雄賜^二姓大神朝臣^一。大三輪大田田根子ノ命之後也とあり。眞神田は雄略紀に眞神ノ原、又崇神紀に飛鳥眞神ノ原などある地にて、大和ノ十市郡なるにや。和名抄に攝津ノ國島上ノ郡眞上郷（末加美）とある。是にや決めがたし。文武紀に麻加牟陀とかけるによりて訓べし。此大神氏の胤世々大和三輪神社の祀を掌りしが、後ち大永の頃に至り其系統絶へ、京都鴨河合の神職祐躬の子國祐其家を嗣て、三輪の神主たり。此に至りて其系統絶たりとなん。其族日向の白杵氏と豊後の緒方氏最も著る。此外時々大神姓を賜りたる者多シ。」

以上は大畧新撰姓
氏録考証に據る。

第二章 大神 庶幾

庶幾は良臣の子なり。寛平四年三月太宰府言す。豊後介大神ノ朝臣良臣再任既に満ち、當に其職を去らんとす、百姓惜み慕ふて、其子庶幾を留めんと請ふ。之を許す。庶幾を以て大野郡の大領と為す。

外従六位下を授く。遂に世々領す。豊後
国志

國志に曰く。按するに源平盛衰記に云へる塩田ノ富人太夫は蓋し庶幾を謂ふ。大太夫は乃ち大神ノ大夫なり。古へ郡司を謂ふて太夫と稱す。猶上野國多胡郡羊太夫の類の如し。」

按するに國志は上述の如く塩田大太夫を以て、庶幾となすと雖、予の見る所は然らず。國志は、太夫は郡司の稱なれば、大太夫は大神氏の郡司と云ふ意ならん。然らば則ち塩田大太夫は大神姓の郡司にて、庶幾を謂ふなるべしとの結論に出でたるが如し、然れども塩田大太夫は塩田と云ふ地に住める其地の郡司にて富豪なれば土人彼を尊稱して大の字を冠し大太夫と云ひ、庶幾とは別人にあらざるか。予は庶幾を以て塩田大太夫の女婿、即ち大太夫の女華の本の夫となさんとす。

然らざれば、盛衰記に出でたる華の本云々の記事は全く無意味となり、庶幾の妻は何人なるや、知るに由なかるべし。又父良臣在任僅に六年にして、徳人と云はるゝ程蓄財せしとも思はれず。百姓慕ふて彼が再任を請ひ、又再任の期満て尚其子庶幾を留めんと乞ふ程なれば、當時慣行の誅求主義の地方官とは異り寧ろ清廉潔白なる良吏とこそ思はるれ。徳人と云はるゝ程の財を其子に遺し與へしとは思はれず。盛衰記の述ふる所を味ふに、一代成金と云ふ意にはあらず世襲の土豪と云ふ心なるが如し。同記に華の本が許に通ひ來る人、夜々來るも晝見えずとて、神変不思議の事のやうにかきあれど、當時の風俗に男子は女家の婿となりたる最初の程は、大かた其家に往來せる習にて、婿となるにも媒酌と云ふものもなければ、氣樂に庶幾が女家に往來せしを、三輪の神の故事を取りて、かく面白をかく奇異なる事の如くに文飾せしなるべし。

さて此庶幾の妻女及其子惟基の出生に就き妄誕奇説多く世に傳はるは、主として源平盛衰記及平家物語に胚胎するものなれば、左に盛衰記中此事に関する全文を抄録して其妄を辯せん。

盛衰記に曰く。抑彼の緒方の三郎惟義と云ふは大蛇の末なりければ、身健ステカに心も剛にして、九國をも打隨へ、西國の大將軍せんと思ふ程のおほけなき者なりけるに、一院の御定ギョウテイとて國司クニノシより斯る仰を蒙りける上は、身の面目と思ひて出立ちけり。大蛇の末と云ふ事は昔日向ノ國塩田シホヅと云ふ所に大太夫と云徳人あり。一人の娘あり其名を花の御本オノモトと云ふ。みめこつがら尋常なり。國中に同じ程なる者聳にならんと云ふをば徳に誇り用ゐず。我より上様なる人は云ふ事なし。秘藏しけりと覺え

て後園に屋を造りて此娘を住しめける程に、男と云ふ者をば尊きも卑しきも通はさず。歳去り歳來たれ共慰む方なく、春過ぎ夏闌ても友なき宿を守る。秋の夜長し夜長ふして、終夜を明し兼たる曉アツキに、尾上オノヘの廉の妻呼ぶ音痛コエま敷、壁にすだく蟋蟀キリギリス何に歎くらんと最心細き折節に、いづくより來る共覺えず、立烏帽子タテエボシに水色の狩衣着たる男の廿四五なるが田舎イナカの者とも覺えず、たをやかなる貌カサネにて花の御本が傍に指寄りて、様々物語して慰め語ひけれ共、女靡く事なし。男夜々通ひつゝ細々と恨み口説クドキければ花の御本流石岩サスガ木ならねば終には靡きけり。其後は雨降り風冷スサマじけれども、夜かれもせず通ひけり。父母につゝみて深く是を隠しけれ共、月比日比夜々の事なれば、付仕へける女童是を見咎めて父母にかくと語りける。急ぎ娘を呼び委クハしく是を問ひけれ共、耻かしき道なれば顔打赤めて兎角紛らかしけり。母さまぐゝにをどし、すかして問ひければ、親の命も背き難うして有の儘にぞ語りける。母此事を聞き水色の狩衣に立烏帽子は覺束なし。大宰府の近くは京家の人とも思ふべきに、此邊には有るべき事に非ず。よし／＼縦タトひ上臆チギリなりとも契は人に依るべからず。たとひ下臆メシなり共娘が見ずる面道なり。況や狩衣に立烏帽子、定めて只人にはあらじ。今は聳とも用ゆべし。如何にして彼人の行末を知るべきと、様々計らひけるに、母が云く。其人夕ユフべに來りて、曉還るなるに、注シメしをさして、其行末を尋ぬべしとて、苧玉卷オダマキと針とを與へて、懇に娘に教へて、後園の家に歸す。其夜又彼男來れり。曉方に歸りけるに、教への如く女針オダマキを小手卷の端に貫きて、男の狩衣の頸かみに指してけり。夜明けて後にかくと告げれば、親の塩田太夫、子息、家人四五十人引具して、糸の注シメを尋ね行く。誠に賤シニシが苧玉卷オダマキ百尋千尋に引はへて、尾越谷ヲコエタニコエ行く程に、日向と豊後との境なる姫嶽ウバガタケと云ふ山に大なる窟アナの中へぞ引入れたる。彼穴の口にて立聞きければ、大いに痛み吟ギンずる音あり。是を聞く人身の毛堅ヨダちて怖し。父が教に依て、娘穴の口にて糸ヒモを引へて云ひけるは、抑此穴の底には如何なる者の侍るぞ、又何事を痛んで吟ヒナぞと問へば、穴の中に答へけるは、我は汝花ナニの御本モトが許モトへ夜々通つる者なり。然るべき契も縁も盡き果て、此曉をとがひの下に針を立てられたり。大事の疵にて痛み吟ヒナう。我本身は大蛇なり。有りし形ならば出でて見もし、見え奉り度こそあれ共、日比の変化既に盡きぬ。本の貌は畏れ恐れ給ふべきなれば、這ハヒ出ても見え奉らず。よに名残も惜く恋しくこそ覺ゆれ。是まで尋ね來り給へる事こそ忘れ難しと、云ければ女の云く、縦

ひいかなる貌にましますとも、日比の情争ウヂか忘るべき。なれば只出給へ最後の有様をも見又見えも
し奉らん。つゆ畏オシロしと思はずと云ひければ、大蛇は穴の中より這出でたり。長は知らず、卧し、長
さは五尺計りなり。眼は銅の鈴を張るが如く、口は紅を含めるに似たり。頭に角を戴き、耳を低カれ
たり。頭は髪生カミ、オヒなどして獅子の頭に異ならず。され共形には似ずをめぐとして、涙を浮べて頭ば
かりを指出したり。女衣を脱ぎて蛇の頭に打懸けて、自オノミから頤オモヒの下の針をぬく。大蛇悦んで申し
けるは、汝が腹の内に一人の男子宿せり。已に五月に成る。もし十月にして頭れたらば、日本國の
大將とも成るべかりつれ共、五月にして頭れぬ。九國には並ぶ者あるまじ。弓矢を取て人に勝れ、計ヘカリ
賢くして心剛なるべし。斯る恐しき者の種タネなればとて、穴賢捨アナシノスて給ふな。我子孫の末までも守護す
べし。必ず繁昌すべし。是を最後の言ばにて、大蛇は穴に引入つて死にけり。彼大蛇と云は即ち嫗嶽ウバガク
の明神の垂迹スシヅメなり。鹽田太夫夫妻眷属をぢ恐れて歸りにけり。」
平家物語に記する所畧上に同じ。但シ盛衰記の方詳密なり。物語には豊後の西のかた山里にある者娘一人持たりとあり。又岩屋の奥よりも太刀を一振投出すとあり。又大蛇の長さ物語には四丈とあり。是は餘りに長大なるが如し。

さて盛衰記の塩田太夫の塩田と云ふ地名に就ては諸説あり。左に之を掲げん。

豊後國志は海部郡旧臼杵の莊に塩田と云ふ地名を載す。臼杵町の近在にして、其東南に當れるが如し。板知屋大泊のあたりなるべし。小き村落の名と見えて地図には見當らず。此地に就ては未だ考ふる所なし。

豊後竹田の人小河一敏は塩田太夫の屋敷跡今も宇田村にあれば、宇田はうしほ田のつゞまりたるにもあらんかと、おもふに然にはあらず。塩田は則入田也。ニユクシ今は入田郷ととなへぬれ共、古は必しほ田とよびけん。庶幾の頃は入田郷に在て、しほ田の太夫と稱し、其後何れの時よりか、緒方郷にうつりても、其昔の居處を以て、しほ田とよびたりけんところ、おもはるれと、云へども、此説牽強に過ぎたるが如し。風土記解に後世直入を改めて入田と云ふとあり。」

又大野郡宇目郷小野市に四穂田莊ありと云ふ人あり。されど此所に四穂田莊ある由は、未だ物の本に見えたる事なし。」塩田は必ず海邊ならん。又大日本地名辞書に（盛衰記長門本云）豊後知田村と云所に、赤雁太夫と云者の娘あり。柏原御許と云ける。（南部本云）昔豊後國伊知田村と云片山里に大太夫と云もの、一人の娘あり。柏原のおもとゝぞ云ける。」南緒方村に大字知田あり。塩田の訛に

や。柏原は直入郡に柏原ありと云ふ。」

又太宰管内志下巻日向之二に塩田と云ふ村名未だ考へず。九州図を按するに、延岡の西に三輪村と云ふ所見えたり。尾形氏の初に居たりし處などにはあらぬや。國人云延岡の城より半里ばかり東に塩田村あり。五ヶ瀬川の河尻なり。岡富村の内の小名なり。是尾形三郎が居たる跡なりと云へるとあり。予先年延岡町役場に宛復はがきを以て塩田の地名及緒方に関する口碑の有無如何を問合せたるに、役場の給仕のかきたると覺ゆる書体にて緒方に関する事ならば、三田井の村役場に尋ねよと不親切なる回答に接したり。

右の如く諸説ありて孰れとも定め難けれど、愚考するに大宰管内志に云へる延岡近傍の塩田の地に富田大太夫と云へる者居住し、庶幾其女華の本と婚約し、當時の習俗に従ひて女家に通ひ居りしが、花の本懐妊し、一子を生みければ、好事の者庶幾が大神姓オホミヤなるより、大和三輪の神の故事に擬し、奇怪に言傳へしを、盛衰記之に潤色を加へしにあらざるか。庶幾が子惟基は次章に説くが如く、天慶の乱の頃は豊後日向を根椽としたるが如くなれば、延岡邊に何等か縁故を有したるならん。且惟基其長子政次をして日向の三田井家を繼がしめたる事蹟を以て見るも、惟基と日向の地とは深き關係ありしを知るべし。

大野郡宇田村には惟基に関する事蹟多し。蓋庶幾或は大野郡の大領として、此地に居住したるか。庶幾の名は人の知らざる所なりしが、豊後國志によりて始めて人の知る所となりしなり。故に庶幾に関する事も、惟基の名を以て傳へらるゝが多かるべし。予明治四十三年八月直入郡神原村に到り、祖先の傳説地を探訪し、歸途竹田町より緒方村を経て此地を訪へり。宇田村に大字三玉と云ふ地あり。拾餘戸の小村なるが、製絲場あり。路傍一段高き處に神社あり。宇田神社と云ふ。祭神は塩田大太夫の女花の本なり。石の華表あり拜殿祠宇共に近年の改築なり。拜殿は格天井を構へ十二支及草花を描けり。社殿は一間半に二間許りの構造なり。安産の神と稱し遠方より參詣する者多しとぞ。社後に二岩穴あり。一は大に一は小なり。清水穴中より流出して傍の池に入る。土人此洞穴を指差して、花の本の許に通へる大蛇の棲息せる處なりと云ふ。妄も亦甚しと國志に云へり。此岩窟より出る清水は村内唯一の用水と見え、水汲み物洗ひの女子絶間なく往來せり。社傍の小池に石菖蒲を植えあるが、列正しく乱雜ならず。人以て奇とす。蓋其性の然らしむる所か。社前に田あり。塩田大太夫の館址なりと云ふ。蓋此地は庶幾の宅地なりしか。其縁故により土人此地に花の本を祭り、

岩穴を大蛇の潜伏せし所と言傳へしにあらざるか。惟基の墓も亦此地に在りと聞きしも見ざりき。又村の畑中に杉の大樹二本ある下に石祠あり。萩塚と云ふ。萩数株あり。傳へ云ふ花の本分婉の時此所の萩の枝を折り産褥の下に敷きて安産せりと。今萩の枝に白紙を細く畳みて、枝に結び付けたるもの数多あり。解きて見れば中に萩の枝を一寸位に折りたるもの五六個あり。土人云ふ。此萩の枝を取りて歸り、産褥の下に敷けば、安産ありと言傳ふと。出産後は宇田神社にお禮詣をなし、枝を紙に包みて返しに来る由。同地萩原某の宅に祭神の縁起書ありと聞きたれば、其家に訪れて縁起を見たき由懇望せしも、夫婦共昔し氣質の人にて大いに迷惑がり容易に肯ぜざりしが、其娘と見えて若き女氣の毒に思ひて取りななければ、漸く許諾せり。然らば先づ草鞋を解きて座に上れと云ふ。予云ふがまゝになしければ、主人床の間の一隅にある神棚に向ひ、柏手を打ち鳴らし、何事か唱へて、三拜し扉を開きて、恭しく古き桐の箱を取出して、予の前に置く。予亦恭しく拜禮をなし、蓋を取りて見れば巻物にはあらで綴本なり。謹で繙閲するに、嫗嶽大明神の謂れより説起し藤原仲平卿此地に来たりて一女を擧ぐ。其女の許に夜なく、美男通ひ來る、などありふれたる事を記し、終りに僧某元禄何年記之とあり。又此綴本は宝永中原本によりて謄寫したるものなり。原本は巻物にて社殿内に納めある由。毎年三月祭禮の時は此寫し本を參詣の人々に示せど、其他は人に見する事なしと云ふ。此家は大神姓にて又村の墓地に大神某と刻めるもの数ありとぞ。主人云先年佐伯の人として三人尋ね來りしが、富豪と見え、此神の末胤なればとて、其後金若干を送り來りて奉納せり。依て老父是を基本とし改築を企てしも成らず。自分の代に至り数年前漸く社宇の新築落成せりと。予主人の質朴太古の人の如きを喜び、些少なれど奉納すべしと云へば、大に喜び、新なる紙及水引を倉より出し來りて、予に與へ包紙の表に姓名等をかきて給はるべし。村の者にも見せて怡ばせ、此箱の内に入れて永く保存すべしと云へり。

庶幾は何と讀むや未だ考ふる所なし。當時の人名に庶または幾の字を用ゐしは殆んど見えず。只朱雀、村上の朝に左大辯源庶明と云ふ人あるのみ。豊後の国志に曰く豊日志曰、寛平四年三月、大宰府言、豊後介大神朝臣良臣再任既滿、當去其職、百姓惜慕、請留其子庶幾、許之以庶幾、為大野郡領、授外從六位下、遂世領焉、是既に前に出す所なり。然るに此豊日志と云ふはなき書なり。豊後古文書類を稱して国志の著者が命名せしものなりと云ふ。然れども予は未だ此庶幾の事を記せる古書を見たる事なきを遺憾とす。

第三章 大神惟基

惟基は大神庶幾の子なり。成長するがまゝに、軀幹大にして心様も猛く、力人に勝れたり。母かたの祖父大太夫が片名を取つて、是を大太とぞ名ける。夏も冬も野山を蹠ツツにて走りありきければ、手にも足にも大きなあかざりのきれたりければ、皆人輝アキラ大太とぞ申しける。此童は烏帽子着て輝大彌

太と云ふ。平家物語、源平盛衰記、豊後国志

賀來位之著大神姓大系図云。從五位下豊後守兼五職大神朝臣、大神姓三十七家の高祖大神惟基の母は藤原伊周の女にして、惟基は一條天皇長徳二年三月五日外祖父伊周の配所豊後直入郡緒方の荘に生まる。幼名を大太童と云ふ。身材長大吃として成人の如し。七歳元服を加へ大彌太惟基と稱す。

壯健群兒に絶す。嬉戯するに徒跣山野を歩す。手足胼胝を生じ、冬常に癒えず。人呼で胼胝大太と云ふ。長ずるに及で武畧勇悍九國に比なしと稱せらる。後一條天皇萬壽二年宮廷に宿衛す。太刀を解て傍に置いて午睡す。一人の公卿竊に其太刀を見んと欲し、抜かんとすれども、抜けされば、心に嘲りて人に語りて曰く。惟基が太刀は木劔のみ。然らざれば抜けざる謂れなし。唯嚴しく裝飾して人を威すに過ぎずと。いたづら公卿等と謀て惟基に耻かゝせんとて、大竹の内に鐵の棒を入れ、綿布を以て之を包み、夜に及んで庭に樹て、勅命と偽り、怪しき物禁中に下る。汝之を斬らんやと云ふ。惟基即ち太刀を抜て之を斬る。斜に切りしかば其竹直下して尖端地に立てり。皆々是は如何にと驚く所に惟基眼を瞋らし、是は己れを欺きて太刀を試み、耻辱を與へんとするなりと、大いに罵りしかば、公卿等恐怖し、且立腹し、自が悪戯をば棚にあげ惟基をあしさまに讒奏せしに由り、惟基遂に流罪に極まりぬ。然るに其夜禁中火を失し、宮中の混雜云はん方なく、徒に狼狽して、喧噪するのみ。惟基仍ち禁門の扉を推開き、出入を自由になし、防火に努めしかば、功を以て罪を免され、從五位下豊後守に任せらる。」

大友興廢記云桓武天皇の御宇に堀川大納言勅命に依て豊後緒方ノ莊日小田宇田枝村に配流あり。爰に奇代の不思議あり。祖母岳大明神和光の塵に交り、かりに人の姿と現し、夜々大納言の息女に通

ひ、密契あり。云々 去程に嵯峨天皇の御宇弘仁二年三月五日

惟基生誕の日は豊薩軍記及大野郡中村長秋所藏の系譜に記する所、亦同じ。蓋興廢記によ

るか。但し此く誕生の年月日 一男子を誕生す。神詞にまかせ大神朝臣大太惟基と號す。本より大明神の

神子たるに依て徳智ともに足り、心賢にして學ばずして、諸藝を知る。人はを仰ぎ亞聖の大智なりといへり。後に勅旨を以て豊後守に補任せらる。去程に隣國肥後國菊池武行養子として交り膠漆の如し。剩へ聳になして是を愛す。ある時九國の大名ども菊池が館に會合す。武行に駿馬あり人を嚙む。故におそれて乗者なし。此馬を惟基に與ふ。惟基よろこび馬に向て睨みければ、馬恐れて汗を流す。惟基此馬に乗てまづ手綱をしらべ、五才の口を引き、例式の場合繩廻し、序より次第く早道に移り、手綱の秘術を盡し乗鎮め、剩へ後に曲乗などしければ、衆口同音に是を感じけり。去程に惟基一男高知尾三田井政次、二男阿南惟季、三男植田七郎季定、四男大野八郎基平、五男白杵九郎大夫惟盛、以上賢子あり。榮華一身にあまり、武威五子に傳ふ。恣に國中の賦斂朝廷の饗物を止む。是によつて清和天皇の御宇貞觀三年に惟基召登せらるべき旨論言あり。惟基勅命遁れがたく参洛して四條の宿所にあり。勅使既に立て死を賜ふ。惟基勅使に向て辞世の歌ありと云ふ。

惟基が都詣でのから衣

首かみよりやたち初めにけん。

勅使則此歌を奏聞せらる。天皇良久しく觀覽ましくて惟基参内仕るべき由宣旨あり。勅使惟基と共に大庭に畏る。帝出御有て汝は遠國の島の胡と思しめさるゝ處に、如此神妙也。何氏の者ぞと問せ給ふ。惟基我は是豊後の國祖母岳大神宮の子也。彼大神和光の塵に交り、堀川大納言の配所の娘に通ひ、密契ありて生れ下りぬと、奏聞を遂げしかば汝は私ならぬ者也。朕は天照大神の末葉なり。

汝は祖母岳大神宮の的子なり。前の非を改め、是より忠臣たるべしとの宣旨あつて、勅許を蒙り、

豊後國五職兼帯を給りて下向す。これ偏に惟基が和歌の助なり。云々

豊筑亂記云賀來、橋爪、大津留は大神氏の末流にて其先祖を尋るに、地神五代の御神日向の國宇土の岩屋に立せ玉へる彦波瀲武鸕鷀草葺不合ノ尊に御子四人御座しけり。御嫡子は祖母ヶ嶽大明神、此御神は豊後ノ國大神氏の元祖なり。抑祖母ヶ嶽大明神を大神氏の元祖と云傳へし由來を尋ぬるに人皇六十代醍醐天皇の御宇延喜七一本年十七に御勅願にて、筑前國大宰府に安樂寺を御建立可有由にて、勅使として藤原大夫左兵衛督仲平卿大宰府に下り玉ふ。豊後の國は元より仲平卿の領なり。緒方の莊といふ所に在住し玉ひ、御滞在の中姫君一人御座ありけり。年月を経て御成人なされければ、御

姿世に勝れ、御母君寵愛不淺候處に、尋常の人の通ふべき様もなきに、何處ともなき男の夜々参り通ふ由、密に沙汰しけり。云々」

大野郡田中村中村長秋家の系図云。惟基弘仁二年三月五日を以て生れ、仁明天皇承和七年三十歳にて大番役を勤め、内裏の火災を鎮めたる忠勤に依りて、同年八月二十三日始めて從四位下に任じて左兵衛督に補せらる。次て天安二年豊後守に任せらる。時に年四十八貞觀三年從三位權大納言に叙し、豊後國五職檢帯を賜はりて下向す。延喜二年十一月逝去す。享年九十有三。」此系図は後藤碩田加藤賢成等に相談して中村長秋作成

したるものゝ由加藤賢成予に語れり。惟基生死、叙任の年月日餘りに詳細にてあてにならず。前にも云ひし如く詳ならざるが至當なり。又門閥なきものが一足飛に從四位に叙せられたり又公卿にあらずして大納言になりたりする例はあらず妄言と謂し。又五職兼帯といふも空言なり。五職とは押領使、按察使などをいふが如し。惟基は後に記するが如く、つべ天慶時代の人にして弘仁時代の人にあらず。弘仁より天慶までは百二十餘年なり。豊後國志の著者を始め從來豊後研究者は本朝世紀に惟基の事の出で居ることを知らず。為めに種々の憶説を櫃にせり。本朝世紀は元世にの史蹟廣く傳はらず。此書は少納言入道信西の著なり。予は此書により始めて惟基の史的人物なる事を知れり。

惟基が庶幾の子なる事は前に云へるが如し。其母は抑何人なるか豊後國志之を示さず。唯塩田富人太太夫を以て庶幾となすのみ。母の誰なるを云はず。予は上述の如く塩田太太夫は庶幾にあらず。庶幾は大太夫の女所謂花の本の夫にして大太夫の女婿なりと云はん。然らば則ち惟基の母は花の本なりと云はざる可らず。大蛇花の本に通ひ惟基生る。大蛇は即ち嫗ヶ嶽大明神の化身なりと云ふは、元より取るに足らざる後人捏造の虚誕なり。平家物語は此大蛇を嫗ヶ嶽大明神なりとし、盛衰記は嫗ヶ嶽明神の垂跡なりと云ひ、両書共に艶麗なる筆を弄し、如何にも面白く、靈妙に記述せしかば、大蛇説廣く世に傳布し、後世又之に擬らへて、種々牽強附會の妄談を作為して、惟基が武勇を稱揚せり。盛衰記の前己に廣く此事を言傳へたるものと見え、緒方惟義は嫗ヶ嶽大明神と大書したる大旗をおし建て、軍陣に臨みたるが如し。此旗猶神原村に現存す。

惟基は兄弟も見えず。多分一人子ならんか。蓋庶幾久しく子なきを憂ひ、此地方唯一の祭神にして信仰多き嫗ヶ嶽大明神延喜式卷十に直入郡一座小、健男霜凝日子神社とあり。に祈願をこめ一子をまうけ得たれば、神の申し子、即ち嫗ヶ嶽大明神の授け給ひし子なりと言いはやし。惟基も亦自らかく信じ、且は又地方人を威嚇して己が權勢を張らんと欲し、部下の者共をして廣く言傳へしめしかば、一大形に吠ゆれば百犬声に吠ゆるの喩にて、此風説乍ら傳播し、或は信じ或は疑ひ又は嘲りあひて、いつとなく惟基は大蛇の

子ぞと言傳ふるに至りしならん。又惟基は大神姓オホミヤノなれば、彼の大田田根子ノ命の故事を附會し、且又姫ヶ嶽大明神の社の近くにある碧潭に、大蛇潛み、其大蛇は即ち大明神のつかはしめ、或は化身なりとの迷信あるよりして、遂に倭迹迹姫ノ命の神話をさへ交へて、塩田大太夫の女花の本が許に夜々通ふ者あり、女程なく懷妊云々の怪説を生み來り、平家物語、盛衰記亦之を神秘的に語り傳へしものならんか。

後世又此花の本を種々に作りまうけて、堀川大納言仲平の女と云ひ、或は藤原伊周の女とす。然るに仲平は藤原基経の子、時平の弟にして枇杷ノ左大臣と稱せらるゝ人なるが會て筑紫に下りしことなし。伊周は関白道隆の子、百人一首の儀同三司なり。罪ありて太宰権帥に貶せられ、長徳二十年二月八日大宰府着、翌年四月五日召還さる。此間僅に四ヶ月に過ぎず何の違あつてか悠悠豊後の片山里に遊はんや。且伊周は惟基より一代後の人なり。又明神大蛇に化身し大蛇又人間に変化して人と交るが如き事は、元より背理の言にして有り得べからざる事なれば論ずる迄もなき事なり。

惟基を姫ヶ嶽大明神の神胤なりとする記事は右に出せる如くなるが、之を論破せる諸説を左に示さん。

井澤長秋著廣益俗説辯 花の本をだまきの説

此説に載する所前々記するものと重複するものあれど諸説を一括するが如き観あれば煩を厭はず全文を掲ぐ。

俗説云。日向國塩田と云ふ所に大太夫と云ふ者ひとりのむすめあり。花の本と名づく。一説には堀川大納言、一説には枇杷

左大臣、一説には一條左兵衛仲平といふ人、豊後國緒方の庄日野小田に住せらる。一人のむすめあり。花の本と名づく。緒方家代々家譜と云ふ書には堀川大納言兼基の女とあり。

かたち甚美なり。屋を後園

につくりて居しめけるに、いづくともなく男來りて、ひそかに女子に通ず。父母之を聞きて汝がもとに通へるはいかなる人ぞといふ。むすめこたへて水干立烏帽子を着たる男、夜々來りてかならず曉にかへる。我其人の名を知らずと云ふ。母むすめに教へて、かの人の歸る時、針を以て苧環ワツマキにつらぬき、男の襟にさせと云ふ。其夜件の男來り曉歸るに及びて女針をえりにさし、翌朝父母につげて共に絲をしるしとして尋ねゆくに、日向豊後のさかひ姫ヶ嶽一説に豊後国入田郷祖母嶽とあり。の窟いにいたる。窟中に痛吟の声あり、あやしみつゝ是をとふに窟中よりこたへて、我は是花の本が夫なり。

今曉の針頤にあたり。此故に疼痛甚だし。我まさに死すべし。女がはらめる子は男兒にして世

に越えたる勇士となるべしといふ。

一説には我は是祖母ヶ嶽大明神なり。すがたを見ればおそるべしとたふ。女しきりにのぞみしかば、大蛇出でてまみえて曰く。汝が孕める子は男児なるべし。氏は大神、名は大太惟基と名づくべし。われながくまもり神とならんといひつゝ窟に入り。女今一度まみえ給ふべしとなきくどきければ、大蛇かしらを窟より出す。其長さはかるべ

からず。しばらく匍匐して窟中に死す。是すなはち嶽嶽明神なり。一説に祖母嶽明神は大巳貴ノ命なり。 其後女はた

して男子を生む。かたち健にしてよく走る。脚に胼胝多し人呼でアカギレ 鞆大童と云ふ。一説に弘仁二年三月五日男子を産す。神詞に

まかせて大太大神惟基と号す。強力軽捷にして智謀あり。終に豊後国を押領し、豊後守と号す。

大童五世の孫を尾形三郎伊能といふ。伊能が身に蛇尾の

あとある故に尾形と號しけるとなり。

今按ずるに妄説なり。但し舊事本記云。大巳貴命素戔嗚尊の子 天の羽車ハケレマに乗つて妻妾を求む。節度フレンド

ノ縣にゆきて大陶祇オホホスエツミが女活玉依姫を妻とす。ひそかに往來して人之を知らず古事記云活玉依姫其容端正なり。神丈夫とな

りて夜半に來る。故に相感してともに婚す。女妊身によりて父母あやしみて誰人來るやと問ふ。女答へ

て曰く神人の形屋の上より來たりてともにふせりと云ふ。父母麻をほつけて綜ヘンをつくり、針を

もつて神人の短裳モスソにかけ、明旦アカルアツク絲に従ひて尋ねもとむれば鎔の穴より越えて節度山を経て、吉

野に入り、三室山にとゞまる。大神たることを知りて其綜の遺れるを見れば、たゞ三ツケ祭あり。

この故に三輪山と名づけ大三輪の神社といふ。姓氏録云大神朝臣は素佐能雄命六世の孫にして大國主神大巳貴尊を云ふの後なり。はじめ大國主三島の溝杭耳の女玉櫛姫

を娶る。夜未だあげざるに去る。かつて晝いたり給はず。こゝにおいて玉櫛姫續める芋を衣につけて、あくるにいたつて尋ねもとむれば茅渟縣陶邑を経て、すぐに大和國御諸山をさせり。芋ののこれをみれば三わけあり。これによつて姓を大三

祭といふ。

日本紀云。崇神天皇の姑倭迹々日百襲姫ノ命を大物主の妻とす。云々前出

是等の説をあやまり傳ふるものなり。大神をおほがと訓するは、おほんがみの略にして又みわ

とも訓ず。既に八正史、姓氏録にも大神氏をのせたれば、實に上古よりこれあり。アキギレ 鞆大童以

來の氏にはあらず。又尾形の事は源ノ順シタガフが和名類聚抄延喜中ノ作 既に緒方郷をのす。緒方と尾形

と訓同じき故に通用して記せるのみ。なんぞ蛇尾ある故によらん。たとへば富士を不二ともか

けるが如し。他書にも此たぐひ尤も多し。是等を以て俗説のあやまりを知るべし。」

井澤長秋は蟠龍と号す。熊本の人なり。國學に精しく漢籍に通せり。正徳享保頃の人なり俗説辯を著す。豊後國志の著者唐橋氏にさきたつこと六七十年、早くも已に大蛇説の愚俗なることを喝破せり。

太宰管内志に曰く。和名抄に大野郡緒方郷、緒方は哀加多と訓むべし。名の義は小縣の意なるか。

井田郷に大形村と云もありと云へり。蛇の尾の形より起れりと云は元よりひがごとなり。

龜山隨筆に（緒方氏の系譜）を考ふるに、世々大野郡緒方郷に在りし由なり。なれども其系図と云もの初の方の文は何れも偽り作れる物にして、実に緒方氏の始祖とすべきは三代実録に仁和二年二月肥前介より豊後介に轉任せし大神朝臣良臣なり。其子庶幾と

云ふ者大野郡の大領となる。是を大太夫と云。大太夫の大は大神の大の字と聞こえたり。惟達云此説は豊後国志

に據るか。さて、是等の大夫は凡て郡司を稱したりし名と聞ゆ。外位にても五位までは進む例なれば、

郡民其司を推尊して大夫とは呼しならんといへりき。

緒方と云は早く和名抄に見えたる郷名なるを、彼の緒方氏の系図にさま／＼作設て其家祖を、或は堀川の大納言とし、或は枇杷の左大臣とし、或は儀同三司とすなど、後世愚俗のわざなり。又華の本が大蛇の子を孕めりし故事既に井澤長秀が俗説辨にも、わきまへたるが如く、うつなく大三輪の神の故事を取誤れるものなり。又緒方氏彼社を祖神と心得誤たりしより、緒方の惟榮に至て自ら嶽大明神と云五文字を書いて奉りし旗二旒、今尚社家に持傳へたり。惟達云一旒は古代のものにて大いに破損しボロ々々になり居れり。一旒は後世是を模

造せるものなり。又此所に蛇骨と云ふものもあれど、そは中川家の先祖久通公と云し殿の時に平げし蛇なれば

惟達云平げし業は誤なり。

近き頃なり。春木此穴に入りてよく見しに、近頃の蛇頭骨は穴の口の岩を穿て社を作りて是を納て神とす。又其の胴骨とて百姓家に持るあり。是は石の如くに成てあり。其外に昔の

蛇骨と云ふ物はあることなしとあり。」

大宰管内志の著者は筑前の伊藤常足なり。三十有餘年を経て天保十二年六十八歳の時脱稿せり。○龜山隨筆の著者は永富獨嘯菴の子数馬の事か。数馬龜山と号す。五島侯の文学たり。

賀來佐之云。惟基は上古の人にして父母未だ何人なるやを知らず。惟基豪邁不羈威武九州に振ふ。

故に世人鬼神の説を附會し以て惟基を榮するなり。猶玄鳥の卵を吞みて契を生み、巨人の跡に感じて后稷を生み、蚊龍上に交はると夢みて漢高を生むの類なり。然らざれば英雄一時の辨説のみ。怪むに足らず。

佐之天保年間宇佐郡佐田村に在て大神姓大系図を編次す。佐田は山間僻遠の地にして交通便ならず。参考資料に乏し。而かも尚俗説に惑はず妖蛇説を排斥せり。

明治時代に及んで猶大蛇説を固持する人あり。是を左に紹介せん。

小河一敏著豊後國直入郡式社健男霜凝彦神さね考に云く。元禄中に土民の始て此窟中に入りしは窟中鳴動するのみならず。土民神感有て始て入りたる由いひつたへたり。今に其蛇骨は楠の箱に

入て窟前の岩の中に収め、箱くづれば改めつくる例にて、其前に拜殿等を建ていつき祭られたり。又故ありて其骨を少しばかり此里の民の家にも納めたるを一敏わかき頃まさしく拜しけるに、実にたゞならぬさまにして、神蛇の骨たること疑ふべきものにあらずぞかし。扱姫嶽上下の社に祭れる霜凝彦てふ神は、此山いと高くして霜の深ければ此山の神をかくたゝへたるにて云々。霜凝比古も必霜神の属なるべし。されば穴森の神蛇も実に姫嶽の神の化れるにして大彌太の姫だけの神孫といふは正しき事と思はれたり。」

宮内省出仕矢野玄道と云へる人いたく此小河の説に敬服して曰く。

此考いとめでたし。豊後風土記球覃の項に、天皇行幸之時奉膳之人、擬^レ炊^グニ^ニ於御飯^一令^レ汲^ク二^イ泉水^一、即^チ有^リキ^ニ蛇^一。云々。此の蛇^{オカミ}も即ち此山の主神たる健男霜凝彦命にやとぞ思はるゝなり。又かの彌太氏の女に娶しは此神の裔にてもあらんか、なほ神龍の人に通ひしは肥前風

土記にも褶振峯の下に見へ、戒國^{カラ}にても唐堯が母、漢の高祖が母なども然ありき。」

小河一敏は豊後岡藩の人字博く文業殆其濫奥を極めざるはなしと云ふ勤王家にして高名なる人なり。明治十九年七十四歳にて卒す。かくの如き人にして猶迷信の範圍を脱するを得ず。惜哉。矢野某の説の如きは言ふに足らず。迷信の甚しきものなり。只霜の字如何にも六ヶしき文字にて深意ありげに見ゆれど、字典に霜龍なり。又或作^レ龍、又作^レ靈、神也、善也、とあり。龍か神かの意に過ぎず龍と云は元來支那古代空想のものにして実存のものにあらず。おかみは大神の義、龍、大蛇なりと言海に出づ。尾立維孝氏も神祕説にして小河矢野賛成なり。

最後に豊後國志の大蛇説を打破せる卓論を掲げん。

國志に曰く。按するに惟基は蓋し大野郡領大神朝臣庶幾の子、庶幾は所謂大太夫なり。惟基は所謂大彌太なり。世以て姫嶽の神胤となす者なり。盛衰記に曰く。大太夫女あり。華の本と名づく。容姿艶麗、之を愛して後園に居らしむ。人あり。竊に來りて之に通す。夜は即ち來り、晝は到らず。據る所を知らず。其母之に教へて曰く。其人去らんとするとき、芋を績み、針に貫き、衣に係け、芋に隨ひて之をもとめよと。女之に従ふ。乃ち是れ舊事記、姓氏録に謂ふ所の大神氏の古事なり。又曰く。之を觀れば即ち姫嶽窟中大蛇針に中りて將に死なんとす。既にして孕めるあり。一男を生む。性健にして善く走る。脚に鞞多し。名を呼で鞞大童と云ふ。又鞞大彌太と名づく。其蛇は乃ち姫嶽の神なりと。余竊に謂ふ。蓋し惟基祖先の餘烈により、豪富強大となり、其子孫をして滋蔓ならしめんと欲し、其土の名山にして民の仰げる姫嶽の神異を假り、大神氏の故事を混じ民心を威服

せしめんとすと。子孫遂に以て口実となし、其説を誇張す。是乃ち盛衰記の妖蛇人に姦通する説の起る所なり。後世其族之に徴し家系を作り、実以て姫嶽の神孫となす。未だ嘗て庶幾と云ふ者あることを知らず。大太夫を以て堀川大納言となし、或は枇杷左大臣、或は藤原伊周とす。一以て豊に關するなしと雖、苟も宰府に係る人あれば、取て以て大太夫に充つ。其他官爵事跡、之を偽るの拙きこと論するに足るものなし。姓氏録に曰く。大神朝臣は素佐能雄ノ命の六世大國主ノ命の後なり。豊日志に曰く。大神の諸族事を姫嶽に託し愚民を蠱惑し遂に以て数郡を掠有すと。是を以て之を視れば大神氏の族大國主より出れば則ち大國主の神孫にして、姫嶽の神孫にあらざるなり。惟基は大神の朝臣庶幾の子にして妖蛇の子にあらず。然りと雖大神の族惟榮の時己に之を稱す。則ち其誤り傳ふること亦尚し。余今聊か其統脉を論じ、其誤りを質すと云ふ。」

國志の著者唐橋氏名は世濟君山と号す。江都の人、天明四年岡侯召聘して侍医とし、秩二百石を賜ふ。眷遇特に渥し。君山嘗て豊後風土記を註す。考証確実にして詳悉なり。是時幕府地志編輯の挙あり。君山幕命を奉じて豊後國志を編す。人物、山川、神社、佛閣、地蹟、古墳、物産等悉く網羅し冊をなすこと九卷未だ進呈に及ばずして寛政十二年卒す。年六十五。後ち岡侯儒臣伊藤寛叔、田能村竹田をして此の書を大成せしめて之を幕府に進めぬ。

○按ずるに國志以前大野郡司大神朝臣庶幾あることを知る者絶えてなかりしが國志出でて人始めて之を知る。國志なかりせば豊後大神氏の系統を知るに由なからんか。我等大神姓たる者深く唐橋氏に感謝せざるべからず。又大神氏の族は大國主命の神孫にして惟基は庶幾の子なり妖蛇の子にあらずと論斷する所何等の痛快ぞや。君山の慧眼達識敬服に餘りあり。

天慶三年藤原純友亂を起し惟基之に應ず。物情騒然たり。純友已に平ぎ餘黨猶猖獗。四年八月天皇石清水八幡宮及加茂上下の神社に奉幣し平定を祈願し給ふ。宣命に曰く。西國凶賊の次將藤原ノ文元、佐伯是本等討滅の日類を率て遁脱して未だ誅戮に就かず。近日又潛に伊豫國に入て海邊の郡に害を致すと聞食す。云々

佐伯惟基等日向に據る。八月十七八日の両日官軍之と戦ふて利あり。惟基、藤原貞包の為に生擒せらる。既にして純友の殘党桑原生行等豊後國海部郡佐伯院に寇す。九月六日追討使源経基自ら兵を率ひ來りて申の時より酉の刻に到る迄戦て之を破り、生行を生獲し賊徒を撃破し馬、船、絹、綿、戎具雜物を函獲す。生行創を病て獄中に死す。惟基追討使に隨て十一月二十九日京着し、左衛門の府に將來せらる。即ち檢非違使に仰せて左獄所に下さる。十二月二十九日大赦仰出さる。本朝世紀、二本紀略、大日本史

按ずるに前記宣命には惟基を是本と書し本朝世紀の太宰府解文には是基と記し大日本史は外記日記により是行と書す。蓋し官文書はコレモトの名を傳聞し是本又は是基とあて字を記したるならん。

又大日本史の是行は誤寫なるか。兎も角本朝世紀に是本又は是基とあるは我惟基なることに疑なかるべし。近頃惟基を安倍宗任の子と説く者あれど根なき空論なり。佐伯是基とあるは惟基佐伯を根據となし居たるに因るなるべし。日本紀略に天慶四年十二月二十九日詔大赦天下^一とあり。蓋し將門純友の乱に與みし罪を得たる者多ければ特に大赦を行はれたるなるべし。惟基も亦此時大赦に逢ふて罪を免るされたるならん。豊後の諸記録及大神姓の各系譜に惟基某天皇の時罪を得て京の獄につながる。其時一首の和歌を詠みて罪を赦さるゝ旨を載せあるが、此大赦の為に免罪となりたることを作り替へたるものならんか。

惟基五子あり之を豊後日向の各地に配置す。各々其地を分領し其地名を以て氏とす。長子政次は日向高千穂の三田井家を嗣ぐ。次は阿南^{アナン}惟季、次は植田^{ウサダ}惟定、次は大野基平、次は臼杵惟盛なり。一門の聲望國中に高く建久七年大友能直守護職として入國の時迄は國中大神の一族に比肩する者なかりき。此間凡貳百五拾年なり。

按ずるに惟基智慮深く諸子を配置するに土地の殷賑、交通の便否に眼を注ぎ、特に海邊の地を選みたるが如し。臼杵、植田、阿南は海邊若くは海に近き所なり。而て自己は舟泊の便の多き佐伯に居をかまへたり。三重の地は己が出生地に近く且豊後日向往來の要衝なれば諸子中傑出せる惟盛を置きしなるべし。かくて豊後樞要の地は過半惟基が勢力内に歸したるが如し。剩へ日向の三田井家は舊家にして土持氏と頡頑せる豪族なれば長子政次をして継承せしめしか。

惟基既に海瀕の要處を占領しければ四國中國はおろか京畿地方にまで通商し又遠く朝鮮あたりまでも船を出して貿易を営みしにあらざるか。豊筑乱記及大友興廢記等に惟盛父の赦免後謝恩の爲め大唐の珍物、綾羅、錦繡、其外九州の土産金銀珠玉を大船數艘に積み父に代りて上洛し朝廷に上るとあり。是は元より誇張に過ぐれども、全く根も葉もなきそらごとにもあらざるべきか。其頃諸方に巨萬の富を擁したる土豪ありしが如く惟基も亦豊日二州に威を振ひ海上の利を占め豪富を極めたるなるべし。官軍佐伯を陥いれし時鹵獲物の多かりしを以て見るも思半ばに過ぎん。

惟基赦免の後は消息得て知り難し。凡そ人一たび大蹉跌をなす時は再び勢力を挽回し難きは世の常なり。されば惟基其後は世事に断念し安逸に老年を送りしか。一説に鳥羽天皇の元永元年九十三

歳にて死去とあるは信じ難し時代大に違へばなり。日向高千穂地方の口碑に長子政次を頼みて高千穂の荘に來り向山村に住む。里人之を稱して御内御所と云ひけりと尾立氏先祖考に云へり。尚此事は三田井氏の所に云ふべし。

因みに云ふ惟基純友に荷担せしと聞けば如何にも乱臣賊子の如く見ゆれど、此事に就ては當時の社會状態を少しく觀察せざるべからず。當時政治の腐敗、社會の困弊實に其極に達したりと云ふべきか。幸か不幸か國家久しく外患の憂なく大なる内乱も起らざりしかば、大平打續きて民心惰弱に流れ、加ふるに民に教へなく迷心強きに乗じ佛徒横行し、消極的に人心を抑壓しければ我國開關以來此頃の如く民心柔弱に陥り卑屈に沈淪せしことはあらず。

藤原氏は基経以來政權を私し、我家の專有物の如く之を世襲して憚らず、朝廷を蔑にし民を虐げ莊園天下に満ち／＼て獨り奢侈を恣にせしかば、世は太平の名ありて其実人民は困弊を極めたり。

大化の制は大凡收穫の二十分の一即ち五分を田祖と定めしが、天慶の頃には收穫の七割を納税せしめ、七公三民の制となりて平安時代の最重税を課するに至れり。されば人民は納税に苦しみ遁れて或は他國に走り或は僧となりて、納税課役を免れんとす。かくて僧となる者年々増加し津々浦々より山間僻地に至る迄、僧を以て充塞し、終に全國三分の一は禿首の人と化せり。然るに此異僧ども佛法をも信せねば、五逆十惡をもいかでか憚らん人を殺し貨を竊み群をなして海陸に出没せり。國司にも亦貪慾飽くことを知らざる者多く誅求甚しければ、人民は疲弊し三善清行の封事に云へる如く嘗て殷賑なりし地方も人烟絶へぬる所ありしかや。さて國司等は部民には厭はれ公卿どもよりは田舎漢とて軽侮せられしかば、すまじき者は國司なりとて年を終るも入部せず、己れは京に留まり目代のみを遣はすものありき。是等目代の如きは亦利にのみ耽りて無耻の輩多ければ奸曲卑劣為さざる所なく、「受領は倒れん處に土を攫め」と言ひ習はし、轉んでも只は起きぬ主義を執れり。人民はかく苛税に呻吟せしが、一方國司より受くる保護は如何と問ふに、保護の如き殆ど度外に附せられ警察はなきに均しかりき。されば都鄙ともに盜賊横行し或は禁中、官省に入り、或は官門に放火し甚しきは白刃を提げて宮殿に上る者ありき。

當時細民は實に憐むべき状態にて、財産あれば上に取らるゝか賊に奪はるゝか又は殺さるゝかの外

なければ、更に民に貯財心なく、一朝飢饉でもあれば餓莩路に横たはるに至る。強き者は賊にでもなりて自己の生存を謀るが弱き者は実に憫むべし。老たる親が病にでも罹れば介抱する餘裕なく路傍に之を遺棄せり。王城の羅生門とか朱雀門とかの要處にてさへ病者が何人ともなく呻いて居たりとかや。嵯峨天皇の弘仁四年には病人を路に棄つ可らずと云ふ太政官の布告がある。併しかく令しても中々行はれず京の鴨河其他の河々に死屍多く横たはれりと云ふ。都すらかくの如し、地方は推して知るべし。

當時の世態を一方より觀れば詩歌管弦の催ふしあり、雙陸、蹴鞠などを弄び戀歌を闘はせ無事泰平の世の中なれど又他方より察すれば右の如く民政大に乱れ社會の状態は眞に慄むべきものなりき。されば無資力なる細民共は有力なる強者の許に走りて其保護を求め自存の途を講ぜざるを得ず。強者は亦是等頼りなきものどもを集め養ひて郎党とし、次第に権力を扶植し年を積み代を累ぬるに従ひて家富み族榮えて地方の豪族となり、生業を営む要もなく暇あれば数多の郎党を率て山野を狩り暮らすなどして武事をのみ鍛錬しければ、村落の民は怖れて領主の如くに仰ぎ敬ひ他國よりさまよひ來る浪々の者ども先づ其家に仕ふるもありて、勢強大に為りては國司をも逐出し攻殺しなどする者もありき。

是等有力なる豪族どもは東國にては武士、西國にては海賊と稱せられき。かやうなる豪族の起るは一は國司又は其目代の珠求盛んなるよりし、一は國家が人民に保護を與へ得ぬと云ふような民政紊乱紀綱弛廢の変状より起りしものにして、當時西海の海賊と云ふものは今日云ふ所の海賊とは全く別物なり。以上は大畧、日本文明史畧、趣味の日本史、平安朝史による。さて我惟基も前記の如き世態の変状より必要上生まれたる一豪族にして、藤原氏代々の専横驕奢に憤慨し居たりしが適と純友の乱に遭遇して之に加はりしは己が權勢を張らんは勿論民の疾苦を救ひ藤氏の權柄を抑制せんと図りしものならん。

惟基の夫人詳ならず。

一書に菊池隆家の女又は菊池武行の女又は肥後權守藤原高家の女となせども菊池氏の始祖政則の父太宰權帥藤原隆家は惟基より六七十年後の人なり。

惟基の子は諸書共に五人とす。曰く嫡高千穂三田井政次、次は阿南アナン惟季、次は植田ウキタ惟定、次は大野元平、次は臼杵惟盛、是なり。然るに豊後史蹟考に出たる大神姓系図には男子九人を掲ぐ。

長男 政次 高千穂太郎
一二惟房

次男 惟季 阿南次郎又四穂田次郎

三男 惟則 野尻三郎

四男 惟顕 直入四郎

五男 惟清 城原五郎又朽網五郎

六男 惟通 佐伯太郎又朽網太郎

七男 惟平 又季平・植田七郎太
夫又季定、又惟衡

八男 榮基 又基平、大野八郎

九男 惟盛 三重九郎太夫

按ずるに此に載する所の三男惟則以下六男惟通に至る四人は其子孫共に世に顕はれさりしなるべし

惟基の後胤分れて三十七家となる。 大分郡志、三浦安貞著 豊後史蹟考

佐伯 雄城 大分郡 植田 小原 同上 大津留 犬飼

田尻 大分郡 東植田 植田 ワサダ 大分郡 植田 田吹 大分郡 西植田 賀來 豊前

小深田 敷戸 大野郡 野津原 木立 キダチ 海部郡 下郡 コホジ 大分郡

東家 橋爪 大分郡 庄内 神品 シナ 大野郡 上戸

徳丸 大分郡 高田 堅田 佐伯 佐伯ノ南 复足 大野郡 長野

都甲 国東郡 田染 眞玉 国東郡 世利 芹トモ書ス 大分郡 植田 陣

阿南 直入郡 安藤 秋岡 大分郡 植田 指原 大野郡 又杵築

由布 高城 大分郡 奈須 胡麻津留 大分郡 野津原 西植田

稗田 大野郡 小井寺 森迫 玖珠郡 深田 大野郡 郡力

豊陽志は右の外尚上野、秋園、栃原、神志部、木上を掲ぐ、是は上戸、秋岡、指原、神品、木立と同一のものにして只文字を異にするにあらざるか。

右の外大神一族を五十八家となす者あり又尾立氏は尚左の諸家を擧示す。

三田井	野尻	朽網	戸次	白杵
大野	緒方	尾形	伊能	北里
草野	八田	北阪	志垣	藤林
沼田	児島	谷	十時	白仁
尾立	中村			

但大友氏の族にして白杵、朽網、戸次等の姓を稱する者あれど、大友氏は藤原姓なれば大神姓とは別なり。

附 録

神原村及緒方村探検記

明治四十三年八月祖先の傳説に深き縁故ある豊後国直入郡神原村及大野郡宇田村カッパルを踏査す。當時家族と別府に湯治中なりしが姪の基信と二人大分町より馬車を賃し竹田町に到りて一泊せり。翌朝握飯トシネルを携へ隧道ウオズミ二ヶ所をぬけて魚栖の滝を觀又隧道に入る。之をぬくれば入田村ニユウダなり。是より門田川に沿ひて進み行く、やがて神原川と瀬口川との合流點あり。あやしき土橋を渡りて神原川の左岸を傳ひ行くこと二里許りにて神原村に達す。入田より此所迄は風景甚佳なり。秋の頃今一度來りて秋色をながめたき心地せり。山狀優雅河水清冽にして處々碧潭あり。河中往々懸崖ありて飛湍を生ず。殊に神原、瀬口兩川の合流する處より奥は谿間狭く流水澄わたりて自ら涼氣至れり。澱める處は青々として之に望めは物凄き思あり。道の左右は奇岩峭立し山景繪にかけるが如し。道路又阪と云ふ程のものなく殆ど平坦なれば道程の遠きを覚えさりし。竹田町より四里に餘れる山路をたどりて十一

時頃神原村に着けり。字波來合ハキヤヒの小茶店に憩ひて穴森神社の案内を頼む。十歳許りの小僧細き松明二束を持ちて予等を案内す。之に隨ひ阪路を七八丁登り行けば杉の大木鬱蒼と立茂りたる森あり。此森かと童子に問へばさなりとうなづけり。一段小高き處に拜殿あり二間半に四間位の新築なり。紋章は左り三巴なるべきに右廻りの三巴を彫めるは意外なりき。天井に小き神輿を吊せり。拜殿の後に木柵ありて錠を施せり。其下に深さ四間許りの空窪あり。直径拾餘間もあらん。此空窪の周圍に岩石重疊す。案内者鍵にて木柵の錠を開き石階を下れば右手に木戸あり。其高さ三尺位廣さはかゞみて入り得る計りなり。此木戸を開きて彼の大蛇住みしと云ふなる洞窟に入る。先づ此所の形状を視るに元此洞窟の口は横長く開き居たるを石を積み重ねて閉塞し狭少なる出入口のみを残して木戸を設けたるものなり。さて彼の小童窟口にて松明に火を點じ我等に草鞋を脱がしめ又大蛇に鉄器は大禁物なれば小刀の如きものを携帯すべからずと云ふ。予は童子の松明について行き基信は我後に松明を打ふりて來る。洞中暗黒風冷にして物凄く水流れ氷の如し。潺々として足を浸せり。大石あまた横はり居れば或は上り或は下りて進む程に穴は廣狹定らず。二三間の所又は一間許りの所あり。高き所は頭上二三尺に及び低き所は頭を打つ程なり。二三の蝙蝠脚を上にし頭を下にして吊り下り眼をひからして予等が動作を下瞰せり。勾配急にして凡三四十間許り行きけるに前途塞りて進み難し。水は岩石の罅隙より逸出するが如し。童子云ふ此窟中の小石一顆を拾ひて帰れば小児生るべし。其出生後は復來りて之を此窟中に返さねば神の祟りあり。子のなき人遙々遠国より來り參詣する者少なからずと。やがて窟中より出でて草鞋をはきながら彼方の崖上を仰ぎ見れば高さ貳間餘もあらんか。岩面に穴を鑿てり。豎三尺横二尺許りか。扉を設け錠を施して堅く鎖せり。此穴中に大蛇の頭骨を納む。此骨は元禄十六年十月二十日波來合村の半三郎と云へる者下の洞窟中に入りて発見せるものなり。其後宝永三年一時中絶したる穴森神社の祭典を復興し、毎年旧の四月執行す大に賑ふ由。

盛衰記の大蛇は「嫗嶽と云山に大なる穴の中へぞ引入れたる」とあり、又平家物語には「豊後と日向の境なる優婆嶽といふ山の麓なる岩屋の内へぞつなぎ入たりける」とありて、其穴は何れとも明確ならず。しかし是は唯作りばなしなれば洞穴の有無又其所在は問ふ所にあらず。畢竟土地に傳ふ

る俗談を布衍したるに過ぎず。然るに彼の波來合の山中晝尚闇き深林中に青々と水の湛へたる古池ありて其主は大蛇なりとの言傳へさへあれば、盛衰記等に出たる大蛇は是なるべしと、府會して洞穴の有無は顧みさりしが、寛文の頃なるか豊後岡今の竹田の藩主中川久清侯命して此古池の水を涸渴せしめし時、會く池底の測面より洞窟露出し、其後又所謂蛇頭骨なるもの窟中より出でしかば、古來言傳ふる蛇窟は是なんめり。是に相違はあらじ、蛇骨の出でしは宜なりと、大発見をなしたるが如くに言ふらされたるより、嫗嶽明神の化身なる大蛇説復世に喧傳し藤原仲平、伊周、兼基等の空談續出するに至れるか。

豊後國志此穴森池の事を記して曰く。波來合に叢祠あり。穴森と名づく。昔は林樹鬱蒼として白日晦の如し。旁に池あり。碧波常に湛ひ淺深を測らず。巨蛇あり。此潭に潜む。民敬畏して之を崇め、池の明神と稱す。毎歲九次の祭あり。祭若し神意に愜こたからされば、俄然として風雨暝晦、必祟りあり。其他民害常に多かりき。岡の先侯山城守久清嘗て之を聞きて曰く。夫れ民は神の主なり。民和して神之に依る。豈之を害するの理あらんやと。乃ち其臣大河原某に命じ功を興さしむ。土師、藤北、次倉、九重野、諸村の丁をして盡く林木を伐り、池水を竭くして妖神を驅らしむ。興作三日にして山林鳴動し暴風大雨、迅雷飛電、日夜昏黒にして百獸喧叫す。吏民懼れて功を廢す。某乃ち目を瞋らし劍を按じて曰く。若し命に従はざる者あらば之を斬らんと。是に於てか二旬にして功成る。民始めて安し。今に至る迄其賜を受く。蓋し是公の力なり。池水既に涸る。旁に洞穴あり濶さ二丈、高さ八尺、其深さを知らず。是れ其巢窟なり。元禄中因幡守久通位を嗣ぐの後、適と村民三人あり。炬を挙げて穴に入ること三十餘歩にして物あり。路に塞かる。之を燭すに怪石なり。色黄にして大き斗の如し。乃ち石を以て之を撃てば裂けて両断となる。相舁いで以て出で、之を觀れば則ち獸骨なり。其幾百年を経ることを知らず。形は牛より小さく犬よりも大なり。宛然たる蛇頭骨なり。遂に官に告ぐ宝永二年官命じて其側に於て石崖を鑿して以て之を收めしむ。舊祠を修め改號して穴の森の神となす。大神氏の族をして祭を掌らしむ。是れ世に稱する處の巨蛇人に化けて來り大神氏の女華の本に通ひて以て子を生ましむる者なり。鞞大童と名づく。緒方党の祖とする所なり。平家物語及盛衰記以為く嫗嶽明神なりと。誤れり。夫れ嫗嶽は白雉天子

皇極天皇の創むる所延喜祀典

の載する所なり。其神は乃ち豊玉姫ノ命を以て彦五瀬命に配し、稱して健雄霜凝日子の神となす。ケンウツンモヨリヒコ
豈淫神の事を以て明神の徳を瀆さんや。然れども當時の人惟榮等誤りて以為く嫗嶽の神孫なりと。

況んや後人に於てをや。辨正せざるべからざるなり。」

原文は漢文なり。

予此窪畔を徘徊し又窪中に入りて見廻はせども、大河原某如何にして池水を乾涸せしめたるか明瞭ならず。蓋し其時多人数にて数日かゝりて池水を汲み干し減水するに及んで池底の塵埃泥土を除去して湧出する水を疏通せしめしかば是に由て其後は水路通して停滯することなきに至りしか。往昔此凹窩に水溜り居りしとすれば枯枝落葉幾百年の間堆積して水路閉塞し碧水満々と湛ふに至りしならん。然れども予の実見に依れば、碧浪湛へたる池と此空窪とは別物にあらざるか。成程一見したる所にては此窪地に水湛へしが如しと雖其一方を切開きて水を疏通したる跡は見えぬ。切開かされば、回水を汲出したりとも其後復水の溜るを如何せん。今見る所にては洞窟中を流るゝ水は岩石の下をくゞりて流れ出て居れば昔もかくこそありつらめ。依て童子に此洞窟の下の谷に池又は池の跡はなきかと問へは至て浅き池ありと答ふ。さては往時問題の池は其浅くなり居る池なるへしと思ひ道はなきかと問ふに荆棘生茂りて近づき難しと云ふ。由て其池は見ずして止みぬ。

大阪の緒方氏著緒方系譜考に曰く。窪地の底へは三十階ばかりの石段がついて居る。それを降ると右手にあたつて大きな暗黒な洞窟がある。低い木の垣が張つてある。これが「お穴」である、入口は高さが十尺ばかり、幅が二十四五尺もあらうか。小母さんが持つ二本の松火に導かれながら中へ下へと這入る。眞暗である。岩の間は時々ひどくすべる。三十間も下りた頃小母さんがこゝから「お池」の光が見えますといふ。のぞいて見ると蒼白の光が向ふからもれて来る。もうこの邊まで来ると穴の中は立つて歩けない程にせまくなつた。私は這ひながら更に入中に入る。もう肩がつかへて進めない。穴は浅い池に開いて居る。高さが二尺足らず、幅が四尺ばかりの蒲鋒形の開口を通して見た。池は極めて浅い。水は澄んである。穴の開口から二三尺離れた所へ十数條の水滴がしきりに落ちてさはやかな音をたてゝ居る。向ひの岸は屏風のやうでその下部二三尺が見えるに過ぎない。左右はわからない。空は勿論見えない。四方が切り立てたやうになつてあるさうである。水の中には枯木が一本膚もむけて横たはつてゐる。不思議な所である。云々」

さて、此洞窟の口は横に長く長く開き居れば枯枝落葉にて容易に閉塞さるべくも見えず。又洞窟中は廣くして岩石の外何物もなきに因て察するに、此洞窟は古來より露出し居りしを大蛇の栖みし所として、此所に拜殿を設け崇敬せしにあらざるか。而して彼の碧水湛へたる池は此下にある今の浅き池にして其池に大蛇潜み居りて民害をなすと稱せられしにてはなからうか。

又國志に所謂蛇骨に就ては疑なき能はず。予も之を視るを得さりしが、國志の著者も亦見ずして唯聞けるがまゝに記せしならん。大き斗の如く牛よりも小に犬よりも大なりと有るが、か程に大なる蛇頭骨のあるべきか。凡蛇の頭は胴に比して小にして扁平なるものなり。斗大と云ふは、一斗ます程の大きさを云ふか。在來の日本種の犬よりも大に牛よりも小なる頭蓋骨を有する大蛇世界に棲息すべくもあらず。若し一種の石塊にあらずして正しく獸骨なりとせば、猪か鹿か又は熊の頭骨なるべし。夫れにしても二人して舁き出づる程なるものはあらず。

因に云ふ。緒方と云ふ地方は大蛇の尾の形残れるにより附けたる名なればとて尾形と書すとか。又緒方姓の嫡流には背に鱗三枚ありとか、又は鱗形ありとか言傳ふるは甚笑ふべき空言なれど、大神姓の家に三鱗の紋章を用ゐるは是より出たる事なるべし。昔北條家が三鱗形の紋章を旗につけしは時政或時江の島の辨財天に祈願をこめしに、満願の夜の曉緋の袴着けたる女房出現せしが、終に長さ二十丈ばかりの大蛇となりて海中に入る。立てる跡に鱗三枚残り居れると云ふ虚談より出でし事かとよ。

栗田寛博士白杵緒方二氏考證の終に曰く。假初にも國史を研究し大道を講明するに志あらむ者、

もし邪説の人を惑はし妖神の民を害ふが如き事あるに當りては、かならず武く雄々しき益荒夫心を振起して、秦河勝が常世の神を伐きだめしが如く（皇極紀の十三年）また箭括ノ麻多智壬生連

磨が夜刀ノ神ちふ神を驅盡せし（常陸風土記）故事のまゝに振まふべき事なるを、たゞに邪鬼妖

怪の愚説にたぶらかされて狐狸の類をかしこみ、又神異の怪談に畏れて、魑魅罔兩をおぢ拜みつゝ、邪説暴行を排くる事あたはざらむは、古人の行為にも耻べきなり。國志に云へる大河原氏の功は上にいはゆるうつまさの常世神をうちきたため、箭括の麻多智が夜刀ノ神を退けつる功烈にもおさ／＼劣らぬ、ますら健男とこそ云ふべきものなれ。かゝる雄々しき國學者と、かゝる民害

を除くべき卓越の人あらましかば、我国の威風は支那を畏服するのみに止らで、猶西洋萬國にも輝きなんものぞと吾はつねに思ひて忘れずあるなり。國志を學ぶ人いたづらに神怪を語りて民を惑はすことなくばいと幸なり。」

穴森の踏査を終りて阪路を降り前の茶屋に憩ふ。夫れより河を二度渡りて神原の姫ヶ嶽神社に参詣せり。石階高く二百二十餘級もありとかや。酷暑の折柄なれば之を登るに頗る苦しめり。二三度も休みて漸く神社に達す。巖窟内に祠宇あり。近年改築したるものと見ゆ。是即ち健男霜凝日子神社タケヲシモコリヒコなり。彦五瀬命を祭り豊玉姫命を配祀す。故に山を祖母ヶ嶽と稱し神を姫ヶ嶽大明神と號す。健男は勇猛なる男神の意にて霜凝は霜のいみじく結ぶによりて負はせたる名なるべしとぞ。延喜式に豊後國直入郡一座 小 健男霜凝日子ノ神社とある是なり。孝徳天皇白雉二年の創造にして姫嶽の本祠なり姫嶽の嶺に一石祠あり上宮と稱し本祠を下宮と稱す。下宮の祠宇修繕ある毎に其棟上の記を収め皆之を存す。白雉の舊材今尚之を藏す。白雉二年創造の由棟札にあり。

此社の神宝鰐口の正面の銘文に豊後の国直入郡神原村健男霜凝日子神社と刻し、背面に永和四戊午年（足利義満の頃）正月吉辰願主神孫日向國白杵郡三田井小太郎十三歳敬白と記す。龜山隨筆に曰く日向國三田井氏は尾形氏の一族なり。此社近き比迄も定かに知られざりしを、唐橋氏豊後國志述作の事によりて委しくものせられたりし時、神宝の鰐口出で、初て健男霜凝日子ノ神社なること明かに知られたり。太宰管内志 此社の狛狗は餘程古きものにて我國に存する古代三狗の一なりと聞く。

神社の阪を下りて神原村の阿南アナンと云ふ人を訪ふ。此家に緒方惟榮の軍旗を藏する由を聞きたればなり。其子倉より軍旗三旒を出して示せり。一は惟榮平氏追討の時用ひしもの、由なるが絹地はぼろ／＼になり居て文字讀むべくもあらず。他は其模造にて豊前中津町の緒方十郎左衛門大神惟貞といへる人寛政八年二月原旗奉納の時作りて共に納めたる由なり。十郎左衛門は豊前上毛郡緒方村の城主緒方帯刀の後なり。父は中津の城主小笠原信濃守長次に仕へて禄三百石を領せしが、元禄十一年小笠原修理太夫長胤改易の時浪人となりしとぞ。軍旗の箱書に延喜式内健男霜凝日子神社什器、神孫惟榮征討平家の軍旗中津緒方十郎左衛門奉納之品とあり。

此旗縦七尺五分横三尺、絹地にて上に梵字あり中に姫嶽大明神と草書にて大書し下に左り三巴相並べり。○阿南氏は大神姓の一族なるべし舊家と見えかゝる山里には稀なる家構へなり。其一族に阿南喜一と云ふ人あり。其家に阿南家の系図を藏す。

さて此地に来れる用務己に終りたれば是より歸路につけり。此地方は白酒の流行る處と見えて茶屋毎に白酒を販き居らざるはなし。我等も試に一盞を傾けしが暑氣拂ひにはあらで暑氣招きなりき。黄昏竹田に歸着す。其夕當地中学校教諭玉置省吾氏に招かれて馳走になる。同氏に四穂田の所在地の調査を前日頼み置きしも分明ならざりき。七日早朝馬車にて竹田を發す。是より東行して暫く大野川に沿ひて進み行く。次に間戸、草深野、大久保など云へる山間を経て緒方村に着けり。何となく古郷を訪るゝ心地せり。緒方下井路を傳ひ上自在村と下自在村との間に馬車を下り田間の小径を踏で南行四丁許りにして緒方神社に詣づ。此地は其昔し緒方惟榮が宅址の由にて今は城と呼ぶ。社前に石の華表あり。緒方神社と題する額を掲ぐ。此他に文字なし社は緒方川の上に在りて境内は五六十坪もあらんか。雜草生茂りて莽々たり。草を踏分けたる足跡もなければ參詣人あるべうも覺えず。拜殿傾きて床板朽ち踏むに危ふき心地せり。併し格天井に草花など描きありしは思の外にやさしかりき。祠は石造にて前扉に錠を下しありたれば神体を拜するに由なかりしが、衣冠束帶の石像なりとぞ。石祠は享保二十年 乙卯 十一月吉辰富部甚之允森暢奉建立とあり。近傍は廣野平坦の地なるが當時は城といふべき程の結構はなく四方の天險を要害とせしものゝ如し。此所の茶店に村の者三四人憩ひ居りしが予等が馬車を止めて緒方神社への道を問ふを聞き茶店の主人他に向て緒方惟榮と云ふはどうした人であらうと問へど知る者なかりしに、村寺の和尚と見え物識り顔に惟榮と云ふは少々此邊を乱暴した位にて餘りえらき人にはあらずと云へり。神社の荒れはてぬるも理りなるかな。

緒方神社參拜を終りて猶井路に沿ひ野尻村、西白寺と云ふ所に到る。此處にて下車し徒歩して牧口町を経て宇田村に出でぬ。宇田の事は前に記したれば略す。尾立氏大阪の緒方氏の如き探檢家も此宇田村には行かざりしが如し。さて予等は宇田の調査を終りて岩戸に到る。此所は宇田より來る奥嶽川の大野川に落合ふ所なり。橋畔の一茶亭にて昼食をなす。此地三川の合流地にて香魚多く價亦甚廉なり。大なるものにて、なまは一尾二錢位なりしか。刺身、塩焼、煮付、味噌汁にして飽迄喫し、食後名高き沈墮滝シンドウガタキを觀る。茶店より遠からず瀑布は横一百餘歩の懸崖より直下し分れて十三條となる高さ九丈餘百雷の怒號するが如く飛沫紅を吐きて壯觀云ふべからず。水量多き時は合して一

流となるナイヤガラ瀑布の何百分の一と云ふべき形状なり。予未た我國に於て此種の懸泉を觀ず。近年其傍に渠を鑿ち滝の上より河水を引き水力發電所を設けたれば瀑布の美觀大に害せられぬ。文化は天工を侵蝕するを免れず。此夜三重市に一泊し八日別府に歸着せり。

大神姓系譜 卷之二

第一章 日向三田氏

大神惟基の長子政次出でて日向國西臼杵郡高千穂の三田井氏を繼ぐ。高千穂太郎と稱す。三田井家の

鼻祖は鶴茅葺不合尊の二男三毛入ノ命と稱せらる。命及其子九人を合祀して十社大明神と云ふ。祠は

三田井村野尻に在り。命六十世の孫某子なし。政次を養ふて嗣とす。其子孫世々高千穂を領し縣アガタの土

持氏と並び稱され日向の豪族たり。縣又英田とも云ふは延岡附近の邑里の舊稱なり。清和天皇の時土持氏三

河に移る。其後三百年間高千穂の三田井氏當國の政權を執れり。建長六年鎌倉兩執權の下知狀に熊野

山領日向國高知尾莊作掌進士五郎高時與二地頭高知尾三郎政重一相論條々集古文書とあり。降て永祿中の

領主を三田井惟政と云ふ。伊東義祐に款を通せる十三族の一なり。天正十五年豊臣秀吉高橋元種筑前の旧

家秋月文種の子を縣三城及宮崎に封す。元種乃ち高千穂を併せ領す。高千穂の舊領主三田井親武大いに怒て

曰く。我家は曩祖政次以來既に數百年此地を領しけるに如何なれば今高橋氏に與へらるゝや。甚心得

難し。我徒に袖手して我領を人に奪はれんやとて、多勢を以て要害に支へ、數度戦ひしも衆寡敵せず

遂に戦死せり。是に於て三田井家滅亡せり。

大日本地名辞書○同書に高橋元種を種統とす又政次三田井に移り遂に三田井を氏とすとあり。

政次より八代の孫を太郎政久と云ふ。建久四年右大將頼朝の代参として畠山庄司重忠十社宮に参詣す。

政久の子太郎政貞氏を三田井と改め中山の御所に居る。老後祝髪して義雲と號し御所の内に一寺を創し義雲寺と名づく。自後代々の菩提所なり。其十二寸の孫右京太夫武壘を三田井村十社宮の傍に築き三田井城と稱す。天文二年其子兵部大輔親武祠を承け越前守に任す。天正十五年縣の城主高橋右近大夫元種に滅さる。親武は始祖政次二十二代の孫なりとぞ。親武の城跡は十社の近傍にあり。四方岩石にて溪流之を廻る。

高千穂莊の内七折村の内宮水に親武の森と云ふがある。高橋元種此處にて親武の首実験をなし此に埋めしと云ふ三基の碑あり。

三田井家供養塔

越前守三田井親武君之墓

三田井家臣供養塔

碑の背面に享和三癸亥 歲八月再建と刻す。又平清水と云ふ所に高九神社大明神と云ふ祠あり。

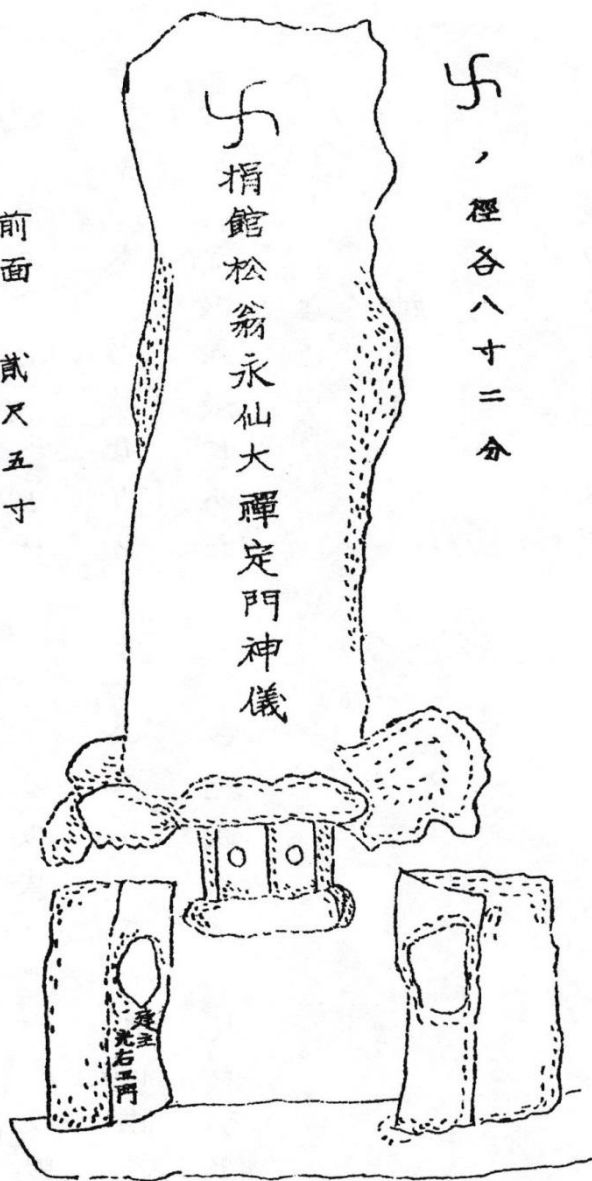
是は親武落城の後弟庄次郎左平太及女子三人市原より平清水に來り居りしを高橋元種下知して討たせし由。乃ち九社大明神と崇め祭る。社の側に兄弟の塚あり。

向山と云ふ所に親武の體を埋めたと云ふ所あり。其上に石垣を築きて諱るしとなせるも石塔はなし。

此所の岩の中段に親武落城の時馬を立てしに侍臣谷川三遠なる者後ろより主の首を討ち其身も共に自殺せしと云ふ。尾立氏高千穂再征日記に曰く。向山御内の御所 向山は三田井の西南おほよそ一里の所にあり。教願寺と云ふ浄土院ありければ此寺に就て古の義雲寺あとは何地なるや身内の御所はどこなるやと僧子に問ひたるに、僧子が曰く義雲堂の境内は此寺院のうしろなるいまの向山尋常小学校のあたり一面をいふ。越前守殿落城の後は畑となりて今は其城跡と見ゆる處もなければ此所を越前守の屋敷跡と語り傳へたり。又中山の後の入口の所に大神惟基どの、墳墓ありと語り聞せたりければ、屋敷跡といひける處を見るにげにやんごとなき境も今はすかれて畑となりけるにぞ世の例も思ひ出で、小学校の生徒が無心にて遊びたはむるゝさまなどまたなくあはれなり。惟基公の墓を訪はゞやと村童に案内させて竹林の中をおしわけて行けは程なく自然石荊棘の中に屹立せり。禮拜して墓前に進み、手をもていばらをかなくりて讀みけるに大やう左の如し。

大(地平線)七尺七寸餘

卍、徑各八寸二分



横幅

前面 貳尺五寸
左側 壹尺二寸
右側 貳尺五寸

裏幅 貳尺一寸五分

村人に此墓の由緒をかきたるものありやと問へども皆なしと答ふ。只殿様の墓とのみ稱せり。誰殿を指して殿様と云ふやと問へども知らずとのみ答ふ。一人の男は高知尾太郎の墓なりと承るといへり。さすれば惟基公の御曹子政次殿にあたれども古記録の説は大やう惟基公の墓となせり。

高千穂莊神跡明細記に曰く。

向山村

中山後口の山少し入りて自然石の碑あり。高サ壹丈斗り巾貳尺五寸斗り。

卍 松翁永仙大禪定門
文字磨滅して
見えがたし

此墓親武公の元祖大神太夫の墓なりといふ。此ほとりに五輪杯数と残れども何人の墓なるを知らず。此あたりを御所の屋敷とも又大内の御所ともいふよし。親武公常に御住居の地なりと云ふ。

所からさも見えたり。古跡記に曰く。

御所の屋敷

御内の御所とも云。是は親武公常に住居の地を云ふ。山の上平地あり。木立多し。森の内に小き社あり。内に像あり。浅羅女大明神と云ふ。是は十社大明神の妾神なりとも又親武公の内室なりとも云ふ。右後の山邊に大なる自然石の古塚あり左の通り。

卍

捐館松翁永仙大禪定門

初の二
字不明

是は親武之元祖大太の墓とも、又親武の墓とも云ふ。併右神橋の脇に親武の塚と云ふものあれば大太の塚なるべし。此塚の後に五輪の墓二ツあり。共に文字消て更に不分。

右者高千穂中古蹟、并寺社、船渡、橋数、細に書出し申様にと被仰付候に付、拾八ヶ村莊屋吟味仕、夫々書出し申候に付一紙如此に御座候以上

元禄四年 辛 十二月十一日

鳥越次郎太夫

一ノ水 彌兵衛

惟達云此碑が親武の墓碑にあらざるは右に云ふが如くなるべし。若し親武の墓碑ならんには天正十五年親武陣没より元禄四年迄は百年計りなれば其地の口碑に全く存せざることなかるべし。又捐館の二字百年位にて磨滅することもなからん。されば大太惟基か又は三田井家の中興政次の碑にして足利時代三田井家に於て祖先の為に建設し戒名の如きも禪家の追号したるものなるべし。足利時代自然石の碑あるは往々之を見る。

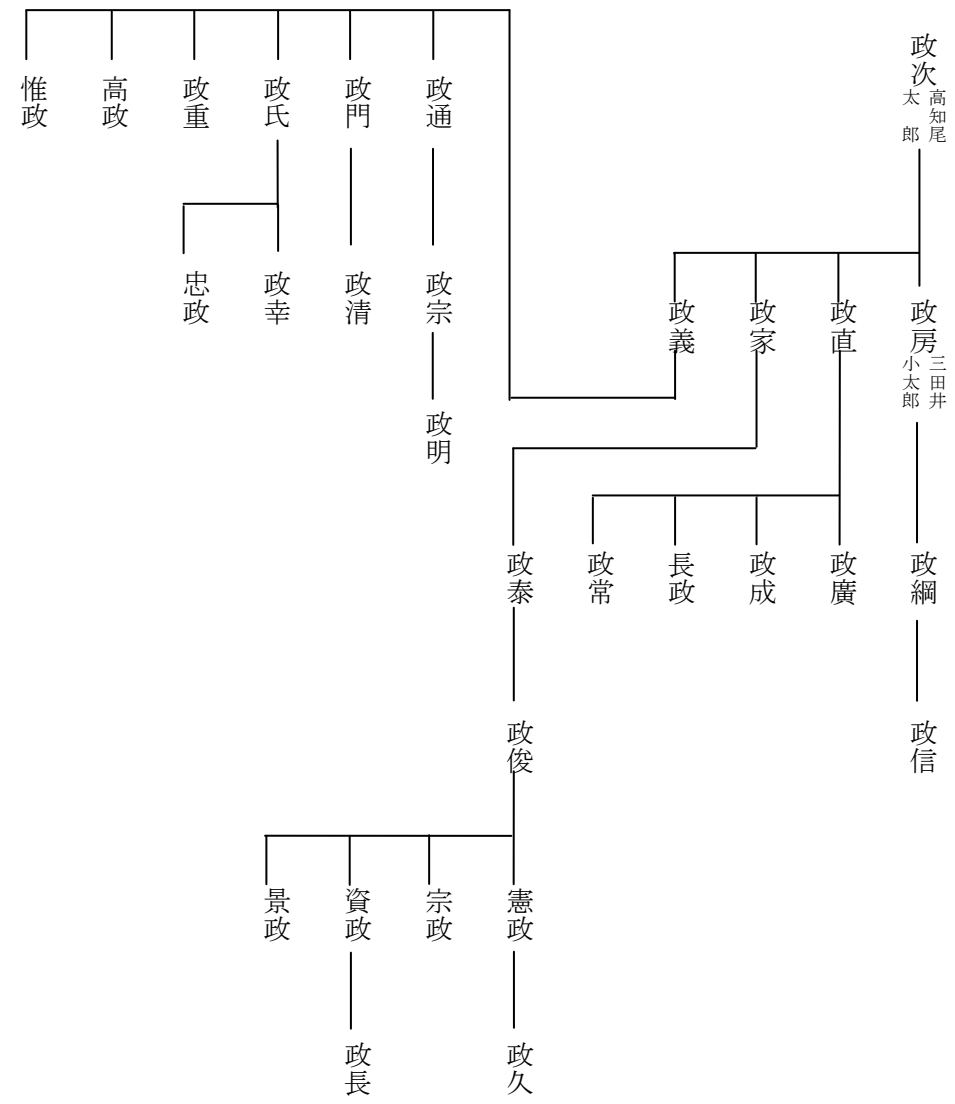
又此碑の側にある五輪の塔は此自然石の建碑以前の墓標にて或は夫妻又は父子の墓石なるべし。五輪塔は平安朝後期より鎌倉時代にかけて盛んに行はれたり。

又此高千穂郷に下野八幡宮あり。社司神原勇喜、尾立氏に語て曰く。本社は御内御所大太郎惟基の勧請する所なり。當初は唯石祠のみなりしが五世の孫高千穂政久宮殿を創設す。神宝に太刀、鏡、矢、兜、各一あり。太刀、鏡、矢は惟基の寄進に係り、兜は天正三年九月九日越前守親武の奉納する所なりと。

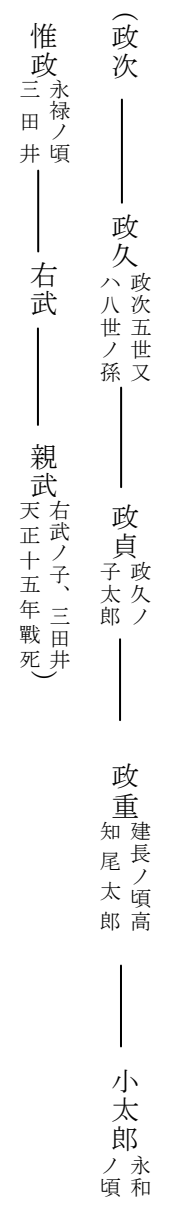
高千穂の記事は尾立維孝氏
の高千穂再征日記に據る。

三田井家系図

豊後諸氏系図中の
大神姓佐伯氏系図



我家の大神姓大系図には政次の子高基、高基の子五人曰く基家、友高、高義、高平、高守、基家の子二人曰く家用、基家とあり。



附 録

予久しく、奇談珍説に富める高千穂の神秘郷に遊ばんことを望み居たるが今年八月幸に之を訪るゝの機を得たり。高千穂は人煙稀れにして他と交通も少き眞の片山里と聞き居たるに聞くと見るとは雲泥の相違にて今は道路開け自動車の往来頻りなり。高千穂の峡は延長十四五里頗る佳景に富む村の中心を三田井町とす三田井より岩戸迄約二里自動車にて往復し岩戸神社に参拝せり三田井の町外れに旧城址と云ふ所あり公園となり居るが餘り遊びに行く者はなき様なり奥に稻荷社あり休憩所あり又ベンチも二三脚あり時間の都合にて向山には行かさりし三田井は人口一萬に及び貸切自動車三台乗合自動車十四五台ありて交通甚だ便なり

昭和癸酉

惟 達

第二章 阿南氏

阿南氏は惟基の次子惟季より出つ阿南アナムは大分郡の一郷名なり。今阿南村、谷村、南、西、東莊内村、阿蘇野村などに當る。惟季始め此地に居り阿南を氏とせしならん。建久中大友能直豊後の守護職として入国の際大神の諸族之に服せず。所在兵を擧げて之に抗す。阿南次郎惟家は高崎山に據り、其弟家親は鶴賀城戸次郷に據りて反抗せしが遂に大友氏の為に亡されぬ。應永の頃阿南惟定あり。大友十一代親著チカアキ同三十三年暴徒の為に弑せられし時惟定奮戦して敵に當り暫し支へしかど獨力のよく及ぶ所にあらず。遂に重傷を負て斃れぬ。親著も亦續て害せらる。吾之を三角畠の変と云ふ。

天正十四年薩州勢大挙して豊後に攻入る。此時大野郡緒方の郷に阿南但馬守と云へる者あり。薩州勢押寄すると聞き郷士二百餘人と俄に高尾と云へる所に要害を構へ敵を待受けぬ。さる程に十月二十七

日島津家久の侍大將伊集院美作、野村備中、白濱周防等三千餘騎にて押寄せ來りしが急に攻めんともせず、使者を以て和議を申入れ承諾あるに於ては互に人質を取交はすべしと云ふ。敵は多勢味方は無勢なれば如何にも叶ふべからず。阿南但馬守等評定して先づ此度は降人となり時節を窺ひ重て本意を遂ぐべしと。即ち人質を出しければ敵も人質をぞ遣はしける。然る所に薩州勢如何なる思慮にや出でにけん。高尾の人質を忽に殺戮しければ城中よりは是を見てさては和談は偽りなりけるぞと冲天の怒りをなし、やがて薩州の人質を城外に引出し生ながら情なくも大竹に指貫き立置きたり。敵は是を見て大いに憤り曳や声して攻寄する。両軍是より入り乱れて、戦へば阿南但馬守も衆に抽て、毎度勇猛に戦ひけるが、終に深手を負て引き退き目もくれ心も乱れて息もはや絶え／＼とぞ成にける。此但馬守には男子なく只一人の娘あり心操優にやさしく貌も舌に勝れて艶にあてやかなりけるが、早や十七歳になりけり。父の寵愛一方ならず此度の籠城にも父と共に籠りけるが、父の深手を見て其手を取りて此年月何となく暮らせしも父上の舌にいましける故にこそかやうに人となり侍りき。今別れ進らせては誰を便りに存ふべき。同しくは死出の山三途の川とやらんをも共に仕へまひらせてこそ思出とも成へけれど云畢て白練の鉢巻し括袴を着父が帶せし太刀を佩ひ敵の群り居たる場へかけ出たり。其有様誠に思切たる体にぞ見えたりける。容貌の美麗にして優にたへなるよそほひ華薬夫人の華の面を欺くほどの姿なる故いかる島の夷なりとも心まよはてあるべき。我生捕んと馳向ふ。元來思定めしことなりければ、なじかは少も憶すべき。先に進むと兵の高股を切て落し續てかゝるを眞向二つに打割れば二人はあへなく果てにけり。其後十餘間を下り戦ひけるを尚生捕らんとせしかども、両三人切伏て小高き所にかけて登り太刀の鋒を衝んで眞倒に落ち貫れてぞ失せにける。剛なる女の有さまやと見人聞人其志を語り傳へて皆哀感を催ふせり。續て城も亦陥りけり。

其頃又岡 今の竹田市 の城主志賀太郎親次が家臣に阿南三右エ門惟秀とて大剛の勇士ありけり。同年十二月

島津家久、白坂石見守に六百の兵を授け直入郡篠原目の城を攻めしむ。此城は岡城の支堡にて岡の西北三里の所にあり。志賀親次、阿南惟秀を大將として此城に籠置きたり。折節勢微にして百餘人には過ぎざりき。去れども軍の法なれば関を合はせ城戸を開て討て出で惟秀も自ら鎗を提げ暫し戦たりしが叶はずして城中に引入りぬ。惟秀胸中一策を案し白坂石見守に一書を送りて降を乞ふ。白坂心よく

其請を入れければ惟秀城を出て、降禮を取る。石見守やがて打連れ入城して惟秀に搦手を預置きぬ。阿南は胸に一物あれば白坂に隨順して親次に宿恨ある由を語り懇に仕へければ白坂も心を置かさりけり。惟秀竊に親次に使者を送り薩州勢をおびき出し挟み討たんことを約す。親次大に歎び此機逸すべからずとて千七百の兵を出し篠原目の城に向はしめ五百人の兵をして追手の堀際迄押寄する。薩將白坂は阿南に欺かれ敵を小勢なりと信じ八百餘人城戸を開きて打て出づ。阿南は城中に火を放ては白坂十四五騎にて落行くを後より餘すさまじと追いかけて打てかゝる。親次は此合戦心元なしと思ひ佐藤右京亮に二百餘人を従はしめ篠原目の後詰として遣はしける所に老戸の口にて白坂に端なく礮と行逢ひ無手と組み安々と取て組伏せ白坂が首をぞ取りたりける。此度の勝利は偏に阿南の奇策によるものなりとて親次大に惟秀の功を賞しけり。豊太閤も亦其報を得て親次に書を送りて之を賞せり。豊薩軍記

阿南次郎惟季の末孫に惟家其子基家あり。平氏九州に下向の時一族と共に院宣に従ひ先陣として功あり。後ち大友能直下向の時大分郡高崎城に出張。其外数度合戦遂に同山巔権現之鳥居前にて惟家矢に中て死す。時に五十四歳。基家は大友氏と戦ひ敗れて後ち直入郡波來合に還り暫く居住。山中に退て時節を待つ。姓名を変して波來合四郎と稱す。後ち入道して無親と號す。豊後諸氏系図

基家より九二十九代にして現今の阿南喜一に至る其家今尚波來合村にあり。

第三章 大野氏

大野氏は大神惟基の八男大野八郎栄基より出づ。栄基の後裔に大野九郎泰基あり。緒方三郎惟栄の従父兄弟たり。建久七年大友能直豊後の守護職となりて下向す。泰基之を聞きて曰く。抑當国は先祖以來他家に妨げられずして我一族之を領し來れり。惟栄假令流人となると雖某在国の上は豈一戦を勞せず、手を空ふして人手に渡さんやと。大野郡神角山を本據とし諸方に手配りをなし高崎山の阿南惟家

鶴賀城の家親と相呼應して鎌倉勢をぞ待居たり。鎌倉よりは先勢として古庄四郎重吉攻来り兩軍既に矢合せて戦ふこと数度に及びしが泰基毎戦勝利を得ければ古庄鎌倉に注進して援兵を乞ふ。頼朝下知して重て猛勢を下し押寄すれども、泰基智勇萬人に勝れ此度も更に敗を取るることなし。されど今後の成行を案じ一門郎党を集めて曰く。我軍毎戦利あらずと云ふことなし。然れども天下を相手に戦ふ事なれば終には滅亡を免れざるべし。されば方々は和順して能直公に従ひ給ふべし。某は惟栄に對して切腹せんと云ひ終て一通の訴状を認め能直に送り檢使を請受け城楼に登つて大音をあげ天今我を亡ほす。是即ち天命なり。我は天をも怨みず。人をも咎めず。我が切腹を見て末代切腹の手本にせよと。言捨てて自ら頸をはねて斃れぬ。諸人之を觀てあはれ大剛の勇將かなと感涙をぞ流しける。

泰基亡びければ能直乃ち入国し暫くは何事もなかりしが、五六年を経て泰基が靈魂未だ閻浮提にさまよひけん。大友家に障害をなすこと度々なり。祈禱に丹誠をこらすと雖其驗更になし。安部泰親下て泰山府君を祭りければ是に依て國中稍々穩なるを得たりとぞ。然れどもやゝもすれば又靈魂崇りをなすにぞ、國中もてあつかひ、諸卿諸邑に社を建て、神靈宮と號し毎歳祭を執行しければ、是よりやうやう鎮りけり。泰基が墓は神角寺觀音堂の脇に在り。

大友興
廢記

按するに泰基が靈崇りをなすにより諸所に社を建て之を鎮めたりとあるが要するに国人大神諸族の大友氏の為に滅ぼされたるを哀み且代表者たる泰基の憤死を憫み又大友氏の新治を喜び居らざる所に偶然天災頻發せしかば是こそ泰基の亡靈崇りをなすならめと上も下も心まどひし社を建て其霊を祭りたるなるべし。

第四章 大津留氏

大津留氏は阿南の支族なるべし。阿南是季の子惟房が子に大津留三郎常陸介義隆あり。其弟に橋爪五郎あり。又大野氏の系図には泰基の弟に大津留四郎親基及橋爪治郎兵衛泰親あり。蓋此親基及泰親は

大野家より出で、大津留及橋爪家を嗣ぎしなるべし。大津留氏の居城松ヶ尾城は大分郡阿南卿大津留村にあり。大津留氏杵々之に居る。橋爪氏の鳥ヶ鼻の寨も亦阿南郷橋爪村に在り。

享祿の頃大津留鑑康あり。同三年大友家中氏族の争ありて清田越後守鑑信、賀來右衛門大夫鑑保が賀來の館に押寄せ來たりし時、大津留鑑康は賀來と同族なれば橋爪治季と共に賀來の後詰に來る。戦後大津留常陸介は豊前に逃れしが賀來の戦に及ばざりしを以て後ち罪を赦されて旧領を安堵せり。

天正中大津留河内守鎮益あり。同十四年薩州勢豊後に攻入りし時宗像掃部助と共に府内にありけるが、吉弘嘉兵衛等と謀て大友宗麟同義統父子を高崎山の城に遷らしめ、後ち又高崎山の糧乏しきを慮り豊前国宇佐郡龍王に退去せしめぬ。大津留は其時手勢百五十餘人の中五十餘人を引分けて己が居城守護の為松ヶ尾に送り返へし百餘人を隨へて龍王に扈從せり。さて又薩州勢は阿南の莊に寄せ來り船ヶ尾城を一挙に屠り、其勢に乗じて大津留が居城松ヶ尾に攻めかゝる此城は大津留嶽の東南に位し後は高山峩々として聳へ前は深谷に臨み要害堅固の地なれば大津留、橋爪、武宮、三家の一族俱に是に據りて遂に全きを得たりとも云ひ、又鎮益が老母妻子大軍の圍みに怖れをなして共に自害し果てたれば軍兵等は城を棄て、去れりとも云ふ。

大神姓系譜 上編

昭和八年十二月 賀來惟達 著述

平成十一年四月 賀來 修 複写版作成

平成二十七年八月 賀來道生 WORD版作成

平成二十七年十月 加來利一 監修・PDF化

大神姓系譜

中編

平成十一年卯月複写
(西曆一九九九年)

大神姓系譜

中篇

大神姓系譜 卷之三

豊後緒方氏

緒方氏は大神惟基の九男惟盛より出づ。惟盛初め其居所に依り三重氏を稱し三重九郎大夫と名乗り、後ち緒方の莊に移居し緒方権太夫と稱したるが如し。惟盛は惟基の諸子中最傑出し後裔多く世に名を顯はせる者少からず。

大友興廢記云。惟基本國に下り諸子もろともに喜悅の眉を披き歡樂を極る事平日に百倍せり。其後大唐の珍物綾羅錦繡九州の土産金銀珠玉大船数艘に艤し五男此記には惟基に五子ありとす白杵大夫惟盛父の代として上洛をとぐ。帝叡感斜ならず惟盛を大神朝臣権大夫に任せらる。惟盛威を四海の内に振ひ名を

一天にあげ子々孫々相續で三百四十有餘年を経て緒方三郎惟榮に至る」云々

按するに惟盛奇貨数艘を献納すと云ふは誇張に過ぎたるが如しと雖若し事実幾何かの献上をなしたりとせば多くの珍貨を提げ來りて父の罪を贖はんと欲したるか。又は當時已に賣官の弊行はれ三善清行之に論及し菅原文時亦之を停めんことを請ひし程にて延喜天曆の治も既に賣官を以て国用を助くるを異とせず、富民は私物を輪納して任官を申請し、百姓過半は六衛府の官人と稱し課役に備はらずと云ける昔の中なれば、惟盛の豪富なるがまゝに或は任官を請ふか、其他求むる所ありて昔の風潮に習ひ多くの積載して上洛したるにあらざるか。惟盛父子果して豪富なりとせば如何にしてかく暴富となし得たらんかと云ふに、財貨を惟基、惟盛父子は元より闊達剛毅の質なれば、直入大野の山間にのみ蟄伏し居らずして、白杵佐伯の辺に出勤して、漁民を手なづけ航海の利を教へ、或は支那三韓の地に發展せしも知るべからず。日本

文明史畧に當時筑紫等の商人は貨物を積みて支那三韓等に渡るものありきと云へり。又興廢記には惟基肥後菊地家にて早馬を馭せしと記し他書には其事を惟盛となせども孰れも非なり。菊地の祖則隆は後三條帝延久二年始めて肥後菊池郡を領す。即ち惟基惟盛より数代後ちの人なり。

維盛二男あり。曰く惟衡一作惟平曰く惟家。惟衡の子を惟用と云ふ。惟用五子あり。惟長早世惟隆白杵次郎惟

榮緒方三郎惟時佐賀四郎惟興賀来次郎豊前仲島城主是なり。

源平盛衰記に載大彌太惟基を云が子に大彌次惟盛其子に大穴惟衡其子に大七惟用其子に尾形三郎惟義

なれば惟義は大太より五代の孫なりとあり。されば其後之に擬して作成せる系図は皆惟榮を以て惟基より第五代の孫なりと云ひ未だ嘗て之を疑ふ者なし。豊後國志も之を怪しまず。有名なる栗田博

士も之に論及する所なし。予熟と考ふるに昔し大神良臣が豊後介となりしは仁和二年にして大神惟基が純友の乱に加はりしは天慶四年なり。天慶四年より壽永二年平家都落ち迄は二百四十三年の久しきに亘れり。此間八代乃至十代を経過するが人生の常道なり。僅に五代にしては父子の間毎に五十年宛の年差ある理なり。故に四五代は闕漏し居るものと看做さざるを得ず。然れども今之を補充するに由なし。又惟衡惟用の事績も詳ならねど惟用は惟榮等の父であらう。平氏の系図を見るに我惟基と時代を同ふせる貞盛より維盛迄九代なり。源氏は如何と云ふに平貞盛と同時代の経基より頼朝迄同じく九代なり。又藤原氏に就て見れば貞盛と同時の忠平より父子相續して兼実に至る迄十代なり。然らば即ち我大神の系統に於ても此間を九代若は十代となすが妥當なるべし。

惟榮

惟義又伊能と書す東鑑には惟榮とあり

三郎と稱す。武道に達し精悍比なし。人皆其武勇を怖れけり。力飽くまで

強かりけり。緒方庄軸丸と云ふ所に七尺四面の大石あるを戯れに鐵の棒にて指貫きしとかや。其石今猶存す。其外稀有なる手柄の事ども多し。併し是等は皆惟榮を傑物になさんとての妄談に過ぎず。當時平家畚を取つて天下の権を掌握しければ惟榮も亦隨從して数年在京せしが不快なる事共少なからざりしかば豊後に下りて居たりけり。程なくして平家の運命の傾く時節や來りけん。関東には頼朝起り木曾には義仲旗を挙げ、河内國にも義基義兼父子謀反の由聞えしかば、平相國の怒り一方ならざりけるに、豊前宇佐の大宮司公光早馬を立て、臼杵ノ次郎惟高緒方ノ三郎惟義在々所々に城郭を構へ太宰府の下知にも従はずと、平家へ上申に及びけり。是ぞ則ち異日惟榮が宇佐の宮司と葛藤を生ずる遠因なりとは後にぞ知られける。公光が上申によりて平家は八月三日肥後の守貞能を鎮西へ下向せしめけり。是は臼杵戸次の外菊池、原田、松浦党の平家を背きて関東に應しけるを鎮めんが為とぞ聞えし。さる程に平家は終に都を落ちて筑紫に下りけるが當時豊後の國は刑部卿三位頼輔の知行にて其子頼経父に代りて在國の間、頼輔京より子息の許に申遣はしけるは、「平家悪逆年積て宿運忽に傾きぬ。神佛にも君にも見捨てられ都を落ちて西海に漂ふ。然るに九國の輩請取てもてなすに依り國には正税官物抑留せられ、庄には年貢納まらず。是れ私の計にあらず。一院の御定なり。只速かに九國の内を迫出すべし。若し忠あらん者は勸賞は追て聖斷あるべし」と言下しければ、頼経惟榮を召て此趣を告げたりけり。

り。惟榮は之を院宣と號して當國は云ふに及ばず九國の弓取に相ふれければ、臼杵、戸次、松浦党以下平家を背き惟榮の下知に従ふ。其勢三萬餘騎とぞ聞えし。惟榮は此勢を引率して太宰府へ發向す。さる程に平家は此一二月の間安堵の思をなし今は如何にして都へ歸るべきなど寄合、評定しける處に惟榮大軍を以て寄來る由聞えしかば、こは如何にせんとぞさわがれける。此緒方の三郎と申はもと小松殿にめしつかはれける所の侍也。いづれにても君達一人打越えなきやうにこしらへて見給へかしなんぞ言合はれければ人々此儀尤とて大將軍に新三位中将資盛、左中将清経、新少将有盛、丹後の侍從忠房、侍大將には越中の前司盛俊を先として都合其勢五百餘騎、豊後國へ打越えやう／＼にこしらへ頼みけれども惟榮之を肯ぜず。剩へ君達をも是にて討留參らせ度は候へども、それも思ふに何程の事か渡らせ給ふべき只太宰府へ歸らせ給ひて御一所にて如何にもならせ給ふべしとて太宰府へ追歸しけり。程なく惟榮は次男の野尻次郎惟村を使者として平家の方へ申入れけるは、年來御恩をも蒙り深く相傳の君と憑み進らせて候。其上十善の帝王にて渡らせ給へば二心なく奉公仕れども、平家都を出で西海に下り給ひ朝敵となりて人民を惱す。速に九國の中を出だし奉るべきの由一院の院宣とて國司より仰下さるゝの間王土に身を入れて詔命を背き難く候。疾々九國の境を出させ給ふべきにて候と告げぬ。平大納言時忠はひほくゝりの直垂に絲蘭の袴着て惟村に對面し、やをれ惟村よ。我君は天孫四十九世の正統、人皇八十一代に相當らせ給へば神璽、宝劔、内侍所も帶して御座ます。天照太神正八幡宮も定めて君をこそ守護しまゐらせ給ふらん。九國の人民争か輒く傾け奉るべき。又當家は平將軍貞盛が將門を追討してより以來故入道信賴を誅戮して朝家を鎮め奉りしに至る迄代々國家の固めなり。然るに行家義仲等が若し此事しおふ（注、しおふ）する程ならば國をもあづけん。庄をも取らせむと、言ふを誠ぞと心得て其鼻豊後が下知にのみ従ふ事こそ大に心得られね。とぞ申しける。此刑部卿三位頼輔は特に鼻大なりければ人呼んで鼻豊後と云ひけるとなん。惟村歸りて此由を具に語りければ父惟榮昔は昔、今は今、速に平家を追出すべし。日來の好を思へばこそ先づ使を進らせたるに左様に宣ふならば時刻を廻らさず追出し奉るべし。とて惟義三萬騎を率ひて押寄する由聞えしかば、平家さらは先づ是を防がばやとて、大將軍に新中納言知盛、薩摩守忠度、能登守教経、侍大將には越中の前司盛俊、次郎兵衛盛嗣、上總五郎兵衛忠光、多ひの次郎盛方を先として都合其勢三千餘騎豊後と筑後の境

なる高野の本庄ツカノ 筑後旧竹野郡に竹野村
存す是なるべしと云ふ と云所におし寄せて散々に責めけれども多勢に無勢かなはねば平

家散々に打敗け又太宰府へこそ引退けれ。夫れより平家は取るものも取敢へず周章狼狽して箱崎の津へ落行き新羅百濟へも渡らばやと思ひけるが波風荒うして夫も心に任せねば各袂を絞りけり。箱崎の津も始終叶ひ難ければ是より又兵藤次秀遠に具せられて筑前の国山鹿の城へぞこもりける、こゝへも又惟榮十萬餘騎にて押寄すると聞えしかば急ぎ蟹小舟に取乗て豊前國柳の浦へぞ渡りける。平家物語、
源平盛衰

記、大友
興廢記

惟榮は去年平家を太宰府より追落し兵威大に振ひ九州二島其威風に靡かぬはなかりけり。去る程に宇佐大宮司公光が前年惟榮等の擧兵を平家に密告せしを仇にし一矢酬いんとや思ひけん。元暦元年七月惟榮宇佐へ寄來る由風聞頻りなれば、大宮司公光城井キキの城主城井兵衛尉種遠を語らひ姨田村狐坂に城郭を構へ合戦の用意をして待ける所に六日の夜惟榮は兄臼杵次郎惟隆、弟佐伯四郎惟憲を大将として八千餘騎にて攻來れば種遠叶はずして城井の城へぞ逃歸る。惟榮方は勝に乗て宇佐へ押寄すれば權擬大宮司実輔、少宮司政直、御枝人等と心を合はせ神輿を捧げ松隈の辻に出向ひ防戦へども終には叶はずして横山の奥に遁籠りけり。緒方が兵共神宝を掠取り剩へ火を放て社殿寺院を焼拂へり。同九日惟榮の兵宇佐を出で、城井に赴き種遠が居城を攻めしかど要害堅固なれば抜く能はず圍を解て復宇佐に歸り來る。神官等は深見の山奥へ逃行き一人も出會ふ者なかりければ惟榮が兵共豊後に引上げたり。

両豊
記

平家は讃岐の八嶋に渡り形の如く板屋の御所や内裏を作り一時衰運を挽回し山陽道南海道を討從へてより八嶋を出でて一の谷に城郭を構へ十萬餘騎を以て之を固めたれば諸国の武士之を聞て來り集る者夥し。九州の者共も一旦は源氏に心を寄せけれども大勢に動かされ心変りして平家の味方となりけん。菊池、原田、松浦の諸党を始めとし惟榮並に佐伯三郎惟康、坂三郎惟良坂の市
の人か 等緒方の一族も一の谷へそ参向しける。源平盛衰記

然るに又程なく四國九國の者共源氏に心替りして平家に叛き、惟榮は臼杵惟隆、河野四郎通信と共に

其勢一萬餘騎千餘艘の船に取乗り備前まで攻上り今木が城に立籠りければ、能登寺教経三千餘騎にて攻來る。昼夜三日戦ひて城終に陥り惟隆、惟榮豊後に漕歸れり 平家物語

源範頼は平家追討の爲め周防の赤間関に到り九州に渡らんと欲すれども糧絶え船なく思はず逗留數日に及べば東國の輩頗る退屈の色あり東へ歸らんと欲する者多し。和田小太郎義盛すら猶潜に鎌倉に帰らんす。況んや其外の族に於てをや然るに範頼兼て惟隆惟榮兄弟の源家に志ある由を聞及びしかば二人より船を徵發し豊後に渡り博多津に攻入らんと評定し二人に此旨を通知せしかば、元暦元年正月惟隆惟榮等其依頼に應じ兵船八十二艘を送り來る。範頼乃ち之に乗りて豊後に渡れり。 吾妻鏡

惟隆惟榮等去年宇佐合戦の時八幡宮の宝殿を破却し神宝を押取せるに依て配流の官符を下されしが文治元年十月四日非常の赦に逢ひ其罪を免さる。 同書

按するに惟隆惟榮が罪せられたるは吾妻鏡に云へる如く宇佐宮宝殿を破却し神宝を押取せるに因る。

是とても神官僧侶が過大の訴訟を鎌倉に申立てし事と思はる。又大友興廢記の緒方が兵神殿に放火

云々 は吾妻鏡之を載せされば後人の假作たるや知るべし。同書元暦二年五月八日の條にも去年合

戦の事により宇佐宮神殿破損殊に造替を加へへ解謝し奉るべき由啓白すべき事とのみありて放火の事は見えぬ。又惟榮義経待設けの爲め豊後国岡の城を始め豊前国の所々につなきの城を設けし由諸書に出で居るが、是を壇の浦海戦前の事とすれば源平最後の決戦地は九州にして義経必ず下向するものと豫想してかゝる設備をなしたるか。甚覺束なし。殊に惟榮は両端主義を懐き初め平氏を九州より追出し後ち一の谷に款を通し復た源氏に心をよせ今木の城に立籠りしにあらすや。又頼朝義経不和の後の事とすれば惟榮が赦に逢ひて配流を免されしは文治元年十月四日なり。然るに義経が九州に下らんとて大物浦を出でしは翌十一月六日ぞかし。此間僅々一ヶ月なり。されば惟榮如何に謀叛氣ありとするも漸く赦免せらるゝや前非に懲りもせず直に義経と謀を通し矢の如く飛んで東國より豊後に販り諸所に義経待設けの城郭を構ふが如き事あるべきか。或は義経の爲にあらすして曩に平家柳浦より宇佐に來りたる事あれば屋嶋より復來りて豊前の地に據る事あらんも知れずと思ひ、平氏屋嶋に在るの間己が一族腹心の者を要地に配置し一は平氏に備へ一は己が威を振はんが為の

つなぎの城なるべし。始め惟榮宇佐大宮司等の訴によりて鎌倉に召さるゝや、兵数万を引率して上洛し朝廷を脅迫して其罪過を免れんとせしとか、又菊池隆直と卻ありければ義経をして己がために隆直を殺さしめしなど諸書に記するは全くのそら事にて只惟榮が武勇を稱揚せんとして反て惟榮を大乱暴人になしたるを知らざるなり。俚諺に鼻眞の引倒と云ふは是事である。惟榮は世に傳ふるが如き獐猛なる没分曉漢にはあらざりしなるべし。國司の下知に應し平氏に敵せしは在京中平氏の横暴を見て不快に堪へざりしにやありけん。又平氏の旧誼を想ひやさしくも二男を使者として平氏の許に遣はしゝに平大納言時忠の傲岸なる應對に憤慨し遂に意を決して平氏に敵對することとなりしならん。然れども平氏を九州より追出ししに止まり平家の一族又は名ある侍を殺せし事なし又太宰府より山鹿城に迫りしも尚追究して柳が浦には押寄せざりき。宇佐を襲撃せしは前にも云へる如く大宮司の密告を憤怒し報復の擧に出でしなるべし。此時惟榮自ら出陣せしとは思はれず。然れども其責任は惟榮辞するを得ず。故に鎌倉より罰せられしなり。惟榮に関する傳説は唯其武勇の半面を示せる迄にて全豹を知るに由なきが其全盛に方りては豊後豊前を掌中に收め筑後筑前を席卷し大藏、原田の諸族も其旗風に靡きし程の豪傑にて子孫繁榮し著名なる人も数々出で緒方氏を稱する者世に甚多きに由て考ふるに必ずや德行高きものありしが為め今日迄追慕せられ祠を建て祭らるゝならん。

後上野志云豊後國の大名緒方三郎大神惟榮は故ありて建久中に其所帯を汲收せられ上州利根郡に流され年を経て配所にて三郎惟泰と云ふを設けたり。其後惟榮赦に遭て本国に皈り惟泰は止りて戸上に住して沼田氏と稱して子孫相續けり

惟榮上州沼田の配所にあるや薙髮して好春入道と稱す。家臣津田五郎兵衛正清配所に到て惟榮を見ん事を請ふ。衛士之を許さず。正清強て請へども聽かされば怒て自殺せり。正清の子平十郎正本家

家を継ぎ佐伯氏に仕へり。大神姓
大系図

又按するに惟榮が赦免は配流の後間もなき事なるべし。其故は鎌倉幕府の確立は文治元年三月平氏滅亡後のことにして宇佐神官等の惟榮が兵士の乱行を鎌倉に訴へ出でしは其確立後の事なるべければなり然らば則ち同年十月惟榮赦免迄は僅に六七月には過ぎず。其間出訴及召喚等の時日を除けば数月を餘すのみ。

又曰く惟榮の罰せられしは宇佐神官等の出訴のみならず義経に同情し之を九州に迎へんとしたるに由ると傳へらるゝが此事は東鑑には記してない。頼朝の意中を憚りて筆を省いたのかも知れぬ。豊後軍記畧には此事を記して曰く豊後の国の住人緒方三郎惟義平家に叛き九國を追出し奉る。源家以て勲功となすの所又義経に同意するの由其聞えあるに依り、源二位惟義を以て上野國沼田に配流し畢と。又義経が大物浦より出船せしは惟榮を憑みて下らんとせしなりと盛衰記に云へり。是則ちつなぎの城の説出でし所以か。されど惟榮は其以前已に配流に處せられしを交通不便の世なれば義経未だ知らさりしか兎に角義経西國を志しゝかは何等か頼む所ありしに相違はあらじ。

惟榮赦に逢ひたる後の消息詳ならず。蓋佐伯に居住せしか。

九州軍記に曰く緒方三郎惟義上野の國に居て先年平氏を追討せし功を訴へければ御免を蒙り豊後の國に返されて佐伯と云ふ所を賜りける。佐伯氏はなり。

鎮西要略に曰く建久元年緒方三郎惟能平家追討の功を愁訴するを以て宥免せられ上州沼田郷より豊後佐伯の莊に歸り入る。

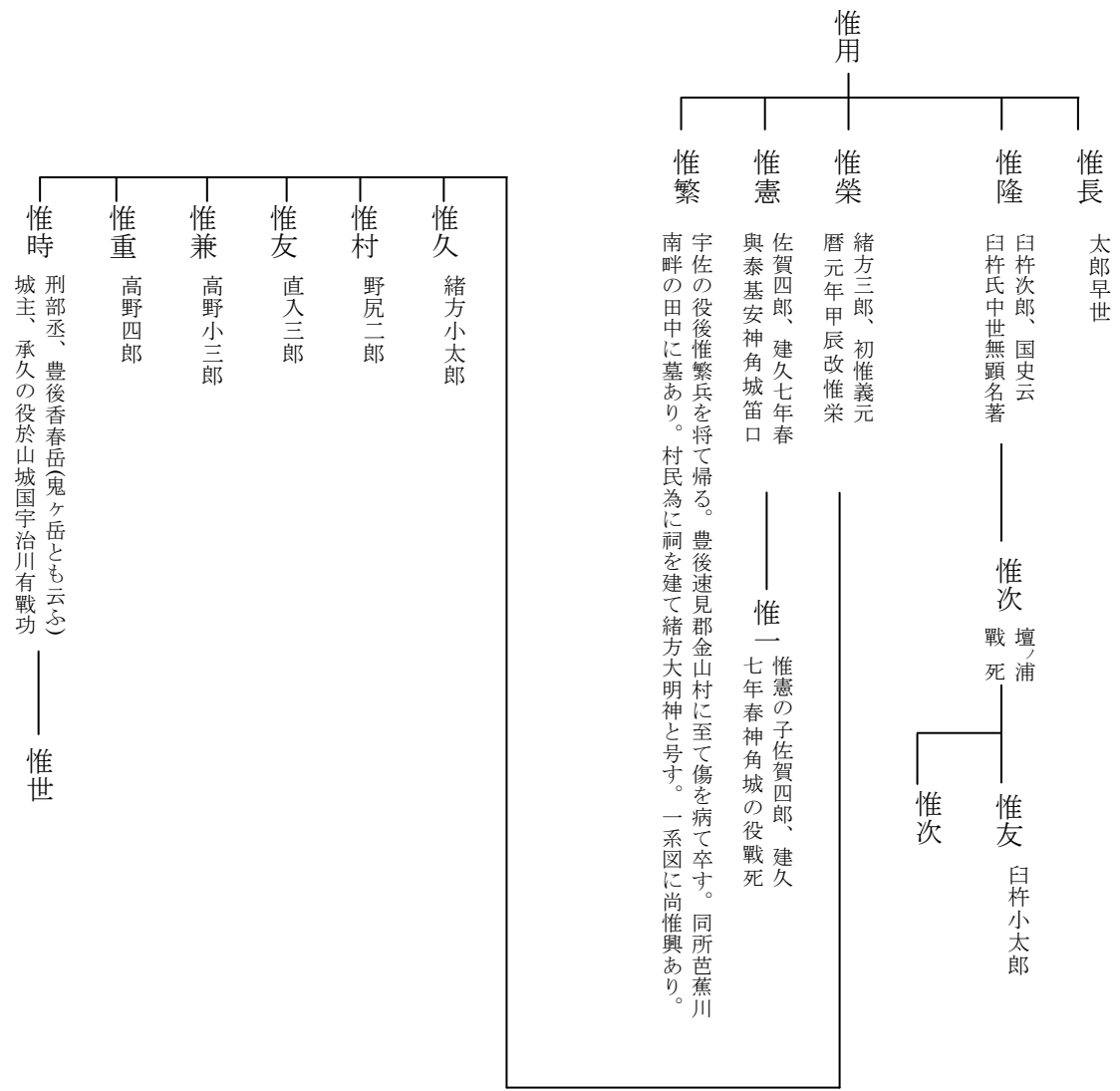
以上を以て之を觀れば佐伯に居住せしが実らしけれど確なる證跡なし。

然るに豊後速見郡山香郷下村五反田路傍に自然石の碑ありて其前に石祠を建て緒方大明神宮と刻す。惟榮此處にて病死すとも云ひ又盲目となりて落馬して死すとも云ふ。是は尾立氏の祖先考に記する所なるが我家の系図にも亦同様に記せり。此所にて死したりとするは餘りにあつけなきが如くなれど、併し惟榮の墓と稱するもの佐伯にも聞かされば或は是が眞のものなるや知れず。

同祖先考に云ふ田畝の間小丘あり。凡方一丈七尺。丘上墓あり。平目自然石なり。墓前に石祠及石燈籠あり。石祠の高さ三尺五寸。石燈籠の高さ五尺六寸。石祠には享保二十富部甚之允森暢同某…

…奉建立。石燈籠には元文五年下村某森為とあり」。蓋墓石は其以前よりありしものなるべし。

惟榮六子あり。惟久、惟村、惟友、惟重、惟時、惟兼是なり。



大神姓系譜 卷之四

豊後佐伯氏

佐伯は豊後国南海部郡に在り。今佐伯町と稱す。佐伯氏は世々梅牟礼城に據る。佐伯町より一里許りなり、近世毛利氏梅牟礼の城石を此に移し築城せり。

佐伯氏は緒方惟榮に出づ。豊後國志に曰く。家譜を按するに惟榮の第四子を三重惟家と云ふ。惟家の嫡を佐伯三郎惟庸惟庸は惟康の誤と云ふ。惟庸十三世の孫を佐伯薩摩守惟治と云ふ。累世大友氏に服事すとあり。

盛衰記に平家に一味し一の谷に上りたる者の中に佐伯三郎惟康とあるは惟榮の子なるべしと思はるれど、佐伯氏系図には惟榮の孫となり居れり。孫にしては餘りに年少ならん。

豊後諸氏系図中の大神姓佐伯氏系図云。惟榮の長子緒方小太郎惟久、惟久の次子佐伯三郎惟康、其

子左衛門尉惟朝其子惟忠、其子惟久、其子惟直、次に惟宗、其子惟仲、其子惟秀、其子惟賢、其子

惟安、其子惟治。惟宗は惟直の子か

豊後史蹟考所載大神姓系図云。惟榮の子緒方小太郎惟久、其子戸次太郎惟家、其子戸次次郎惟隆、

其子戸次左衛門尉惟繼、其子佐伯惟康、其子惟朝、其子惟直、其子惟久、其子惟直、其子惟宗、其

子惟仲、其子惟秀、其子惟吉、其子惟治。

惟康始めて佐伯氏を稱したれば佐伯氏の始祖は此人なるべし。蓋し惟榮の子か孫に當るならん。

弘安年中惟直と云ふがあり。彌四郎と稱す。法名道清、左衛門尉惟久が男なり。政直、直政又惟直とも云へり。

弘安圖田帳に曰く。海部郡佐伯莊百八十町。領家毛利判官代同孫四郎殿。地頭職大友兵庫入道殿。

本莊百二十町。地頭職御家人佐伯彌四郎政直。堅田村六十町の内十五町。領家〇〇三十町は佐伯

八郎惟資。七町一反。堅田左衛門次郎惟光。七町一反。忠左衛門次郎惟永。是等は皆佐伯の一族なるべし。

建武三年大隅國肝屬八郎兼重官軍に属し島津氏と抗争す。足利尊氏乃ち肝屬征伐の爲め佐伯備前守惟仲に教書を與ふ。

肝屬八郎兼重以下兇徒誅伐之事

差遣畠山修理亮七郎訖。隨彼催促可抽軍忠候狀如件。

此時尊氏敗れて筑紫に下り兵を集む。

建武三年三月二十八日 尊氏

佐伯備前權守殿

此時惟仲首として軍功を顕はし肝付以下を征伐せり。其後鎮西所々官方蜂起す。後光嚴帝山城守惟賢に勅旨を賜ふ。

相催一族等可致軍忠者 天氣如斯

右大辨

正平二十年十二月十五日

佐伯山城守所

惟賢院宣を奉し軍勢を集め謀を廻らし鎮西の逆乱を鎮む

是は大友興廢記の記事なり。正平は南朝の年号、北朝の貞治に當る。此勅書は南朝の出す所にあらざるか。

惟賢の子惟世讚岐守と稱す。大友親綱に仕ふ。嘉吉元年八月大内義隆兵船数百艘を率ひ佐伯湾に乗入れ梅牟禮城トガムレに押寄せ來る。惟世汐月佐渡守、泥谷主水助をして之を防がしむ。先づ少弱兵を出して以て敵を欺き且二ヶ所に伏兵を設けて以て之を挑む。敵軍勝に乗じ進んで城下に迫る。二伏起て其後を絶つ。宇山城の兵亦出で、其前を撃つ。依て大勝を得敵船三百餘艘を捕獲せり。大内義隆は持世の誤乎

惟世の子惟安、次郎と稱す。大友義長の時志賀、臼杵、古庄等と共に侍大将として筑後國星野伯耆守を征伐せり。

惟安の子惟治、薩摩守と稱す。大友義鑑に仕ふ。温厚篤実を以て稱せらる。惟治其領内迫田に嫗嶽明神を勧請し祭祀を設く。大永七年人あり惟治を義鑑に讒して曰く。惟治近頃明神を勧請せるは逆心を懷抱し武運の隆盛を禱らんが為めなり。頃者聞く所によれば菊池義國、星野親忠等と通謀し大友氏に叛せんとすと。義鑑甚其眞偽に惑へり。佐伯氏は家富み族榮へ常に大友諸臣の嫉める所なれば又其叛を證言する者あり。惟治之を聞て大に驚き怖れて其臣深田伯耆守、野下孫右衛門の二人をして豊府に至り冤を訴へしむ。義鑑却て之を憤り、二使を殺し且白杵近江守長景に命して惟治を伐たしむ。惟治は居城梅牟禮は固より險にして士卒亦勇なれば長景、吉弘、都甲帶刀等と十月上旬兵一萬餘を率ゐて之を攻れども惟治、深田の一党、塩月、野下を始めとして一族郎党を集め総勢一千人險に據りて固守すれば長景日を経て援く能はず。義鑑以為く是れ畢竟菊池、星野等の後援あるが為めなるべしと。即ち自ら兵を引率して肥後に侵入し又戸次親連、齋藤、白杵の諸將を遣はして星野親忠を筑後に討たしむ。是に於て長景一策を按出し使者を城内に遣はして言はしむるやう。足下の罪なきは皆人の疑はざる所而して君公尚之を憤る。足下今嶮に據り兵を待み一旦勝を得るも終には敗れん、されば今城を棄て、暫く難を日向に避け君の怒り緩むを待たば我足下の為めに理を益し陳謝せん。然らば必ず得る所あらん。節を守り義を明にするは城を亡ひ祀を絶たんよりは愈れるにあらずやと。理を述べ辞を和らげ起請文を出して宥めければ、惟治欺かるゝとは知らず其言を信じ、さらば仰に従ひ申すべし萬事は近江守殿にまかせ申さんとて城を下り日州の三河内迄退く所に、長景遙に日向の新名党と謀を通じ伏兵を設けて之を石神嶺に要撃す。惟治、長景が為めに賣られたるを怒り奮闘して自殺す。從士野下右馬廐、餅原監物、坂下等亦戰死す。惟治享年三十三。時に十一月二十五日なり。既にして義鑑惟治の異図なきを知り前過を悔悟し惟治が兄惟信の子惟常を筑後より招き、豊後の木付を與へ其家を継がしむ。其後惟治が亡灵佐伯黒澤村の多田弥四郎が女に憑依し我身寸毫も罪過なきに攻討たるゝこと恨限りなし。併し讒者のなす事なれば君に對しては怨む所なし。只白杵が為めに欺かれたるこそ無念なれ。三箇年の内には此仇を復へさずに措くべきかと。蹴上り々々して狂ひけり。其外奇怪の事共多かりければ里民大に懼れをなし祠を立て富尾権現と稱し以て其怨魂を慰めしと云ふ。

文久年間予が叔父賀來重八郎佐伯藩の囑託に依り三年間佐伯に在て大砲鑄造に従事せしが其間藩命を受け富尾神社の神体を鑄たる由を語れり。

惟治嘗て山寺にあり。鷺群り来りて龍護寺川木戸の瀬に集る。惟治之を見て其臣田多某に命して彼の鷺を捕へ來れよと云ふ。田多答て臣は射を能くせず、願くは他に命せられよと云ふ。惟治曰く弓を放つに及ばず、唯予が使なりと云ふべしと。田多川上に行き鷺に向ひ我は殿の使なり。神妙に捕へられよと云へば、鷺翼を舒べて動かず。乃ち之を捕へ歸りしとぞ。

貨となし平素其の富強を妬み居る事なれば惟治こそ魔法を修むれなど眞顔に言ひて義鑑を熒惑せしなるべし。

是は何かの間違より生したる誣妄ならん。是等の誤傳よりして譏者は之を奇

惟治の一子千代鶴丸年甫めて九歳海部郡堅田に在りて父の死を聞きて悲歎にくれけるが義鑑之を憐み使者を使はし千代鶴丸を召して嗣立せしめんとす。使者西野に至り速に此意を知らしめんと欲し遙かに之を招く。千代鶴丸の従士富野四郎五郎等今使者の來るは千代鶴丸を殺さんが為めならんと早合点をなし、他人の手に死せしめんよりはと遽に之を刺殺し己も亦自殺せり。

惟常叔父惟治の後を嗣ぎ左衛門大夫又紀伊守と稱す。大永八年義鑑に召されて筑後より歸り邑を木付今の杵築町に受く。初め惟常其兄大膳大夫惟勝と相善からず。兄を避け伊豫に遜る。大友義右ヨシスケ其武略拔群

なるを惜み永正十四年伊豫より召返して筑後國東郷を與ふ。大永八年又招かれて筑後より還り封を木付に受く。是より先兄惟勝既に死せり。天文十年義鑑惟常に惟治の舊地を領せしむ。天文年中義鑑の臣朽網親滿謀反して高崎城の二の丸を乗取て立籠る。惟常かくと聞て木付より馳來り鳴川より進みて之を攻む。惟常平生鷹狩を好むと雖是れ獨り狩りの為めばかりにあらず軍略の為めなり。出獵の日、時としては途中より使を走らせて士卒を呼出すことあり。大將分の者は即時に騎馬の軍兵を率ゐて來り歩卒の士又は弓手の士は組下の卒を引きつれてかけ集る。是故に不意の時と雖騒ぐ事なし。半時計りの時間あれば数日前より下知せしよりも陣列整へり。使者に走らす者は壯者を三十人選びて馬の前に打つれたり。常にかけ走りになれたれば息永く足健にして馬にもおとらぬほどなり。此時惟常が士に杉谷兄弟あり。相共に一番乗りをなし吉弘左近城内より應し遂に親滿を斬る。常山 紀談

按するに惟常は此戦功により佐伯の旧領を還付せられたるか。鳴川は今の浜脇の近くなれば惟常は木付より驅付けたるならん。

大友興廢記云佐伯惟信の妾三郎を生む。惟信後ち日向國親祐の女を娶り惟勝惟常を生む。惟信卒するに及で三郎を殺す。其後惟勝惟常と和せず。惟常伊豫に通る。某年正月十六日私に帰りて木戸城佐伯を攻む。大友義長を救ふ。惟常退て大内某に寓す。義長之を召て筑後國東郷を與ふ。

惟常の子惟教紀伊ノ介と稱す。大友家中四大名の隨一なり。天文十七年八月惟教士卒六千餘人を引率して肥後に入る。是より先き肥後の菊池氏衰へ其臣隈部、赤星、合志、鹿ノ子木等二十四人肥後を分割して統一する所なし。是に於て惟教等或は屠り或は降を入れ九月に至りて肥後悉く平けり。

天文二十年肥後の合志常陸介大友氏に叛く。大友義鎮兵二万三千餘人を率て常陸介が隈部城を攻めて之を降す。此役惟教が臣高畑三河守一日に十三回鐘を合はせて皆之に勝てり。

弘治二年義鎮兵を豊前に出し宇佐郡龍王に屯す。宇佐郡は當時三十六人の地頭ありて諸城に割據し各威權を弄して相闘けり。是に於て皆來り降り田原近江守親堅紹忍と号すの麾下に属す。親堅郡の中央なる妙見岳に在營せり

豊前下毛郡長岩の城主野中鎮種大友氏に服せず。佐伯惟教、志賀親教二人三千人に將として長岩城を圍む。鎮種八百人と共に善く拒く。既にして力能く敵せざるを知り降人となれり。

弘治三年姓氏の優劣を論し閥閥を争ふ事あり。互に相睚視して睦しからず。惟教義鎮を恨み嫡子惟実一作惟眞二男鎮忠を伴ひて怨を伊豫に避く。

永禄十一年筑前立花山の城主立花鑑載大友氏に叛き毛利氏に應ず。藝の師八千人立花城に至る。惟教之を聞き以為く今君家に大難あるを聞く。豈私怨を以て公事を廢せんや。君に請ふて以て先鋒たらんと。書を國老臼杵鑑速に寄す。宗麟義鎮の号大に之を喜び命じて佐賀の関の西烏帽子嶽に城を構へしめ兵船軍事を督せしむ。惟教薙髮して宗天と號す。

元龜三年伊豫宇和の城主西園寺公廣土州幡多を犯す。幡多の一條家は大友家と重縁の間柄なれば豊府の諸老相謀りて兵を出し一條氏を救はんと云ふ。宗麟之を聽し佐伯宗天、鶴原宗叱、深栖大藏、若林道閑をして公廣を攻しむ。公廣降る。」

天正六年日向の土持親成私に島津氏に通ず三月佐伯宗天同惟実、志賀親教、田北紹鉄、同鎮周、田原

親実、同親堅等三萬餘人に將として本営を宇目に置き進て親成を討つ。島津氏來り救ふ我軍之を破り親成を生擒し歸陣して後ち之を浦部に斬る。

天正六年宗麟大挙して島津氏を伐たんとす。諸將皆諫むれども聽かず。十月豊府を發し日向に至る。兵四万二千餘人本営を日州務志賀ムシカに置き遙に軍令を司る。田原紹忍をして己に代り總督たらしむ。紹忍人となり望高くして識聞く色厲げしくして内荏ヤウかに人の短に乗ずるを喜む。極めて奸邪の小人なるも宗麟深く之を寵愛す。諸將皆紹忍を惡みて相輯和せず。是を以て遂に大敗に及べり。此役豊後の良將多く戰死し宗天父子三人も亦戰死せり。是より叛者四方に起り宗麟の威權大に衰へぬ。世に此役を稱して日向耳川の戰と云ふ。

惟教の子惟実、惟実の子惟定。太郎又權之介又權之頭とも稱す。天正の初年舊邑佐伯梅牟禮城を還付せらる。土民喜んで簞食壺漿して之を迎ふ。惟定少して韜略兵鈴を好む。能く老臣の言を聽き且つ死士を養ふ。

耳川の役後日向海邊の者共薩州に心を寄せ佐伯の浦々に押寄せ來り掠奪をなす。佐伯太郎惟定人を出して之を追拂ひ或は討取りけり。或時佐伯木立と云ふ入江に船をよせ在々所々を剽掠す。會と梅牟禮城より見廻りに出たる者共之を聞き前後左右の道を取切り中に引きつゝんで攻めければ逃れ出べき様もなく二十六人討たれにけり。残る者共船に乗るべき隙もなく糧食器具悉く打捨て、谷峰を越え這い這々の体にて通行けり。其時の首帳を白杵丹生嶋に差出しければ宗麟即ち袖判を加はへらる。

判

前廿一到來、木立村賊船押上之處に、連々堅固依被申付。海賊之奴原討捕注文、殊武具以下捨置候趣、着到、銘々加披見候訖。

天正七年七月二十二日

天正十四年十月二十三日薩將使者を佐伯に遣はして降参を勸む。惟定家臣を集めて我未だ年少く世事に通曉せず。然れども我祖父、我先人、友我伯父、皆薩軍の為に死す。其讐未だ報せざるに何ぞ早く

も豊府に背き仇に屈服する事やある。媾和を拒み使者を斬るべきか。汝等宜しく意見を陳べよと云ふ。安危存亡の決する所なれば衆議區々なりし所に、惟定の母障子を開き出で來たりて先程よりあれにて委細は聞きぬ。惟定の所存尤至極せり。如何ぞ敵に降らん。敵若し大勢來らば各々防ぎ戦ふて叶はぬ時は討死すべし。惟定も切腹せよ。我も自害せんと。面色をかへて云ひければ理非至極して皆尤とぞ同意しける。是に於て薩使十九人を番匠淵に斬る。時に惟定十八歳なり。

島津中務大輔家久は佐伯が薩の使者を討ちし事を大に怒つて惟定の首を見ずんばあるべからずとて土持親信並に新色党を大將として日薩兩國の勢二千有餘を指向けり。此勢同年十一月三日佐伯大越川の上流轟と云ふ所に着陣し翌早朝岸河内に放火して堅田の城村まで押寄せけり。梅牟禮城にては敵寄せたりとは思ひもかけず、是は村人の失火ならんと思ひ居たるに、爰に日向の伊東三位入道の家臣にて山田匡徳と云へる軍師、伊東亡びて後ち今惟定が家に寄寓し居たるが、之を見て是は失火の烟にあらず敵の放火なりと云ひければ、惟定元來勇猛なる若大將にて、さらば馳向て蹴散すべしと、早打出んとぞはやりける。匡徳押止め當城への寄せ口は野津、因尾、切畑の三ヶ所なり。是は然るべき侍に仰付けられて防かるべし。且又一將を堅田に遣はし防かせられよ。君は在城して謀を運らされ然るべしと諫めけり。惟定此議に同じ長田右近、汐月主税助に三百五十餘人を添へ大阪本に差向て野津口を堅めさせ、汐月大藏、泥谷將監ヒヂヤに三百八十餘人を従はしめ番匠河原に陣取らせて切畑口を支へしめ、角末土佐守、菅將監に三百五十餘人を属けて中村に到らしめ因尾イシヒ口を防がしむ。次に堅田の先陣には佐伯惟末、高畑伊豫の守二番には佐伯惟登三番には惟定の舍弟統幸之に將たり。統幸末だ若年なれば其望に任せ長田天樂を差副へぬ。總軍千八百餘人とぞ註せらる。軍師匡徳は堅田三十六人を相從へ遊軍として弱からん方を助けんとぞ計りける。先陣は城村の八幡山に打ち出で足輕先づ鉄炮を放ちかくれば薩勢も歩卒を以て之をあしらふ。兩軍汐月川の邊にて暫しせり合ひ戦ふ處に二陣の佐伯惟澄等同じく進んで突きかゝれば薩勢汐月川を渡つて江頭に引退く。後陣の佐伯統幸長田天樂は宇山の古城に打登りて馬印を打立ければ薩軍退て長池に陣す。佐伯の兵進撃奮闘して府坂峠に戦ひ又之を破る。適と因尾の兵敵と峯河内に戦ひ又之を破り追て府坂に至り此處にて味方と合して薩兵を長瀬原に撃て大に之を破る。薩兵遂に遠く遁走せり。惟定其首級を府坂峠に葬り金剛寺に命じて法會を執行せしめて

之を弔へり。

島津勢益猛威を振ひ雲霞の如くに豊後に押寄せ來りしかば大友宗麟同義統父子豊前國宇佐郡龍王に逃行きけり。島津家久乃ち府内の城に入替り猶殘党を伐んと姑く爰に在陣せり。日州の諸士府内に往來する毎に佐伯の因尾と云ふ所を通行しなければ惟定之を聞き途中に待受け討取るべしと十二月十七日部下の諸士に命すれば、承るとて武勇の者共馳向ふ。因尾の所々に兵を忍ばせ相待つ所に翌十八日日向縣^{アガタ}の住人戸高將監大將として騎士三十六人と歩卒多くを隨へて進み來る。伏兵どつと四方に起りければ將監を始め三十六騎及雜兵六十餘人悉く討たれにけり。其後は薩州勢因尾をば通行せざりけり。討取る所の首帳を宗麟に出しければ即ち袖判を加はへらる。

判

去十八日薩州日州の人数佐伯領往來之刻み於因尾、数十人討捕首帳令披見候、連々無油斷依御心懸、切々忠節之段感悦不淺候。猶田北宮内少輔へ申遣者也

日州三河内は佐伯領に接續の地なり。薩軍佐伯に攻入らん時の便にせんとて此所に一城を築き日向の甲斐某を籠置きけり。其勢七百餘人なり。此甲斐は先きに番匠淵にて斬られたる薩の使者の一人なるが此者のみは淵に飛入りて只一人遁れ去りて今當城の守將となり紀律嚴肅に備えを堅くして守り居たり。佐伯惟定之を聞き其城暫くも差置くべからず、急ぎ踏つぶすべしとて、高畑伊豫守兄弟、同勘左衛門を大將として一千五百人を授けしかば、既に打立たとせし折柄、農民共此由を聞傳へ先に日薩勢來つて我等まで掠め苦しめたれば仇を復すは此時ぞと。我も我もと馳加はりける程に、其勢都合二千餘人十二月下旬三河内指して押寄せたり。されども甲斐は毫も屈せず。火花を散して戦ひければ高畑が弟理兵衛、勘左衛門の兩人は銃丸に當り伊豫守は二ヶ所まで負傷しけれども、理兵衛、勘左衛門勇を振て攻戦ひ遂に敵城を乗取り六十餘人を打取り敵を追散らし勝鬨を揚げて榎牟禮城にぞ引揚げ、惟定が忠節粉骨の働き豊太閤の耳に達しければ感状を賜ふ。其文に曰く。

今度仙石権兵衛尉不慮之仕合無是非次第に候。然る所に其城堅固に相抱候由神妙之至に候。先き勢追々被差遣頓而被出御馬。島津事可被刎首段、不可移時日候。今ま少之間丈夫之覺悟專一に候也。

正月三日

秀吉判

佐伯太郎 殿

態と染筆候。其城堅固に相抱へ候段尤も以て神妙に思召し候。今月二十日二十五日羽柴八郎始め為先勢、被差遣御人数候。殿下二月の末三月始に至て豊前表へ可被成御動座、八幡大菩薩非偽候。今廿日廿日之間大夫に可相抱候。此砌無二之覺悟誠に忠義不淺候。彼の逆徒等悉可被刎首事案之内に候條、可被成御褒美候間、家中之者共に申聞せ成^レ勇彌堅固に可^二相^一踏^一候。兵糧王薬之事可^二相^一籠^一之由被仰付候間可差遣候。猶追々可申聞候。

正月十七日

秀吉朱印

佐伯太郎 殿

大野郡宇目朝日嶽の城には島津家久日州の土持親信を籠置きけり。惟定之を聞き二月中旬一隊の士卒を差し向けゝり。此勢城の麓まで押寄せけれども城中鳴りを静めて音もせざりければ奇手急に攻めんともせざりけり。惟定廣木某を先驅として軍師土佐匡徳に速に策を運らし城を乗取るべしと命ず。匡徳曰く急に攻めたりとも今明日には落つ可らず。其上松尾の城よりも後詰めに來る事あらん。さすれば大事の戦となるべし。惟定曰く其議尤なりと雖我軍卒を出し僅かの小城一つ落し得ずして引退かんは餘りに詮なしとて、矢野大炊助を先陣として進撃せしむ。匡徳先手の者に云ひけるやう、後詰あらん事を言上したるは餘りに思慮に過ぎて、我過てり。手公の仰尤なりと。是に於て惟定自ら出馬し先づ鐵砲軍をぞ始めける。然るに土持親信は勝負の程逆も叶ふまじとや思ひけん。夜半ばかりに搦手より潜に忍び落行けるを知る人更になかりけり。佐伯勢は曉方になり逃るを追い城内を一片の煙となして歸陣せり。宗麟之を聞き感悦の書を送る。

今度土持親信相二籠朝日嶽之城一刻自身被出馬。令落城御心懸之段感悦不淺候。度々之軍功切々之忠節不可勝計候猶田北宮内少輔方へ申遣候恐惶謹言

二月十三日

宗麟

佐伯太郎 殿

天正十四年十二月豊太閣上奏して親ら薩を伐たんことを請ひ、三十七國の馬歩二十四万人を徴し大阪に會せしむ。翌年二月諸道の兵大阪を發し水陸並ひに進み旌旗空を蔽ふ。秀長前軍を統べ二十五日豊前に至る。毛利輝元之に會す。三月島津義久府内を棄てゝ遁る。中務大輔家久は府内を退て十七日宇目を打立ち豊後と日向との境なる梓山を越んとす。佐伯太郎之を遮り撃たんとて自ら朝日嶽まで打出でぬ。先陣は佐伯惟澄、高畑伊豫守二陣は泥谷左京進、高畑某にして其勢都合二千餘人梓峠に打上つて此處彼處に忍ばせ置き志づまり返つて居たりけり。かくて薩州勢峠を越えて過ぎ行かんとしければ佐伯勢時分はよしと真下りに鐵砲を頻りに打かくるに徒矢は更になかりけり。後陣の尾合伊勢守取て返し峠まで攻登るを匡徳入道横合より突てかゝる。兼て忍ばせ置きたる伏兵同時に起り群り立て弓鐵砲を放ちかくれば差しも勇みし尾合が者共怵へずして峠を下り敗走す。佐伯の者共案内はよく知たり左右の尾つじ物蔭より討伏せ討伏せ攻戦ふ。かかる所に復七八十騎雜人原を先きとして曳々聲して坂を登り來る。二陣の隊長泥谷左京進眞先に進で敵の中へ割て入り勇を奮て戦ひしが終に討死せり。士卒も多く討たれ、あはや敗軍と見えける處に佐伯の先陣並に後陣より鐵砲をしげく放ちかくれば、嶮難の阪道にて薩州勢かけ合はすべき様もなく終に坂を引退きけり。此時日州田野の地頭にて大身の聞えある武士、後藤主水に討れける程に其手の死傷三百餘人に及べり。されば薩州大に怒り又峠近くまで攻登りやゝしばらく戦ひしが終に相引きにぞ引たりける。

薩州勢の捨置きたる荷物の中に肩衝の茶入あり。惟定之を得て悦ぶ事限りなし此肩衝は昔足利將軍義輝の所持せしものなるを大友宗麟拜領し其後宗麟の家臣白杵入道紹冊茶道の達人なりし故是を與へられけるに此度薩州勢府内に乱入したる刻如何して取落しけん島津家久の手に入りしが不思議に佐伯方の手に渡りけり。其後徳川家康の重器となりて佐伯肩衝と呼ばれしとぞ。

惟定は大友氏の末路に方り岡の志賀太郎親次と共に少年武勇の雙璧と謂つべし。其他豊州勇猛智略の士に乏しからざりしかば之を統率するに其人を得ばかくも無慙に薩軍の爲め蹂躪はせられまじきに、義統父子只落仕度にのみ汲々として戸次の決戦に一兵をも動かす能はず直に府内に逃げ歸り茲にも踏止るを得ずして、即夜高崎城に奔り又豊前龍王に遁る。ふがいなき大將なかな。かゝる弱將の下に在て諸城中梅牟禮計りぞ終に降参せざりけると陰徳太平記は云へり。実に末代迄の名譽ならずや。

文禄二年大友氏國除の後豊太閤惟定の勇を愛し藤堂高虎に客分として隸属せしむ。惟定乃ち高虎に隨ひ伊豫松山に移り五千石を給せらる。高虎封を伊賀伊勢に受くるに及び又之に従ふ。

佐伯と賀來は同姓なれば豊後賀來氏の者惟定に属し藤堂家に仕へし者あるか伊賀の上野に賀來氏のありて齊藤拙堂賀來氏の女を娶りし由。されば予嘗て上野町長に照會せしに先年迄は賀來氏の者上野町に一二軒ありしが他に移住して今は一戸もなしと

回答せり。佐伯家の記事は豊後全史、豊薩軍記、大友興廢記による。

惟定元和四年六月九日勢州安濃津にて病死す。五十歳か 惟定の子權之介惟重、其子修理亮惟壽。惟壽寛永

の末つかた俄かに病死し男子なし。其名字計りあるかなきかに繼續せり。

是は大友興廢記の記する所にて、豊後より隨ひ來りし者は興廢記の著者の外少々残り侍りぬと著者は云へり。予が豊後全史の著者加藤賢成より聞く所によれば右の記事と大に相違する所あり。蓋し惟重に姉二人あり。惟壽に妹一人ありたれば惟壽死去の後右の女子に養子をして娶はせ其家を繼承せしめたるか。加藤氏の語りし所を左に示さん。

佐伯家は藤堂四家老の一家にして維新の際迄繼續し佐伯一族の住む所を佐伯町と云へり。初めは五千石なりしも其後四十餘家に分れ禄高減少せり。維新前は豊後梅牟禮の城主以來の禮式を改めず。正月元旦には一族四十餘家の為共及其家臣等甲冑を着し軍装をなして宗家に會合して年頭の式を行へり。実に勇しき儀容なりし。又尾立維蠹魚の災に罹りて讀む可くもあらず。此家維新孝云佐伯家には佐伯家及大友氏に関する文書少なからざるも大友時代のものは後は振はず。徹々として僅に存在するのみ。現戸主を惟幸と云ふ。東京に移住せり。同人所藏の刀劍及軍旗。

- 一 劍 一口 巴作魚銘白鞘寸法長サ八寸五分幅七寸大神惟基所持
- 一 手鎧 一柄 芭蕉作無銘白鞘寸法長・・・幅八分中子三寸二分昔於禁庭大太惟基斬竹中之鉄
- 一 長刀 一柄 寸法長一尺九寸幅一寸二分中子二尺三寸緒方三郎惟榮に源義経之を贈る堀河夜討の際静の携へたるものと云
- 一 軍旗 一旒 長七尺三寸幅二尺五寸白絹二枚繼合せ中央に八幡大菩薩の大字あり其右に佐伯十二社左に摩利子尊天と書し下に左り三つ巴の紋三個あり

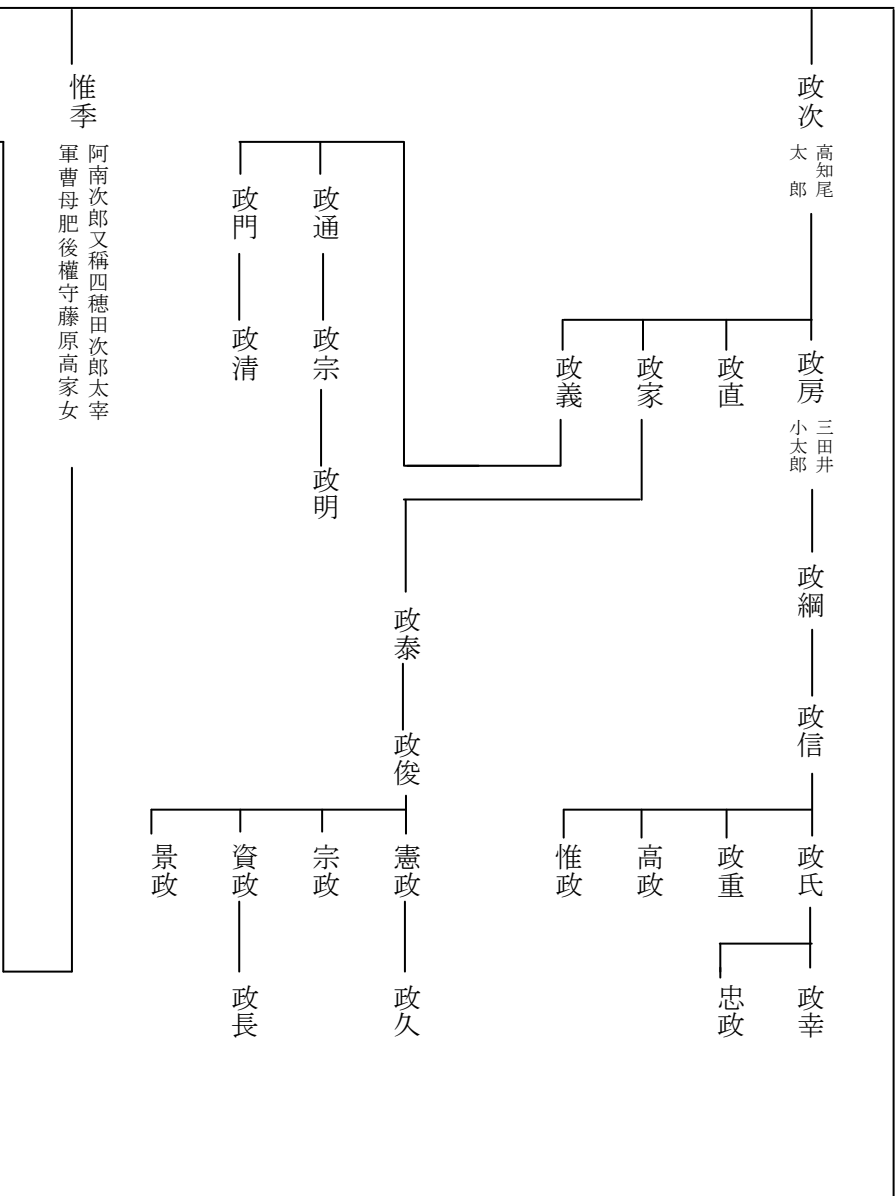
右の劔旗は皆大友興廢記所載のものなり

豊後諸氏系圖所載大神姓佐伯氏系圖

祖母嶽大明神

大太惟基

從五位下豊後肥後日向等守母四穗田庄司大太夫女号花下祖母嶽大明神權化為丈夫野合所生也弘仁二年辛卯三月五日誕生一説後一條万壽元年甲子六月朔日生三十歲時大番役内裏火災依忠勤承和七庚申八月二十八日初被補任大神朝臣從四位下左兵衛督四十八歲時叙豊後守五十一歲院宣下參洛賜死時辭世歌叡感蒙勅許加之被任權大納言從三位昇殿豊後国守賜五職檢帶下向鳥羽院元年戊辰年十一月歿享年九十三歲



惟季

阿南次郎又稱四穗田次郎太宰軍曹母肥後權守藤原高家女

政次
高知尾太郎

政房
三田井小太郎

政綱
政信

政氏
政幸

政重
忠政

政家

高政

政義

惟政

政泰
政俊

憲政
政久

政通
政宗
政明

宗政

政門
政清

景政
資政
政長

惟房
松武太郎

惟隆
高基

基家

惟光
松尾源三郎

宗平
小原祖

友隆
小原次郎

家用
畠田四郎

宗義
大津留三郎

義隆
義隆

基泰
甲斐田次郎

基依

尋念
禪師

隆平
武宮四郎

惟通
佐伯六郎又朽網六郎

隆守
橋爪五郎

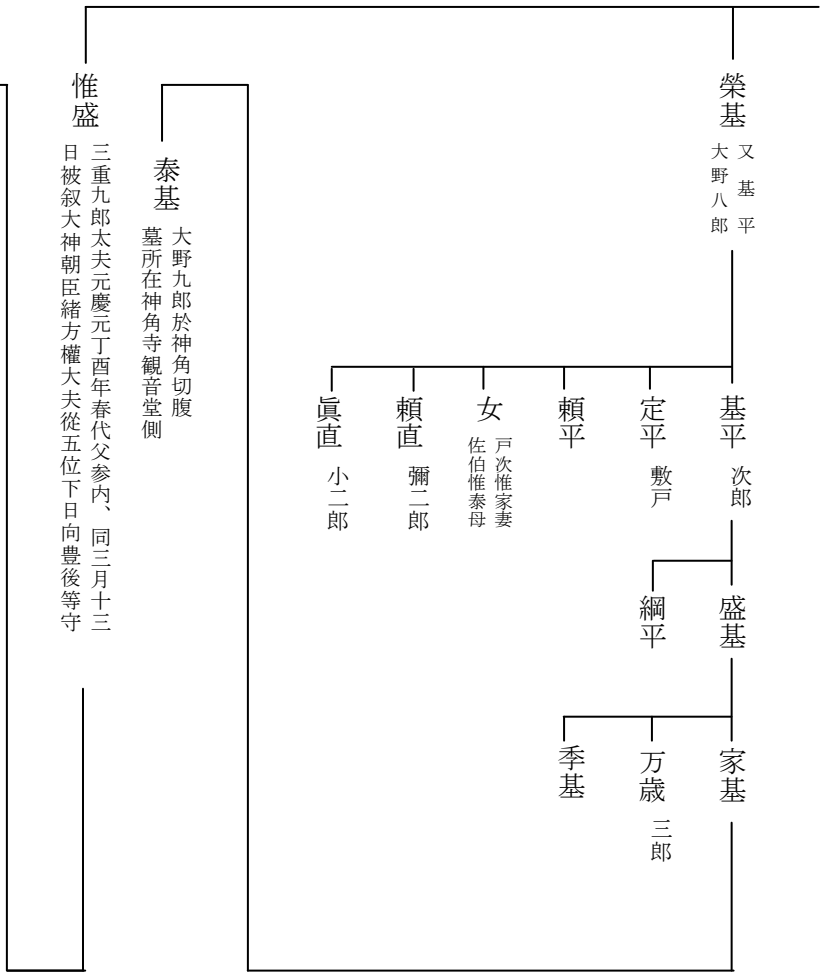
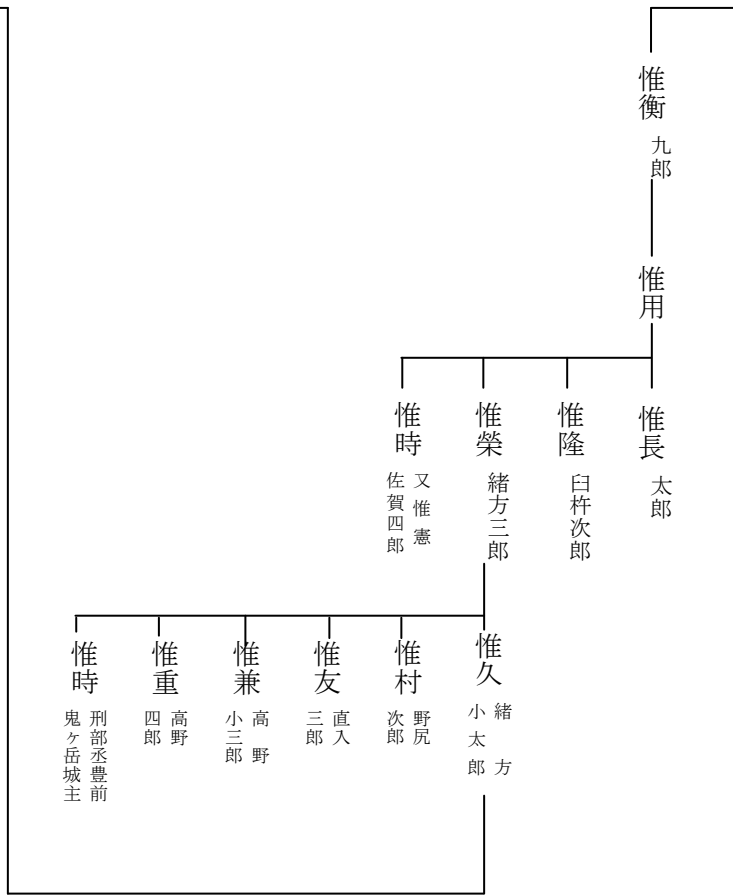
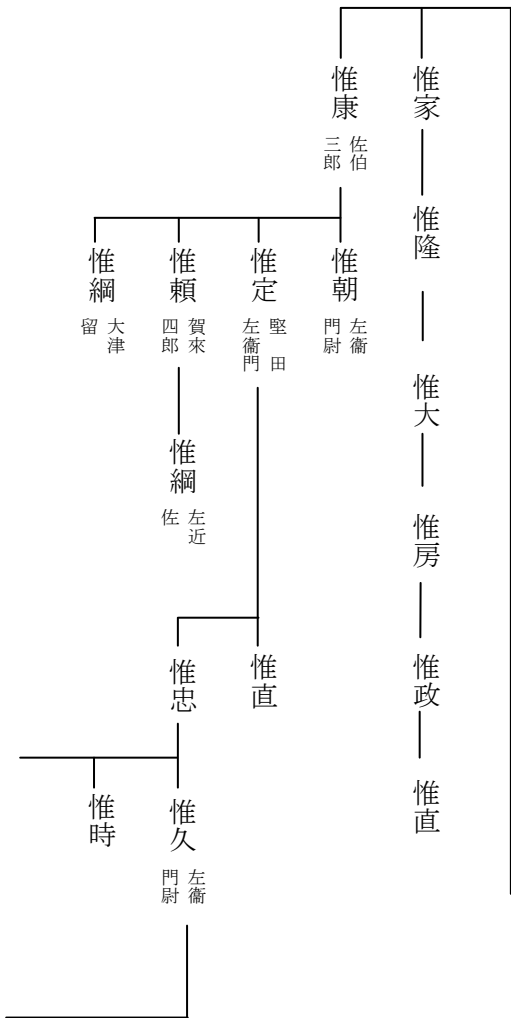
惟平
稗田七郎又季定

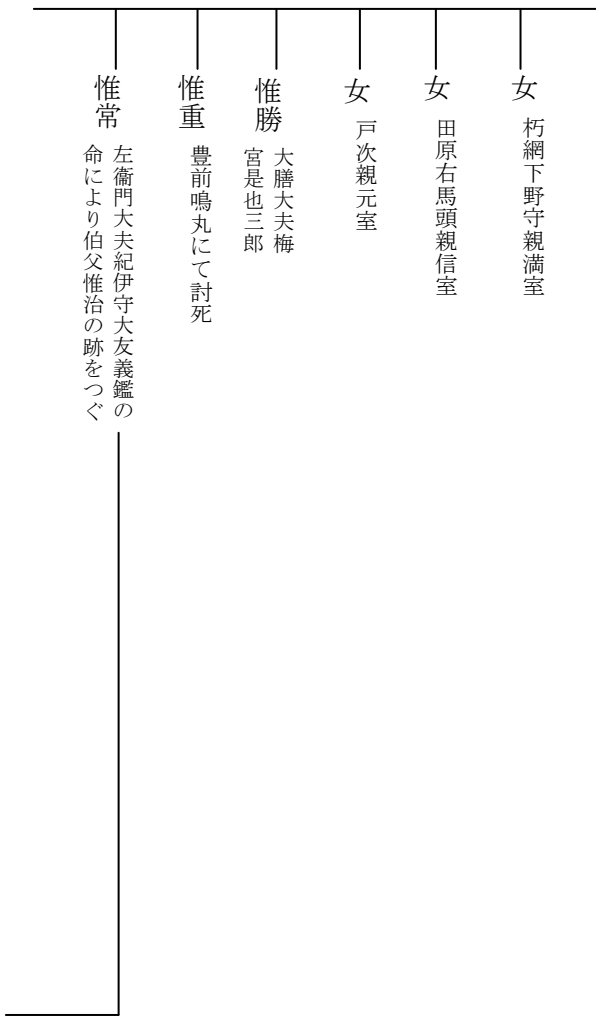
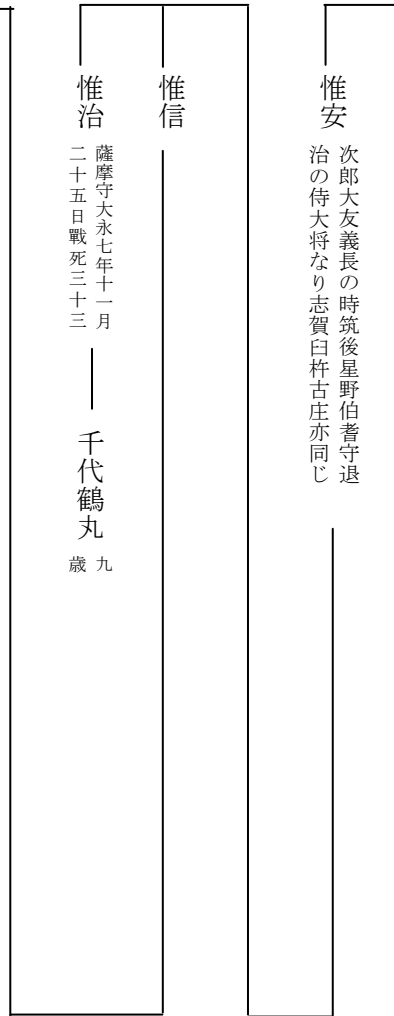
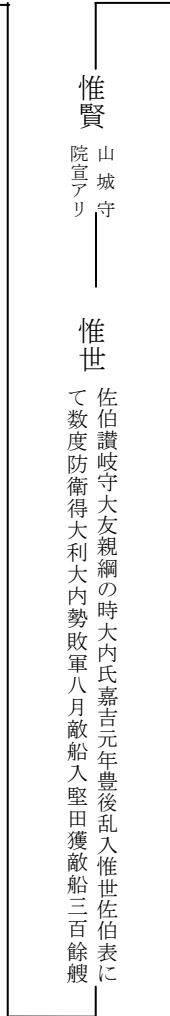
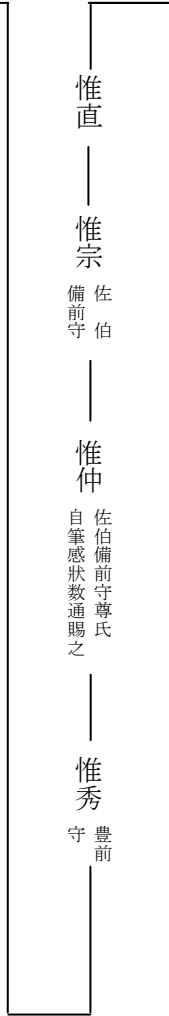
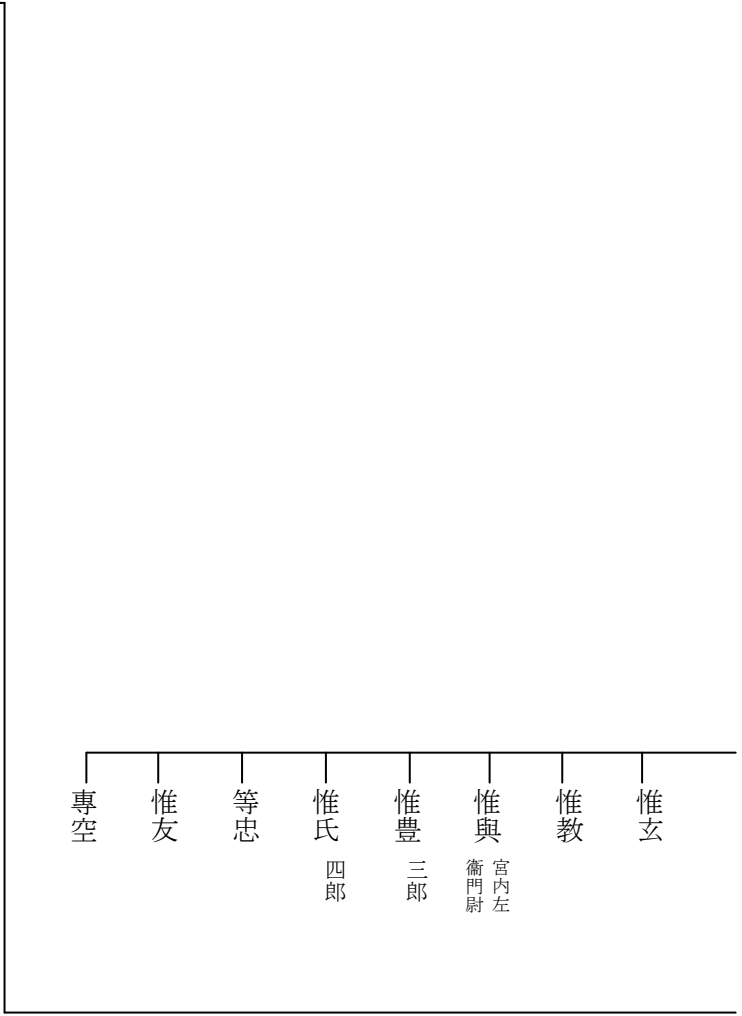
定綱
助綱

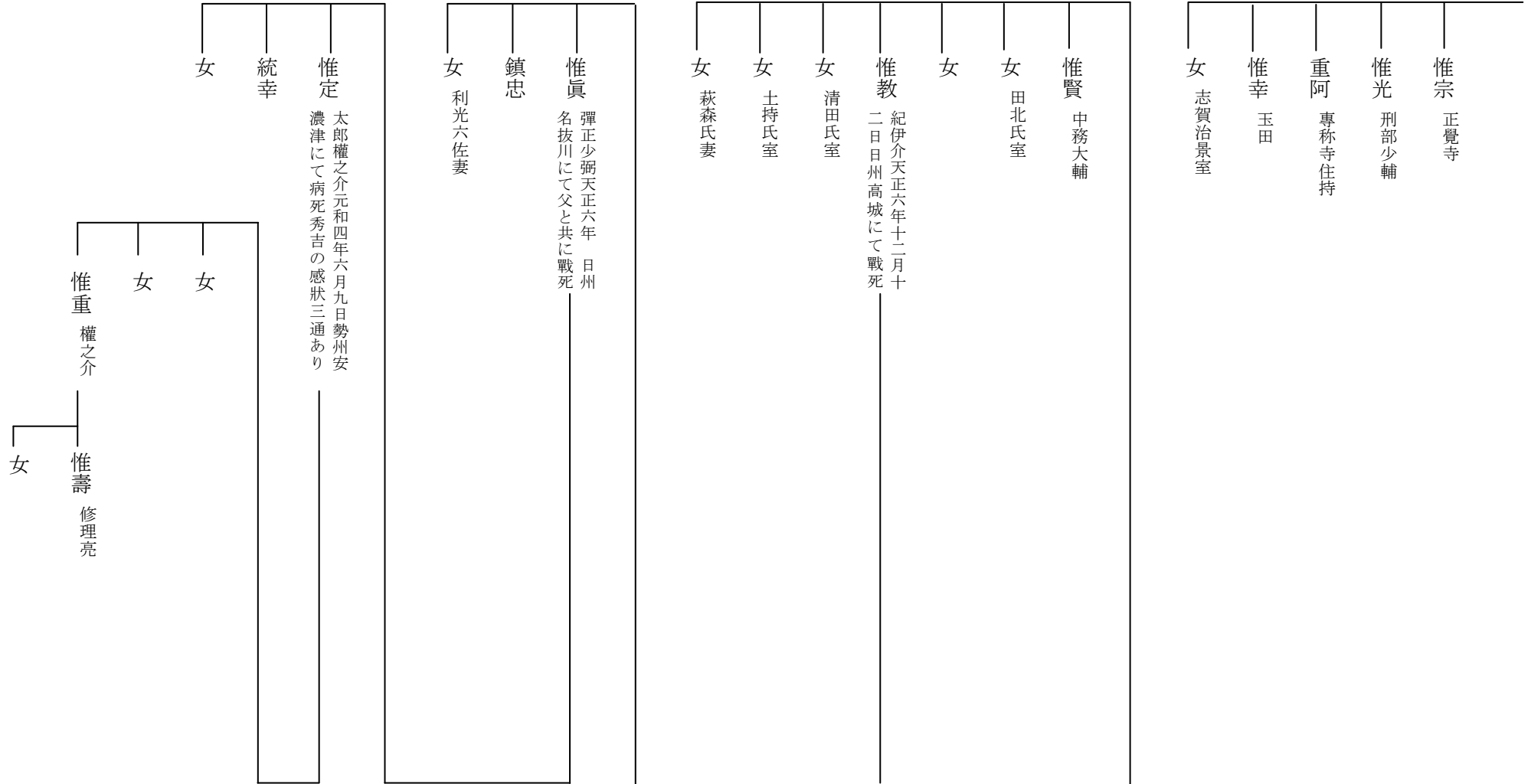
有綱

貞基

成綱







附録

予往時を追懐し大正八年九月佐伯に遊びツガムレ梅牟禮山に登る梅山は佐伯町の西に當り町を距ること一里許りなり高サ二百二十三米突番匠川其南麓を廻る蕨野村より登るに草木生茂りて路頗嶮し往昔數百年間佐伯氏の據守せる所とす頂上は細長くして平坦なり案内者云ふ二三十年前迄は此處畑にて私等も來りて耕作せしが今はかく松樹繁茂せり數年前大雨の時山崖崩潰し古錢澤山に出で村の者多人数行きて之を拾へり又或者山芋を掘りしに陶器の皿拾枚露出せしを崇りあらんかとて恐れて皆破毀せり又或者畑を耕作せしに金佛出顯せしが大阪の商人とか高價に買ひ行きしとぞ「山上に小さき石碑數個立てり又石像もありしようなり頂上平夷なりと雖も數百人を留め難し清流潺湲として谿谷を流る國志に往時は梅溪ありて春時は滿林雪の如しと記するが今は如何ならん。

大神姓系譜 卷之五

第一章 京都尾形氏

一、尾形光琳

元祿の頃京都に緒方系の二大家あり。尾形光琳尾形乾山の兄弟是なり。

尾形光琳は豊後の緒方惟榮に出づ。惟榮の後裔新三郎伊春

一作惟春按ずるに伊春は惟榮七世の孫と云へど十三四世の後胤なるべし其系統不明なるが兎に角光琳は尾形

を氏とし惟富と稱し伊亮と字して大神姓通有の惟(伊もコレと讀む)の字を其名に附しあるを以て察すれば豊後より出たる大神姓の人なるべし

足利義昭に仕へて祿五千石を食む。其子新三郎道柏京都北野天神祠畔なる尾形社に奉仕し姓を尾形に改む。道柏本阿彌光二の女を娶りて新三郎宗柏を生む。光二は光悦の養父なり。宗柏東福門院の呉服

所の用達を勤む。其子に主馬宗謙あり。法齋と號し書画を能くせり。宗謙は即ち光琳の父なり。光琳の幼名は市之丞長して藤重郎一説に藤十郎
又藤三郎ともと云ひ屋號雁金屋染物を業とし京都三條通りに住みしと云ふ。名は惟富字は伊亮法名は方祝又寂明と稱せり。日蓮宗に歸依し薙髮して日受と稱し潤聲、青々、青々齋、堆翠、道崇、長江等の諸號あり。畫を以て法橋たり。初め江戸に出で、狩野常信に従學し又古土佐に學びて和畫の名手となれりと云ふ。後ち光悦を慕ひ俵屋宗達を學び二人の風を陶冶して終に一家の格をなす。世に稱して光琳風といふ。光琳漆器の描金に妙を得硯箱茶器等の製作絶妙と稱せらる。又其画く所の花卉人物山水草木鳥獸悉く金泥を混へて設色しなければ美且艶ならざるはなし。特に草花の彩色に巧なり。その畫粗密共に一種の風韻を有し賞揚せらる。名畫は悉く光琳百圖に輯載せらる。実に畫界の偉人なり。家富み性豪放潤達なりしかば豪華を極め一世を驚かせり。意匠の奇抜にして圖様の超凡なるは時好を追ふものをして争ふて其門に湊らしむ。京都銀座の富商中村内藏之助其妻の衣裳を光琳に委託しなければ光琳工夫を凝らしけるが其模様の艷麗華美なる群芳娟を競ふ間に立て昂然時流を披きたりと傳へらる。又曾て鞍馬に茶室を作り庭上に花卉を満栽して席中に花を挿まず挿むときは稀觀の奇花を以てす。常に庭上の花卉を寫生して自ら娛みしと云ふ。女子は光琳の圖扇を携るを誇とし士人は光琳の印籠を帶るを得意とせり。某年の春銀座方の商人光琳を誘ふて嵐山に花を觀る。一行携ふる所みな金銀螺鈿を装ひたる重箱にして競て豪華を誇りしに光琳獨り筍皮に裹みたる握飯をもつ。衆之を侮る。聽て酒宴となり光琳乃ち筍皮包みを披けば裏に一面の金箔を押し細に山水、花鳥を描きて光彩陸離たり。衆相顧みて驚く。而も帰るに臨みて一行悉く重箱を收めしに光琳は其筍皮を取て之を大堰川に投して顧みさりしと云ふ。其豪華かくの如く甚しかりければ官の聞く所となりて京都を逐はる。光琳乃ち家財を售りて江戸に下り深川萬年町の富豪冬木政親の邸に寄寓す。冬木氏が妻女の為に畫けりと傳へらるゝ秋草の綾衣は今東京帝室博物館に存す。光琳江戸に在ること一年餘赦に遇ふて京師に還り謹慎して其晩年を送り享保元年六月二日歿す。年五十六とも云ひ六十二とも云ふ。京都上京區小川頭妙顯寺内本行院に葬る。法名を長江軒寂明青々光琳居士といふ。其後星霜久しきを經墓石荒廢して殆ど辨ずべからざりしが文久二年酒井抱一是を修理し一碑を建つ。光琳は実に絶代の一大畫家なり。元禄時代昌平の氣運はよく桃山式の豪宕を化して豪華のものたらしめ其色彩は富瞻に

して其趣味は高華なり。當時世を擧て奢侈に耽り混々榮華に憧憬す。而て光琳よく之を代表す。光琳は実に此時代に生れて天稟の畫才と意匠の卓拔とを以て古今の畫風に超越するものを作り出せり。大膽なる手法の裡に寫生の精緻を混へ不調和の裡に調和を求め設色の豊富を以て其間に瀟洒の面影を存し着想の非凡を以て其間に布局の整美を示す。繪畫を離れて裝飾の領分に入れる所即ち彼が特色と云ふべし。當時江戸の文物は尚遙に上方に及ばざりしが光琳は其上方的文化の代表者として元禄時代の藝術を代表し獨り卓然として藝術界に覇を稱したり。其圖様は工藝品に應用せられ髻飾に染織に陶磁に彫金に用ゐられ皆佳ならざるはなし。其新意の模様を光琳模様と稱し其水を光琳の水と稱し其菊を光琳の菊と稱する等光琳が美術、工藝界に於ける影響は偉大なるものなり。而も其影響は尚遙に西洋にまで波及したるを以て見れば光琳が才力の轉た秀絶なるを思はずんばならず。光琳の長所は花鳥と人物とを最とす。山水は得意とする所にあらず。畫題は伊勢物語に取れるもの多し。又髻飾に長し光悦の作風を慕ひて更に幾多の新図を構成せり。

妻を多代といふ。三子あり。長を壽市郎仲を勝之丞季を宗右衛門といへり。壽市郎幼名は辰次郎京都銀座役人小西彦九郎の養子となり宗右衛門は大阪の町人石井吉右衛門の養子となる。勝之丞は早世し

て家絶えぬ。

日本百科大事典、近世
繪畫史、日本人名辭書

二、尾形乾山

尾形乾山は光琳の弟なり。名は惟久通稱を權平又は新三郎と云へり。尚古習靜堂、紫翠、深省、靈海、逃禪、陶隱、玉堂等の別號あり。兄光琳は繪畫に遊び乾山は製陶に従事し窯を洛西鳴瀧村泉谷に築き廬を其側に結ぶ。其地洛の乾位に當るを以て乾山と號す。釉法は光悦及仁清に倣ひて別に新意を出せり。書は父に畫は兄に學び特に飄逸の風あり。又茶事を藤村庸軒、瑞流宇佐に歌道を廣澤長好に禪學を嵯峨の獨照和尚に學び風流恬淡自ら喜べり。されば其作る所の陶器も雅趣韻致ありて點茶家の間に愛玩せらる。其焼に本窯、樂焼等種々あり。鳴瀧乾山、信樂乾山と稱するものは本窯にて現存するも

のは甚だ稀なり。又黒赤釉の樂焼にて茶器を製せり。又オランダ製に倣へるものもあれど現存するものは極めて少なし。乾山、東山天皇の皇子崇保院公寛法親王の知遇を得正徳二年二月法親王輪王寺の宮となりて東下せらるゝや乾山随つて江戸に移り東叡山領入谷村に地を賜りければこゝに窯を築きて樂焼を製す。是を入谷乾山と稱す。親王京都の鶯を愛し給ひしかば乾山屢と之を携へ歸りて親王に獻せり。親王命して近傍の叢林中に放たしむ。是に於て東墓の下に鶯谷の名所あり。晚年本所六軒堀の材木商坂本米舟の長屋に獨棲して製陶に従事せり。其頃輪王寺の宮に召さるゝや泥土班々たる衣を着して赴けば宮乃ち黒羽二重の小袖下着を賜ふ。乾山下賜の衣服を更めず家に歸りてまた製陶に餘念なかりしといふ。其人となりて思ふべし。其作品の逸趣ある亦宜なるかな。親王薨して乾山哀悼に堪へず崇保院の假名六字を冠して國風六首を詠じ以て追懷の意を表せり。寛保三年六月二日歿す。子なし。野々村仁清の子伊八を養ひて嗣とす。伊八養父の訃を輪王寺の宮に報じければ宮乃ち金一両を賜ひ末寺下谷坂本善養寺に葬らしむ。墓石に辞世を刻す。曰く「放逸無慙八十一年、一口吞却沙界大千」「うきこともうれしき折も過ぎぬればたゞあけくれの夢計りなる」「靈海深省居士」

文政六年酒井抱一其墓の荒廢を歎き浅草に住める武藏行田の富人大澤文華と謀り寺門に一碑を立つ又大正九年京都洛陶會の人々清水寺音羽の滝の南傍に乾山仁清の記念碑を建設せり。

東京帝室博物館の所藏に乾山の茶器三個あり。

一、桔梗畫抹茶碗

二、鳥獸唐草模様筒茶碗

三、獅子釵印形香合

右の抹茶茶碗は本窯製にして陶質甚だ緻密。畫風は光琳に彷彿して氣韻に富めり。底に乾山の二字を銘す。筒茶碗も亦本窯製なり。其質堅実、畫風は支那明代の瓷器に倣へるものにて世に佐野乾山と稱するものに稍と類似し乾山焼の一種別風なるものなり。底に扶桑乾山とあり。香合は樂焼の一種にして正徳

乙 乾山深省毫の銘あり。

日本百科
大辞典

第二章 大阪緒方氏

大阪の緒方氏は備中足守の佐伯氏より分る。足守の佐伯氏は豊後の佐伯氏より出づ。豊後佐伯氏の記事は本編第四卷にあり。佐伯惟定の末弟に惟寛と云ふ人あり。文禄中大友氏國除の時惟寛漸く八歳なりしを其母挈て備中に移住しけり。其後裔六左衛門始めて足守藩主木下侯に仕ふ。後ち五世を経て瀨左衛門惟因に至り禄五十石を食む。三男一女をまうく。長子早世し次子惟正家を嗣ぐ。季子を洪庵と云ふ。

緒方洪庵名は章字は公裁。幼名田上驛之助。佐伯判平又三平と稱す。後ち緒方姓を名乗り洪庵と改む。

洪庵身體羸弱にして武藝に堪へず。故を以て方技に志し十五歳父に従て大阪の藩邸に到り中天遊に就て西洋の醫術を學ぶ。天保二年二十二歳にして東遊し坪井信道の門に入らんと欲す。然るに洪庵貧にして學資なし。依て先づ人に書を授くること歳餘。僅かに謝金を貯へ始めて贄を執るを得たり。暫くして資復た竭く。或は義眼を作りて自ら給す。冬日尚幣袷を被り居るを見て師其究を憫み衣を脱して之を與ふ。然るに師は人より矮く洪庵は人より高し。故に衣短くして膝露出せり。人の笑ふも顧みず。勉励怠らざりしかば學業大に進みぬ。後ち又宇田川玄眞に従學し七年を経て長崎に遊び蘭人ニユウマンに就て研學二年。業成りて大阪に皈り醫術を開業し併せて蘭學を教授し校名を適々齋塾と稱せり。時に年二十九治を乞ふ者日に門に満ち教を受くるもの亦月に多し。當時諸侯東勤の途次疾に罹り大阪を經由する者概ね洪庵の治療を乞へり。足守藩侯二万五千石大に之を嘉し乃ち擢て待醫となし俸八口を賜ふ。

文久二年幕府洪庵を徵す。洪庵固辞すれども許さず。奥醫師となし兼て下谷和泉町西洋醫學所頭取を命ず。明年六月十日病んで歿す。年五十四駒込高林寺に葬る。洪庵人となり温厚にして喜怒を色に見はさず。父母及師に事へて孝敬を盡せり。其大阪に在るや必ず年に一二次郷里に帰省し又其師信道、玄眞、天遊等の忌辰毎に影像を出して之を祭れり。而て其生徒を誘掖するや各々其材によりて之を養成す。故に名士多く其門に出づ。醫家には長興專齋、池田謙齋、戸塚文海、勤王家には橋本佐内、久坂玄瑞、兵術家には大村益次郎、大鳥圭助、武田斐三郎、村上代三郎、教育家には福澤諭吉、箕作秋坪あり此外佐野常民、花房義質、本野盛亨等枚舉に遑あらず洪庵性潔白にして病者を治するに貧困

者と雖能く誠を推し之を濟ひ曾て謝儀の厚薄に意を留むることなし。著す所病學通論、扶氏經驗遺訓、虎狼痢治準等の諸篇あり。夫人八重子淑徳の名高く夫の業を助けて育英の任を全うせしむ。明治十九年大阪に歿す。年六十五。六男七女を生む。三男惟準の外長男より第六子遯早世。第十二子を収二郎と云ふ。醫學士にして大阪緒方病院主たり。第十三子を重三郎と云ふ。

緒方惟準は洪庵の次男なり。十六歳長崎に遊び蘭醫に就て醫學を修む。二十一歳洪庵の後を受け江戸西洋醫學所の教授職に任せらる。慶應元年幕命を以て醫學研究の爲め和蘭に留學し明治元年帰朝す。宮内省に奉仕し拜診を命せらる。四年陸軍省に出仕し十三年軍醫監に任せらる。二十年退職し大阪に帰り緒方病院を開設し院長となる。二十一年同志と大阪慈恵病院を設立す。二十七年両病院の事業を子弟に譲り爾來閑地に就き悠悠々自適せり。四十二年病で歿す享年六十七。是より先勲三等に叙し又病革るや正四位に叙せらる。著譯書數種あり。四男二女あり。長子は早世次子ドクトル銈次郎は大阪市醫師會長に擧げられ緒方病院長となる。五子醫學博士知三郎は東京大學醫學部教授、六子藥學博士章は同大學醫學部助教授に任せらる。

洪庵先生畧傳、緒方系譜考、緒方洪庵と足守、大日本人名辭書

第三章 各地之緒方氏

次に掲ぐるは大日本人名辭書に出たるものなり。其系統を詳にせずと雖概ね其名に惟若くは維の字を附しあるを見れば孰れも豊後の大神姓より出でたるものなるべし今左に列記して諸處に大神姓の散布せるを示さん。

緒方清徳 熊本 舊熊本藩士にして明治十年西南の役に於て三等少警部を以て別働隊第三旅團附として従軍中六月戦死。

緒方惟典 鹿兒島 舊鹿兒嶋藩士にして明治十年西南の役に於て二等少警部を以て別働隊第三旅團附とし

て從軍中三月負傷長崎警視病院にて死去。

緒方惟一 福嶋縣 明治十年西南の役に於て二等少警部を以て別働隊第三旅團附として從軍中三月戦死。

緒方三郎 愛知県 陸軍歩兵中佐明治二十八年征臺の役に於て近衛師團司令部附として臺灣出征中病死。

尾形探香 筑前 嘉永年間の画師なり。鍛冶橋狩野探淵の門人なり。

尾形東海 肥前 儒者なり。名は道字は世祥通稱又右衛門東海と號し又九仙樓主人と稱す。肥前田代の人なり。

尾形洞簫 肥前 儒者なり。名は維民字は仲顯彦左衛門と稱し佐賀藩に仕ふ。文化二年歿す年八十一。

尾形洞霄 筑前 嘉永年間の畫師なり。俗稱喜六駿河基狩野洞益春信の門人なり。

緒方黙堂 播磨 儒者なり。字は宗哲維文と稱す。又木鐘堂と號す。伊藤仁齋に學び土佐侯に仕ふ。享保七年歿す年七十八。

緒方蘭臯 磐城 儒者なり。名は修字は叔明磐城桑折の人。伊達信夫二郡の地に於て護社の學を唱ふるは蘭臯に始まる。宝曆十年歿す年四十四。

緒方研堂 備中 洋方醫なり。備中梁瀬村の人坪井信道の塾に入り蘭書を讀み醫方を講ず。會と同門の先輩緒方洪庵業を大阪に開き名聲大に揚る。研堂往て之に師事し業大に進み聲聞積々たり。洪庵大に喜び兄弟の約を結び門生の教導を委ね且醫療を輔けしむ。後ち別に門戸を開く。醫業大に行はれ聲望益々高く南北緒方の稱あり。土佐藩研堂に託して藩士を教へしめ俸二十口を賜る。明治元年朝廷病院を大阪に設け研堂を以て少博士となし正七位に叙し醫術及翻譯を司らしむ。既にして病に罹り四年歿す。年五十六。研堂性沈黙にして終日或は一語を發せず。人以て愚となす。然れども一旦病を診するに當りては病源を究むること物を囊中に搜ぐるが如く精確的中す。少時夜間靜座して書を讀むに方り鼠子以て偶人となし左右に狎れ遊べり。洪庵の塾に在るや同舎の生徒或は激論し或は起舞し時に喧擾を極むることあるも獨り研堂は凝然書に對し精思探尋傍に人なきが若し。平素意を世事に留めず藥室に破櫃を置き又乗用の竹輿弊敗し人之を笑ふも顧みず。内外新法、日新醫事抄、開校說等の著作あり。

大神姓系譜 卷之六

豊後賀來氏

賀來の莊は豊後国大分郡にして大分市の西に當る今の賀來村は舊莊の地にして大分市の西三里、大分川と由布川との合流点に位す此地に賀來神社あり參詣者多し

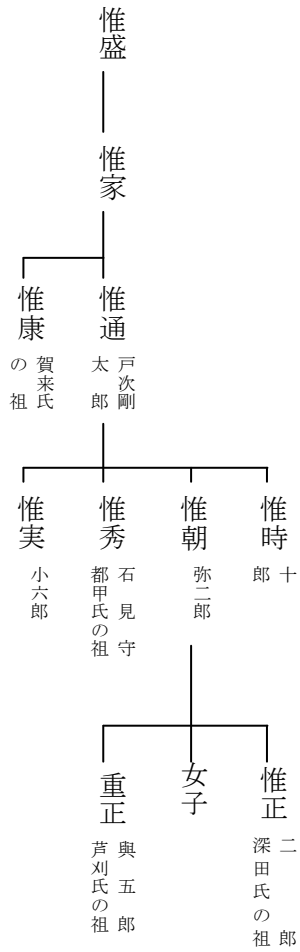
大神惟基の季子惟盛の第二子を戸次次郎惟家と云ふ。其子に惟通惟康あり。惟通は戸次家を相續し惟康は賀來氏の祖となる。

初代 賀來惟康 四郎後三河守薙髮して道喜入道と號す。大友左近將監能直に仕ふ。豊後国大分郡

賀來の莊の舊領に封せらる。子孫依て賀來を氏とす。惟康九十六歳にして歿す。四男あり。長子惟頼家を嗣ぐ。次子二郎惟興は豊前下毛郡大畑の城主となる。之に由りて大畑今大幡と書す村を賀來村と稱す。

三子三郎惟貞は同郡大丸の城主となり、四子四郎は同国築城郡塩田エンダの城主となる。綱平一族は同國

宇佐郡高森を守る。此外同國京都郡神田に長彌大夫坊覺願あり以上五城は義経緒方惟榮に命して平氏の八嶋より九州に来るを拒まんが為に設けたるものなり。



右は我家に傳ふる系圖に載する所なりが大神惟基の子惟盛より惟康の建久時代迄は二百四十五年隔てたる事なれば父子相續するも尚十代計りを経過せざるべからず。されば此間七八代の脱漏あるは

免れざる所なるべし豊後国志等には緒方惟榮の弟に賀來次郎惟興と云ふ人あり豊前國仲嶋の城主とあるが初め豊後國賀來村に居住しけるにより賀來氏を名乗りしか。又豊後史蹟考所載の大神姓系圖並に佐伯氏系圖は惟康と云ふ人を以て佐伯氏の祖となせり。該大神姓系圖は此惟康を緒方惟榮――

惟久――戸次惟家――戸次惟隆――戸次惟繼の次子とし而て惟康の子に惟頼其子に惟繩ありとす。

佐伯氏系図には緒方惟榮の子緒方小太郎惟久其子に惟家及三郎惟康あり。而て惟康を佐伯家の祖とし其三男に賀來四郎惟頼あり。其子を左近佐惟綱とす。是を以て按するに惟康或は佐伯、賀來の両莊を領し賀來の莊をば三子惟頼に譲り惟頼より賀來氏始まりたるにはあらざるか。惟康の子に惟頼とあるは三系図共に同一なり。惟頼の子を惟綱とするは二系図同じくして史蹟考の大神姓系図のみ惟綱とせるは綱を繩と誤りたるならん。豊後國志には家譜此家譜は前記佐伯氏系図とは別なるが如しを按するに惟榮の第四子を三重惟家と云ふ。惟家の嫡を佐伯三郎惟庸惟庸は惟康の誤写なるべしと云ひ惟庸十三世の孫を惟治となすとあり。後世賀來氏が又佐伯氏と度々結婚し親密にせしによりて考ふるに賀來氏は佐伯氏より分れたるものとなすが當を得たるものにあらざるか。さて惟康は何つの時代の人なるかと云ふに我家の系図には大友能直に仕ふとあり。

豊後史蹟考の大神姓系図には緒方惟榮より五代目とし佐伯氏系図には二代目とし豊後國志も同様なり。同家譜には大永七年に亡びたる佐伯惟治より十三代前の人とあれば惟榮より五十年程後の後堀河天皇頃即ち北條泰時時代の人なるべし。此天皇の貞永より大永迄は凡三百年なり父子相續して一代を二十五年より三十年とすれば大略符合すべし。されば惟康は惟榮の孫位に當り大友能直及二代親秀に仕へたるなるべし。○義経つなぎの城の事に就ては惟榮の記中に論する所あり

因に云天保年間に豊後より承久の時惟康に宛たる論旨並に大友氏より賀來氏宛の書簡十一通を佐田に持来りたる者あり。予が祖父惟熊之を買取りたるが論旨は偽書なり。用紙も當時のものにあらず。色をつけて古く見せたるものなり。又誤字多し。例へば論旨論旨を論言論旨と書し深の字を探とかけるが如し。書簡も亦紙質違へり。予大正二年豊後賀來村に行き旧由原大宮司賀來氏の一族にして維新前迄此地の大莊屋を勤めたる家を賀來村の河向ひなる小野鶴村に訪ひ其家の系図を一見せしが前記の論旨と等しく古色を着けたるものなり。蓋し同時に偽作せしものか。

代二 惟頼 惟康長子四郎左衛門後刑部少輔

代三 惟綱 刑部少輔

代四 惟直 右衛門尉

代五 惟久 進士四郎兵衛

代六 政直 太郎左衛門

代七 政廣 孫三郎 大友四代因幡守親時に仕ふ文永十一年元人來り寇す。九州の諸將之を筑前博多

の津にて撃て却く。此役親時の長子貞親大功あり。政廣從軍して元人を捕獲せり。

賀來佐之云惟頼より政廣に至る六世の間は唯其名あるのみ兄弟の有無功績の如何等得て知るべからず。大友家は親秀頼泰親時の三代を経るのみなるに我家は已に六代に及びり。抑我家は此間兄弟相續して世を早ふする者多く父子相續は少なかりしか。父子相續せば彼是壽夭異なるものありとするも大友氏と略相等しからざるを得ず。されば此六世の人々は或は父子或は兄弟相續して大友三世に仕へしものならん。」

八代 惟之 大藏大輔 大友四代親時並に五代出羽守貞親に仕ふ。文永十一年父政廣に従て元寇を撃て

功あり。弘安四年夏五月元人再び九州に寇す。諸侯奮て戦ひ之を破る。惟之父政廣と共に敵將を捕獲せり。二男あり。長子政光嗣ぐ。次子惟時六郎兵衛と稱す。其子に僧有山、有徳あり。

惟永 賀來家の系図には此人をかく。今洪庵図田帳により之を補ふ。弘安中の人なり。蓋惟之と同じ人にて惟永とも云ひしならんか。

弘安図田帳に曰く。大分郡賀來莊二百三十町。 三浦本には一本に三十町とす平林本には三十町なし 本莊二百町。領家一條前左

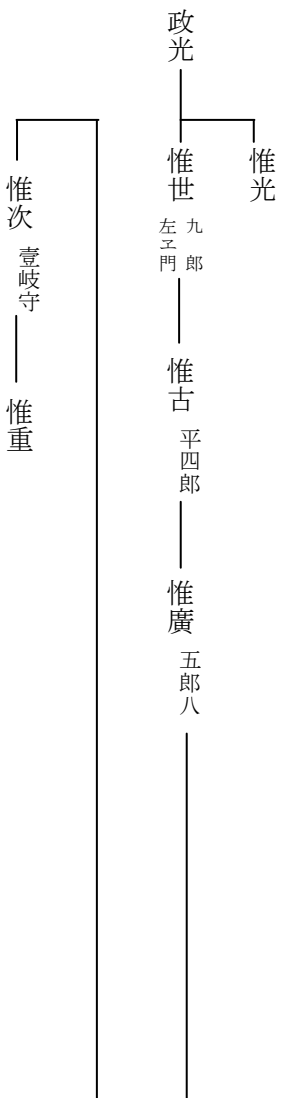
大將室家。 三浦本作後室 地頭職賀來五郎惟永。 一本惟家とあり。法名頼連、平林本頼連又頼蓮ともあり。竹田津本頼連、各不同。○按大系図一條左大將は撰政実経公の御子撰政左大臣從一位左大

將家経公号後光明峯寺殿にて永徳元年三月四十六歳にて薨給ふ。室家は二位中將良嗣公の女なるべし。○惟永は阿南家系に白杵惟用の五男を賀來次郎惟興と稱し又佐伯家系に佐伯惟康の三男賀來四郎惟綱と稱す。此等の統なるべし。未委考。大友親秀頃の人なり。○惟達云此割註は何人の加ふる所なるや未詳。但是は大分市福澤図書館に寄附したる碩田叢書中の図田帳に記する所なれば蓋贈從五位後藤碩田の加筆ならん。 平丸名三十三町。領家山法

師備後僧都幸秀。地頭同前。 大宰管内志云。按するに山法師とあるは豊前國彦山の僧を云ふなるべし。賀來は加俱と訓むべし名の義未だ考へず。」

九代 政光 惟之の長子なり。四郎左衛門、土佐守又伊豆守と稱す。大友五代出羽守貞親に任。二男

あり長子惟光嗣ぐ。



十代 惟光 孫三郎後伊豆守 大友六代近江守貞宗に仕ふ。元弘三年五月七日貞宗に従て九州探題北條英時を

筑前博多に撃ち、敵首十五級を獲たり。長子惟持嗣ぐ。

十代 惟持 彈正少輔 大友貞宗及同七代氏泰同八代氏時に仕ふ。建武三年二月足利尊氏九州に下向

す。惟持乃ち氏時に従て尊氏に属し菊池武敏と筑前多々良濱に戦て死す。三男あり。長子は宇佐八幡宮の社僧となり源智と稱す其子惟興祖父惟持の後を嗣ぐ。

惟旦 惟持の第二子右衛門大夫と稱す同家賀来大膳介忠綱の養子となる豊前門司の合戦に討死す按するに大内盛見應永七年正月豊筑兩國を撃て之を降す惟旦の戦死は此役にあるか

正勝 惟持の三子か天野某の養子となり天野長兵衛と稱す。

惟氏 源智の子か掃部と稱す

惟貞 源智の第二子市右衛門と稱す一條家に仕ふ後ち致仕して豊後に歸る按するに一條家は領家なれば惟貞出仕したるものならん。

惟長 源智の第三子大炊助

惟村 惟氏の長子市兵衛

惟孚 惟氏の第二子市兵衛

武兼 惟氏の第三子七郎

惟弘 惟長の子大炊助

惟直 惟弘の子

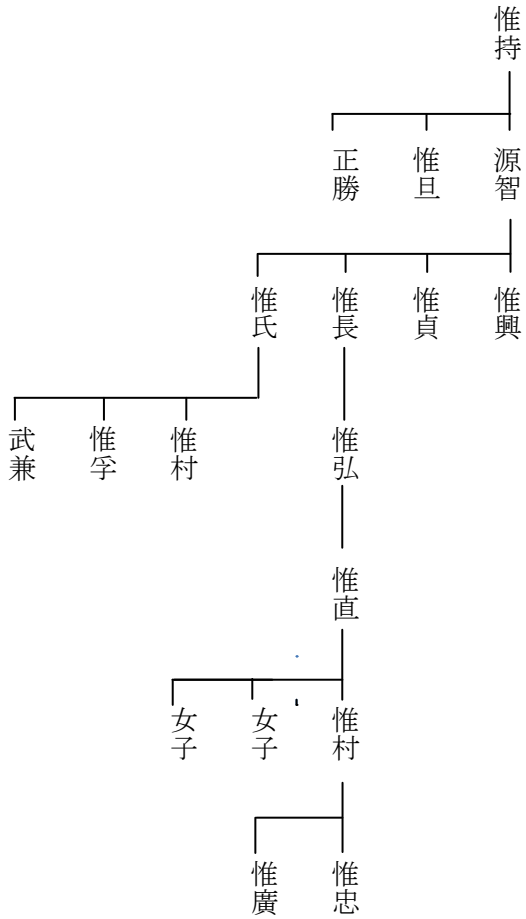
惟村 惟直の長子久兵衛

女子 惟直の第二子菊池又次郎武平室

女子 惟直の第三子諸星源左衛門室

惟忠 惟村の長子九兵衛

惟廣 惟村の第二子小次郎



代二十 惟興

惟持の孫、源智の長子、孫三郎右衛門大夫、進士兵衛、号寛山

惟興大友七代氏泰同八代氏時に仕ふ。延元元年森木の役戦功あり。

森木の役地名考ふべからず

代二十一 惟勝

惟興の養子実は戸次采女の男四郎後右衛門大夫

惟勝大友八代氏時に仕ふ。康安二年八月六日氏時菊池武光と筑前香椎に戦ふて敗績す。惟勝之に死す。

子直勝嗣ぐ。

惟達云惟興子なく戸次氏の子を以て賀來家を相續せしめしは頗る遺憾なり。賀來家一族に嗣ぐべき

者なければ則ち止む。然るに源智若くは源智の弟等の子や孫共少なからず。此間豈宗家を嗣ぐべき

者なからんや。一旦他家の者を以て相續せしむる時は家名は存するも血統は断絶に等し。然れども

他家の者にては其家の血統を受けたる者を以てするか或は家の女子に入婿をなすときは強ちに断絶

と云ひ難からん。大神姓系図及佐伯家系図を按するに緒方惟榮の子に惟久あり其子を戸次太郎惟家

と云ふ。惟家の後戸次二郎惟隆、戸次左衛門尉惟繼、戸次惟房、戸次二郎惟澄に至り大友二代親秀

の次男

又は三代頼泰の子とも云ふ

兵庫頭重秀を以て戸次家を相續せしめれば其後を大友戸次氏と稱せしとかや。

重秀の子時親、時親の孫を兵庫頭頼時と云ふ

北條時頼時代の人なるべし

重秀は鎌倉の權勢家赤橋相模守重時と縁

坐の好みを以て頼時まで四代が間は北條家に昵近し何れも諱の一部を許され從五位に叙せられて鎮

西の評定衆なり。頼時が嫡男右馬助直光は足利直冬に扈從し其後京都將軍家に仕て下野守頼秀と改

む。頼秀五代の孫親載大野郡藤北鎧嶽に從る。其子親貞親家を経て鑑連

立花道雪

に至りて戸次氏の名

大に世に顕はる。さて此戸次家より出で、賀來氏を継きたる惟勝は頼時の孫、頼秀の子位に當る人

ならんか時代は後村上天皇の正平年中にして足利義詮頃なるべし。抑賀來家は佐伯、大津留、橋爪

氏と同姓の縁を以て互に姻戚の親みを結び居たれば戸次氏とも亦祖先を同ふするにより親睦を重ね

たるならん。大友重秀戸次家に入縁後と雖賀來家と或は姻戚の関係ありて同じく大神姓の血縁ある

ものなれば一家の親戚を措て戸次氏を養子とし我家の女に配して家を相續せしめたるものか。され

ば此後の系統は戸次大友賀來氏とでも稱すべきものならん。

代四十 直勝 右衛門大夫 大友九代氏継に仕ふ。貞治元年南朝正平十一年 九月九州探題斯波左京大夫氏経、氏

継と菊池武光を拒ぐ。氏継、直勝等六人をして之を其途に要撃せしめしが我軍敗績せり。子直宗嗣ぐ。

代五十 直宗 四郎兵衛後右衛門大夫 九十九歳にして卒す。二男長子惟正嗣ぐ。

代六十 惟正 日向守薙髮号覚信入道 第二子惟廣嗣ぐ。

惟正の長子次郎惟國は豊前國宇佐郡末廣村を領すと云ふ。此事は同國下毛郡賀來氏の後に出ツ

惟正の第二子親行を油布五郎又右馬亮と稱す。油布は大神姓なり。親行は油布の始祖か。又は世利の家を嗣ぐか得て考ふへからず。

惟正第四子は女子なり。同姓橋爪左衛門の室。

代七十 惟廣 惟正第二子右京亮

代八十 惟景 惟廣の子兵部太夫

惟景肥後國並に豊後國國東の役戦功あり。感狀を與へらる此役何年に何人と戦ひしか分明ならず感狀も亦傳はらず。 四男一女あり長子

景廣嗣ぐ。

景治 惟景第二子同家賀來進士の養子 盛廣 惟景第三子軍兵衛同姓奈須軍太郎養子

女子 惟景第四子同姓 鎮古 惟景第五子世利 夏足紀伊守室 幸五郎と稱す

代九十 景廣 四郎兵衛 三男二女あり。第四子惟清嗣ぐ

女子 長女同姓安東太郎の室 女子 次女同家賀來壹岐守の室

惟世 第三子平七郎と稱す。上杉彈正大弼輝虎の家臣横□平七郎の養子となる。永祿四年輝虎北條氏康と戦ふ。惟世戦功あり。感狀を授けらる。(□一字判読不可。「頭」か)

重信 第五子海野平兵衛と稱す。

代十二 惟清 四郎左衛門 一男一女あり第二子惟徳嗣ぐ

女子 長女同姓胡麻津留四郎兵衛惟道の室

代二十 惟徳 四郎左衛門後右衛門大夫薙髮号道定専立入道 三男あり長子鑑保嗣ぐ。

惟道 第二子主税と稱す 母は鑑保に同じ 三子あり全慶、久盛、景勝と云ふ 豊前水田賀來氏の條に出づ

二代 鑑保 右衛門大夫 母は惟徳の室伊豫國北宇和郡吉田村河野新左衛門越智通興の女

鑑保は寛正四癸未 賀來城に生る。大友二十代義鑑ヨシカミに仕へ其諱の一字を授けらる。大友の家臣に三派

ありけり。大友氏の一族を御紋衆と稱し、大友氏に付隨して鎌倉より来りたる者の子孫を下り衆と唱へ、其前より土着の諸士を国衆と呼べり。當時大友氏の館に當国他国の諸侍當番非番を分ちて出仕する大番役所あり。又大友氏の譜代及外様の家老、番頭、其他勤番の者共の休息所あり。是等の諸士氏姓の高下、新参古参、譜代等に從て座席を定め勤番簿に各自の姓名を記して出仕しけるが享祿三年春の頃不慮の事こそ出でにけれ。其次第と云ふはさる徒ら者ありて故意か戯れか。大友一族の姓名の上に墨を塗りたるにぞありける。此三派の輩平素和睦しからずして互に高下を争ひて嫉視しければ今此事あるを聞き血氣にはやる御紋衆の若者共いかでか捨て置くべき。寄りつどひてこは聞き捨て難き曲事かな。我等が姓名の上に墨を塗りしは兼て我等を妬ましと思へる國衆か外様の者共の悪戯ならん。

とつぶやき沙汰しけるが次第に言募りて此儘に差置くものならば國衆外様の驕慢増長して終には制し難からん。と若輩共腹にす多兼て速に主君に訴へ遺恨を晴らさんとぞ罵りける。心ある老人共は以ての外の事かな。終には大友家の大事とならんと制しけれども若侍等はなんでふ聞入るべき。遂に大友屋形に言上しけり。義鑑は此事如何あらんと案し煩ひけるが御紋衆の訴訟をげにもと思はるゝが如き言葉のふしもありたりけん。主君は心に已に決し居らるゝぞとて終に騒動をぞ惹起しける。其頃府内に本庄、中村とて藤原姓の者ありけり。先祖は肥後國詫麻郡を領したる者なり。代々大友家に属し無二の志にて忠勤をばげみければ其功により近年は多くの所領を預りて旗頭になり諸侍を指揮する身分となりて府内市の町と云ふ處に兩人共屋敷を構へて居たりけり。此二人も外様の事なれば先づ出陣の

血祭にせよとて清田越後守 一に越中守とあり と云へる御紋衆の若侍手勢二百騎許りにて本庄但馬守、中村左衛

門佐が館に押寄せ鬨を作る。本庄、中村が家人共思懸げざる俄事なれば周章一方ならず。されども五十餘人駈出で散々に切合たるが寄手多勢なれば取籠られて残り少なく討れにけり。清田方にも大將清田が弟七郎左衛門本庄方に討たれけり。かくて本庄、中村は家の子郎等残りなく討たれければ今は詮方なしとて腹搔切て失にけり。清田は本望已に達しければ門出でよしと喜び勇んで我家を指して引揚けぬ。翌朝又若侍共千五百人許り集り来りて威勢益々盛んになりたれば此先き如何はせんと評議を凝らしけるが近き處に賀來右衛門大夫とて名ある大身の國衆あり。此者を先づ攻城すべしとぞ罵りける。

賀來村より程遠からぬ阿南村大字影戸の松ヶ尾の城主に天津留常陸介鑑康と云ふ者あり。又同村大字

橋爪の鳥ヶ鼻の城主に橋爪丹波守とて国衆の大名ありけるが、氏姓の争を内々心元なく思ひ居たるに、本庄、中村討たれぬと聞て賀來も同じく國衆なれば如何あらん同姓なれば危き時は互に援助すべしと、兼て約したる事なれば家の子郎党を召集し右衛門大夫が様子を見んとて將に打立てんとせし處に賀來が方より急使を以て今日清田越後守同遠江守を頭領として當方に攻寄せ来るべき由風聞頗りなり。早々御加勢頼入ると橋爪に申入れば、橋爪は心得たり、急ぎ大津留が方にも此事を知らせよと言捨て物具してぞ打出ける。賀來村より半里程手前なる森の木と云處に馳着て見れば早清田が勢と見えて賀來が館に押寄せ鬨を作りかけ兩軍入り乱れ喚き叫んで戦へり。右衛門大夫が二弟鎮綱、惟重を始めとし家臣長野半左衛門、富野四郎五郎、中井某、上田次郎。西左馬助等互に先を争て防戦す。右衛門大夫も亦其子備後守惟綱と戎服して敵に當り力戦せしかば清田勢頗苦戦しけり。されども清田方は大勢なれば賀來勢既に危く見えける處に橋爪丹波守が子左衛門大夫鑑種其勢三百餘騎諸鎧を合せて駆来る。清田勢已に敗色見えし所に敵に新手加はりければ風に木の葉の散るが如く河原を指して引退く。橋爪が軍勢勇み叫んで清田が勢を追詰め討取りけり。此時若し清田勢取て返し橋爪が小勢を中に取籠て一働きするものならば人数は多し處は廣し賀來橋爪の聯合軍を撃破らんこと容易かるへきに、一陣破れて残党全からずとかや。引立たる勢の事なれば誰か取て返すべき。我先にと落行けり。折節雨後河水増して岩波高きを周章てふためき渡らんとしければ溺死する者数を知らず。橋爪が手の者共敵三十二人討取りけり。賀來橋爪が勢競かゝりて尚も追かけゝれば清田勢は這々のていにて河を越て小野津留村の方へ引退く。賀來の者共河の案内は知りたり。尚も續て渡らんとせし處に清田が侍に賀奈田兵部と云へる大力の精兵ありてむら重藤の三人張の大弓に矢打つがひ差詰め引詰め散々に射る。矢數四五百本計り矢箱に入れて持たせしが矢継早の手利なれば賀來橋爪が軍兵共散々に射立られ河を越すべきやうもあらざれば力及ばず引返しぬ。かくて賀來勢は橋爪が後詰によりて不慮の難を免れ敵を追退けたれば互に勝利を祝し勝鬨を揚て引返せり。此戦に賀來勢は敵をば駆逐し得たれども大將右衛門大夫敵に内兜を射させ重傷を負ぬれば一旦我館に引とりしかど翌日遂に死去せるは無慙なりし事どもなり。時は享祿三年三月五日にして享年六十八歳なり。

此役戦死せる賀來の家臣は左の如し

森九八郎

佐伯忠八

佐田佐内左衛門

賀來内藏之介

大隅隼人

鈴木市太夫

糸永左七

掘市郎右衛門

小林喜一郎

森之木軍太夫

以上十人外に足輕九人

橋爪鑑種（又は治季）は賀來勢と別れ己が兵を引まとめて花立に退きけり。始め大友義鑑は賀來の騷動を聞き深く之を憂慮し、或は賀來村より大勢にて寄せ來ることもやあらんかといたく懸念して飛脚を續ぎ／＼に走らし、一里餘りの所に人橋をかけて安否を待居しが橋爪が兵花立に引上げたりと聞き始めて安堵の思をなせりとぞ。

橋爪は花立に休息して討取りたる首ども実検して家臣共に言ひけるやう。今度方々の比類なき手柄言語に盡し難し。所詮君命にて敵に向ひかゝる手柄をするならば、感状をも給り厚恩にも浴すべし。さらば面々も高名世に聞えあれこそ橋爪が身内の侍若党よと人々にもてはやさるべきに、よしなき遺恨ゆへに事起り是非もなき事どもなり。此上は君の御勘當免れ難し我等退治せられんこと不日の内にあるべし。其時何の恨なき主君に向て弓を引かんこと天罰も如何あらん。仇ならぬ傍輩に對して矢を放たんことも神慮の恐れありと。さしも剛氣の左衛門大夫も鎧の袖をぞ絞りける。さて一家郎党に向かつて言ふやう。方方よ世は是迄ぞ。手柄も何かせん。とて討取りた首級ども高き處に打捨置き朝顔の花の朝日にしをるが如くしほ／＼として引返さんとしける所に、大津隆雷常陸介鑑康二百五十騎にて驅來扱如何に橋爪殿某も早速加勢可申處其許よりの使者延引致せし故漸く只今馳付候。賀來の首尾は如何にや心許なしと尋ねければ、左衛門大夫合戦の次第を委細に物語る。常陸の介是を聞き御手柄申計りなし。然れども御氣色しほれて見えさせ給ふは心得かたしと問へは、いやとよか程の手柄を主君の為に致候はゞ御感悦に預らんものをと、討取りたる首級を実検して覺えず落涙せしことの耻しさよと答ふ。大津苗も慰めん言葉なく共に泪を催ふせり。かくて互に暇を告げ各在所に帰りしが此俣にてはよもすまじ定めて君より討手向ふべし君に向つて弓引かんより落行には若かじとて大津苗は豊前に逃れ。仲津郡今京都郡に合す城井キの宇都宮を頼みて居たりけり。橋爪は伊豫國へ押渡り世の成行をぞ伺

ひける。賀來右衛門大夫の子息惟綱景吉二人は賀來の館に火をかけ家臣数輩と橋爪に伴ひ伊豫に渡り右衛門大夫の弟鎮綱惟重二人は豊後佐伯に走れり。以下下巻之八に續く

此騒動已に隠れなかりければ大神姓の國衆は只茫然と夢中の心地して各出仕を差控へ薄氷を踏む思ひをなせり。大友家の老中年寄等は爰彼所より府内へ馳集り以ての外の大事なりとて、若者共を諭し君の御大事之に過ぎず、忝間の嘲笑口惜き事なり。忝の諺に千丁の堤も蟻の一穴より破るとかや。仮初の事より國家の大事出来るものなれば行末如何あらん。若き人々よ深く慎み給へかしと。懇に訓戒を加へしかば、夫れより忝の中穩になりて氏姓の争いは沙汰なく止みにけり。

大津留は今度一戦にも及ばざる者なればとて其後程なく赦免ありて帰参せり。橋爪も後ち赦されて旧領を安堵せり。豊後國志に天正の役大津留鎮益橋爪某と大友義統に従て豊前龍王城に逃るとあり。

清田系図云。十六代清田左近將監鑑信與大友義鑑退治九州逆徒。其比當國有名號角賀來の誤か者背大友

家。鑑信其弟次郎鑑孝馳向退治之時。鑑孝以弓射之。一発殺角弟兩人。○清田氏は大友能直より

出づ豊後小嶽山清田城に居る由て氏とす太宰管内志

賀來城館址 雉城雜誌に云賀來氏館址は賀來村善神王廟の西北にあり。今尚、昔時其館中に在りし

天満宮の社存在す。小社なり惟達先年賀來村に到り此社に詣でしが社側に社宇の居る小舎あり訪れたれども不在なりき賀來氏は緒方惟基の後裔惟安惟康か始め

て大友氏に仕て賀來の庄を給ふ。子孫因て氏とす。二十四世の孫右衛門大夫鑑保に至て清田相模守に襲はれ戦死す。其子惟綱弟景吉家人と共に豫州に走る。後ち豊前、々々、族全慶が許に寓す。全慶歿落の後同國宇佐郡廣谷村に住す。」

同雜誌又云能雲山天澤寺址賀來村圓成寺の末脱字あるべし今小菴僅に存在す。舊領主賀來氏の神牌を収む。

損館樂翁宗伯大禪定門天正二甲 十一月十四日、蓋賀來氏建る所也。」

同雜誌又云六人塚 予文政の初め當村に遊び六人塚賀來郷中尾村西路傍二ヶ所の由来を耦耕する農叟に問ひたる

に此叟は當村の辨濟使新右衛門と云へる者にて即ち此塚のある畑は渠が弟某の所有地の由。其話を聞くに先代より此畑の中に些しの芝山二ヶ所あり。享祿年中清田勢と賀來殿と氏姓の争ありて合戦に及び加勢を橋爪殿と大津留殿に乞ふ所。橋爪殿は吹上の阪より森の木に討て出で、大津留殿は清

田勢の引後れたるに追付て小野津田河原にて十二人討取り、花立の森にて首実検せられたる地にして六人塚と申傳へたる由なれども、塚印と云ふものなし。或は此處ならずやと云ふ者もあり。但年々耕作の障となるものから文化年中新右衛門兄弟人を雇ひて件の芝山を掘毀ちたるに四五尺が下より三四人の骸骨出たり。全身顕然として骸骨の上下藁の灰、竹木、焼炭共と見えて夥しく出たれば左右なう取捨るに忍びず、又旧の如く埋置ぬ。されど心ならず思ひて同十四年賀來園成寺の住僧を請ひ供養の碑を二ヶ所に建てける由。六人塚とは十一人の尸を二ツに分て埋たる故の名なるべし。

○花立農叟又曰く花立とは此地の總名にして是より少し東北に昔は官道ありて宮苑村の角の前に續き府内に通せし由。今も猶花立の森と云ふもあり。又官道とも云ふべき地形残れり。此話を以て考ふれば九州記に載する所橋爪の討取たる三十二人又大津雷氏の戦に後れたる説と表裏すれども便路を以て考ふれば大津雷氏は此花立の官道にかゝり橋爪氏は吹上森の木に打て出られしなるべくぞ思はる。此六人塚は或は味方の者の尸を埋めしにや。又三十二人の三の字衍字にや。尚後考を俟つ。」

鑑保二弟あり鎮綱惟重後統と云ふ鎮綱家を嗣ぐ。又二男二女あり。長を惟綱次を景吉と云ふ。次女

は豊前下毛郡同家賀來の城主賀來安藝守統直の室。

按するに我家の系図には鎮綱統幸は鑑保の弟とあれども或は鑑保の先室佐伯惟信の女の生む所にして惟綱景吉は鑑保の後室橋爪治季が女の子にはあらざるか。享祿三年賀來氏歿落の時鎮綱統幸が佐伯氏に歸したるを見れば佐伯氏に深き縁故あるが如し。而て惟綱景吉等が同しく佐伯氏に走らずして橋爪と伴ひ伊豫に渡り越智氏を頼みしは豊後に依るべき近親なきが為め祖母の里方をたよりたるなるべし。又惟綱景吉が四十餘年の永き流浪の間一回も鎮綱を頼まざりしは異腹の兄弟にて親密ならず、鎮綱統幸二人家督を相續せしを不満に思ひしが為ならん。

鎮綱統幸を鑑保の弟とせんか。鑑保は死去の時六十八歳なりとすれば鎮綱如何に若くも三四十歳以上なるべし。然るに享祿三年より鎮綱大活動の天正十五六年迄は五十八年なれば、享祿三年に鎮綱を三十歳とすれば天正十六年には九十歳に近き老人なり。又四十歳とすれば百歳に垂んとす餘りの老齡にて活動は覺束なし。二十歳とするも七十七八歳の老武者なり是より以上の老年にては軍事上

の功勞思ひもよらず。賀來城合戦の時は先づ二十歳前後の弱輩なりしか。後年の軍功に比すれば其働き鈍きが如し。惟ふに天正の鎮綱は或は享祿の鎮綱の子なるやも計り難し何等か錯誤あるべしと思はる。

附言 佐田文書に由れば、天文元年より天正八年迄の間に諸處の戦争等にて功勞又は負傷の為

め感狀等の表に現はれたる賀來姓の者佐田の地頭の部下に二十一名あり。按するに佐田村賀來氏の祖景吉の姉佐田の地頭佐田驒正に嫁し居たるより其縁故によりて享祿覆歿の後賀來姓の者共佐田の地頭を頼みて佐田に來りたるなるべし。又賀來村合戦の時戦死者の中に佐田某あり。されば姻戚の故を以て互に入込み居たるものと思はる。然るに其頃の賀來氏の子孫は今佐田に存せず。只佐田村の大字房ヶ畑に二三戸賀來氏の家あるのみ。又隣村安心院村大字南毛に賀來氏を稱する家あり。是等は多分天文頃佐田に居たる賀來姓の者の後裔ならん。系統は不明なり。○佐田文書と云ふは鎌倉時代より佐田村の地頭家に傳はりたる文書感狀等を収集したるものにて三百餘通あり。

二十
三代

鎮綱

刑部
少輔

鎮綱は享祿三年賀來家歿落の節弟統幸と豊後佐伯に走りしが其後大友義鑑賀來

氏の罪なうして滅亡せしを憫み、鎮綱及弟統幸の佐伯に潜伏し居る由を聞きて之を召出し鎮綱を賀來の地頭職に復し由原八幡宮の大宮司を兼ねさせ統幸には本領五分の一を給與せり。其後五十餘年を経て天正年間に至り鎮綱大に武名を揚げし事あり。豊薩軍記に載する所を左に抜出せん。

「爰に豊州由原八幡宮の神職に賀來刑部少輔鎮綱し云ける者あり。當時天下乱世にして業ならねど武勇を好み學ばざれども軍慮に長す。宛も孫呉が肺肝より出たる如きの人傑也。殊に忠貞の志深かりしかば大友宗麟かねてより密意を仰含められ偽て島津へ降り敵の術を此方へ告知すべしとの事なる故島津家久豊後出張の砌より薩州方に隨て合戦の術なんど度々臼杵へ注進せり。去れば此事藏せは彌露はるゝ世の習ひ、家久是を洩聞き或時鎮綱に向ひ御辺には當家に帰服し貳心なき体なれば譜代の者と相替らず萬端議定をなす處に却て大友に心を通せらるゝ由告知する者あり。但私曲なきに於ては靈社の午王宝印の裏に起請文を書れよと申されければ、鎮綱曰く左様の流言これあるよし兼て承り及し故定

て御咎に預らんと内々其覺悟仕しに何の御沙汰もあらざりければ遮て此方より申さんと存ぜし處に御不審を承り候ぬ。起請文にも及候はず其申上たる者慥なる仁にて候は、某を御誅伐あるべし。若又不審者にてあらば其者や大友に内通仕候はん。如かじ兩人御前にて對決仰付られんにはと色をも変せす述べしかば、家久即ち理に服し此上は告知らせたる者を召寄せて悉く糾明し後日の沙汰に致すべしとて坐を立れにければ賀來は宿所に歸りにけり。翌日家久又鎮綱父子を召寄せ昨日の事をよく／＼たづね聞けるにあとかたもなき事どもなり。彌忠節を盡さるべしとて盃を賜はりければ鎮綱大に悦び獲罪於天無所禱と承る。身にあやまりなくして死罪に行はれんことを歎き申てありける處に聞召し分られ喜悅の眉を開候とて盃を戴きさまに衣服の下に着したる鎧の衿のはづれよりきら／＼としたるもの見えたりければ家久を始め並居たるもの共色を変して見えにける。鎮綱少しも騒がず。今は何をかつ、み申候はん。今日召れ候は定めて某父子の者ども誅伐の爲めにてぞ候はん若しさもあらば家久殿を恐れながら只一太刀にと存じこみ斯の如くの仕合なり。懺悔に罪も亡ぶとは只今の某の上ごとき事ならんと打笑ひたりければ家久武士の志は誰も斯こそあるべけれとて酒も漸々酣に及びし

此彌國中の手遣頼み存るなりとて立れにければ鎮綱は危き難を免れて宿處に歸りぬ。斯て鎮綱はつく／＼思慮を廻すに若や討手の来りやせん左あらん時には討死をするより外の事はなし。迹にて君の御教書を敵に執れて表裏の者と云はれん事こそ無念の至りなれ。焼却せんには如じとて宗麟父子の密状を火中に投して捨にける。鎮綱が妻女是を見て主君の御判を悉く灰となして失はんも餘りに勿體なければとて一二通密に藏して盜取り帶へ縫込置しとかや。去とても何の咎もなくして打過ぎぬ。かくて天正十五年三月八日薩州勢悉く府内を引取りける折節賀來、家久に向て某か様に幕下をしたひ從ひ属し申せし事大友家に對し不忠の者にて候へば爰に残り留りていかでか安穩なることあらん。唯御供をして薩州へ越し候はん。思ふに御阪陣の折に乘じ付慕ふ敵共も是あるべしと存すれば某後殿仕候はんとて退きけるが、忍びやかに勢を集め山に隠し谷に伏せ置き賀來に付置れたる薩州勢を先に押立て行きけるが、行先險難なる處にて俄に弓鉄砲を放かけ拔連て打て掛れば、切所の詰々より兼て相図の伏兵等不意に起て戦ひける程に究竟の兵二十餘人討取て府内を差て引返す。其後討取首級を誌し宗麟の実験に供へければ甚賞歎不_レ淺して感悦の狀を賜はりける。

今度薩州勢討入砌、内通の事共申含候處、切々注進之旨、令喜悅候。殊殿一戦之手柄首帳令披見、感入候。追而一稜可_レ賀_レ之候。猶浦上入道可申者也。恐々謹言

三月廿八日

宗麟

賀來刑部少輔殿

其後秀吉公御出陣あつて大友家謀反の輩誅戮の砌、鎮綱も敵と一旦和睦の事聞召及ばれ御吟味有りし時、一戦の首帳又は内通の密書彼是證據あるに依り却て忠節の御書をぞ賜はりけるとかや。」

惟達云鎮綱の後世々由原八幡宮の官司を勤めしが維新後は衰微して今其地に在らず。予先年八幡宮に参詣して社司に此事を尋ねしに大分市に行きて佗住ひをなし居るとか聞けりと云へり。又鎮綱の後にして維新前賀來村にて庄屋を勤めし家もあり。又小野鶴村に大庄屋を勤めし家もあれば予先年訪れしが両家共苗字を替へ居りて現に賀來氏を稱せず。旧庄屋の方には先年火災ありて系図焼失せりと云へり。旧大庄屋の方には鎮綱以来の系図を藏せり。其節賀來村善神王の祭禮にて社に集れる古老共の云へるに此村には今賀來氏を稱する者一軒もなしとぞ。

大神姓系譜 卷之七

豊前國築城下毛両郡の賀來氏

第一章 築城郡塩田賀來氏

賀來惟成

豊後賀來氏の祖賀來三河守惟康の第四子を賀來四郎惟成と云ふ。豊前築城郡今築上郡塩田エシダ

の城主なり。緒方三郎惟榮豊前に五城を連て平家を拒ぐ。所謂繋ぎの城是なり。塩田は其一に居る。

東八田村に在り。或は曰ふ惟榮賀來太郎惟義を塩田に居らしめ其子孫世々之を守ると。

惟康 惟成以後二十五代を経て惟康あり。孫兵衛と稱す。弘治二年夏大友宗麟豊前を徇へ兵を率て塩田の城を圍む。惟康降る。

豊前志云。塩田城址は二子八田村にあり。元暦の頃緒方三郎築き一族賀來太郎惟義を置く。両豊記云、天正七年春宇留津城主賀來孫兵衛惟康、長野、高橋、城井、野中等と大友の行跡をうとみ紹忍を恨み或は秋月、龍造寺に組し或は毛利に内通し云々。

第二章 築城郡水田賀來氏

卷六、一四三丁の表參照

賀來全慶 孫兵衛入道して全慶と稱す。豊後賀來惟徳の第二子に主税惟道あり。鑑保と母を同ふせり。惟道三子あり。全慶、久盛、景勝と云ふ。全慶は水田^{所在未詳}の城主とも云ひ或は香春嶽の城主とも云ふ。

弘治二年夏大友義鎮豊前を徇ふ。全慶之に従て豊前に來る。永祿四年秋彦山の宗徒義鎮の命に背く。義鎮兵を遣して之を攻め火を放て之を焼く。衆徒質を出して降る。義鎮全慶をして其質を監せしむ。

豊後賀來の城主賀來鑑保の二子惟綱、景吉豊後國海部郡床木村より祈願の爲め豊前宇佐八幡宮及筑前太宰府の菅廟に参詣し水田に來て全慶が家を主とす。全慶從兄弟の親を以て厚く之を遇し別邸に置く。

天正元年全慶滅ぶ。惟綱景吉水田を去て豊前宇佐郡廣谷村に浪居す。全慶の事蹟詳ならず。

第三章 築城郡宇留津賀來氏

賀來久盛

前記惟道の子孫兵衛、後、與次大夫薙髮して專順と號す。築城郡宇留津城（椎田駅

より一里足らずか)に居る。

豊前志云。宇留津城には初め潤津日向守高衡居る。後賀來新外記の子、孫兵エ元邦居る。後毛利勢並黒田勢より攻め落されたり。

惟達云、塩田の惟康水田の全慶宇留津の久盛孰れも近接の地に在りて賀來孫兵エと稱したるは甚紛きはしくして訝し。何等か間違ひあらん。

天文二十年秋八月陶晴賢大内義隆を弑す。明年晴賢大友義鎮の弟義長を豊後に迎へて之を立つ。檄を傳へて大内氏の舊領より兵を徴す。久盛弟景勝をして兵を率て之に赴かしむ。九州の内豊前筑前二国は應永七年より弘治元年迄百五十四年間

大内氏に属せり。

弘治二年夏大友義鎮豊前を徇ふ。久盛之に應ず。永祿八年秋麻生攝津守親政義鎮に叛き密に家臣原田源八、千原平藏をして毛利元就に使之に属せんことを請はしむ。久盛が卒之を権田の浦に捕ふ。驗証を求められて二人中國に至るを得ず。同國彦山に通る。親政の陰謀終に沮む。天正七年秋高橋三河守鑑種一に元種とあり。田川郡香春嶽の城主千壽美濃守重盛を襲ふて城を取る。久盛鑑種に與ミし城中に質たり。同十四年冬十一月小早川隆景等宇留津の城を攻めて之を抜く。久盛の子盛勝、弟景勝等之に死す。

此事は下に詳なり

同月隆景等香春の城を陥る。鑑種自殺す。其後久盛再び與党を集め宇留津の城に據り下毛郡

キキ城井の城主宇都宮民部少輔鎮房に應ず。同十六年中津の城主黒田孝高鎮房を殺す。久盛も亦續て亡ぶ。

盛勝

久盛の子にして與二郎と稱す。父久盛香春嶽の城に人質となり居れば與二郎代りて宇留津を

守る。天正十四年豊臣秀吉大舉して島津義久を討つ。小早川隆景、吉川元永、毛利勢二万五千を率ひ先發して豊前京都郡刈田の松山に陣を取る。秀吉の檢使黒田孝高其勢三百許りにて來り會す。宗像氏景中國勢に味方し其勢千五百許りにて馳加はる。長野三左衛門も亦馬ヶ嶽より下りて降人となり黒田が手に従ひしかば孝高之を己が勢に加はへて屯在す。形勢かくの如く重大なるに宇留津の城には賀來の一族、薩摩方なる香春嶽の高橋鑑種が許に父を人質に取られ居れば、父を捨るに由なく孤城に立籠り居たりけるが、元長、隆景より使者を使はし降参せば、一命を申請ひ本領を安堵さすべしとぞ言はせける。城中より答へけるは、さん候仰を待つまでもなし此方よりこそ望んで降禮を執り申すべき事に候へども、父にて候入道專順薩州方なる高橋が城に人質として罷在り候。然るに吾等身命を惜み所

領を望んで御味方に参り候は、父專順高橋が為に首を刎ねられ候はん事子として堪へ得へき處にあらず。さる間身命を捨て妻子をも顧みず一戦を遂げ孝順の名を死後に残し申さんと、心を定めて候と申しけり。さらは攻め亡ぼせとて天正十四年十一月七日の鶏鳴に小早川、吉川、黒田、長野、宗像都合其勢二万八千餘騎刈田松山を打立て辰の刻に宇留津表に着陣す。此城東は海水、南北は深田なり。

築城郡志云、此城址築城郡宇留津村にあり。東西百六十間南北八十間に達すと云ふ。東北に塩田沼あり。一方の要害をなす。西南に高土堤の跡歴然として今に存す。古城井と云ふも伝はる。古來土を鑿つ者往々古戦具を得るとなり。

南方の寄手は黒田、長野、北は小早川、西は吉川勢各陣を分て押寄せたり。扱諸軍勢仕寄せをつけんとする所に會と黒田の家土城の邊を馬にて蒐廻りけるが、何の心にや指物を抜て城内に抛入れたれば城兵是を取て城中を走り廻り勇み罵りけるが、餘所目には黒田が手の者早城内に入りたる様に見える故、やれ勘解由が手より城内に早切入り心る（切入りたる）はと云程こそあれ。取物も取りあへず我もくとからんとす。是を見て黒田勢人に先を越られじと曳々声を揚て攻上る。吉川勢は黒田より先に乗入らんと一番に塀の手に攻寄せ既に乗破らんと走り懸りたる所に、城中より鉄炮を透間もなく打出しければ、真先に進んだる牛尾大藏右衛門唐冠の冑真向を打破られ矢庭に伏て死にけり。去れ共続く兵少しも痿まず一度にどつと城に乘入りければ、總軍吾劣らじと攻入て頓て火をかけたけり。作り並べたる藁屋ども一度に炎と燃上りける間、城兵も寄手の兵も共に烟に咽びて何れを敵何れを味方と辨へが心く（注、がたく）入乱れてぞ戦ふたり。爰に大手の門の右方に火矢の用心に藁屋の上を赤土にて塗たる家ありけるが、中より賀來源助景勝と名乗りて込入る敵を切出す。続く味方もなければ又内へ引籠る。二三度かく振舞ける所に吉川勢の中に境孫次郎と云大力の剛の者之を見て太刀抜翳し切て入る。源助三尺餘りの大太刀を以て曳やつと打てかれば境眉の上志た、かに切られて流る、血眼に入りける間力なく引て出にけり。同じく吉川家の勇士香川兵部大輔春繼能き敵もがなと馳來る。孫二郎之を見て春繼に告て曰く敵將能く戦ふ者屋内にあり。油断する勿れと。春繼進て源助と闘ふ。源助ひらいて丁と切れば、香川はつしと受流しけるを、続け様に三刀迄こそ切り心り（注、切りたり）

けれ。兵部つと入りて無手と組む。賀來は聞ゆる太刀なれど初太刀を打つて引く時、兵部に膝の口を太多シツカに切られける間、働ムき心に任せず。終に組伏せられ香川が為めに討たれにけり。景勝天文二十一年兄に代りて陶晴賢の乱に赴きし

時を仮りに二十代とするも天正十四年迄は三十四五年あれば、六十内外の老齡なるべし。

益田越中守は其勢三十人許りにて敵の出づべき路に待ち居たる所に、家の内よりつと出る者のありければ討取りにけり。柳澤新右衛門は輝元より黒田が許に使者に行きけるが、能き折なればとて馳向ひ強敵一人討取り。宍戸備前守元秀が為にも一人討れぬ。同じ手の士にて末兼土佐守、栗屋次郎右衛門、福萬市之允、寺下市之允、浅原備後守、渡邊壹岐守と云ふ者共に討たれたる者少なからず。中所掃部、勢一四郎兵衛、檜井、菅田等は討死せり。吉川勢に井下左馬允と云ふ者能き敵もがなと求めけれど、更に出逢はざりければ、城の後に池のありけるを行き廻りて見る所に、歳の程十八九許りの男と又四十許りなる男二人、城の焼る間は池中に入りて居たりけるが、寒中なれば左のみ水中にも堪得ず、何方にも落行かんとや思ひけん、汀に上らんとするを井下怪し逃すまじ、但降人に出でなば助くべきぞと云ひければ若き男後を屹と顧みれば年關けたる者唯降参し給へと云ふを聞いて、一命御助け候は、降人に出づべく候と腰を折つて云ひけるを、井下心易く思はれよ。命は助くべく候と答ふ。忝く候とて間近く寄る所を一打に切り伏せ首を取りたりけり。されどもまだ壮年に足らぬ若者の首なれば実檢に入れても由なしと思ふ所に、降人に出でける者共此首を見て厚く禮して通りける間、様ありと思ひ其譯を問へば、さん候當城の大將賀來與二郎殿の首にて候とぞ云ひける。又香川が打ちたる首を見ては是も當城の大將にて候。總領は與二郎殿にて候へ共若年にて候故、叔父源助殿近年は大將の如くに御座し國政軍事等の掟悉く此人の胸襟を経すと云ふことなし。常に申されしは一城の大將の號を得る程の者、源助と唱へんは若き者の様なれば敵の餘所にて聞かんも如何なり。今度中國勢を引受けて討死すべきに名を改め快く死なんとて、十日巳前新右衛門と改められて候ひき。其節諸人に向つては昔の実盛は鬚鬚を墨に染て名を北國の故郷に揚げたり。吾は名を改めて首を秀吉の実檢に入るべきなりと、宣ひしものをとて泪をはらくとぞ流しける。新右衛門最後に至りて新右衛門を措きて源助と名乗りし事、日比人の知りたる名とや思ひけん又は口に熟しける舊名なればにやありけんとぞ語りける。黒田の家臣にも母里太兵衛一番に切つて入りければ、相續て井上九郎右衛門、栗山四郎右衛門、後藤又兵衛、野村、久野、大野、吉田、林など乗入りけり。さる程に城内討死の者千餘人、焼死者數知れず。黒田は賀來の大將二人の首をば桶に納れ討取りたるものの姓名を記し大阪へこそ送りけれ。

生捕られたる男女四百餘人は悉く磔に掛けられぬ。同七日敵の諸軍勢は宇留津の死骸共を皆海に流し棄て城中を掃除して軍兵を入れ置き同九日松山へ引上げけり。

かくて宇留津城陥りしかば毛利等の諸軍勢は是より香春の嶽に赴かんとせし所に秀吉より輝元、元春、元長、隆景へ書簡到來せり其状に曰く。

豊前宇留津の城、去る七日攻メ崩シ千餘頭を被^レ刎^ハ、其ノ外男女機物に被^ルニ相掛^ケ一之由。心地能次第に候。手柄之段無^クニ申^ス計^リ一候。殊に敵方味方之覚^トニ云^ヒ、御祝着^之儀、難^クレ盡^シニ筆紙^ニ一被^ニ思^シ召^サ一候。時分柄^下々之者共長陣之段、被^ニ痛^ミ思^シ召^サ一候^フ條、當年にも御馬を可^シレ被^レ出^サと被^ニ仰^セ出^サ一候^フ所春迄可^キニ相延^ブ一之旨、安國寺、渡邊、石見、黒田勘解由を以て言上候^フ條、被^レ任^セニ異見^ニ一當年者ハ不^レ被^レ出^サニ御馬^ヲ一候^フ故、無^クニ心元^一被^ニ思^シ召^サ一候^フ間、來春は其方無^クレ届^ケ早々可^レ被^レ出^サニ御馬^一候^フ條、被^レ得^ニ其ノ意^ヲ一尤^ニ候。其刻^以テ^レ面^ヲ忠不忠被^ニ相定^メ一高名以下^ノ究^之仁^に可^クレ有^ニ御褒美^一候^フ間、各此旨申^シ觸^ル豊後^ノ茂則^ヲ蜂須賀阿波^ノ守、脇坂中務、加藤左馬^ノ助、其外人數都合壹万四千差^シ遣^ハシ候也。

十一月二十日

秀吉 判

毛利右馬頭 殿

惟達云、此記事は陰徳太平記に載する所にして敵方の記録に出るものなり。城方は悉く殺戮せられたれば此外に敵對の理由ありしや如何知るを得ず。但し此記事に依るも宇留津の守將盛勝、景勝が父兄を捨て、己等獨り無事なるを欲せず、止むを得ず、敵對すと云ふは孝悌の情誼に於て憫むに堪たり。其他更に敵に向て悪意を懷く所なし。然るに毛利黒田等は假に秀吉の命あるにせよ。九州征伐の手始めなれば充分手荒き懲罰を加はへ以て己が軍功とし、秀吉に阿諛せんと欲し、城兵千餘人を殺害し多数の者を焼死せしめ、尚是にも飽足らずして男女の俘虜即ち降人四百餘人を磔殺するに至りては、三百年後の今日尚之を讀む者誰か其残忍酷薄なるに惘然たらざらんや。敵に憐みを請ふて降参せる四百餘人の男女（其内小児のあるは勿論なり。）を磔に處するが如き残虐は我國史上其比

を見ざるなり。殊に秀吉が毛利諸氏に書を與へて「心地よき次第に候」とは何事ぞや。彼れ何ぞ夫れ無情なる。彼れが死後間もなく一家殄滅の災に逢ひしは主として此残忍性に因せずや。信長の歿後彼れが言行往々謹慎を闕ぎ常軌を逸す。誠に惜むべし。又景勝に於ては盛勝未だ弱年なれば己れ一人主裁せしならんが己等降参せば人質となれる。兄の身上に關はるべし。と思はゞ身を殺して仁をなすと云ふ事もあり。何ぞ城主たる姪の盛勝と二人自裁して城中千数百名の人命を救はざる。只二人孝悌道を立てんとして無謀の戦をなし多くの人を死に致したるは匹夫の勇にはやりて人命を重んせざる浅慮に出でしものと云はざるを得ず。戦国の習とはいへ敵も味方も仁恕の心なし歎ずべきかな。

豊薩軍記云。豊前には敵城多き事なれば毛利輝元渡海次第手寄の城を一ニヶ所攻落し首を盡く切り掛べし。然らば逆徒等恐怖して豊筑肥に降参の者多かるべし。太閤度々仰下されければ、小早川隆景黒田孝高先づ豊前築城郡宇留津の城に押寄する。此城には賀來新外記と云もの籠り居たりしを息をも續せず攻立て黒田の家臣母里太兵衛尉一番に乘入りければつゞいて栗山、後藤、井上、野村、久野、吉田、大野、林以下喚き叫んで攻入たり。中國勢も同じく攻入りける程に忽ち城を乗破り皆悉く討取り夫より同国京都郡香春の城を攻落せは是に怖れて馬ヶ嶽の長野三郎左衛門降を乞ふ。

豊前軍記略云。天正十四年冬秀吉公ノ先手小早川隆景、吉川元長、吉川経言等引ニ率中国勢二万五千餘騎一替ニ陣ヲ於寒田松山一。殿下ノ檢使黒田勘解由亦率ニ其勢〇〇餘人一移レ陣。宗像氏景率ニ千五百餘人一、馳ニ加千中国勢一。此時馬嶽ノ長野三郎左衛門為ニ降人一加ニ黒田手一。賀來ノ一類楯ニ籠干築城郡宇留津城一。於レ是元長、隆景遣レ使勸ニ降参一。賀來與ニ郎、同新右エ門、同孫兵衛等父入道專順為ニ人質一在ニ高橋居城賀春一之間、不レ可ニ降参一之旨返答。依レ之十一月七日鷄鳴之比中国勢并黒田、長野、宗像等都合ニ万八千餘騎打ニ立松山一、同日辰ノ刻、着ニ陣干宇留津一。此城東者海ノ水也。南北之間者深田也。依レ之黒田、長野、自ニ南方一、小早川自ニ北方一、吉川自ニ西方一各分レ陣押寄。此時元長経言、因ニ父元春之病氣一、自ニ松山一引ニ退小倉一。於ニ宇留津之攻口一者、為ニ元長之名代一遣ニ宮庄太郎左衛門春実一。云々。所討取之首一千余級所ニ焼死一者不レ知レ眞。

所^二生虜^一之男女四百余人、悉磔^レ之。於^レ是黒田入^二賀來二人^一、首於桶^一記^二討取者之姓名^一、送^二之大阪^一。同九日諸軍皆入^二松山城^一。

惟達云。緒方惟榮平氏を拒まんが為め賀來二郎惟興を大畑城に同三郎惟貞を犬丸城に置きしより、賀來氏豊前に繁行し弘治天正の際には築城郡塩田の城主に賀來孫兵衛惟康、水田の城主に賀來全慶、同郡宇留津の城主に賀來孫兵衛久盛、其子盛勝、下毛郡末廣の城主に賀來次郎惟国、同郡犬丸の城主に賀來越中守清俊、同郡大畑の城主に賀來壹岐守国治、其子安芸守統直あり。是等の子孫なるべし田川郡京都郡、築城郡に賀來若くは加來を氏とする者少なからず。又我祖景吉主豊後より來りて宇佐郡山藏村に居住せしより其後裔宇佐郡、下毛郡、国東郡に蔓延せり。豊後は元來賀來氏の揺籃地なれど近世同地に賀來氏を以て顕はれし者あるを聞かず。

第四章 下毛郡大畑賀來氏

賀來國治

豊後賀來氏の祖賀來三河守惟康の次子賀來次郎惟興豊前下毛郡大畑村に居り其地を領す。是より大畑村を改めて賀來村と稱すとかや。惟興より凡二十一代を経て國治と云ふ者あり。弘

治元年十二月陶晴賢毛利元就と兵を交ふ。國治晴賢にかたらはれて兵を出し之を援く。同二年大友宗麟豊前を徇ふ。國治之に降る。下毛郡羅漢寺楼門の上に大般若經の笈四個あり。笈毎に賀來壹岐守國治の七字を書す。蓋國治の寄附する所なり。

國治三子あり。長子安藝守統直嗣ぐ。次子勘助惟貫

天正十六年三月二十一日賀來城の役戦死

三子佐助惟茂

同役戦死

統直の子を民

部少輔惟直と云ふ。

統直 統直は大友義鎮及義統に仕ふ。義統より諱の一字を受く。永禄四年八月義鎮に従て豊前企救郡門司の城を攻む。又日向耳川の役に従軍せり。天正七年二月下毛郡津民村長岩の城主野中兵庫頭重

兼大友氏に叛き近邑諸城を攻む。同郡犬丸の城主民部少輔賀來清俊之に應ず。其兵を併せて同郡阪手隈城藍原邑にあり同郡末廣城及法華城両城共に永添村にありを攻めて悉く之を降し転じ來て統直が賀來の居城を攻む。成垣越中守鎮家、福島左馬介等來りて統直を援け城を守る。統直、鎮家と相議して軍令を定む。整肅敢て犯す者なし。軍令に曰く。

軍場制格

- 一、聞_レ鼓進 聞_レ鼓退 挙_レ旗起 按_レ旗伏 不_レ可_レ犯_二此法_一事
 - 一、呼者答、點視者到、其期不_レ緩、不_レ可_レ背_二軍律_一事
 - 一、蔑_二大将_一馳_二驟軍_一店揚_レ声不_レ可_二笑語_一事
 - 一、昼夜不_レ捨_二兵具_一怠而不_レ可_レ違_レ度事
 - 一、於_二軍場_一謠言妄語而不_レ可_レ用_二邪說流言_一事
 - 一、軍中聚_レ衆勿_レ為_二議論_一近_二帳下_一不_レ可_レ聞_二軍機_一事
 - 一、聞_二軍中所_一謀、反_二號令_一漏_二洩於外_一不_レ可_レ令_レ知_二敵方_一事
 - 一、越_二行伍_一挽_レ前乱_レ後不_レ可_レ致_二言語喧嘩_一事
 - 一、於_二神社佛閣_一稽_二其抱負_一聞_二其議論_一邪心不_レ可_レ改_二利非_一事
 - 一、到_ル所之地、田畑農物苅_リ取_リ蹴荒_シ不_レ可_レ為_レ寇事
 - 一、託_二出陣期_一而詐_レ病、或軍糧○之時、阿_二親類_一不_レ可_レ便_レ使力士卒結仇事
 - 一、於_二軍場_一並領内_一不_レ可_レ致_二博奕見物_一附_{火事}丙丁之用心事
 - 一、侮大将結舌不應低眉俛首怠不報到而不言到多則言少言言少則言多不可背武格事
- 右之條々於相背輩者早可處重科者也

天正七年 成垣越中守鎮家 判

二月 日 賀來安藝守統直 判

野中勢來襲の前日我斥候之を報して曰く。敵数城を攻落し勝ちほこりたる其勢合せて二千五百餘人。當さに明日を以て攻め來らんとすと。是に於て統直自ら大手口を固め成垣鎮家に搦手を守らせ、鎮家が嫡子進士兵エに兵二百餘人を附て大貞山に埋伏せしめ、福島佐渡守には後詰を依頼し又別に兵二百

人を妙法寺の山中に潜伏せしめ、我軍若し陽り走るを見は急に出で、敵の後を絶てと約束して、統直等兵を率ひて敵を耳取に逆ふ。敵の先鋒矢野助四郎來て賀來勘助と鎗を合せしが助四郎疵を被りて引退く。續て井原主馬介十文字の槍を引提げ出れば原天助是にありとて暫く戦ひけるが天助肩を突かれ引返す。是を手初めとして両軍接戦良久ふして統直陽り走り金を鳴らし兵を収めて城に入る。敵鼓譟して城に迫る。城中亦鬨の声を揚げて之に應ず。然れども未だ出で、戦はざるに大貞山の伏兵急に起りて敵の背を衝きしかば敵狼狽して黒水さして敗走す。妙法寺の伏兵も亦起て敵を追ふ。敵軍殊死して戦ふ。重兼も逃仕度をぞなしける所に賀來の本陣より鐘を打て戦を止め、瑞雲寺の僧信安、万福寺の僧天眼をして和議を講せしめ、野中太郎鎮貞を人質として渡さば急難を脱せしむべしと申込ましめしかば、重兼詮方なく其子重貞に久保田金吾を附て人質として且盟書を送つて和し退却せり。統直乃ち家臣藤本七郎を以て田原紹忍に報せしめ、紹忍之を義統に注進せり。義統其功を賞し感状を統直等に與ふ。其文に曰く。

野中兵庫守其方間、和睦の儀申出候の所に被_レ任_二下知_一尤も肝要に候。彌無_二可_二申談_一事可忠意根元に候。仍_而重兼干今押領之地以条数承候。其意急度以_二使節_一可申理之条定_而可_レ為_二分別候_一。

委細谷川美濃入道可申候。恐々謹言。

十月五日

義統

賀來安藝守殿

義統の弟大友新九郎親家も亦統直に感状を與へて其功を賞せり。

今度悪党現_レ形候。其方事以_二順義之覚悟_一功寄衆誘堅固被_二相支_一候。誠_二忠貞無_二比類_一之趣、別
○御感之段被_下成_二遣上御書_一候。尤珍重候。然者到○○○不日御加勢衆致_二指立_一候條、彌以親類
中被_二申談_一可被_レ竭_レ粉骨事肝要候。何様一〇被_レ成_二御扶助之通能々相心得可申旨候。為_二御存
知_一候。恐々謹言

天正七

十二月廿七日

親家 花押

賀來安藝守殿

天正十五年豊臣秀吉豊前の国京都、仲津、築城、上毛、下毛、宇佐の六郡を以て黒田勘解由孝高を封す。同十六年孝高六郡の民に課して中津の城を築かしむ。統直及犬丸兵部少輔清俊等にも亦同しく課役を命し之を遇すること一に家臣の如し。統直等辞して曰く去年殿下薩州征伐の時某等前駆たり。功を以て封を賜ふこと故の如し。某等の小城にても亦自ら多事なり。殿下の命の外敢て辞すと。孝高乃ち之を秀吉に訟ふ。秀吉、孝高に命して之を討たしめ、又吉川廣家をして之を助けしむ。孝高其子甲斐守長政をして兵五百を率ひて日ノ熊の城、池永の城、成恒の城を降し次に賀來及福島の城を攻めしむ。長政大貞原に陣し兵を分て五隊とす。母利太兵衛手勢百五十騎を率て城南の地に屯し城の汲道を絶つ。栗山四郎右衛門兵二百を率て糧道を塞ぎ野村市右エ門兵百五十四人を率て樵路を遮る。黒田図書兵三百を以て軍糧を司る。長政の麾下五百騎とす。抑賀來の城は往昔平家追討の為に緒方惟栄が築きたる名城にして黒川其東を流れ山を右にし西に三角の池あり。堀深く矢倉高し。向に辨城ありて今尚附城外堀など云ふ田の字あり要害堅固の城郭なり。城方には大將統直、嫡子惟直、二弟惟貫、惟茂を初めとして家臣には新野駿河、正木孫兵エ、侍大將佐藤傳右エ門、神三郎兵エ、原天助、一族稻男藏之丞、藤本六郎右衛門、林彦次郎、名田七郎兵衛、黒水新藏、辨城七郎、平田佐平エ、萩輪勘解由、塚崎次郎、上垣十郎、黒川市之丞等三百二十餘騎總勢千二百餘人用意少しも怠ることなく手筈を定めて敵の來るを待ち受けたり。矢倉毎に石火矢を置き防禦頗嚴重なり。兵を分て三隊となし惟貫、駿河、孫兵衛各隊に將たり。

三月二十一日寄手次第に近く攻め寄せ來るを見て我兵館を焼れじと打て出で、隊將惟貫五十人を從へ敵將井上大九郎が二十五人と槍を合はす。後藤又兵衛基次惟貫を呼んで互に槍を揮ふ。惟貫驍勇よく鬪ひ接戦良久して決する所なし。長政命して第二軍と交代せしむ。是に於て基次、惟貫勝負を決せずして互に別れ我兵は皆引いて城内に入る。寄手近傍の在家並に賀來、福島の居館を焼拂ひ間近く城に迫り來て岡田三郎、本田半三郎、山脇彌七等城中に向て頻に矢を放ちしかば城よりは名田七郎、糸上

小六等矢を放て敵の熊谷彌七郎、佐伯小七郎等二十餘人を斃しけり。城方にも亦塚本次郎、藤本金彌戦死せり。城中より頻りに鉄砲を放て防戦せしかば敵軍將に敗れんとせしが復進み來りて井楼を組んで城中に向て発砲す。城兵も亦朴樹に據て井楼を設け之に對抗す。かくて三日三夜互に劣らず奮闘せしかば双方共に死傷夥しく敵兵二百四十四人を討取りしが、城方にも亦惟直、惟貫、惟茂を初めとし家臣鉄永宇兵衛、木瀬大九郎等討死せる者百五十四人に及びければ、城中より降参せんと申入る。寄手之を諾しければ城を開けて退去する所を敵急に襲ひ來りて殺害し、賀來、福島両城に於て殺されたる宗徒の首八百餘級を梟木に掛く。

統直も亦城と運命を共にせんと欲せしが新野駿河諫止めて曰く。生は難く死は易し一先づ逃れ給ひて豊後に之き義統公に就て罪を秀吉に謝し給へと。統直之に従ひて主従五十人窃に城を逃出で、下毛郡秣村の幕の峯に至る。秣大炊介其途に要し不意に出で、統直等を襲ひ之を討て首を長政に送る。時に天正十六年三月二十三日なり。統直の墓は秣の峯の両山の間在り。少しく平坦の地を得て石を疊て塚とし樹を其上に植て墓標とす。秣の峰は賀來村の南一里半許にあり。統直の室は豊後の賀來鑑保の女にして豊前山藏の賀來景吉の姉なり。されば賀來城陥落の日家臣辨上小六夫人を奉じて宇佐郡山藏村に走り弟景吉の家に伴へり。故に統直が家に傳ふる所の感状系図等景吉が家に傳へしも今より百年前已に其所在を失へり。

り。 卷之十三に續く

第五章 下毛郡永添村賀來氏

賀來惟國

大神姓大系図には惟國を以て豊後の賀來氏第十九代惟正の長子となせど年代合はず。

惟國は下毛郡永添村末廣城主にして次郎と稱す。弘治二年夏大友宗麟豊前を徇ふ。惟國降る。天正七年長岩城主野中重兼に與し大友氏に叛く。十一月三日大友家の豊前の代官田原紹忍が與力安心院中務入道公共、香志田出雲入道、深見壹岐入道基資白杵美濃守惟実等に滅さる。

第六章 下毛郡犬丸村賀來氏

賀來清俊

豊後賀來氏の祖惟康の第三子三郎惟定豊前下毛郡犬丸の城主たり。其後凡二十代を経て清俊と云ふ者あり。天正七年二月野中兵庫頭重兼に應じて大友氏に叛き、近邑諸城を抜き遂に賀來の城を攻て統直等がために敗られ復大友氏に降る。大友特に其罪を宥して所領を安堵せしむ。天正

十六年 戊子 清俊亦黒田が課役の命に應ぜず。統直の
伝参照 賀來陥りて後ち黒田氏兵を移して犬丸の城を

囲む。清俊が家臣中尾三五兵衛、上野新左エ門、芝原外記、荒川次郎兵衛、岩丸藤太夫、川口重内、

早川五六郎、萩原四郎右衛門、草場五郎等二百餘人を以て城を守る。敵と戦ふこと凡十合。城兵過半

討死し城遂に陥る。清俊走て下毛郡西秣村に至る。秣大炊助之を逐ふ。清俊〇宮に通る。大炊助之を

討て其首級を黒田に送る。時に天正十六年三月二十三日なり。諡して実宗院殿〇〇大居士と云ふ墓は

西秣村大殿池の東畔に在り。里人犬丸殿の墓と稱す。夫人亦逃れて敵に害せらる。大炊助後なし落武者を
討たる積悪の報と云ひ

伝へら
る。

惟達云、宇留津と云ひ賀來犬丸と云ひ賀來氏の城主たりし者前後皆亡ひしは遺憾なり。當時世は群雄の小結合割據に厭きて天下は正に國家的統一に傾けり。然るに邊隅に在りて時勢を知らざりしか。ともあれ数十代一城の主として多少の領土を有し何人にも屈從する所なく獨專の領主権を保有せしに如何に時勢の変遷とは云へ一朝他より來て之に課役を命し之を奴僕使せんとす。苟も氣概ある者誰か甘んじて之に服従せん。予は其勇を愛して其意を哀しむ。

大神姓系譜 中編

昭和八年十二月 賀來惟達 著述

平成十一年四月 賀來 修 複写版作成

平成二十七年八月 賀來道生 WORD版作成

平成二十七年十月 加來利一 監修・PDF化

大神姓系譜

下編

平成十一年卯月複写
(西曆一九九九年)

大神姓系譜 下篇

大神姓系譜 卷之八

中篇卷之六、一四九丁の続き

豊前國宇佐郡佐田村賀來氏

第一章 佐田村大字廣谷村賀來氏

賀來惟綱

惟綱は豊後國大分郡賀來城主賀來鑑保の長子なり。初め大炊助、後ち右衛門大夫又備後守と稱す。又四郎左衛門尉と改む。薙髮して道春と號す。豊後大分郡賀來城に生る。母は同郡橋爪城主橋爪治季の女なり。享祿三年三月賀來城の変起るや、惟綱父と共に清田越後守を撃て之を走らす。然れども大友氏を憚り、弟景吉及び外祖父橋爪治季と共に賀來城を捨て伊豫國宇和郡八幡浜に渡り外祖父同國吉田の河野通興に歸す。相従ふ家臣には豊後直入郡下田北の鶴原彌十郎為忠、同次郎為朝、兄弟及深田肥前大神正保あり為忠兄弟の父鶴原掃部藤原惟為は老て従ふ能はず。書を惟綱に贈て訣別す。其文に曰く。

御二方様近日伊豫ニ御渡海被成候由。此節之御辛苦奉察候。深田八郎右衛門被下置、委細承り御尤之御儀ニ奉存候。御具足御長持目録之通奉指上候。何卒御開運奉祈候。私最早老身にて存命不定に御座候得者。御名残惜奉存候。兄弟之者共何迄茂無御見捨御不便に御思召可被下候。油布院衆へも橋詰衆橋詰は橋爪と同一ならんへも御渡海之儀可申達候。追々御出世奉祈候。委細は弥十郎可申上候。恐惶頓首。

鶴原掃部

惟為 花押

三月六日

賀來大炊助様

賀來佐之曰く。惟為老実忠貞世々我家に仕て老臣たり。忠信君を忘れざるの心紙上に溢る。讀者を

して泣かしめんとす。其子兄弟亦父の風あり。能く惟綱等に仕て終始志を変ぜず数十年一日の如し。

惟為庭訓の嚴なるに非んば如何ぞ為忠為朝の如き者あらんや。今尚其子孫あり。當時贈る所の甲冑家に傳ふ。然れども已に數百年の久しきを經たれば冑は鉢穿ち、鍔切れ、甲は全きところ僅に胴のみ。猶數十年の後に至らは全く朽ち損して何等の毛色を辨識すべからざるを恐る。故に賀來重代所藏品目録に之を記し置く。天保三年壬辰春佐之新に篋を製し冑を藏し、甲櫃の壞たるを修理し、足下襦袢の汚れたるを洗濯し、其破れたるを補綴し、謹で之に係るに銘を以てす。曰く。

偃武興文 蘊匱如捐 鎧腹纒存

龍章尚鮮 兜古以穿 金彩熠然

血痕在襦 襪褸不全 以綴以補

浣旃濯旃 非非所用 見物思先

再拜撰銘 思古淚濺

惟達云、右甲冑は山藏宗家（第二章に出づ）に傳へし所なるが明治の初年には早其所在を知らず。系図も亦然り。或は云ふ明治の前に駿平と云ふ人山藏宗家に養子に來り大莊屋を勤め居たるが、其頃不明になりたるが如しと。駿平の後を継ぎたる頭も是等のものを見たることなし山藏の宗家二代惟貞が眞下角助を討取りたる槍の穂一、紀信太夫作と傳へられたる長刀の如き刀一、冑と云ひしが如何あらん。の鉢二箇是等は他に預け又は質物に入れありしを明治十五年頃賀來惟弘受出し其家に藏す。紀信太夫の太刀は惟達熊本在勤の比研師に研がせ鞘を作らし研きたるものにて刃金殆んど磨滅し居れば只鏽を落すにめぬ。又槍の穂は京都の研師に見せしに、已に度々止めんと云へば其の如くになさしめ是も鞘を作らせぬ。

天文二年惟綱京師に上り秋田家に仕ふ

惟達云當時京畿は争乱打続きしが秋田氏あるを聞かず何等か誤謬あるべし。

景吉^十歳は伊豫に留まれり。其後秋田家内乱あり。惟綱伊豫に歸る。惟綱復景吉と豊後に販り同國佐

伯床木^{イカギ}に潜居す。大友義鑑賀來氏の罪なうして亡るを憫み、賀來鑑保の弟鎮綱及其弟統幸の佐伯に在るを求めて鎮綱を賀來の地頭職に復し、由原八幡宮の大官司を兼しめ、統幸には本領五分の一を與へぬ。是に於て惟綱景吉兄弟世に憚る所なく鶴原為忠、同為朝、深田正保を従へ床木を出で豊前宇佐八幡宮、筑前太宰府菅廟に參詣し豊前水田の城主同族賀來孫兵衛入道全慶が家を主とす。全慶從兄弟の情誼を以て厚く之を遇し別邸に置けり。此時惟綱の長子惟保豊前城井城主宇都宮鎮房が家臣後藤某の養子となれり。

天正元年全慶滅ぶ。其翌年惟綱景吉其地を去り、豊前宇佐郡佐田の城主佐田彈正忠鎮綱を頼みて佐田

に來る。蓋惟綱の室は佐田鎮綱の女なればなり。鎮綱依て厚く之を歛待し、隣村廣谷村に居らしむ。此時鎮綱尚百六十餘町の地を領せり。當時相從て來る者惟綱の子景親、景吉の第二女、同第三子惟貞十歳及家臣鶴原為忠兄弟、長野半佐衛門、深田正保、富野新助、加藤與十郎等なり。

佐之云、惟綱等初め伊豫に走る時長野、富野、加藤等の名なし其後來り仕へしものか。當時隨從の者の子孫皆今ある所を知らず。廣谷村に加藤を氏とする農夫あり。是蓋加藤與十郎の苗裔なるべし、今に至る迄惟綱の墓を守る。○惟達云明治の初年迄佐田村に伊平、喜助と云ふ兄弟の者あり。村人は是を稱して山路屋（佐田の賀來氏の屋号）の譜代と云へり。其祖先詳なせず。其子孫亦今佐田にあらず。

惟綱廣谷村に居住して後ち備後守を攻め六郎左衛門と稱し又薙髮して入道道春と稱す。翌天正三年廣谷村に卒す。景吉当年五十三歳、惟綱は享祿三年の役に 同所山口に葬る。平軍古金吾入道道春大居士と諡す。

左之云、故老曰く。山の口なる惟綱の墓側は古へ畑なりしと。然るに今荒廢して小竹叢生し鬱然森をなす。村人瘧を病めは必ず惟綱の墓に祈る。之を稱して備後殿の墓と云ふ。○廣谷村に今尚其旧宅地の跡あり。今田となれり。大なる木患子樹あり。惟綱以來のものなりしが近年伐採せり。宅地の墓所は廣谷村旧庄屋宅地の西南五町許りの小丘の一端に在り。其地は岩石にて薄き表土之を被ふ。の廣さ六畝二十歩。○備後の守火葬して遺骨を埋葬したる所なるべし。面積は約一畝歩山路右側に通す墓所は其路傍に在り。数株の松と雜木簇生す。石を積上げたる中に五輪塔の破片二三あり。賀來惟弘の庭たる木標あれども已に年を経て文字読み難し。○昭和七年一族賀來惟達、同佐賀太郎、同榮二郎、同惟義等相謀て石を積上げ其上に石祠を安置せり。

右の山路を挟みたる極小區域に猫墓と俗稱するものあり。或は備後守夫人の墓ならんかとの説あり。

景親 景親は惟綱の子なり。父と共に廣谷村に來る。其後黒田氏豊前を領するに至りて黒田氏に仕

へしが、黒田氏筑前に移封せらるゝに及んで福岡に隨行せしならんか。又熊本の賀來氏は此景親が後裔ならんか。宝曆以前山藏村農夫伊助と云へる者筑前福岡に至り、黒田侯の藩士賀來六郎右衛門の家に奉公せしが六郎右衛門當時祿千餘石を食めり。嘗て其奴の往來券を閲するに賀來四郎兵衛惟利の名あり。六郎右衛門驚て伊助に問ふて曰く。汝山藏村の者ならば定めて賀來四郎兵衛景吉の名を聞きし事あらん。伊助なしと答ふ。然らば覺專の名を知るか。伊助又知らずと云ふ。六郎右衛門悦びずして曰く。然らば汝山藏の者と云ふも我信する能はず。伊助堅く偽らざるを以てす。惟達云、此問答は宝曆以前とあれば元文か寛保延享の頃とありしものなるべし。然らば景吉死して已に百二三十年にもなれば、伊助四郎兵衛景吉の名を知らざるは然るべき事なり。又云六郎右衛門、覺專の法名を知らは其祖先山藏と文通ありしことなるべし。 伊助郷里に歸る時、六郎右衛門一書を惟利に寄せて曰く。

未得御意候得共、一筆致啓上候。貴様彌御堅固珍重存候。然者貴様御組内伊助と申者當地へ参り候所、拙者儀茂不圖念比にいたし候。右様其元よりの往來見申候所、拙者同名にて御座候。拙者先祖

賀來四郎右衛門と申候。若同人御縁所共は無御座候哉と存候。遠方の儀故委敷存不申。若右之次第共に御座候はゞ知らせ可被下候。此段重て奉願候。

恐惶謹言

二月十九日

賀來六郎右衛門

花押

賀來四郎兵衛様

人々御中

一、拙者先祖賀來四郎右衛門、其分々肥後に参り居申候。越中の守様肥後御入國之節先祖四郎右衛門儀筑前に参り有付居申候。依之縁所相和不申候。以下少く闕文あり。

此書信を以て見れば六郎右衛門は即ち景親の後なるべし。四郎右衛門とあるは景親が父惟綱の通稱を襲きたる名なるべし。山藏村は黒田孝高の老臣母利多兵衛の食邑となり、景吉多兵衛の請により其代官となりしことあれば、其頃景親黒田氏に仕へ中津より又福岡に移りしものならん。黒田家が豊前六郡を領せしは天正十五年より慶長五年迄なれば、景親が黒田家に出仕せしは其間に在りしや知るべし。右書信に賀來四郎右衛門其分々肥後に参り居り申候とあるが、惟達熊本在勤の頃熊本市に猶賀來氏を稱する者ありき。明治の初年比か賀來某と云ふ剛の者ありて同國阿蘇^{スガ}流^ルの滝壺に入り水底を探りしと聞けり。

第二章 佐田村大字山藏塔原賀來氏

賀來景吉 景吉は前章惟綱の弟なり享祿の変景吉年僅に七歳兄惟綱と伊豫に通る。その後惟綱

と常に進退を共にし天正二年甲戌佐田城主佐田驒正忠鎮綱に來歸す。景吉年五十二此途次豊後速見郡大内平を

過ぎ同所森掃部清原頼好の家に宿し第三子惟貞の爲めに頼好の女を娶らんことを約す。是より先き景

吉大炊助と惟吉と稱せしが、此に於て四郎兵衛景吉と改む。天正十五年丁亥佐田鎮綱食邑を奪はれ、

景吉頼む所を失ふ。山藏村の父老に請はれて同村に移り、児童に書を授く。此年黒田孝高豊前六郡に封せられ中津に居城す。山藏は母利多兵衛の領する所となる。多兵衛景吉に請ふて代官となす。慶長五年庚子大友義統石田三成小西行長等に應じて兵を豊後に擧げ景吉を招きしかど景吉之に應ぜざりき。元和七年辛酉十一月二十九日山藏村塔の原に卒す。壽九十六大通院殿覺専道本大居士と諡す。同所丸山に葬る。其側に夫人梅岳院清香淨薫大姉の墓あり。此墓地は旧大庄屋宅地の東側山下路傍にあり。

天明八年賀來惟規其子基正惟秀を始め佐田山藏中津高田の一族相謀て景吉の墓所を改築す。其墓碑壯大にして題字の彫刻亦巧妙なり。予未だ他にかくの如き刻式を見ず。石工は竜王村の者なりしとぞ。墓前に二基燈籠あり。其基石に寄進せる一族の名を刻めり。又其下に石階あり。昭和八年墓碑を撮影し卷首に載す。

我大神姓大系図には景吉の夫人を以て佐伯紀伊守惟常の妹とし、其証として二通の感状を挙げ、是を夫人の携へ來りしものゝ如くになせども、惟常は永正大永頃の人なれば夫人と同時代の人にあらず。夫人の壽を八九十歳とするも天文年間の出生となりて年代を異にす。惟常の子か孫時代の人に相當すべし。兎に角享祿の変後景吉兄弟前後四人迄佐伯に身を寄せし所を以て見れば佐伯に深き所縁ありしや疑なかるべし。然らば則ち夫人も亦自然佐伯氏の出にはあらざるか。宗麟の二通の書簡に出たる木村紀伊の守は惟常にあらず速見郡杵築の木付鎮守なるべし。蓋惟常は宗麟の時の人にあざればなり。此書如何なる縁故によりて山藏に伝はりたるか。考ふ可らず。或は夫人は其親戚なるやも知るべからず。其書今所在を失す。其中一書を左に示さん他は同一の人々に宛たるものなれば略す。

其表之儀無心元存候之條、様躰具_レ為_レ可_レ承染筆候。各辛勞氣仕不及申候。然者加勢衆之事稠。

加_二下知_一候之條、急度可着陣候。可御心安候。○馬岳城米之儀承候之間、黄金五拾兩申付進之

候。雖無申迄候、彌毎事堅固之才覚可為祝着候。猶金栗院申合候。恐惶謹言

九月十日

宗麟 花押

田原常陸介殿

木村紀伊入道殿

大神兵部少輔入道殿

田北彌十郎殿

田原近江守殿

奈多大膳太夫殿

此書簡は永祿四年九月大友毛利兩軍門司合戦の時のものなるべし。

謁先君景吉公墓

賀來 浩 敬具

君不聞鬼武西海去逐鹿。

公子王孫葬魚腹

又不聞猿面蠶食定列國。

其陣堂々壓海陸

鬼武猿面長不存。

前車後車盡折軸

低懷我祖惟基君。

朝仕紫宸暮育民

餘勲赫々耀四海。

子々孫々才且賢

或稱緒形威九國。

復稱賀來更開藩

物變星移時運盡。

鳳雛遁隱豺狼間

祝典干今集孫子。

雙豊両肥如雲煙

遠在草莽近市井。

其醫其士仕邦君

猶勝鬼武與猿面。

千秋萬古血食寒

我薦蘋繁淚不止。

想得當年昇玉陛

賀來浩、桂川漁人と号す。豊後高田町芝崎佐田屋の人藤九郎と稱す。諱は惟浩漢詩及俳諧を能くせり。明治八年卒年五十九。

景吉三子あり長子惟信次は女子第三子惟貞嗣ぐ。

惟信。通稱喜平治、天正元年癸酉矢部の役戰死年十六

矢部の役は何地なるや詳ならず矢部の地名は肥後と豊前宇佐郡とにあり。

女子。景吉第三子 山藏出ノ原住人佐藤善左衛門藤原秀則の室、慶安元年戊子閏二月二日卒于

同所。諡曰妙要。葬同所栗山。

惟貞

幼名千代二郎、後六郎、又助右衛門と改む。永禄八年父景吉の流寓中に生る。身の長六尺、

相貌魁梧、毅然たる偉丈夫なり。性忠愨、毅然、勇武絶倫、人呼で鬼助右衛門と云へり慷慨氣節あり。

志を經世済民に用ふ。武藝に長し殊に弓槍に達す。常に曰く、我家世々大友氏の厚恩を荷ふ。誓て二

君に仕へずと。天正二年伯父惟綱及父景吉並に家臣数輩と佐田鎮綱に歸し廣谷村に居住す。其後十四

年にして天正十五年父と共に山藏村に移居す。肥後侯加藤清正嘗て禄千石を以て惟貞を招きしが惟貞之を辞せり。文禄中中津の黒田長政の鷹師高田彌太郎中津を出奔し、豊後日出の城主毛利兵吉が領内の農夫二人を奪ふて、妻子を山藏に置き肥後に走りて加藤清正に仕へ、復來りて妻子を迎へ行かんとす。毛利兵吉之を聞て長政の臣母利多兵衛モリタの留後母利六右衛門に告げ彌太郎を捕へんことを請ふ。當時山藏は多兵衛の食邑なるが、此時多兵衛黒田孝高に従つて朝鮮に在りければ、かく六右衛門に請へるなり。六右衛門卒を遣はし山藏の代官景吉に命して之を捕へしむ。惟貞乃ち父に代り卒を率て彌太郎が居所を包圍す。彌太郎勇力あり。衆皆恐れて逡巡進む能はず。惟貞直に入て之を捕拿す。六右衛門其功を賞し景吉が居宅の税三石餘を免除す。其後多兵衛禄を以て惟貞を招く。惟貞辞して曰く。僕が父景吉深く佐田鎮綱に負ふ所あり。然るに鎮綱今其食邑を失ふて養を僕に仰ぐ。僕今君に仕へは鎮綱誰に依て衣食せん。敢て辞すと。終に行かず。

文禄中多兵衛が臣母利久助と云ふ者其主に隨て朝鮮に在りしが朝鮮より遁げ歸りて山藏の親戚の家に匿る。多兵衛惟貞をして之を戮せしむ。久助之を聞て豊後に逃る。惟貞追て之を斬る。黒田孝高乃ち多兵衛に命して十人扶持を惟貞に饋らしむ。

慶長五年九月石田三成小西行長兵を挙げ。豊後國國東郡富來の城主寛和泉守家純是に應し其族寛利右衛門尉城を居守す。黒田孝高之を攻む。黒田伯耆守、同圖書助、母里多兵衛等先鋒たり。孝高惟貞をして多兵衛の隊に属せしむ。然れども此役多兵衛の隊戦ふに及はずして城降る。是を以て惟貞功を立るに暇なかりき。

同年十月黒田氏筑前に封を移さる。惟貞を將て行かんと欲す。惟貞辞して曰く父景吉年老い七十多く

廩庫を守る。依て是を後の領主に付して後ち聘に應せんと。其後孝高筑前より書を惟貞に寄せ禄四百

石を以て惟貞を招く。惟貞復辞す。

此時の書簡家に傳へしが天保時代には早其所在を失せり。

此年丹後國田邊城主細川忠興黒田氏に代て豊前を領す。小倉に治す。當時天下纔に定り浪人猶横行して多くの邑里を掠む。邑人之を苦む。忠興惟貞の勇にして且民政に長するを聞き長臣武蔵守を以て命を傳へ大庄屋となし浪人の暴行を制せしむ。或人惟貞を讒訴せしかば惟貞自ら辨疏して罪なきを明かにし且其職を辞せんと請ふ。忠興固く之を止めて在職せしめ食邑三十石を七十石とも云ふ隣村笹ヶ平に賜ふ。

惟貞治むる所一万石に及べり。惟貞職に在て清廉私なく民を愛し農業を勧め賦税の上納に曾て其期を違へず。是を以て配下の邑民悦服し流民も亦慈愛を聞て來歸するもの数十人。惟貞之を慰撫し土地を與えて開墾せしめしかば田野闢け戸口繁殖し治化大に行はれたり。

國東郡高田芝原に芝原六助と云ふ者ありけり。細川忠興の銃卒となり井門龜右衛門の部下に属せり。慶長九年忠興京師に朝するの途、下の関に於て六助公金を盗みて山藏に遁け來り忠興の命と矯り堺目口畱奉行と稱し國外に米を出すを禁し自ら之を奪はんとす。忠興の家臣中路五郎右衛門の身内與右衛門と云へる者六助が悪事を惟貞に告ぐ。六助之を聞きて豊後に逃れんとせしが惟貞に捕へらる。時に同年三月三日なり。惟貞乃ち六助を井門の男彦三に引渡す。彦三其功を賞して六助の大小二刀を惟貞に贈る。六助後ち刑に處せらる。

同年十月七日惟貞又忠興の家臣眞下角助を捕ふ。角助忠興に仕へて祿百五拾石を食みしが代官勤務中贓罪あり。家を擧て小倉を出奔し宇佐郡に來る。加賀山隼人の家臣渡邊長助、内能喜平次等卒を率て追來る。角助逃れて豊前豊後の境なる烏帽子山に潜匿す。長助等乃ち宇佐郡吏數百人を率て烏帽子山を包圍す。角助窮窘少子及妻を殺し十七歳の長子と二人山を出で、豊後に走る。惟貞應援を頼まれて其子景友惟秋とは是に赴く。惟貞銃を放て角助が子の右臂を折る。津房村の農夫依て之を捕ふ。角助驍勇能く闘ふ。衆皆恐怖して近くを得ず。景友之と戰ふて傷く。惟貞奮然身を挺して之を追ひ呼て曰く。

角助止れ。角助止つて待つ。此日微雨濃霧溪谷を填め咫尺を辨ぜず。角助崖上の叢中に在りて不意に十文字の槍を以て惟貞を衝く。惟貞身を翻して急に之を避く。幸に多く紙を壞にせしかば事なきを得たり。只其股に負傷せるのみ。是に於て両槍相交りしばし鬪ひしが惟貞終に角助が槍を打落す。角助曰く。我武運已に盡きたり。速に我頭を斬れ。我敢て抗せず。惟貞曰く。否、是武士の道にあらず。いざ組打して雌雄を決せん。角助曰く。諾、是に於て二人相格闘して足を失し轉々崖より落つ。惟貞が二子之を靚れども谷を隔て、救ふ能はず。只望見するのみ。谿下に葛の根を掘れる穴あり。二人是に至て止る。惟貞終に角助を組伏せて之を縛し加賀山が手の者に引渡せり。隼人感狀を惟貞に與ふ。

其文に曰く。

今度者眞下角介儀に付て各被_レ入_レ精。搦捕本望候。取分其方手柄之段慥令_二承知_一候。猶以_レ面可_レ申候。恐々頓首

十月十日

加 隼 花押

山藏助右衛殿

此時惟貞負傷したるが為め爾來足少しく跛せり。

佐之云、惟貞其時使用せし槍（惟達云、此槍の穂の事は前に記せり）及角助が冑家に傳ふ。（此冑は前に記せる冑の二鉢の_一か）冑は久しく棄て、匱中にありて甚損す。傳へて尚久しきに至らば何物たるを辨識すべからざるを恐る。今年天保三年壬辰佐之新に匱を作り之を藏む。其上に題して曰く

有冑在匱 爾ノ績爾ノ功

子孫繩々 永仰英風

忠興惟貞を賞し書を以て之を招き禄三百石を與えんと云ふ。惟貞辞して曰く僕曾て佐田鎮綱の恩顧を受く。敢て請ふ。其子統綱を僕に代へて扶持せられんことをと。忠興之を義として復強ひず。其言を容れて禄三百石を統綱に與へ家臣とせり。

惟達云ふ統綱の後裔世々細川侯に仕へて今猶熊本にあり。佐田地頭時代の古文書三百余通を家に藏す。佐田文書と名付らる。又佐田家の支流佐田村大字内川野に在りて代々庄屋を勤めしが今其地にあらず。維新の時此家より佐田内記兵衛と云ふ勤王家を出せ。其一子を賀來倉太と云ふ。今臺灣に在り。

此年忠興家を忠利に譲り中津城に移りて老す。惟貞大庄屋の職に在ること故の如し。惟貞常に曰く。吾子孫業は農たれ、心は士たれ、商たる勿れと。九十餘歳に及んで健康壯者の如し。木履を穿て佐田に往來せり。曾て自宅の河向ひなる權現山にて奇石を得自ら肩にして帰りたりと云ふ。遺言して曰く、

是を以て吾碑と為せ文字を彫刻す可らずと。卒後遺言の如くし一も文字を加はへず。長凡四尺幅一尺四五寸計り其面は平にして彫

琢せるが如し。二人擔には餘る大さなり。四人擔位はあらん。

惟貞公務の餘暇善く稼穡を勤む。權現山の西北の麓に黒岩と云ふ所あり。其處の田二反餘歩は惟貞自ら開拓せるものなり。傳へ云ふ惟貞嘗て晝寝ねしに己が飼猫惟貞の側にある弓箭を数ふるが如き状ありければ、不思議なる事もあるものかなと思ひながら陽に眠て、なすがまゝにまかせけり。猫は数へ

終れるが如くにして出で去りぬ。其夜惟貞弓矢を携へ黒岩に至りて獸や出づると待ちけるに、夜半怪き物こそ出で来りけれ。其眼光爛々として人を射るも片眼のものに似たり。さては妖怪ごさんなれと惟貞身がまへなし弓矢を執て相待つ所に怪物漸く近づきければ惟貞満を持して鉄石も透れて放ちしにカチーンとばかり音して鏃飛び箭砕けぬ。こは如何にと射ること七八回に及べども終に之を貫くこと能はず。用意の矢は已につき妖怪は益逼り来る。今は是迄なりと弓家の所謂隠し矢を取て之を射れば手こたへありと覺えしが妖光忽に消へうせぬ。天明を俟て之を検するに自家の茶釜の蓋と鏡と其場に残り居りて鮮血其傍に流れ枯草紅に染れり。蓋前夜音響高く鏃砕けしは妖怪此蓋を以て惟貞の矢を防ぎしならん。又爛々たる片眼の如く見えしは鏡なるべし。惟貞其血の跡をつけ行けば豈圖らんや自家の床下につゞき而も手飼の猫児矢を負て斃死し居たり。是よりして惟貞の家には後世に至るまで猫を飼はず。

佐之云、是畢竟兒童の妄談に過ぎすと雖惟貞射を善くせしを以て好事の者此等の説を附會せしなるべし。然らば則ち此妄談も亦惟貞が弓術に長ぜしを徴するに足る。

佐之云、是傳説は如何にも怪談めけるが其根原を尋れば極めて平凡なる事なるに惟貞が武勇を稱揚するの餘り奇怪なる妄談を附會して語り傳へたるものなるべし。按ずるに其事実は次の如くもあらんか。惟貞即ち夜間自宅近傍の山中に狐に出でしに自家の飼猫亦山間を彷徨してガサ／＼と音をさせ主人の側になれ近付かんとせしを、惟貞兎狸の類かと思ひ之を射たるに意外にも愛猫なりければ其後狐に出でずなりしと云ふ位の事なるべし。

惟貞弓術の秘訣を書きて其家に傳へたり。又細川家の命により往年の功績を略記して細川侯に差出せし草稿六通ありしが是等の書今は凡て傳はらず。

佐之云、其書一時の草案にして文字を改削し文を更むるもの少なからざれば讀易からず。其内二通は慶長十六年正月八日に成り、二通は元和二年九月六日に、一通は同九年十一月十三日に、一通は寛永元年四月二十三日に成る。以上六通其文互に詳略あり。慶長十六年正月八日の草稿二通最詳密なり。惜哉二通共に其初少く闕文あり余多く此記事を取り交ふるに子孫の口傳を以てし、謹んで惟貞の傳を作る。

草稿を左に掲ぐ。

一、甲州御代之時私山藏村に浪人にて罷在候時甲州之御内黒田兵庫殿衆高田彌太郎と申もの走り申

候。女房を山藏村に預け置き毛利兵吉殿衆速見郡之中百姓一に三人とありをぬすみありめしつれ、肥後

に參申候。其内女房の迎に山藏村罷越申候を兵橋殿兵庫殿被聞尋候に付、母里多兵衛殿畱守居

母里六右衛門方に御とゞけ被成候得共、高麗御出陣之畱守にて候へは、私親山藏村代官仕居候

に付からぬ取出し可申由、私親に六右衛門より被申付候。人数をあつめ彌太郎宿所を取りまき居候處、私参り候てからぬ取右兩人よりも見者御出しの儀に御座候。此儀高森村に存候ものども可有御坐候。其時之忠節私屋舖高三石惟達當時租税の過重なるを見るべし餘り之處太兵衛殿御代官被下候。多兵衛殿より御抱被成度と被仰候得共私年來の恩人佐田五郎左衛門浪人仕被居候跡見届候條御奉公仕間敷と申候。先御代之間浪人にて罷在申候事。

一、同御代之母里多兵衛殿内母里久助と申者之儀高らいより走山藏村之親類御座候間参候は、成敗仕候へとのよし高麗より多兵衛殿被仰遣候處則参り豊後の様にのき申候をおいかけうち留申候事。

右之様子黒田如水^江多兵衛殿被仰上十人扶持被下。則ち多兵衛殿^江御付被成留來陣富來陣か之時より供申候。筑前^江國替之時参候へと被仰候へ共我等親老足之儀候間、御藏など過分に預り候て其米殿様へ渡候間筑前^江不参候事。

一、武蔵守殿より庄屋に被仰付候事は我等を如在者今日如才なしと云ふ語あり當時如在者の語行はれしと見ゆと申者有之付て御尋被成候付、我等申ひらき如在者と申ものに御引合御せんさく成被下候へと申上候。我等親よりこのかた何やらに付ても如在之儀莫御坐候通申わけ付、さて御庄屋仕候て殿様御ために成候様に仕り候て御扶持を可被下と度々被仰聞候間忝奉存御奉公仕候事。

一、高田内芝原と申所より六助と申者御鉄砲之者に被成御抱井門亀右衛門殿組に入申候。殿様御上洛之時御取かへを請取、下関まで参り則ち走申候て、慶長九年三月三日堺目口留御奉行と申し宇佐郡之内山藏村に参米留仕居申候を中路五兵衛殿内與右衛門より右様子申來候間、至小倉武蔵守殿へ其通注進仕候處に、小倉より御返事到来無之内にそれをかどり豊後の様に罷退候條、中途にて私とらへからぬ置候處、井門亀右衛門殿組之御鉄砲之者にて走申儀無紛間、井門彦三殿に渡可申の通武蔵殿より被仰越候間、彦三殿へ渡申候。頓て御成敗被成、我等手がら候と被仰則ち六助刀脇さし彦三殿より助右衛門に被下候事。

一、御代官眞下角助御算用滞御座候て相走候由にて加々山隼人殿内衆渡邊長介、内能喜平次兩人其外下部者に於いて、おひかけ宇佐郡に被参候處烏帽子嶽山に角介隠居申候。慶長九年十月七

日に宇佐郡御惣庄や、小庄や、百姓に至迄ことごとく罷出、隼人殿衆右両人同前に彼山をとりまき候へば妻子を手にかけて角介親子貳人罷退申候。角介子をばうちすてに可仕と隼人殿衆と前積談合仕候付、我等鐵砲にてうち候へば、とをき故石之かいなを打おり申候處を津房佐之百姓共とらへ申候。角介鎗を持ち候て其まゝのき候に私おいかけ参り候。角介もどし合はせ、たがい鎗をあはせ角介が鎗を打おとし、其まゝにくみて搦捕申候。津布佐村深見村者共は勿論隼人殿衆宇佐郡中御惣庄屋衆百姓中能々見申候。隼人殿よりも御かん狀被下置申候。此段武藏守殿内膳頭殿能御存知被成候儀に候間兵吉殿御内衆も能御存候。各様もまへかどより申上候と少も相違無御座候事。

私山藏助右衛門手永内百姓走候をなをし申付覺之事

一、是は慶長七年に走候を同八年にもどし申候

七人 堀田勘平殿知行分 山藏村

左右衛門二郎 彦右衛門 彦四郎 源右衛門

道明 善五郎

一、是は御帳面に無御座候仕付申候

三人 右同人知行分 同村

籾四郎 與三太郎 與三兵衛

一、是は慶長十三年にもどし申候

六人 小笠原民部殿知行分 同村

新五 甚五郎 善五郎

籾右衛門 新九郎 清右衛門

一、是は慶長七年に走申候を同十三になおし申候

四人 市二郎 大垣二郎右衛門殿知行 小向野村

小二郎 松田七右衛門殿知行 矢部村

助四郎 山口對馬殿知行 同村

與太郎 草村籐兵衛殿知行 同村

一、是は慶長十年に走十一年にもどし申候

八人

市郎 甚六 與助 三輪平右衛門殿知行 同村

慶長十三年にもどし

善三郎弥三郎小六川内籐右衛門殿知行 同村

一の草稿に

甚五郎孫一郎 外川平作殿知行 同村

右合廿八人他國へ走申候をもどし申候分

慶長十六年正月八日 山藏村 助右衛門

御郡代ニ上案文

一、 貳人男女共ニ 山藏村御百姓新五

是は慶長十年三月十日ニ覺^{道カ}申候を同十一年ノ二月廿日ニ豊後のさか^{道カ}いめニて山藏助右衛門見相

とらへ候て堀田勘平殿下代九右衛門と申仁ニ相渡申候事

一、 三人男女共ニ 山藏村御百姓清右衛門一類

是は慶長十年三月十日ニ走候を同十一年十二月二日ニ豊後之府内ニて山藏庄屋善四郎見相とら

へ候て府内の町奉行山口彦介殿に申理りもどし候て小笠原民部殿下代横右衛門と申仁ニ相渡申

候事

一、 拾壹人男女共ニ 山藏村御百姓 甚九郎一類 新九郎

籐右衛門 新九郎

是は慶長十年三月五日ニ走申候方々相尋候處ニ豊後の府内ニてさいく罷出候由承及候間慶長

十一年八月十五日ニ府内のはまの市と申候て大市にて御座候彼市ニ定^而走候もの共可罷出と存

候て山藏助右衛門彼市ニ罷出候へは右之者共見相からめとり御國內別府村まで引越しさいしの

置所相尋候へハ豊後大分郡ノ内居申由 申候間其所の代官衆へ申理り妻子共ニもどし小笠原民

部殿下代横右衛門^ニ同京膳四郎全兩人に渡し申候事

一、 九人男女共^ニ 矢部村御百姓平二郎一類

是は慶長十八年六月十日^ニ走玖珠郡^ニ居申候を聞立直し可申と種々才覺仕候へ共歸り不申右様
^ニ候へハ豊後のかな山^ニ出入仕由承及候間彼地^ニ人を遣立聞候へは右平二郎弟かな山に居申候
此もの歸候時分を承届候て中途に道待のもの申付遣置候てからめ取則山藏助右衛門方へ置候て
平二郎妻子共^ニもどし元和元年十月廿一日^ニ當御○人岡本源右衛門殿下代源介^ニ渡申候事

右人數合廿七人

内

貳人ハ御奉公人

廿五人ハ御百姓

以上

元和貳年

九月六日

久○文右衛門殿

山 助右衛門
ひ か へ

走百姓もどし覺

一、 古川村久右衛門男女三人

日田郡より元八年ノ春もどし申候

一、 矢部村仁藏男女五人

府内より元八秋もどし申候

一、 山藏村藤七郎四人

國 より同年ノ春もどし申候 但慶長十二年^ニ走他へ

行方不知候所^ニ國 へ参り居申候をもどし申候

一、 同村勘四郎男女六人

速見郡來嶋殿領より元九、五月^ニもどし申候

合頭四人男女共^ニ十八人

御公^儀人もどし^ニ歸り不申者助右衛門才覺にてもどし申候

牢人百姓仕付申候分之事

一、新右衛門と申もの男女五人玖珠郡より元和七年ノ冬参候を正覺寺村民部殿知行内ニ有付申候

一、彌十郎男女三人 速見郡辻間村來嶋殿内より元和九ニ山藏村ニ参候を主無當荒田

地を開かせ作仕候事。

合頭貳人男女八人両村ニ仕付無主田地作仕り所のために成申候事

元和九年十一月十三日 惣右衛門殿へ覺書付

覺

一、他國に走居申候百姓御人返に〇〇候て不帰者私才覺仕候て頭四人男女共に拾八人

御代に成申候て此かたにもとし置申候事

一、去年より御郡奉行衆より詣札改可申旨被仰付候條、相改札をかさみいれ申候元和七年運上銀指引銀子七拾五匁七分出來申候事。

一、他國より走來候百姓頭貳人男女共に八人御百姓すくなき在所山藏村正覺寺村に有付元和八年より御百姓に罷成作人無御坐候所作せ置候事。

一、永荒之内右新地開せ可申旨川合籐左衛門殿被仰付候私手永内永荒新地開作付可成所見立永荒新地之間に高三石貳斗四合元和九年に開せ則今度御檢地に御準被下候事。

一、御小物成上納仕〇私手永今迄時分を過納不申時々運上仕候事。

元和九年十一月十三日

惣右衛門殿へ覺書付

山藏助右衛門

覺

此覺書は前の覺書第二項の明細書なるべし

一、銀三拾壹両はかやの馬札三十一枚は元八より新札に入分

一、同拾壹匁五分 同かち札貳拾三枚分同し

一、同十八匁は おち木かち札十二枚分同し

一、同貳分は さかり壹枚分

一、同拾五匁は 猪札十枚分内

二枚は元八より入
八枚は元九より入

合七拾五匁七分

佐之云、惟貞乱世に生れ只武是學ぶ何の暇あつてか文學を學ばんや。故に文辞の豊贍ならざる書の秀麗ならざる固より其分なり。然れども其辞盡く實録に出で毫も文飾を其間に加へず、所謂達意の文なり。後世文藝の末を事とするの徒が文を修し言を飾り事実を失すると天地懸隔す。其書一見の際其拙なるが如くなれども細に之を翫味すれば字體古朴氣格あり。文字の豊贍ならざる書の秀麗ならざる是即ち惟貞の惟貞たる所なり。子孫豈再拝薰誦せざるべけんや。

惟達云、是等の文
書今傳らず惜哉

惟達云、世に偉人と稱せらるゝ者少なからずと雖惟貞の如く智仁勇を兼備せるは多からざるべし。當時爭乱久しく打續きて凶暴の徒横行し邊陲の地と雖其害を免れず。逃竄し來りて窃に其毒を逞ふせんとするあり。惟貞咸悉く之を捕へて有司に交附し治下の農民をして平靜に業を營ましめたり。

加藤侯、黒田侯はた細川侯の如き其名を傳聞し或は其功勞に酬んと欲して惟貞を招きしが大友氏の外誓て二君に仕へずと云ひて固く之を辞し、義心鐵石の如くなりき大友氏石垣原の一戦に敗滅して復興の望なきに至り惟貞亦仕途に断念し武勇卓絶の英資を攘きながら辺土に農業を營み之を以て無上の佚樂となせり。克己の心強固なる人にあらされは豈能くかくの如くならんや。常に子孫を誡めて爾等農を以て業とせよ然れども常に武士の心を體すべし苟も商人となる勿れと云へるは何等の高潔なる心ぞや。爾來三百年間子孫農業を營みつゝ武士の魂を失はさりしは、偏に惟貞の遺訓による。惟貞苟も職責を忽にせず寡慾以て躬ら率ゐ又子弟村民を激奨せり。領主に請はれて惣庄屋となるや、農家を愛撫し村民を誘掖して荒土を開墾せしめ、生計を安易ならしむ。暇あれば自ら鋤を操り、鋤を肩にして、田業を勤め、或は荒蕪の地を開拓し、以て農家の模範となれり。職務に忠実にして村民を説諭して納税を遲滞せしめず、頗る職責を重んぜしかは領主の信任厚く其治下一万石の高に及び食邑として三十石を給せらる。蓋破格の優遇なり。戦乱の世徴税の過酷なるは止むを得ざるべきも豊臣氏八公二民の苛法を行ひしにより諸国の領主亦之に則り細民苛税に呻吟し四方に離散するもの多かりしかば、徳川氏新式第十三條を以て諸國の民其所を移す勿れと令し、諸侯亦之が防止に汲々として庄屋等を督責して逃亡者の復帰を促したるが如し。惟貞亦惣庄屋の職を以て自ら諸

方に奔走し逃民を搜索して百方之を勸誘説得し帰村せしむるに努力したるは其上申書に於て明かなり。惟貞かく綏撫の功績世に隠れなかりしかば其治を慕ふて他領より來歸せる者亦拾有餘名に上りしと見ゆ。惟貞の義心に富める、曾て細川侯の招聘を辞し、往年己が恩顧を受けし佐田氏の究迫を見るに忍びず、其子を推挙して己に代へんことを請ふ。細川侯之を義とし其子を祿す。嗚呼惟貞の如きは深く報恩の道を知る者と謂ふべし。享祿以後賀來氏不遇各地を遍歴して終に山藏に居を卜せしが惟貞に至りて漸く安堵の基礎定まり子孫繁榮して今日に及ふ。賀來氏中興の祖と仰がるゝも宜哉。惟貞微せは賀來氏の今日ある、得て知るべからず。惟ふに皆田夫山樵に墜落し祖先の如何を忘却し武士の精神をも全く喪失するに至りしならん。然るに其子孫にして世に出る名を知らるる者の絶へざるは惟貞の精神の發揚に外ならずと謂ふべし。後世子孫豈勗めさるべけんや。然るに今日已に文行院惟貞主の名をも功績をも知らざる者尠からず。況んや後世賀來氏の者轉々四方に移住するに於てをや。祖先の事蹟を聞かんと欲するも能はざるに至るべし。是に由て予佐之先生の後を承け復此系譜を編次するものなり。」

寛文二年 壬寅 三月十三日山藏塔ノ原に卒す。同所小畑山に葬る。文行院覺應專了居士と諡す。壽九十八。三男一女あり。長子景友家を嗣ぐ。

夫人は豊後速見郡大内平森掃部清原頼好の女。萬治三年 庚子 三月二十三日夫に先立つこと二年にして卒す。讚貞妙稱信女と諡す。

惟貞第二子傳右衛門、惟秋と稱す。山藏村字小畑に住す。

惟貞第三子六太夫惟繁と稱す 出後。

景友

惟貞長子助右衛門幼字喜太郎後六郎。文祿元年 壬辰 山藏塔原に生る。慶長九年十月父に

從て眞下角助を烏帽子峠に捕ふ。角助と鬪つて負傷す。時に年十三。細川越中守忠利の時父の職を繼て惣庄屋となる。寛永九年忠利肥後に移封の後攝津國三田城主松平重直豊前國宇佐郡龍王に移封せられて此地を領す。景友大庄屋たること故の如し。同十四年肥前國有馬の乱あり。翌十五年景友、重直の子市正英親に從て之を討ず。同十六年重直居城を豊後高田に移す。景友在職故の如し。慶安元年十

一月八日卒す。年五十七。小畑山先塋に葬る。機窓明全と諡す。二男一女あり。

夫人は隣村房ヶ畑の住人賀來藏之亟大神重次の女。寛永三年卒す。

景友の第三子惟直長門國毛利侯の家臣宇都宮某の養子となり宇都宮見達と稱す。惟直幼にして穎悟嘗て父に従て野に之く。路上の中央に溺す。父叱して曰く。汝何ぞ路傍に於てせざると。惟直答て曰く路傍に藥草あらんことを恐れ異常に然かずと。景友嘆じて曰く。汝當に良醫とならんと。携へて大阪に到り醫術を小林桂庵に學はしむ。將軍家公主病あり。幕府桂庵を召す。公主逆を患へ諸藥皆吐出す。桂庵不換金正氣散を作て之を進む。亦をさまらず。惟直師に謂て曰く。願くは小子をして藥を煎せしめよ然らば必吐せざるべしと。桂庵怒て曰く。豎子何をか知らん。惟直曰く小子窃に見る所あり若し藥効なくば嚴刑に處せらるゝも敢て辞せずと。桂庵諾して之を有司に白す。有司の許可を得。惟直乃ち正氣散を取て之を煎し一沸して其香氣を散せしめ再煎して之を進めしに果して吐せず。病亦從て治せり。桂庵其説を問ふ。答て曰く小子公主の病を診ぜすと雖惟ふに胃腑藥劑の香氣を受くるに堪へすと。見る所之に過ぎずと。桂庵驚きて之を異とす。長藩宇都宮某子なし。大阪に行て桂庵名は正温見宜と稱す。明國に行て學ぶ。大阪に住し教授す。門弟三千人を見て嗣とすべき者を求む。乃ち惟直を薦む。惟直十六歳の時朝鮮人江戸に來朝す。長州萩を通過せしかば毛利侯惟直に應接せしむ。惟直朝鮮人醫師と筆談するに翰を飛ばすこと舞ふが如し。韓人敬服す。韓醫感歎して其醫法を悉く惟直に傳ふ。惟直輯めて二卷とし家に傳ふ。長して博學洽聞兼て儒學を教授す。曾て夜家に歸る。惟直を妬む者あり。其門内に伏て惟直を斬る。惟直傷きながら刀を抜て之を防ぐ賊暗に乗して逃る。惟直終に疵を病んで死す。時に寛文十二年八月十八日なり。道山見達醫元居士と諡す。萩に葬る。子なし。

養父某陰德太平記を著す。未だ其業を終へずして卒す。惟直遺志を継ぎ之を完ふせりと傳へらるれども陰德太平記八十一卷は香川正矩の著なり業中にして正矩卒し次男僧堯眞父の志をつぎ其功を畢ふ。寛文五宇都宮三近及元禄八堯眞の序あり。惟直は蓋し太平記編纂に助力せしならん。宇都宮三近は惟直が養父の親戚なるべし。惟直が死せし時三近は三十九歳なれば養父に非ざるや明なり。

惟直の室は養父某の女なり。惟直卒して後髪を剃りて尼となり山藏を訪れ來りて兄惟次を見る。惟直が死を告げ其遺髪及韓人より傳る所の醫書を贈る。且曰く吾夫、人の嫉を受けて非命に死せしは好んで書を読みしが故なり。されば書は夫の仇なり。妾悉く其書を集めて之を焚けり。只此書一部

吾夫平日手を離さず。故に之を焚くに忍びず、携へ來て君に呈すと。惟次尼を家に留めんと欲せしも尼聽かず。衣を拂ふて去る。其終る所を知らず。惟次遺髪を小畑山の先塋に埋め碑を其上に立つ。

惟次

景友第二子四郎兵衛と稱す。父の職を襲て大庄屋となり八百二十石を治む。寛文九年肥前嶋原城主松平忠房此地を領す。惟次大庄屋を命ぜらること故の如し。五千餘石を治す。元禄七年七月二十四日卒す。三男二女あり。第三子惟吉嗣ぐ。

惟吉

助右衛門と稱す。肥前嶋原城主松平主殿頭源忠雄の時父の職を襲て大庄屋となり五千餘石を治む。人となり慷慨氣節あり。家屢々難に遇ひ家計究乏せるも財を人に借らず。自ら耕して食ひ或は自ら税米を馬に駄して官倉に収む。宝永六年九月卒す。五男三女あり。長子惟長嗣ぐ。

惟章

惟吉の第四子。少して豪邁不羈放蕩にして生産を顧みず。書を能くし兄惟長の下吏となりて山藏塔の原古屋敷に住す。宝永六年兄惟長に従て江戸に之き居ること三年。其後惟章組中の人に代て伊勢大神宮に参詣し帰路大阪に到り盡く其路銀を消費し家に帰ること能はず依て力士となる。

身材長大にして膂力拔群なれば終に其党に冠たり。長門下関に於て興行中親戚の者之を聞て金を勸進元に償ひて伴ひ帰る。惟長大に怒て之を咎ちて其志を改めしむ。惟章誓て節を改めんと請ふ。惟長問て曰く。汝何をか業とせんと欲するか。對て曰く。醫とならんと欲す。惟長益々怒て曰く。無頼汝が如き者豈醫となるを得んや。自ら知らざるも亦甚しと。惟章固く請て止まず。惟長終に之を許し豊後杵築藩松田三省に就て學ばしむ。惟章刻苦怠らず終に良醫となり名聲一時に藉く。後ち豊後高田に移り同所宮町に住す。宝曆十年卒す。

惟長

増右衛門と稱す。嶋原城主松平主殿頭源忠視の時父の職を襲て大庄屋となる。此時家道漸く振ふ。然りと雖父惟吉命して自ら耕作せしめ父の勞苦を忘るゝことなからしむ。宝永六年公領の岡田正太夫が支配下同郡北山廣瀬と當領の飯田村と境を争ふて決せず。惟長之を幕府に訟へ江戸に滞在すること三年。官終に正を當領に決定す。延享二年卒す。年八十三。

三男二女あり。第二子惟利嗣ぐ。

惟利

四郎兵衛と稱す。嶋原城主松平主殿頭源忠刻の時父の職を襲て大庄屋となり五千餘石を治む。宝暦元年五月卒す。

夫人は同郡城村城某の女なり。志操嚴厲丈夫の如し嗣子景輝宇都宮に之き弟惟孝家を襲きしが年僅に十六なれば内外の諸事皆夫人に決せり。然れども毫も失態なかりしは人々の敬服する所なりき。

天明元年卒す。年八十三。四男五女あり。第二子景輝嗣ぐ。

景輝

四郎兵衛
後佐伯六郎兵衛

享保十七年生る。松平主殿頭忠抵の時大庄屋となる。風神秀麗美丈夫なり。膂

力絶倫強弓を彎き擊劔を中津小笠原浪人清野漸愚に學びて之を善くす。又鳥銃に妙を得たり。寛延二年十九歳の時配下の山藏、且尾、矢崎、折敷田の里正四人連合して景輝を嶋原侯に訟ふ。景輝の下吏内河野村の衛藤某罪を得て放逐せらる。此年忠抵侯野州宇都宮に移封せられ宇都宮の城主戸田因幡守嶋原に移り當地を領す。景輝弟惟孝に家を譲りて職を継かしめ獨り快々として樂まず。其母諫めて曰く。汝何が故主を追て宇都宮に至り冤罪を申雪せざる。汝が如きは耻を知らざる者と謂つべしと。其言甚痛切なり。是に於て景輝奮然として母に訣れ妻子を棄て、單身宇都宮に赴き罪なき由を辯す。忠抵侯意解け其苦忠を感じ命して従士となし五人の扶持を與ふ。後ち従士頭となる。景輝の同僚曾て罪あり奥州に亡命す。侯景輝に命して之を捕へしむ。景輝乃ち行て之を捕縛す。功を以て中小姓となる。宝暦四年景輝山藏に帰り母を省し夫人及第三子を携へて宇都宮に復る。納戸奉行、倉奉行を歴て郡奉行となる。新知五十石の禄を受け騎士に列す。居ること二十五年にして安永四年宇都宮の城主松平主殿頭忠憑、戸田侯と封を易へ復嶋原に移る。景輝江戸より之に従て嶋原に赴く。此時景輝命を受けて豊後高田に到り再び山藏に皈る。郷党之を榮とす。先の村正四大に懼れ厚く之に賂ふ。景輝之を却く。怒りて其物を座より庭に蹴落したりと云 四大に愧ち深く恐懼せり。安永五年嶋原に卒す。年五十二。

佐之云先祖景吉以來賀來氏を世に顯はす者不少。然れども諸侯の國に仕へて士となりたるもの景輝一人なり。偉なりと謂つべし。

夫人名は、とい豊前中津賀來敬作の女なり。景輝宇都宮に赴きし後五年の間其女さちと中津及中須賀等所々の親戚に依る。勞苦万狀挙て言ふ可らず。夜臥て帶を解かざること数年に及べり。性温順能く婦道を守る。貞女を以て稱せらる。景輝嶋原に卒して後ち嶋原より佐田に歸り來る。寛政七年卒す。

佐之云、夫人良人に別れ中年大に困むといへども終に夫に従て貞節を全ふす。婦人の龜鑑と謂つべし。

惟孝

正太夫と稱す景輝の弟なり兄の職を襲て大庄屋となる。五千石を治む。惟孝性嚴毅恭敬にして威儀あり。暑中と雖も禮を人に失せんことを恐れ笠を被らず。毎朝晨に起きて洒掃す。人之を知る者なし。權勢長吏と雖畏憚する所なし。事を處する公平にして私なく又能く民を愛せり。是を以て威令大に行はれ敢て命を犯す者なし。松平忠恕侯會て同室に見る。密談終日人其故を知る者なかりき。文化十三年卒す。年七十八。

夫人は竜王村矢野某の女、性温順才慧あり。人に接するに和氣面に溢る。家に数年仕へし婢女も夫人の常に愉色あるを見るのみ曾て怨怒の色を見ず。叱罵の声を聞かざりしと云ふ。人過失あれば愈顔色を和らげ叮嚀に訓誡を加ふ。聴くもの皆心服せり。嚴厲なる夫に事へて終始和を失せず。難を惟孝に得る者あれば力を盡して之を救護す。闔族因て以て親睦せり。文化八年卒す。年六十二。

惟良は惟孝の長子なり左冲太と稱す。佐田田雄山の菩提寺の僧亮叔和尚に書及擊劔を學ぶ。弟子中の一人と稱せらる。和尚免狀を與へて人の師たるを許す。性温良易直學を好む。才行修備識量あり。風度高冲威儀觀るべし。賢人を以て稱せらる。父惟孝嚴毅なるに反し惟良恭謹敦厚よく其間に處し規正する所多し。惟孝の令名を得る。惟良の力多かりしと云ふ。父之を愛し且憚る。人皆其大成を期せしが惜かな二十有五にして天明八年死去せり。

惟勝

惟孝の第六子なり八郎と稱す。兄姉皆夭す。父の職を繼て大庄家となる文化十四年痘を病で死す。年三十一。

惟勝二男ありしも夭折せしかば同郡橋津村大庄屋某の子駿平諱は敏共を養子とし職を繼がしめぬ。但橋津と賀來とは全く血縁あるにあらず只同役の情誼によりて其子を迎へしに過ぎず。宗家を繼承せしむるに之を同族に求めず縁故なき他家より納れしは家

の衰頹を醸成せしに大なる失敗たるを免れず。駿平の時先祖より傳りし系図を始め傳來の什宝多く行方不明となれり。明治の初めには早其所在を知るに由なかりき。駿平子なし。明治四十七一歳にして死せり。○惟勝遺腹の子あり奎之助敬長と云ふ敬長長して駿平其職を譲りしが敬長亦三十三歳にして死し、其子惟宣僅に二歳なれば駿平復職せり。駿平の妻は惟勝が第三女名はみね。

敬長

初め芳之進次は奎之助次は正太夫と稱せり惟勝遺腹の子なり天保十二年敏共の職を継いで大庄屋となる嘉永二年死す年三十三、此時敬長の子惟宣僅に二歳なれば敏共復職し惟宣の生長を待て職を譲れり。

惟宣

敬長の子なり。正太夫後ち頭と稱す。嘉永元年生る。慶應二年大庄屋の職を継ぐ。明治三年三月大庄屋の職廃せられて惣名主となり、旧山藏組二十二ヶ村を治す。明治五年第百三區長となる。同七年二月地租改正掛を命せられ續て小倉縣出仕を命せらる。同八年二月退職同十八年より二十二年迄宇佐郡下乙女外六村の戸長となり又青森外六村の戸長に任せらる。同年佐田村長に選舉せられ三十八年迄勤續し老齡を以て退職せり。同四十四年九月十三日死。年六十二。

惟宣性温良手工に巧なり。駿平以來奢侈の弊を受け又酒を嗜みて度なかりければ大庄屋を退きて後ち多からざる家産終に人手に渡り、景吉以來二百九十七年間子孫相續きて住なれたる塔の原の地を退去するに至れり。

夫人名は菊。豊後日出藩劔術師範菅武馬八の女。明治三年惟宣に嫁す。淑徳あり。温和にして禮儀に習へり。備に夫と共に艱難を分てり。裁縫を善くし且尾村に住て村中の女子に教授せり。明治四十二年死去。年五十六。裁縫の教へ子等醸金して其墓碑を建つ。

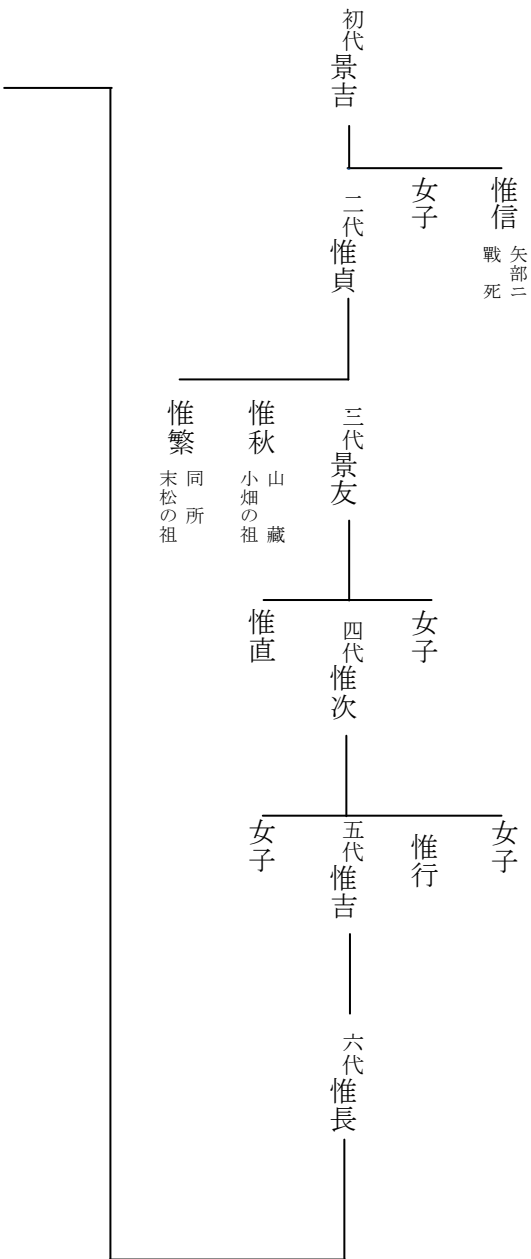
惟宣一男二女あり。長男直スナホと稱す。長女れん同郡安心院村勝見甚之助に嫁し夫婦共に浦塩ウラジオストップ斯徳に赴き其後又米國加州に渡航し業を勵み老父母に送金し來りて豊かに其晩年を過さしめぬ。惟宣甚之助の弟季松を養子にし次女長久ツツクを之に配す。夫妻共に佐田小学校に勤務し後ち安心院小學校に轉勤せり。

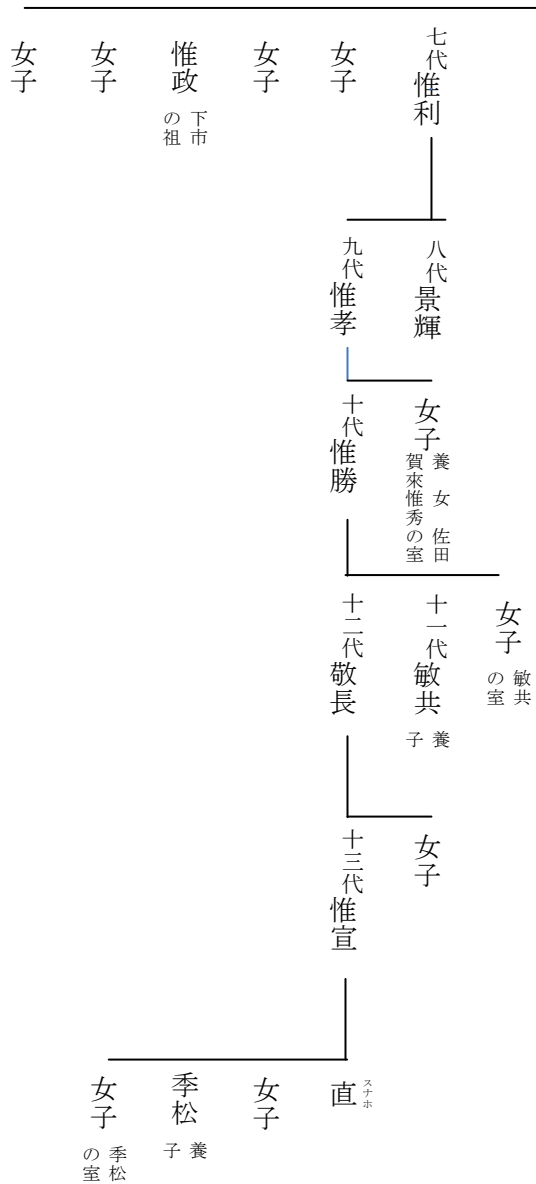
惟達云山藏塔の原賀來氏一族の宗家は子々孫々相續して大庄屋の職に在ること殆んど三百年。綿々として絶へず。代々職責を重んじ家聲を墜さず。世に稀なる名家なりしが是れ偏に曩祖惟貞の遺訓を遵守し勤儉力行職責を怠らず職務に忠実なりしに由る。されば良醫惟直の如き豪雄景輝の如き英

邁惟孝の如き雋秀惟良の如き偉才俊傑輩出せるは故なきにあらず。要するに士魂帰農の遺訓を世々傳へて忽にせざりしにあり。然るに後年敏共を他家より養子にし職を襲がしめしより剛健なる家風一変し、又敬長の夫人を日出藩より迎へ且其長女を同藩士に嫁せしより、藩士の弊習に染み驕傲の氣起り奢侈の心を生じ佐田等の一族をば土百姓素町人扱になし蔑視疎隔せるが如し。惟宣に至りて終に酒色に多からぬ家産を盪儘せり。乍併是れ獨り惟宣の罪にあらず。當時世は王政維新となり、遽に封建の羈絆を脱したれば諸民平等の説に心酔し、籠鳥の籠より放たれるが如く恣に自由の天地を横行活躍し得るが如き思ひをなし、少壯の徒は前後を顧みず、酒色に浪費し家産を破らざるは稀なりき。中にも旧時の庄屋大庄屋にして其家尚存するものは殆どなかるべし。是畢竟収入減したるに拘はらず驕慢の心失せずして勤儉其家を維持する能はさりしに由る。

惟宣退去の後佐田の一族の者其跡を行きて見しに乱雜狼藉にして庭上の塵埃中に先祖の位牌等抛棄しあり、秋風颯々夜雨蕭々たる状態実にも眼もあてられざりしと云ふ。然るに意外にも山藏村良平と云ふ者其中より餘り立派なれば惜しきものと思ひ、大通院景吉夫妻の位牌を拾取り持帰りて自宅に置きしが、五十年餘の後思出して是を佐田の一族の者に贈りければ賀來佐賀太郎是に修理を加へ現に保存す。

山藏 宗家系圖





第三章 山藏永松賀來氏

永松の賀來氏は山藏塔原賀來氏より分る。塔原賀來氏の二代を惟貞とす。惟貞の第三子を惟繁と云ふ。即ち永松賀來氏の始祖なり。

賀來惟繁

六太夫と稱す。性温厚にして識量あり。曾て細事を問はず。農を業とし家計豊なら

ざりしが夫人飯田氏頗る家政に長し漸く餘裕を生するに至れり。適と官隣邑飯田山の樹木を賣るに會す。惟繁之を買て利を得たり。是より家次第に富めり。曾て第三子惟定の為に宅地を求む或云、山藏村の某貧困にして將に家宅を賣らんとす。君暫く待て之を買はば價賤からんと。惟繁悦びずして曰く。我は人の禍に乗するに忍びずと。別に宅地を永松に買ふ。既にして曰く。兄弟一所に在るは良計にあらず。互に利を争ふに至ることあらば是不和の基なりと。更に宅地を佐田村に買ひて之を惟定に與ふ。長子惟尚を永松に、仲子惟行を中津に、少子惟信を塔原に居住せしめしは皆此意に出づ。遠き慮あること大率比類なり。惟繁初め長子惟尚と同居せしが後佐田村なる第三子惟定の家に移りて其家

政を輔佐せり。晩年季子惟信の宅に老を養へり。夫人の郷里中庄村は山藏を距ること里餘なり。然るに惟繁九十餘歳に及んで雨中木履を穿ちて中庄の外戚飯田氏を訪へり。或人途上翁に會して曰く。豊饒たるかな丈人。貴老何處にか行かんとす。惟繁笑つて曰く。吾中庄に行かんとす。然るを中庄と一口に云へば遠きに似たれど、吾中庄に行かんとするとき毎に以為く先づ佐田に行かんと、佐田に至れば又矢崎へと志す。矢崎に達すれば中庄既に目睫の間にあり。されば道程の遠きを覺えず老足も疲勞することなしと二人相見て笑ふて分れぬ。

佐之云、祖先積善の餘慶独り惟繁に集るか。抑又惟繁積善の餘慶其子孫に遺るか。賀來氏の流、子孫の繁榮、惟繁に如くものなし。近古賀來氏の舌に頭はるゝ者勃々輩出す。而して多くは皆惟繁り子孫なり。

山藏村社大明神の丘下に石の華表あり。惟繁の献納する所なり。此近傍神社に華表あるは惟繁の奉納を以て嚆矢とす。

元禄五年卒す。享年九十六。四男一女あり。惟尚、惟之、惟定、惟信、及女子是なり。長子惟尚嗣ぐ。

夫人飯田氏は前記中庄村の人なり。志氣慨然丈夫の如し。婚嫁の翌日厨に之き床を踏で動搖するを見、以て家貧きを知る。即日夫に告げて婢僕を解雇し、自ら炊春の勞を操れり。又自ら畑を耕し烟草百本を種え、自ら之を培養し曾て人手を煩はさず。然るに此年烟草一般に不作なりしが唯夫人の栽培に係るものゝみは收穫多く約百斤を得たり。人皆相傳へて奇異の思をなせり。烟草の價従つて騰貴し惟繁之を賣つて米三石二斗を得しかば夫人惟繁に勧め其米を以て酒を醸さしめしに収益少なからず。是により年々酒を造り家益と富めり。惟繁の家を興せしは実に夫人の力半に過ぎたりと云ふ。元禄十五年卒す享年九十三。

惟達云夫人は頗る理財家にして其才子孫に傳はれるが如し。夫人の三子は惟尚始め皆商才ありて家産を増殖せり。其後裔或は農或は商となり又は學を修め官に仕へて名をなせる者多し。是惟繁及夫人才徳の余處に因るか。若し夫れ夫人經濟の余澤後昆に傳ること微せば、賀來氏今日の繁榮は得て見るべくもあらざるべし。惟貞子は此夫人の事を追想する毎に常に敬意を生せざるの遺訓も或は空しくなりて全く凡庸の農商となりしやも知るべからず。故にることなし。子が祖父惟熊大人も亦感を同ふせられしか。元治元年中庄村永照寺再建の時夫人の冥福の爲め金若干を寄進せられたり。

惟信 惟繁の第五子なり。善七郎と稱す。人となり氣節あり。風神秀美身材長大膂力絶倫。聲音

鐘の如く。五百歩の外に聞え塔原に在て能く山藏大明神の祠下を過ぐる者を呼返し得たりと云ふ。

延宝元年卒す。年二十四。子なし。」

夫人名は婀娜隣村熊村安部某の女。姿色端麗才慧あり。善く夫及舅姑に事ふ。或人夫人に戀慕し迫りて止まず。夫人固く操を執て従はず。曰く妾夫あり。他の意に従ふ能はずと。其人終に惟信を害す。夫人乃ち復讐の意ありしが夫の兄惟定諫め止めて曰く。此仇を復するは義に於て不可なりと。夫人止むを得ず思ひ止まりて窃に世を通るゝの心ありしに、舅氏惟繁之を知らず夫人未だ年少くして寡居するを憫み再嫁せしめんとす。夫人以為く、我美色は夫の仇となり又我をして操を全ふせしめざらんとすと。乃ち一室に入り仰て天に誓ひ鉄を焙りて面を灼く。其痕十字形をなす。舉家之を見て驚惋せり。夫人窃に家を出で熊村なる勝光寺に入り髪を剃りて尼となる。時に年十六諸國を遍歴して禪學を修め其深意を極めて二十五年を経て郷里に歸り夫の墓に謁す。此時舅氏既に卒す。夫人為めに椿両枝を折て其墓前に挿す。其枝根を生じ現今枝葉扶疎鬱然墓を蓋ふ。已に二百餘年を経たり。蓋夫人の貞操自然に感應し其節を不朽に傳ふるものか。爾後夫人其生家に留りて村人を集め法を講じたりとぞ。

元禄七年歿す。永信際純老禪尼と諡す。年四十七。墓は勝光寺にあり。

佐之云嗚呼夫人の貞操秋霜激日凜々として移すべからず。魏の夏侯氏の女といへども之に過ぐる能はず。千歳夫に事ふる者の龜鑑なり。賀來氏の夫に事ふる者必しも博く教を書傳に求めずして足らんのみ。此事都下にあらば史に載せ碑に刻して芳を天下に傳へん。惜むらくば鄙にありて、世人之を知らざるのみならず、同姓といへども散じて諸國に在る者之を知るは甚稀なり。記して傳へざる可んや。

惟尚

惟繁の長子なり。権左衛門と稱し老後端也と呼べり。寛永五年戊辰山藏塔ノ原に生まる。惟尚少にして放縱不羈生業を事とせず。数百金を浪費す。父母屢言をなせども聽かされば終に之を追ふ。

惟尚父に逐はれて大阪に到り米を買ひ頓に数百金を得たり。再び買ふて又数百金の利を收めたり。依て更に三たび買はんとす。逆旅の主人之を遮り止めて曰く。止めよ、止めよ、君兩舉にして千金を得たり。一舉の利人尚之を妬む。況んや二たびせるに於てをや。君が運勢の強き或は三たびするも勝を得ん。然れども天道は満るを虧くの戒あり。君今若し吾諫を用ゐずして三たび奇利を制せんか君の命將に危からんとす。若かず速に國に歸り給はんにはと。惟尚深く其忠実誠意を感謝し歸國して罪を父に謝すれども惟繁許さず。惟尚乃ち御許山六坊オモトサンの僧に頼み父に宥免を請ふ。惟繁始めて之を赦せり。

其頃諸國の富商薩州に集り金山を採掘する由を聞き豊後府内今の大分市の富商三彌山藏に來りて相共に薩州に赴き採金せんことを謀る。惟尚乃ち共に薩州に到り富商等の採掘に加はらんことを求む。富商等二人の資力薄きを侮りて諾せざりしかば惟尚三彌と謀り別に金坑を開掘す。日ならずして黄金四千七百五十斤を得たり。一斤を百二十匁とし一匁を五円とすれば二百八十五万円に当る是に於て惟尚家に帰り時と貨を通じ富巨萬を累ね其名九州に聞え府内の三彌博多の宗丹と名を齊ふし時人稱して長者と呼べり。三彌會て惟尚の富裕を試みんと欲し人を遣はして歩金一斗を借らしむ。惟尚乃ち室安東氏に向て曰く僅々一斗許りのはした金ならば我手を煩す迄もなし汝がまつぼり（躰繰金）を出して用に供せよと。夫人立ち所に之を辨せしかは三彌驚きたりとぞ。」惟尚之を會て宇佐町と矢部村との間にある岩阪の險路を掘下げ行旅に便ならしめんと欲せしが時に年大に飢え矢部村擧て飢餓に瀕せり。惟尚之を憫み岩阪掘下げの拳を止め財穀を飢民に與へて之を救恤せしかば矢部村民安堵し流亡せざるを得たり。

元禄三年卒す。年六十五一男四女あり。第二子惟清嗣ぐ。

惟清農を業とす。元禄十一年死去。惟清の第三子惟房嗣ぐ。惟房の長子惟延の時内河野村佐田友鎮の子友道を養子とす。其後数度養子相續隣一族との縁故薄くなれり。

惟尚の墓は居宅の背後なる上山の墓地にあり。端也居士の墓と題す。同所に函状をなせる大なる墓碑あり。内におまん之墓とあり。傳へ云ふ是は惟尚が愛女の墓にして惟尚盛時に建設したるものなりと。此女十九歳にて死去。此墓の傍に大なる銀木犀樹あり。花期には馥郁たる香氣七八町の遠きに達す。斯の如く大なる木犀樹は他に見たる事なしと本草家賀來飛霞翁は予に語り。今の宅地より上の山に登る口に浅き蛤水の井あり。是は古代よりのものならん。惟尚盛時の遺物として今残れるは右愛女の墓碑と宅地の石垣とのみなるが宅地の近傍なる田の字に倉の跡など云へるものあり當時は廣大なりしものならん。惟尚に就きて傳ふる所は右の記事に止るが其墓碑を視るに尋常のものにして豪富を徴するに足らず。されば惟尚の生前家運既に傾きしか。遽に得たるものは又遽に失ひ易しの譬に漏れざりしものならん。

惟繁の次子惟之、三子惟定の後は大に繁衍し豊前の中津、豊後の高田、豊前の佐田、近江の日野の賀來氏となる。

大神姓系譜 卷之九

豊前國下毛郡中津賀來氏

一 博多町賀來氏ノ一

中津町ノ賀來氏は同國宇佐郡山藏村字永松の賀來氏より分かる

賀來惟之 嘉右衛門と稱す。宇佐郡山藏村字永松の賀來惟繁の第二子なり。承應元年二十一歳

にして中津に出で博多町に住し商業を營む。家を山藏屋と號す。賀來氏の商賈となるもの惟之に始まる。初め惟之中津に赴く時父惟繁告て曰く汝の父祖皆農となれり。是浪士の本分なり。汝己を得ずして商となる。然れども実は我等が素志にあらず。須らく家の幕の紋花輪違を以て汝が家の紋章となし他の農に帰するものと分つへし。敢て左^リ三^巴を用ゐる勿れ。是汝を疎外するにあらず。祖先の紋章を重んずるなりと。仍て惟之の流花輪違を以て家紋とす。惟之人となり剛直自ら勉む。之に由て家業日々に繁榮に赴けり。惟之の老实にして孝なるや毎歳正月を以て中津より七里の道を遠しとせず山藏に帰り新年の賀儀を述ぶるを常とし終身怠ることなかりき。唯此一事を以てするも真摯なる其人となりを知るべし。此外其事續に付て傳ふる所なし。延宝三年卒す。年四十六三男四女あり。長子惟昌嗣ぐ。

夫人は中津中尾某女宝永五年卒歳七十二

惟昌 徳右衛門と稱す。父の業を繼ぐ。人となり沈深思慮人に過ぐ。叔父佐田村賀來惟定の恩に酬いんが為め家號を佐田屋と改む。正徳二年卒す。年五十八六男二女あり。長子惟芳嗣ぐ。

夫人は山藏村賀來惟尚第三女享保十八年卒歳七十

惟芳 安左衛門と稱す。父祖の業を嗣ぐ享保十三年卒。年四十九四男一女あり。第三子惟允嗣ぐ。」

惟允 一男ありしも天せり養子惟精嗣ぐ。

惟精 嘉右衛門と稱す。実は中津亀屋衛藤某の子明和六年三十歳の時來りて家を嗣ぐ。是より以前

家政衰頽悉前世の資産を失ふ。惟精商業に勵精し家業再び興る。実に家の中興とす。嗣子なし養子惟

純嗣ぐ。

惟純 長兵衛と稱す。実は衛藤源七の第二子天明二年來て家を嗣ぐ。時に年十六。惟純忠実厚く家業に志し又家系に通せり。家系を撰んで家に傳ふ。凡そ養子にして家系に志ある惟純が如きは稀なりと云ふ。夫人は惟精の長女なり。第六子岩次郎惟廉嗣ぐ。

惟廉 文政四年卒。年十六是に於て家系復絶す。後ち養子長兵衛惟籌嗣ぐ。実は衛藤清助の第八子。嘉永元年惟廉の後を嗣ぐ。

二 豊後町賀來氏

惟春 嘉右衛門と稱す。博多町の祖惟之の第二子なり。

惟春の傳及其子孫系図に記載なければ詳ならず。惟春の後に元龍と云ふ者あり。宝曆明和頃の人なるべし。

元龍

吉右衛門と稱す。字子登、惟春の孫か。中津の儒者藤田貞一号敬の門人にして杵築の三浦

安貞と親交あり。安貞其碑文を撰べり。

梅園全書に此碑文及元龍に贈りたる詩数篇出づ

元龍豊前名所記、中津譜誌等の著あり。

漢文なり。又應永戦乱記を校正せり。佐田の同家賀來淳徳家系を撰し稿を起すに方り元龍と文書を往復し互に論難せり。豊前志に蛸瀬村の内一本松と云ふ所に石祠あり鳥居に大江本宮と云ふ扁額を掛けあり是は昔年賀來元龍と云ふ者故ありて設けたりと聞けりとあり。

夫人は中津船町の祖賀來惟壽の第六女なり。

三 博多町賀來氏の二

昌常

一項の博多町賀來氏の二代惟昌の第六子にして助左衛門と稱せり。家を佐田家と號す。蠟燭

を製し以て業とす。世々皆然り中津町にて蠟燭を製するは昌常を始めとす。人となり古朴謹直救恤を好み人の艱難を救ふこと己が為めにするより甚し。家業を勵み家大に富めり。火災に罹り新に家を築

けり。安永二年卒す。壽八十一四男三女あり。第二子惟親嗣ぐ。

惟親 藤藏と稱す。家業に勉勵し富前代に加ふ家復火災に罹り新築せり。安永六年卒す。年四十七。

三男三女あり。第二子惟城嗣ぐ。

惟城 助左衛門と稱す。温厚にして學を好み業を中津藩の儒臣倉成某に受く。家を治むるに曾て細

事を問はず。祖父昌常の風ありと稱せらる。喜て人の窮乏を救ふ。事官に聞え賞揚せらる。和歌を日

野大納言資枝に學ぶ。又連歌を能くし江都連歌師里村昌逸に學ぶ。中津藩主奥平昌高の時子孫に至る

まで特謁を許さる。寛政十二年卒す。年四十四

惟城第四子惟宣嗣ぐ。助右衛門と稱す。惟宣の第六子に安太郎と云ふ者あり。天保元年生る。

四 船町賀來氏

惟壽 吉郎兵衛と稱す。博多町賀來惟昌の第五子。船町に住し家を佐田屋と號し商業を營む。家火

災に罹り新築す。延享二年船町に卒す。年五十六。三男四女あり長子早世第二子惟寅嗣ぐ。

惟壽の第五女は山藏村宗家佐伯六郎兵衛景輝の室。其第三女と共に景輝に従て下野國宇都宮に行く。

安永二年嶋原に移る。景輝卒して後年老い歸りて佐田村賀來惟孟の宅に居る。寛政七年卒す七十二。

惟壽第六女は豊後町佐田屋賀來吉右衛門元龍の室。宝曆七年卒す年二十九

惟寅 長左衛門と稱す。商業を營む。火災に罹りたる後町役人となる。天明七年卒す。年六十一。

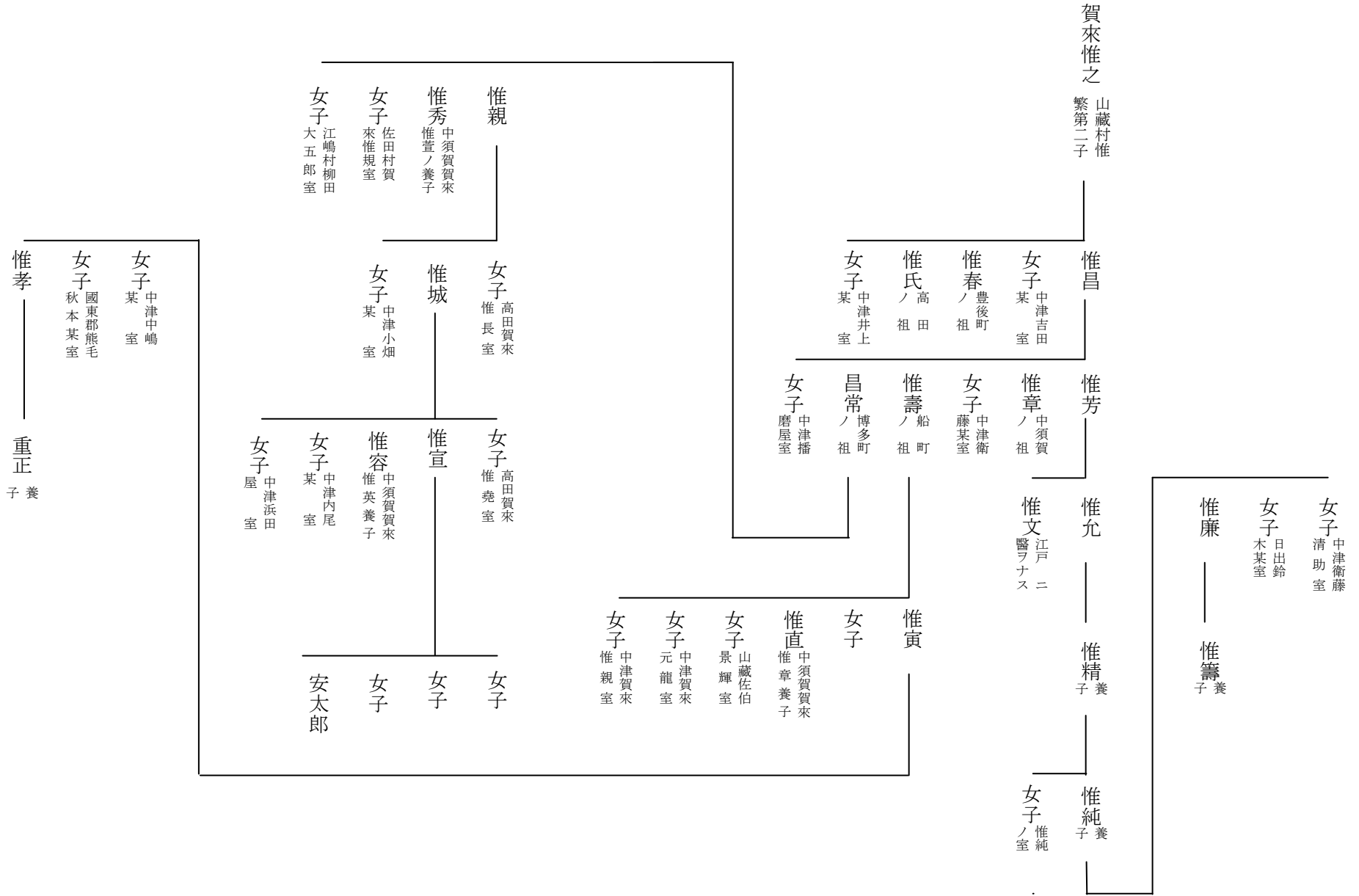
四女一男あり第五子惟孝嗣ぐ。

惟孝 和左衛門と稱す。宝曆十年船町に生る。後ち古博多町に移り商を業とす。長子早世小倉の人

寛十助の子を養て子とす。吉郎兵衛重正と稱す。商業を營む。

惟達云中津に出でたる惟之の後は其名世に顕はれたる者なし。博多町豊後町船町等数ヶ所に分家したるも多くは振はず。既ネ二三代にして家衰へたるが如し。或は血統絶へたるものありて佐田屋の名を聞かざるに至りしは遺憾なり。要するに中津の如き商業の地にては競争甚しく榮枯盛衰常なければ久しきに亘りて一家を維持するは困難なるが為め此衰頽を見るに至りしなるべし。

中津賀來氏系圖



大神姓系譜 卷之十

高田村賀來氏

賀來惟氏

太郎兵衛と稱す。幼字は權六寛文十年中津博多町に生る。才略人に優れ謹慎苟もせ

ず。元禄六年豊後國國東郡高田町に移住す。是より先き兄惟春此地に來りて居住せしが土地の慣俗に習はずして中津に復歸せり。惟氏佐田の叔父賀來惟定の猶子となり其名を譲り受けて太郎兵衛と稱し兄惟春に代つて高田に來住し家を佐田屋と號し商賈を業とせり。家業に勵精せしかば家次第に富み近邑其右に出ずる者なかりき。現今の居宅は惟氏の建造せし所なり。惟氏禪學を好み豊前國企救郡足立村福壽寺の黄蘗宗松嶺和尚に従て禪を修め其深旨に通せり。曾て終身の記録を作り家に傳ふ。享保十六年高田新町に卒す。年六十一長子惟一嗣ぐ。

夫人は中津町富來屋高畑十右衛門の姉宝曆十三年七十九にて卒す。二男四女を生む。長男惟一及第三女の外皆皆夭す。

第三女は中津衛藤某龜屋に嫁す。

惟一 太郎兵衛と稱し不樂齋と號す。商才父に下らず。家益と富む。初めて家法を定む。好で人の疾苦を救恤す。宝曆七年八月高田桂河に小橋を架設す。橋成て人大に之を便とし呼で佐田屋橋と云ふ。

又新町口の新切を築立し若宮に鳥居を寄進す。能樂を習ひ連歌を能くす。安永二年卒す。年六十六。三男四女あり。別に惟村を養子にし家を嗣がしむ。

夫人は中津町龜屋衛藤某の女三男四女を生む。二女及長男夭す。次女は惟村の室第三女は中津町衛藤某に嫁す。第六子惟次第七子惟長は惟村の養子となる。

惟村

初め九郎兵衛老て増右衛門と稱す。実は佐田の同族賀來直右衛門惟常の第二子なり。幼時は

愚鈍なるが如くに見え笠を被て人家に入るも之を脱せず人以て癡愚となせり。惟一の家にて田畑の耕耘に従事せり。惟一其常器に非らざるを看破し遂に養て己が子とす。長するに及んで才能果して傑

出せり。性澹泊にと沈厚、寛裕にして規略宏遠なり。好で貧窮を賑恤し人の困厄を救ふこと己が為にするよりも急なり。歳晩家貧にして迎春の資なき者には夜間人静つて後ち窃に金錢を壞にし其者の窓隙又は戸際に置いて去る。曾て之を人に語らざれば知る者更になかりしが一夜家人の為めに伺ひ知られ此事終に世に傳はれり。

惟村頗る商略あり。廢居するに嘗て商機を過たす。人其才識に服し來て商業の方略を問ふ者あれば必ず其方法を授け曾て秘することなし。人其言に従へば必ず利あり。故に惟村に謀りて後ち商業を營む者多かりき。されば家業大に振ひ富前代に倍せり。最も宗族を親み親疎となく之を救助せり。山藏永松の賀來友道家計乏し。惟村其先友道の家に出るを以て頻りに之を扶助し身を終る迄米錢を餽れり或人惟村に謂つて曰く友道君が與ふる所を以て無用の費に供す。君少く之を節せよと。惟村悦びずして曰く吾之を友道に與ふれば已に友道のものなり。友道自ら己の物を消費すと否とは吾が関する所にあらずとて之に餉遺すること故の如くなりき。佐田の賀來惟秀曾て暴徒の為に家を毀たる惟秀乃ち之を修理増築す。惟村被害見舞の為め來り見て戲て曰く増築廣大なり。汝誰を頼みてかく膽太きや。惟秀笑て唯大人の慈愛に依らんと欲するのみと答へしかば惟村莞爾としてさもあらん。さあらば吾之を援助せんと云ひしとぞ。佐田にても惟村の恵を受けしもの少からず高田の大御隱居と稱して尊敬し惟村の死後佐田立中山の先塋に墓碑を建て之を祀れり。今茲に擧る所は惟村仁慈の一二例に止まるのみ。此他宗族數十家其恵を被ること擧て記すべからず。

惟村性能く酒に堪ゆ。然れども四十四歳に至るまで涓滴も唇を濡さず。一歳肥前嶋原に行きて藩主松平主殿頭忠恕公に謁す。公酒を賜ふ。惟村謂へらく吾平素飲を絶つは思を荒し業を怠るを以てなり。然れども君の恩賜は私の禁戒を以て辞退すべきにあらず。飲まざれば禮に悖ると。巨杯約七合餘を盛れるを連飲数杯依然として禮を乱さず。人々大に驚き初めて惟村の酒量あるを知り且平素の節制に服せり。高田町中惟村を待て火を擧ぐる者数十戸。町民大に惟村を徳とせり。

惟村老て子なし。義弟惟長を養子とし同所金谷町に老し別に一家を為す。惟長大阪に卒し訃至る。偶々孟蘭盆の節に會す。孟蘭盆は商家半歳の節季にして繁忙の時なれば惟村秘して喪を發せず。然れども人々之を疑ふて安んせず。惟村独り從容として動止平日の如し。酒を飲み陽り醉ふて鼓を打ち且謠ふ。

知る者は之を哀み疑へる者は安堵せり。會計終るを俟つて即時喪を發して痛飲慟哭せり。惟村某京師に上り序を以て圓山應舉に依嘱し鯉の画を得て歸り之を家に傳ふ。惟村嗜好としては小鼓を打ち連歌を能くせり。寛政八年八月四日卒す。道輝居士と諡す。年六十九。惟村を知ると否とを問はず其訃音を傳へ聞きて遠近皆之を痛惜し弔客雜沓せり。葬送の日高田より奥千部の墓地に至るの間約半里沙道を作る者あり。何人のなす所なるやを知らず。官之を聞て僭越を以て詰る。對るに実を以てすれば有司も感激して黙許せり。

佐之云嗚呼賀來氏世衰へ農に帰せされば商となる。然れども後世賢惟村の如き者世に出れば其祖を辱しめずと云ふべし。惟貞以來の一偉人なり。

夫人は惟一の第二女名いま寛政十年九月四日六十四歳にて卒す子なし。

惟村、惟一の第六子惟次及第七子惟良を自が嗣子となし惟次に新町の宗家を嗣がしめ惟良に金谷町の別家を嗣がしむ。

惟次

太郎兵衛と稱す惟一の第六子なり。商を業とす。文操雅韻ありて和歌を善くせり。京の冷泉為泰卿に従て歌道を學ぶ。又連歌を花下家に學び特に其妙を究め宗匠の許しを得たり。蓋し庶人にして宗匠の免許を得たるは惟次を以て權輿とするとかや。平日諷詠せし所の連歌集めて一卷とし難波津と名づけて家に傳ふ。領主松平主殿頭忠恕侯の時雙刀佩用を許すさる。庶人にして雙刀を佩るを許されたる者亦惟次を以て始とす。又藩主より五人の扶持を賜はる。書を能くし世々家に其風を傳へり。惟次頻りに子を失ふ。然れども子を教ふること愈々嚴なり。或人以て言をなす。惟次曰く教へなき子世を長ふせば不幸之に過ぎず。故に教訓は嚴重なるを要すと。寛政二年卒す。年四十三。中津衛藤清四郎の妹を娶る。享和三年五十五にて卒す。五男三女を生む五男一女夭折す。第五女は養子惟堯の先室十九にて卒す。惟次悉く男子を失ひしかば惟幸惟堯を養子とす。

師走末つかた富士の高根をあふきて

見んとおもふ心や積もる不二の雪

惟次

初老の賀を祝して

千とせふる よそおい見せよ松の雪

惟次

基正主の初老を賀し侍りて

千とせふる 四十保比みせつ雪の松

惟次

惟幸

権九郎と稱す。実は中津衛籐清四郎の第五子。寛政三年惟次の後を継ぎしも多病にして翌年死去せり。行年十九。依て義弟惟堯其養子となりて其後を相續す。

惟堯

太郎兵衛と稱す。実は同家賀來九郎兵衛惟長の第二子なり。十四歳にして入つて家を継ぎ商を業とす。人となり剛毅にして遠慮あり。書及連歌を能くす。文政中同志の者五人と鹿伏新田を開築す。稻荷社に社地を寄附す。能樂を嗜めり。天保六年卒す。年五十七。長男惟賢嗣ぐ。前室は惟次の女。後室は中津の同家賀來惟常の長女。五男四女を生む。

惟賢

太郎兵衛と稱す。恭謙思慮あり人と交るに信義を失はず。書を能くし連歌を好み喜多流の謠曲を樂めり。能く親戚を扶助し廢家を再興せり。嘉永七年正月八日死去。年五十二。長男惟親嗣ぐ。

次男三男は高田柴崎賀來惟清の養子となる。二女早世。次女は中須賀の同家賀來惟久に嫁す。夫人は中須賀の賀來惟英の女名は千鶴。四男四女を生む。孝貞にして能く婦道を守り子女の教養に心を盡せり。晩年深く佛法に帰依せり。明治二十三年卒す。年八十一。

惟親

太郎兵衛後権九郎と稱す。天保六年新町に生まる。強健にして温厚篤実なり。地方公共事業に多く力を盡し町内の衆望を負へり。農事改良に努め鹿伏新田、田笛新田等を開拓し七嶋蘭の耕植を勧誘し又明治の初年九州各縣農業共進會審査員として宮崎縣に出張せり。かく公共事業の爲め盡せる功勞少なからざるに由り賞勲局より金盃賞狀下賜せらる。明治三十年卒す。年六十五長男惟義嗣ぐ。次男貫一新町に分家す。女子は分家一藏に嫁す。夫人は高田町馬場應作の妹・そ（注、いそ）。明治三十八年七十二歳にて死去す。五男二女を生む。

惟義

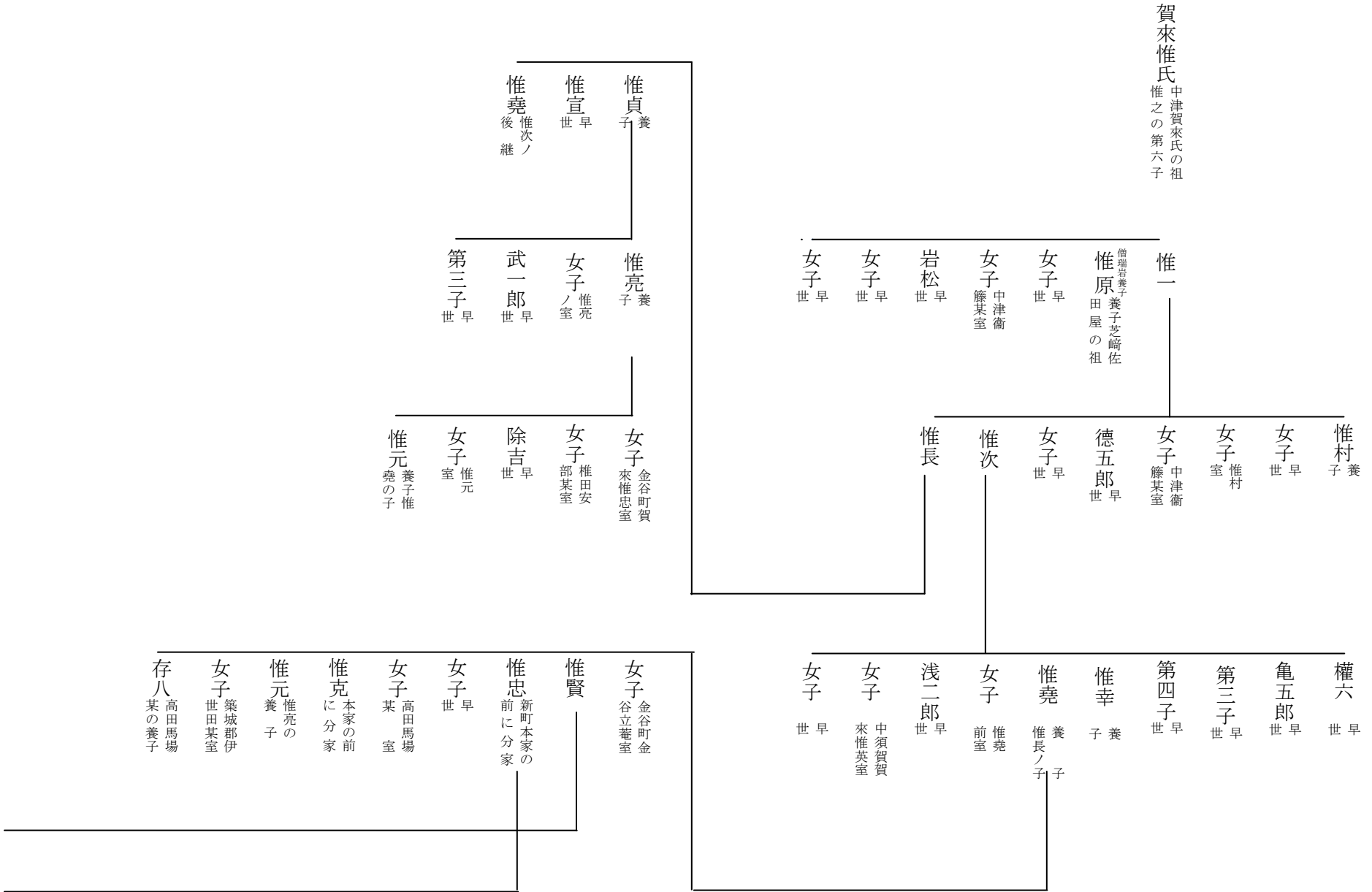
權九郎後ち太郎兵衛と改む。性温厚、世襲の家業として醤油及酢を製造し之を販賣せしが時に鑑みる所ありて大正六年限り之を廃業し長男弘農園事業を經營することゝなれり。惟義初め多くの子女の養育及家業の整理經營に頗る苦心せしが子女皆健に生育して或は嫁し或は一家をなせり。昭和四年金婚式を擧げ高田町稀有の幸福者と稱せらる。翌五年四月七十歳にて卒す。長男弘嗣ぐ。

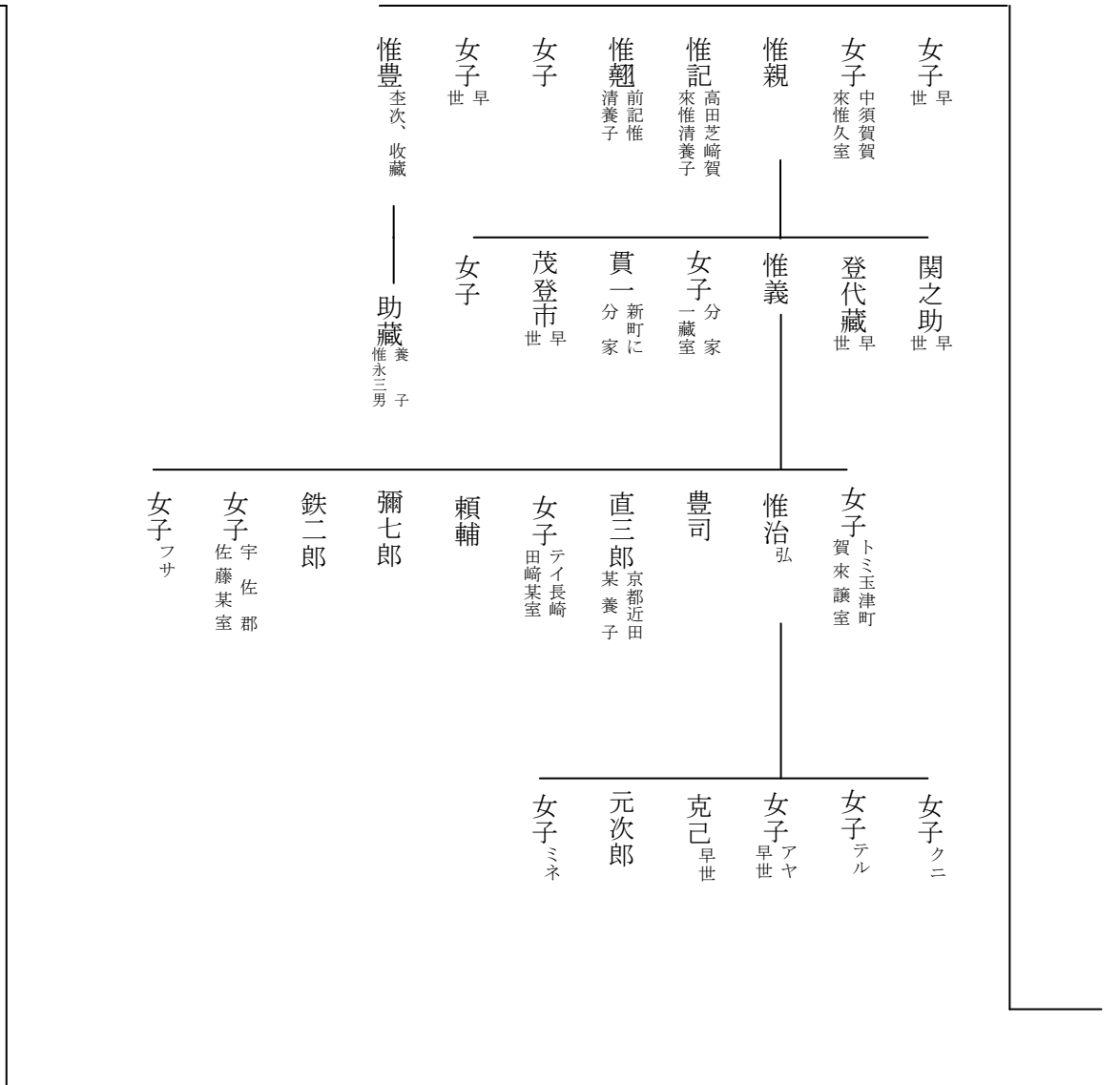
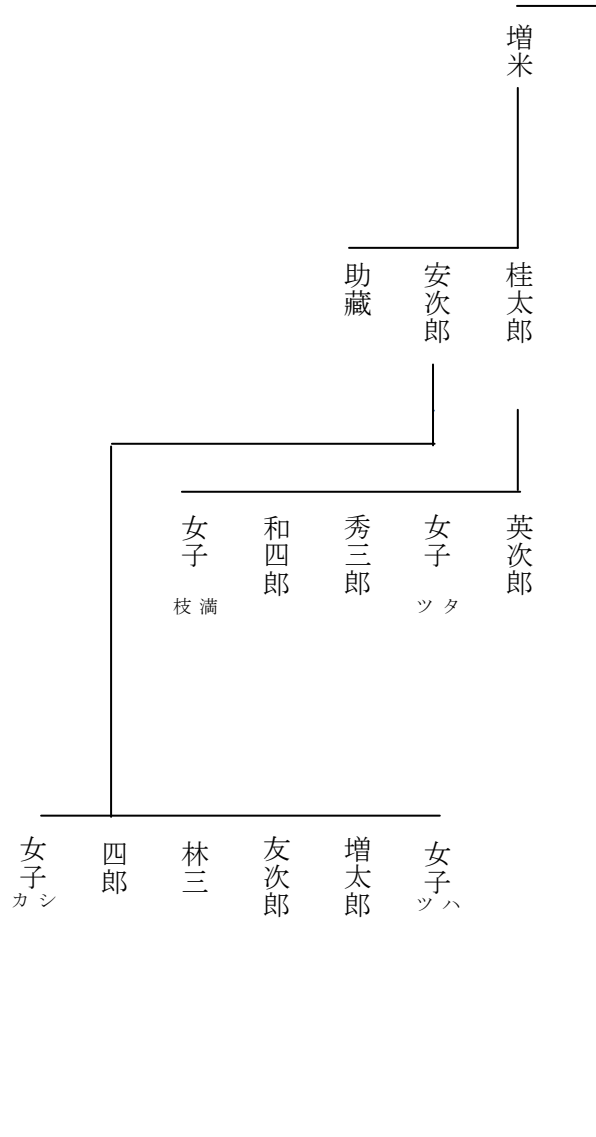
夫人は杵築町須田倉之丞の六女慶應二年生る。六男四女を生む。名は象。

惟達云高田賀來氏の家系を按するに初代二代の間子女少からざりしも多くは夭折せり。四代惟次の時其子八人の多きを数へしが六人迄早世し纔に二人の女兒を残せるのみ。此時血脈絶えさること縷の如くなりしが惟次の弟惟長に一人の男子あり。惟堯と云へり。惟次之を養子となし、かはわづかに血統を維持するを得たり。然るに惟堯の子九人中男子五人あり。其子惟賢に八子あり。其中四人は男兒なり。惟賢の子惟親に又七子あり。惟親の子惟義に至りては十子の多きを見る。其中男兒六人あり。惟堯以來かくの如く子孫多く而かも夭折少かりしかは現今高田賀來氏の繁衍は他に見ざる所なり。

又云高田に新町佐田屋の賀來氏の外に柴崎佐田屋の賀來氏あり其先を原ぬるに新町佐田屋の初代惟氏中津の兵庫屋井上清兵衛の子是助惟原を養子とし分家して高田柴崎に住せしむ。惟原商を業とし佐田屋と號し賀來氏を稱せり。惟原男子なし。依て其生家兵庫屋より養子をなす。之を惟登と云ふ。其子惟善又兵庫屋より惟信を養子となす。惟信亦中津兵庫屋より惟瀬を養子とす。惟瀬の長子惟清亦子なし。新町佐田屋の惟賢が二子惟記惟翹を養子とせしが二人共に子なく本家佐田屋惟義の弟務を養子とす。務後ち籐三郎と襲名す。此家は代々新町佐田屋と同じく醤油醸造を業とし明治年間特に盛大に其業を営み九州はおろか大阪あたり迄佐田屋醤油の名喧伝せられしが後ち株式組織となし其業を續けしも時利あらず依て藤三郎の子個人の名義にて其後を受け之を繼續せり。按するに此家は始祖以來兒孫の恵み薄く八代の間六人迄養子をなせしが其家聲を墜さず繁榮を續けしは稀なる家運と云ふべし。是に反し新町佐田屋は初代より出産多く以て今日に至る。惟ふにかくの如きは他の賀來氏に見ざる所なり。此一家後世大に滋蔓するならんか亦奇しき家運なるかな。

高田賀來氏系圖





大神姓系譜 卷之十一

佐田賀來氏

下篇卷之八第三章より續く

第一章 佐田賀來氏の宗家

佐田は宇佐町の南二里半山藏の西半里の所にあり

賀來惟定

山藏永松賀來惟繁の三男なり。太郎兵衛と稱し後ち籐兵衛と改む。人となり仁厚恭

敬父惟繁の風あり。家業を勤む。少莊仕途に志し十八歳の時筑後柳河城主立花飛彈守忠茂に仕へんと欲し柳河に至り立花家の臣戸次孫兵衛ヘツギの家を主とし語るに家系を以てし忠茂侯に仕へんことを望む。

孫兵衛驚き爾來厚く待遇せしと云ふ。藩主に推舉せんと欲せしも時機を得ずして二月より四月に及びしが曾々同姓都甲太郎右衛門と云へる者柳河に來り同姓の藩士油布某の家に寓せり。一日惟定に語て曰く余近頃江都より歸り來れる諸士の噂を聞くに大友家は二十餘代の名家なるを以て幕府其家を復し旧領豊後に於て一城を賜ひ封して諸侯となさんとすと。余が祖父戰死して後ち子孫久しく國東郡に隱る。然れども農夫に終るは祖父の宿意にあらざれば余二三年前此地に來たり立花家に仕へんと欲したれども幕府將に大友家を復せんとすと聞けば假令小禄なりとも旧君に仕へんと欲す。是を以て君も亦歸國して暫く農となり大友家の復興を俟て出で、仕へよ。余先年同姓大津留市太夫の息五郎右衛門と云ふ一少年と共に此地に來りしが彼は既に立花家に禄仕したり。仍て余は遠からず國に歸らんとす。君以て如何となすと。惟定以て然りとなし、戸次氏を辞して歸國せり。其後幕府果して大友家を復興せしかど封國の諸侯にあらすして幕府の高家に列せしまでなれば惟定終に志を果さず意を決して歸農せり。是より兄惟尚が家に在りて家政を助くる事七年。明暦二年父惟繁惟定が為めに宅地を佐田に買ふ。明年居宅を築き父の業を継ぎ農業の傍酒を醸す。兄惟尚銀五百目を分與す。四五年の後東穀倉を築く。惟定嘗て塩を馬に駄して豊後日向の地に行き之を販ぎしが常に朱鞘の長劔を帶して往來せり。

玖珠にて一虚無僧に會す。僧惟定を見て奇異の思をなし問て曰く君は必ず良家の子孫ならん。惟定曰く否然らず僧曰く然らすんば賈人にして君が如く長劔を帶する者あらんや。惟定曰く道曠野を過ぐ故

に長劔を帶して猛獸草賊の害に備ふるのみと。僧猶之を信せず問ふて止まざりしかば惟定乃ち賀來右衛門太夫鑑保の子孫なりと告ぐ。僧驚きて曰く果して良家の子孫なり。余は宗像掃部の子ト全と云ふ者なり。余が先祖と君が先祖とは同く大友氏に仕へたり。虞らさりき其子孫相見んとはと。仍て共に家の流落を歎じ終に深く交を結べり。珍珠はもと宗像氏が舊領なればために謀て惟定の塩の外一切買ふを得ざらしむ。惟定是を以て利を得ること尠からず。家富み僮僕常に数十人を使役せり。父惟繁多く惟定の家に在つて家政を助く。晩年山藏塔原の今屋敷に老す。佐田を距ること半里。然るに惟定毎日父を省し風雨の爲めに怠ることなし。帰途必ず兄惟尚を訪ふ。惟尚常に歎稱して及ばずと云ふ。中兄惟之中津にて卒し、其子惟昌猶若かりしかば惟定屢中津に往來し其家政を見家に帰らざること或は月餘に及べり。惟昌兄弟深く惟定を徳とし家號山藏屋を改めて佐田屋と稱せり。惟之第四子權六惟氏惟定に請ふて其猶子となり、兄惟春に代て高田に住し其名を請ひ受けて太郎兵衛と稱し而して惟定は籐兵衛と改名せり。元禄十二年六十八歳にして山藏塔ノ原に老す。

佐之云惟定の父母に孝、兄弟に友なる、蓋し其自然に出づ。子孫多く名士を出し賀來氏を世に顕はす者惟定の流の右に出る者なきは惟定孝悌の報と云ふべし。天道知るなしと云ふは吾信せず。

享保二年丁酉四月十九日塔の原に卒す。博愛了恵居士と諡す。山藏小畑山先塋に葬る。壽八十六。三男二女あり。長子惟通嗣ぐ。

惟定の前室は宇佐郡宇佐町宮田某の女、萬治元年二十五歳にて卒す。惟通を生む。

惟定の後室は宇佐郡高森村津留某の女少時中津の細川忠典が後房に仕ふ。辞して家に帰る時左の

品々を給與せらる。宝永六年死去。

大小二刀

鮫皮一掛

金襴^{モイル}児衣一

陣羽織一

金蒔繪鏡臺

同硯箱

大箱

屏風一雙（黒繪唐人熊鹿狩之圖）

惟通

孫三郎と稱す。温厚篤実父に類す。少時父に従て貨を擔ふて豊後に鬻ぐ。能く家業を勧め富

前代に倍加せり。其年中津領新手永七村即ち矢津、大見尾、口の坪、廣谷、笹ヶ平、塔尾、古川の諸

村早損り為め租税を上納する能はず。依て惟通に米三百俵を借り翌年之を償還せんと約せしが、其翌年も亦惟通に返辨すれば納税するを得ず。納めされば村民重刑に處せらる。依て惟通が屋敷の下の河原に米俵を積み、之を以て前年の負債を償却するが如くに粧ひ其実は再び借りて納税に充てんとす。惟通之を憫む。或人之を遮り諾する勿れと言ひしも惟通聽かずして終に之を諾す。是を以て刑戮を免れしもの三人、其他數十人中庭に羅拜して涕を流して大に悦んで去る。同郡森村の豪農甚兵衛も亦前年五百俵を貸附し翌年復借らんことを請はれしも應せざりしかは村人處刑せられたる者五人に及べり此頃の事か新手永の里正其他上の原十三塚に斬られて梟首せられたり。里正斬首せらるゝ時南無阿弥陀佛を唱へしが斬口より猶聲出でしと云ふ往昔中津藩小笠原家の税法苛重を極め領民負擔に堪へざりき。

中津城主小笠原長胤治封十六年にして元禄十一年八万石の領土を没収せられ、其弟長圓下毛宇佐二郡にて四万石に封せられしが同じく奢侈に耽り弊政百出し其子長嶺七歳にて死去し嗣なく享保元年十月領地を没収せられたり。其後奥平氏来て中津に治す。課税は猶輕からず。佐田山藏は幸に領主を異にせり。

正徳三年惟通卒す。年六十一、五男二女あり。長男惟章嗣ぐ。

惟達云惟定惟通父子共に温厚の君子にして家業を勵みて怠らず。寒中玖珠の如き沍寒の地に行商して厭はず。何ぞ夫れ勤勉なる。後世子孫是を以て深く鑑戒となさざる可らず。新手永七村の究乏を憐みて税米を貸与し、或は異母弟惟雪に自己の分より多く遺産を分與せるが如き。仁慈義侠の餘慶後昆に傳はりて十餘代繁栄の基礎具はり、又子孫に其名を頭はす者少からざるは蓋故あるかな。

惟章^{サト} 孫三郎と稱す。享保元年十月中津の城主小笠原長嶺卒し嗣なく、城地を歿收せらる。由て二

年正月六日豊後岡の城主中川内膳正久忠城受取使として歩騎雜人六千餘人を率ゐ来て惟章の家を本陣とす。村を廻らして柵を結び陣門を榎の本に建つ。其阪ノ上に篝火を焚き火光近村を照らし明白日の如くなりき。大夫中川主馬惟章を俟に謁せしむ。俟曰く惟章威儀あり。言語明晰動止觀るべし。絶て庶人の風なく禄位ある者に似たりと。侯帰藩の時亦道を佐田に取る。惟章上の原十三塚に送迎せり。宝永元年惟章佐田善神王社西側の石階を寄進す。其後曾孫賀來惟熊之を修理して現在に及べり。是より先き神社に参詣するには中村に向へる南方の石疊の一路あるのみなりしが後年又惟熊等北方佐田に向へる石階を開築せり。同神社に今石燈籠四十基許りあるが寛文六年賀來太郎兵衛惟貞の寄進を以て

同社石燈籠の始とす。惟貞は惟定の前諱なり惟繁の山藏大明神の石鳥居に於ける又惟定惟章の佐田神社石燈籠、石階に於けるなど賀來一族が此地文化に資する所少なからざりしを見るべし。

惟章享保壽得二年卒す。年三十六、二男あり。長男は早世せり。次子惟規規僅に三歳なりしかば惟章の弟惟常分家より復歸して家政を攝行せり。

夫人は山藏宗家惟長の第四子なり。姿色あり動止苟もせず。三十歳にして夫に後る。節操を守ることに愈固く貞節を以て稱せらる。孤を育すること甚嚴に周到家政を勤め二十年猶一日の如くなりき。

夫惟章死去の年家火災に罹り續いて新築せり。宝曆四年子婦を喪ひて後ち孫基正惟治兄弟を鞠育す。

夫惟章死去の後夫人の辛苦萬狀擧て云ふ可らず。佐田賀來氏の今日あるは夫人の堅固なる志操と撓まざる勤勉とに由る所多しとする。

享保十三年中川侯來りて惟規の家に宿し夫人に謁を賜ふ。夫人兄賀來惟利に従て侯に謁す。明和九年卒す。貞國信女と諡す。年七十五。

惟達云貞圓夫人、夫惟章に後れしとき漸く三十歳にして惟常死去の時其妻亦弱かくくるは免れざる所なり。先代惟通の時多く田若年の寡婦二人と十歳に過ぎざる嗣子とのみにて家政に当りしかは自然世の侮を受地を所有し新手永より豊後浄土寺村辺に及びしが寡婦幼兒を侮りて田地を返還し小作をなす者なかりしかは、苛酷なる田祖の上納に堪へずして此方面の田地は盡く抛棄したり。仍て遠方の地所は世語行届かざる故所有すべからずと云へる家訓あり。此時代の新手永等の田地質入証文遺りて小櫃に満ちしが明治十年火災の時焼失せり。又惟章惟常兄弟大酒を好みて長命を保たざりしかば代々大酒を嚴禁せり。

惟常 惟通の第三子にして惟章の弟なり。直右衛門と稱す。人となり氣節あり。義を重んじ人を愛

す。分家して佐田増井に住し農業の傍醬油を醸造せり。兄惟章卒し嗣子惟規尚幼弱にして家道將に傾かんとす。惟常我家を棄て、宗家に復歸し家政を攝し孤兒を撫育す。家業依つて衰へざるを得たり。

享保十六年隣家火を失し惟常の居宅客室類焼す。隣人罪を惟常に帰し自ら罪を免れんとす。惟常争はずして其罪を受く。山藏宗家賀來惟利歎して曰く惟常寛容善く物を忍ぶ君子なるかなと。享保十七年庚子年大に飢急餓死する者多し惟常粥を煮て之を救ふ。來り食する者数百人の多きに及べり。

享保十九年卒す。年三十六了空と諡す。遺言して曰く我後を立ること勿れ、宗家を衰頽せしむること勿れ、是我志なりと。然りと雖其後を絶つに忍びず。一族協議して山藏宗家賀來惟利の第三子淳徳号壽仙をして其後を継かしむ。

夫人は山藏宗家賀來惟長の第六女、即貞圓信女の妹なり。一男一女を生む。男惟村高田町賀來惟氏の養子となり同家を嗣ぐ。

惟規

惟章第二子籐兵衛と稱す。老て六大夫と改む。俳名を歌夕翁と號す。農を業とす。人となり温良謹厚にして世利に泊如たり。身長五尺威儀あり。終日端坐して倦怠の容なし。五十餘歳にして家事を第二子多十郎基正に委ねて別居す。享保年間中津小笠原家の浪人清野漸愚と云へる者來て佐田に住す。惟規漸愚に従て學を受け又小笠原流の禮法を習へり。漸愚死せし時惟規衆議を排して碑面に清野漸愚墓と題し碑文を中津の儒者藤田順則に請へり。是を當地碑文を刻するの始めとす。爾後男子の墓には皆実名を題せり。

漸愚以前は此地方學識ある者なく少しく文字ある者に就て習字をなすに過ぎざりしならん。漸愚來りて子弟に讀書禮法を授けしかは此地始めて開明の曙光を見るに至りしなるべし。點茶俳諧も亦此翁の教へし所ならん。清野は実に佐田地方學術の開祖なるかな。此時代佐田神社に奉納の俳句集を見るに俳人多数ありたること、見ゆ。以て文字の廣く傳はりしを知るべし。

老後家訓を書して諸子に頒ち義を勧め學に勤めしむ。一語も私事に涉ることなし。茶事を好み俳諧を能くし書も亦巧なり。茶碗、茶釜、茶臼、碾臼等残り居りしが明治十年火災の時皆焼失せり。近年佐田善神王宮の社殿中に一の箱あるを發見せり。其中に俳句集あり。即ち歌夕翁始め當時の俳人の句集なり。翁嘗て山城國宇治の平等院に參詣し頼政の古跡扇の芝を見て「なみだかな残る扇の芝の露」と口號みけるとかや。此時上方見物の紀念として善神王社に繪馬を大阪辺より買來りて奉納せしものならん。同社拝殿に撃げる駒の墨繪の額あり。奉納惟規と書す。臨終の前「西へ入る影も残らず二日月」と云へる句を得、辞世の如き句出來たりと家人に告げしが果して二日の後沒したりとぞ。扇の芝の句は色紙に書かれ今惟義が家の一枚折屏風に張交せになしあるが書体極めて優雅なり。惟規の諸子皆俊秀にして勤勉なり。長子基正は里正として名声高く惟治、惟春は農業を勵み惟秀は家運を振興し、驥は医を以て其名一時に籍けり。諸子共に一所に在りて老父母に孝養を盡しければ和氣堂に満ちて人生の歡樂を極むと稱せられたり。文化五年八十四歳にして卒す。七男二女あり。長子基正嗣ぐ。

前室 山藏宗家賀來惟利の女、夫人才色あり、節義を重んず。書を能くし常に夫惟規に代る。又讀

書を好み児を育するに其法宜しきを得たり。基正の賢半は家庭教訓の正しさに由ると云ふ。宝曆四年卒す。年二十五。

後室 中津博多町佐田屋賀來昌常の女。夫人志操健美にして大夫の如し。子を教へて甚嚴なり。惟規が前室の子を視るに頗る思慮を加ふ。中津の儒者藤田順則に學んで書を善くせり。佐田の賀來氏一族古くより養蚕をなし絲を取りて自家用に供せしが是は夫人より生まれりとぞ。文化十一年八十二歳にして没せり。

惟達云惟定惟通二代は所謂創業の際にして、苦心慘憺漸くにして家富み資財豊かなるに至れり。而して惟章惟常兄弟二十年の間は事蹟の著しきもなく無事なりしが家政は漸く弛緩したるが如し。惟規に至りては富裕の家に生れ獨り子の上に幼けれど大家の主人なれば大事に養育せられ其頃には早祖先刻苦の迹を知る者あらざれば従て安逸に流れ易きは事情免れざる所なり。加ふるに當時俳諧茶事行はれ惟規深く之を嗜みければ自然家業を俗事として疎外する傾ありしならんか。惟秀家を相続の後は一切是等の事を嚴禁したるものゝ如く以て今日に至れり。然れども惟規の用ひたる茶器等は高價の品にはあらざしりが如し。書画の如きは其時のものも傳はらず。家にあるは惟熊以來のものなり。然るに惟規の子に基正、惟秀、太庵の俊才出で賀來氏を世に顯はし其子孫繁衍して俊秀少からざるは惟規の陰徳の然らしむる所か。惟規の傳を讀むに學を貫び、禮を重んじ、義に勇む。眞に得易からざる君子人なり。

和州たつた川にて

歌夕

秋ちかし流れはかりも竜田川

山城宇治平等院にて

同

泪かな残る扇の芝の露

正月三日大雪積みけるを祝して

同

初春や先豊年の貢哉

八十二
の歳旦

同

わかものとおもふた春も暮にけり

基正

惟規の長子なり。多十郎と稱し春山と號す。十六歳の時高田の同姓惟氏が家に行て寄寓する

こと八年。而て佐田に帰る。爾後惟氏に勤むること君臣の如く又惟氏の児孫に對するも猶其禮を執て怠らず。児孫頗に之を辞すれども改めさりき。基正嗣子なかりしかは異母弟惟秀をして宗家を継かし

め其隣地に家を建て、是に居る。安永元年藩主松平主殿頭忠恕基正を以て佐田、且尾、新原、木裳等スイバルの里正とす。基正職に在て公平私なく、田野を開墾せしめ、堤防を築造し、溝洫を疎通し、廢祀を復

興し、孝弟を表彰し、民を愛撫すること子の如くなりしかば威徳並に行はれ在職数十年民刑を犯す者なし。寛政十一年五十一歳の時職を辞す。復職を勧めらるれども之に應ぜず。醫術を以て自ら給し傍ら子弟を教育せり。幾何もなく妻を亡ふ。独居三十年。屋破るれども修めず。衣綻ぶれども繕はす。究厄の爲めに其節を改めず。清約自ら守り尚貧民を救恤せり。前後領主より賞賜せらるゝ所甚多し。豊前國內の嶋原領村正に侯家紋付の袴を下賜せらるゝこと基正を以て嚆矢とす。賞與の金は徒に消費せず。是を以て盡く袴を造れり。當時藩主毎歳領内の諸村に序を以て三年の田祖を減し之を農民に與ふるを例とす。村吏概ね之を民に分與せり。或云是を以て村中衆寡孤独及老年若くは疾病ある者を救恤せりと

基正一歳佐田且尾二村の爲に之を講ふ。官之を許可す。基正乃ち以爲く今之を村民に分與せんか一時の費に供するに過ぎず。須く永世の利を興すべしと是に於て佐田且尾二村の爲に仁徳米の擧あり。実に天明八戊申の年なり。村民之を分ち取らんと欲し強請して止まざりしが基正懇に其利を説諭し之を納得せしめ遂に之を永世に傳へり。百六十餘年後の今日に至る迄民其利に由るは偏に基正の英断に出づ。田祖は當時一反歩に付一石八斗以下なりしが基正代官に請ふて十六石の減祖を得、爾來之を村民に貸付けて年々其利を收め以て貧民を救恤し或は公共事業の経費に充用せり。明治二十年以後漸次元利を回収し之を積立て、二村の基本となし時々公共の費用を是より支辨せり。明治二十年の頃には一石三四斗の利米を収むるに過ぎざりしが次第に増殖せり。曾て賀來惟弘の主唱に由り此金を以て村の共有林を仕立て杉苗三万本を植付け、又明治四十三年には此内より二百餘圓を支出して十二町歩の官林拂下を受くる等共同の出費に充てたる例尠からず。明治十年暴民蜂起の際村民全體に係る罰金も之より支出せりとぞ。而て現今四百餘圓の剩餘あり。曾て一歳年飢う基正田祖を減せんことを高田の奉行に請願せしも奉行之を許さざりしが基正請ふて止まざれば奉行大に怒り辞色共に厲し。然れども基正屈せずして懇請甚力む大庄屋賀來惟孝基正の罪を得んことを恐れ下役賀來増兵衛をして其臀を捻て退かしめんとす。基正益固く執て動かざりしかば奉行終に之を許可せり。

基正病篤きに及んで親戚其褥を新にし且柔かきものを以て古きに更へんとす。基正可かずして曰く基正は平素儉約人なれば柔かき褥なきは皆人の知る所なり。且我望む所にあらずとて之を肯ぜざりき。

遺言して薄葬せしむ。

又曰く我一たび嶋原侯の禄を食む。我死せば髪を束ね袴を着け刀を帶せしめよ。又北面して嶋原に向はしめて埋葬せよと。村内の子弟曾て其教へを受けし者等は相謀て碑を建て其墓に表し村民は石燈籠を墓前に献して其功勞に酬いたり。是を以て生前其德化の厚かりしを知るべし。

文政十一年八十一歳にて卒す。子なかりしかば弟惟秀宗家を嗣ぎ惟秀の次男基正の別家を継げり。甥賀來佐之碑文を撰す曰く。君身材長大五尺三寸七分。慷慨有大節。忠誠淳朴動止以禮。進退可觀。雖子弟接之猶見大賓人。有過失必引大義忠告。故人皆憚之。銳意修経史。最通國史。有人問者必引數書證據娓娓

可聽也。又達邦家典刑。云々

基正

こいしさはおなしころにあらすとも

今宵の月を君見さらめや

基正主の初老を賀し侍りて

惟次

千とせふる四十保日(注、よそおい)みせ津雪の松

千とせふるよそおい見せよ松の雪

惟達云基正家政に長せざるが如くなれど公益を興して着々成功せしを見れば頗る經濟の道に達せるが如し。蓋し公益に長じ私益に迂なりしか。其志操の堅固なる惟貞以來第一人者と謂つべし。其里正たりし時村民屢物を穿て其屋前を通行し得ざりしと云へは其嚴格なりしを知るべしなり。然りと雖も教子等墓碑を建て、春山先生と崇め、又村人其徳を頌して墓前に石燈籠を献設したるを以て察すればいたく人々より憚れたれど又深く尊敬せられたるを知るべし。○基正遺志の強固なる時其病革まるや垢付たる夜着を更めんと謂はるれて死するは貧者の分なりと云ひて終に肯せさりき。又一年不作の爲め代官に向て民の爲めに減租を請ひど汚れ且硬きものを被り叱責せらるれども退かずして終に代官を屈服せしめたるが如きは氣弱き者のなし得る所にあらず。思ふ事なし遂げざれば止まざる鉄石の如き剛毅なる人なりしなるべし。○少時世話になりたる高田の同姓親戚に對しては終身最敬意を表し領主に對しては死後迄遺言して禮儀を取りたる如きは実に誠意誠実忠義の志篤き人と謂ふべし。○惟ふに基正の義心強く利慾の念薄く禮儀を重んぜしは父惟規に之を受け其嚴正にして學を好みしは母の遺傳に因夫人酷だ梅花を愛す依るか。子なかりしは実に惜むべし。○夫人は同家賀來寿仙字君龍の女、文化九年卒す。て梅兮信女と諡す。

中興惟秀

惟規の第五子にして基正の異母弟なり。孫藏と稱す。基正父惟規の後を受け家を嗣

ぎしが家計意の如くならず。且繼母に對する義理を以て弟惟秀に家を譲れり。惟秀血判の感謝狀ありて家に傳へしが明治十年火災の時焼失せり。是より先き惟章惟常兄弟續て歿し惟規猶幼弱なりしかば家政衰へぬ。加之惟規性淡泊にして風流韻事を嗜み深く心を家事に傾けざりけん。負債嵩み家計振は

さりき。然るに惟秀精力旺盛尤經濟に長せしかば家を相續してより家政に全力を傾注し百万興復を計畫し農を以て本業となすの傍ら、諸種の業を營み酒を造り、油を絞り、蠟を製し、紙を漉き、染物業をなし、鍋釜を鑄造し、杉苗を植ゑ、又水車の業を營み、刻苦家業に勵精せり。かくて負債漸次償却せられ家運再び隆盛を見るに至れり。是を以て惟秀を稱して中興の祖となす。

寛政六年居宅を改築す。享和三年佐田村の中を流るゝ溝の水を利用し且山藏川に井堰を設けて数町の間溝を通し居宅の傍に水車を築造せり。機巧宜しきを得子孫其利に依る。酒造業は始祖惟定の創設せし所なるが前記諸營業は蓋惟秀の開始せし所なるべし。文化十四年旧酒倉を改造し規模旧倉の二倍以上となれり。是より先き文化九年三月隣邑暴民党を結びて蜂起し佐田村を扇動して加入せしめんとす。

惟秀村民を集めて利害を説き鎮撫に努めしかど暴徒夜に乘し竹槍席旗を立て、不意に襲ひ來り惟秀及弟惟春の家を破毀せり。此時の暴行は打くつしと稱せられ柱坏を切り、破壊に止まり放火には至らざりき。擾乱鎮定の後有司惟秀等が鎮撫に努力せしを賞

し修繕新築の費を貸與せんと告げしかど惟秀之を辞退せり。弟太菴其資財を擧げて其費を助け惟秀又家人を勵まし自ら奮闘して家業に勉めしかば程なく家業復旧の如く振興するに至れり。

文政四^辛年^己赤痢流行の際病を得て卒す年五十八。四男五女あり。

夫人は山藏塔原同家賀來藤藏惟芳第四女名安性温厚沈靜讀書を好み國史に通す。又賀來氏の系図に精通し佐之大神姓大系圖を編次するに方り夫人の言に依る所多かりしと云ふ。勤儉を以て夫惟秀を助け内助の功多きに居ると稱せらる。姑氏中風症に罹り物言ふこと能はさること三年言はんと欲する所あれば則ち指を以て空に書す。夫人独り能く意を解し直ちに之を處辨せり。基正夫妻に對し一に舅姑に事ふるが如し。嫂氏久しく病で歿し後基正又老て躄を患ふること数年。夫人一身を以て其湯藥扶持に任せり。山藏宗家養父惟孝病める時山藏は佐田を距ること半里なるに拘はらず夫人毎夜往て之を看護せしかば惟孝深く之を感謝せり。蔓延元^庚年八十八世に之を米壽と稱す。子孫悉く會して壽筵を開て之を賀す。相會する者凡百人。文久二年八月五日卒年九十。智靜信女と諡す。夫人古稀及米壽の時自製の句あり。

老松の枝も栄ゆる古稀の春

八十過ぎてまた八つになる年の春

奉祝賀來氏慈堂七十令辰

僧金秀

貞衷心身松柏堅

滋容不改七旬年

兒孫且喜一千指

同着班衣對慶筵

賀來浩祝詩

山秀水美佐田邨

水產珠兮山生蘭

其地靈兮其人潔

世々賢才聚君門

人羨聖善垂九十

匹如王母隱靈山

貞節教立訓兒女

紡績風傳化村民

邦君深欽壽與德

下命官府賜玉帛

携出向官府拜○

○○○我對山色

積翠朝晴○酒樽

三觴奉賀歎無極

我亦有老類君家

甲子雖殊歲月多

人間大樂君與我

班衣君舞我便歌

更願移居君靈地

仰山臨水酌桃花

壽

賀孺人八十八歲兼呈孫孫藏君

桂川漁人浩敬具□□

安政五年 庚

申 春王母八十八歲自紡績織麻衣

裳以奉 國君

國君賜賞又兒孫集捧壽

觴夜晴而雨故轉結及于此

孫大神維寧再拝□

長女 いき金屋村南宗保室

長男 惟熊家を嗣ぐ

次女 りき道祖原西太郎兵衛室

次男 基成、基正の後を嗣ぐ

三男 助五郎、僧となり錦秀と稱す

四男 達三郎、山藏同家賀來惟福の養子

三女 多雅、賀來佐一郎佐之室

四女 梶、下毛郡賀來村賀來亮采室

五女 富士、杵築藩小澤孫四郎源重直室

惟達云始祖惟定以來惟規に至る迄皆是れ温厚篤実の君子なりしが此後氣風一変し剛毅にして精銳進取の氣に富める英才輩出せるは時勢の然らしむる所か。山藏宗家には豪邁なる惟孝あり。佐田には基正、惟秀、大菴等の異才を生じ、此時代より家風一新せる思ひあり畢竟するに前代家政の衰頹志を勵し各自大に畱勉努力せしなるべし。惟秀の如きは田野に於けるも股造酒の際も一人を慨歎し奮起以て家声を挽回せんと倍の勞働をなせり。曾て弟大菴と語り爾は醫を以て名を成せ吾は家を復興せんと相約しけるとなん。大菴とは特に親密なりしとぞ。凡一國に於けるが如く一家に於ても亦消長は免れ難きが勤れば則ち興り、怠れば則ち衰ふ。深く鑑みざるべからず。

贈從五位

惟熊

惟秀の第二子孫十郎と稱し後ち孫市又六太夫と更む。晩年惟熊を以て行はる。寛政八 丙辰

年生る剛毅果斷にして氣概あり。一度事を起すや百折撓まず必ず其事を終へざれば止まず。儉安苟且を惡むこと蛇蝎の如くなりき。常に子弟を戒諭して曰く人懶惰なれば身體を害ひ精神を鈍うすと。自ら勞苦して厭はず。父の遺志を継ぎ家勢の興隆を計ること始終一日の如くなりき。十歳の時近邑暴民蜂起し惟秀父子を脅迫して其群に加はらしめんとせしも惟秀父子之に應ぜざりしかば家屋家財共に破壊せらる。時恰も冬季に際し酒造の最中にて酒桶の輪悉く切断せられければ酒流れて水車為に廻轉せりと云ふ。惟熊乃ち日夜奮勵奴僕と伍して勞を等ふせり。二十六歳父を喪ふ。家を継ぎて農業の傍ら酒造をなし油及蠟を製す。父惟秀紺屋業をもなし亦紙をも製せしが損得償はざれば惟熊屢諫むれども聽かさりき。由て父死して後ち三年之を廢業せり。

惟熊三十歳自ら杉苗を山に植付け人にも之を勧め、又領主嶋原公に杉苗十萬本を献し高田下五組中に之を植付けしむ。藩主之を賞し帶刀を許可せり。又藩主に献金し其賞として格式を賜はれり。又屢究

民に米粃或は麦を與へて之を賑恤せし功により水杯御紋付麻上下を数回賞賜せられたり。

石油電氣の熾んなる現今より見れば迂なるが如くなれども當時は蠟の需用多かりしかば惟熊上の原の荒蕪地を開拓して多く櫨樹を植ゑ又村人に勸めて之を植付けしめぬ。文政九年穀倉を築き天保八年四十二歳の時客室を建つ。十疊八疊の二室にして六疊の玄関及式臺あり。遠近來りて觀んことを望む者多く人其技巧を賞せり。蓋當時是程の建築だも稀れなりしと云ふ。

此頃漸く家運隆盛に赴き家計に餘裕を生し前々代質入したる田地を受返し負債をも悉く償還するに至れり。

然りと雖天は常に人に幸福のみを與へす時に警戒を下すことあり。実に禍福は糾へる繩の如しとかや。嘉永五年^壬子の八月洪水出で、水床上を浸すこと数尺に及び酒油穀類等大略流失し貯蔵の木材十萬本餘、木炭數百俵皆洗ひ去らる。流末の者其材を取り家を建てたりと云ふ。此時佐田且尾二村の用水井堰悉く崩潰らり。村民惟熊の土木工事に長せるを以て是が修繕工事を委任す。惟熊奮然其任に當り翌年五月炎暑を厭はず高田下五組の人夫を使役して河下より大石を運搬し百有餘日を以て竣工せり。

明治の初年大雨あり佐田村大井手決潰す。大庄屋賀來頭宿命を奉し山藏組中の人夫を使役して修築せしが其翌年復出水あり前年に倍して井堰破壊せり。村人惟熊の舊功を思ひ此人にあらざれば成功期し難しとなし老年の惟熊を起して役を董さしむ。惟熊蹶然として之に應し衆を督し数十日にして工を終れり。此時の修理は築造宜しきを得其後破損を生せず。又且尾井堰も嘉永の改築以來無事なり。

弘化年中惟熊若干金を出して隣藩立石侯の負債の償却を助く。侯之を賞して嘉永元年惟熊を中扈從とし五人扶持を給す。又安政四年より年々佐宮の祭資を助くるに前後百金を以てす。神宮之を以て惟熊を祠官の格とし二人扶持を給し且極樂寺山大官山の二ヶ所を與ふ。

佐田村郷社善神王宮社殿朽敗しければ元治元年是が改築を氏子中に謀り惟熊長子惟寧と共に工事を監督せり。

惟熊父の後を承けて諸種の業を營み又其傍ら鑄物業をもなせり。然るに其比外船我國各地に出沒し國內騷然漸く將に多事ならんとす。日出藩碩儒帆足萬里乃ち惟熊に勸むるに鑄礮の事を以てし。當時幸いに萬里の門弟に閔讚造と云へる砲術家ありて日出に居れば此人を顧問となして然るべしと云へり。

其比惟熊の従弟賀來佐一郎佐之嶋原侯の醫官を勤め居りしかば惟熊佐之に謀り領主嶋原侯の意向を聞きしむ。藩議以為く惟熊鑄砲の計画あらば藩より委嘱して大砲を鑄造せしむへしと。是に於て高田代官所とも協議し嶋原とも書面の往復をなし又第二子惟準等を嶋原に往返せしめ、或は人を長崎に派遣し漸く諸般の手續を了し鑄造する事となりしが、嶋原藩士飯島義角は佐田にて鑄造せんよりは寧ろ嶋原領内肥前長濱に反射爐を築造するに若かずと云ひ佐田側は佐田に鑄造するの利を説き互に執て譲らさりしが當時高田に代官を勤め居たる團平八郎佐田説に賛成せしかば終に是に決したりと云ふ。此時佐之の惟熊に送りたる長文の書翰惟達の家に在り。

惟ふに嶋原にて砲を製するの便なるし元より論する迄もなければ惟熊等未だ経験なき事業の為め家業を抛棄し一家を擧げて嶋原に行くを肯ぜざりしなるべし。顧問関氏も亦日出藩の人なれば同行するを得ざるべく方々遠く嶋原に赴き冒険なる事をなさんより寧ろ此事を思ひ止まるに若かずとなせしならん。是に於て藩議終に佐田にて鑄造せしむることに決せしなるべし。

かくて嘉永六年反射爐を起すこととなり種々の準備を経て安政二年佐田村宮の墓の今記念碑の建てる處に反射爐を築き鑄造に着手せしが経験なき事なれば失敗に失敗を重ねて猶成らず百計盡きて惟熊三子三綱を肥前佐賀に派遣し同藩の反射爐を視察せしむ。三綱佐賀に赴き就て視んことを請へども有司之を許さず。三綱仍て近傍の山に登り反射爐の構造を觀察し且火焰の擧るを見るに不思議や木炭の煤煙にあらず。因て其燃料を人に問へば木炭にあらず石炭なりと答ふ。其石炭なるものは何處に在りやと問へば豊前國田川郡より取り來るなりと云ふ。三綱鬼の首でも取りたる心地して佐田に帰れり。是より一大改良を施して漸く所期の鑄砲をなすを得たり。

佐田と略同時に豆州葦山に幕臣江川太郎左衛門英龍反射爐を築造せり。是より先金鹿兒嶋及佐賀に反射爐の設けあり。又安政以後水戸を始め諸藩に於ても築造せられたれども未だ他に個人にして此事業を起こしたる者前後あらざるなり。佐田に此舉ありしは薩肥の二藩に次ぐものにして佐賀にては參觀を拒絶せられ他に模範とすべきものなく全く獨力工夫に成れるものなれば其苦心思ふべし。今より考ふれば実に冒険なる企業の如く見ゆれども當時一家の人々協心戮力遂によく功を奏せしは我等の深く敬服する所なり。

當時砲術家の一般に唱導する所に依れば巨砲を鑄るには鐵を以てすべし。銅は小砲にのみ用ゐるべき

ものなりとの説なれば佐田にては鐵製を採用することゝなれり。然るに鍋金は材料不足にして需用を充たすに足らず依て銑鉄クハクを用ゐたるが銑鉄製は別して破裂し易かりき。鑄砲の際宮の基より釧の木の山に向て試射を行ひしに佐田附近の家屋震動して障子破れたる由。

此時鑄造せるは六磅砲ポンド 三百 四門、十二磅砲 七百 二門、十八磅砲二門、合計八門にして二ヶ年以上の歳月を要したり。此外下の関の人塚龍齋の依頼により六磅砲二門を製して之を送れり。

葦山の反射爐は煉瓦作りの四角なる建物にして其上に煙突二柱あり。水戸のは一柱なりしと云ふ。佐田のも蓋し一柱なりしなるべし。此反射爐に用ひたる煉瓦は取毀たれて佐田神社の背後の塀に築用せられ今猶存在す。火焰に面したる一方は鎔解して釉薬を施したるが如し。當時若手はハイカラ揃なれば長崎にて開覚えたる瓦斯用法に倣ひ竈にて石

炭を焚き竹の筒にて其瓦斯を導き床下を通して容室に引き之に点火せしが未だ瓦斯製の法を知らず且粗造の装置なれば悪臭室に満て堪へ難かりしとぞ。

鑄砲の擧は一家の大事なれば擧家之に當り惟熊自ら萬事を主宰し長子惟寧父を輔佐して諸般の經營に任し、次子惟準工事を司り、三子三綱及季子惟舒等之を輔佐せり。婦人連は賄等に幹旋し晝夜繁忙を極めたり。嶋原、高田よりは絶へず役人往來し其他諸藩より視察に來る者絶へ間なく書記数人書類を謄寫し或は計算に従事し下婢二人は終日草鞋の紐を解く暇なく工夫の食事焚出しに奔走せり。

其後惟準孫市と稱すは嶋原に到り續て鉄製の大砲を鑄造せしが後ち青銅製に改めたり。嶋原より佐田に歸

りたる後も尚同藩の需に應じ明治の初年迄自宅にて現今の野砲よりも小く山砲よりも大なる砲を製造して之を高田役所に納附し同地海岸にて之を試射せり。惟準は鑄砲の功を以て嶋原藩臣に列せられた

り。豊後日出の八幡宮の下の基場に備へありし銅砲も亦佐田にて製造のものと聞けりと同所の老人語れり。

惟熊が四男惟舒 通稱重八郎 文久年間豊後佐伯藩に聘せられ

同族賀來四郎五郎及村人三四名と同所に到り三年間滞在して拾数門の砲を鑄造せり。某嶋にて試射の際別府の方面に向つて発砲せしに佐伯にては差したる事もなかりしが別府にては障子破るゝ迄に震動せりと言ふ。佐伯は小藩なれど九十九浦と稱し港湾多く漁業盛んなる地にして藩政豊裕なれば猶續て鑄造の計画なりしに適し幕府長州の毛利氏と事あるに會し佐伯侯も毛利姓なれば一族ならざれど幕府の嫌疑を懼り鑄造を停止せり。

佐田にて反射爐創設の際書記として書類の謄寫に従事せる山崎勘兵衛と云へる人佐田にて斯業を見習ひ長州萩に行きて鑄砲の業を起せり。

又佐田村字且尾に庄之助と云ひし者あり。同じく反射爐に勤務せしが二三名の者と因州鳥取に到り同じく大砲を鑄造せり。

佐田は微々たる山間の一村落なるが嘉永安政の當時創設せられたる反射爐基因となり其分派諸方に傳播せしは時勢の然らしむる所とは云へ帆足萬里の遠見と惟熊の英斷なかりせば豈かくの如き効果を見るに至らんや。我邦今日巧緻精鍊なる巨砲の製造ある其原を尋れば往時諸方に起工せられたる反射爐其素因をなせりと云はざる可らず。さればこそ大正十三年二月十一日紀元節の佳辰を以て惟熊が往昔の功績を聞召され忝くも同人に贈位を賜り從五位に叙せられたり。是れ実に賀來氏空前の光榮なり。嫡曾孫惟義直に報告祭を執行し一族及村人百餘人を招きて祝宴を催せり。

慶應二年反射爐を毀ち其所に残り居たる九磅砲ポンド一門をも鑄潰して地金に使用せり。此砲を其まゝ存し置かば好紀念物となるべきに鑄潰せしは惜しき事なり。

大正五年四月佐田村宮の墓反射爐跡に同記念碑を建設せり。

元治元年宇佐郡金屋村の南尚廣瀬井堰の大工事を起さんとして來て之を惟熊に謀る。惟熊之を贊助し老軀を忘れて衆に先んじ工事を監視し長子惟寧をして数百金を出して工費を助けしむ。領主嶋原侯之を賞して扇子御紋付水盃を賜へり。

慶應二年佐田村字中村の奥貴船谷に惟熊池を築き日々駕籠に乗り行いて工夫を指揮し二年にして工事を竣る。經費二千餘兩に達し灌漑數町に及べり。

弘化三年五十一歳の時、妹智賀來佐之の嶋原侯に扈從して江戸に行くに會し隨行して江戸に遊ぶ。歸村の後上都の無事を謝し郷社善神王宮の北方阪の上に石の華表を建て之を奉納せり。書は帆足萬里の筆なり。

嘉永五六年の頃第二子惟準及長女靜子を伴ひ伊勢參宮をなし京阪地方を遊覽せり。又明治八年八十歳にして京阪地方を巡遊せり。

惟熊は多趣味の人にして其嗜好は多方面に涉り、囲碁、淨瑠璃、相撲、狩獵等は最好める所なり。七十餘歳にして尚火繩銃を肩にして野猪狩りをなし又網を提げて安心院川に下り香魚を取り又は鰻釣りをなせり。然れども極めて実利主義の人なれば是等の娛樂遊戯に耽りて家事を怠るが如き事はなかり

き。

惟熊が其子等に對する教育法は頗る酷烈にして兒輩の堪へざる所なりき。蓋此育兒法は惟熊に始まりしにあらず数代繼續せるが如し。明治に至りて小學校設立せられ兒童初めて此苦難を免かれたり。

惟熊夜に入れば早く睡眠を催し中夜目醒めて眠られぬ僻あり。七十餘歳の高齡に及んで猶深夜屋内を見廻り又は讀書習字などなせり。

安政二年家政を長子惟寧に譲りて老す。惟寧不幸にして明治二年父に先て死す。時に惟熊七十四歳なり。嫡男惟弘を輔佐して家を治めしむ。明治十年西南の乱に乗じ近郡土寇蜂起し戸長旧庄屋富豪等の家に放火す。惟熊も亦此災厄を免れず。家屋一字を残さず焼失せり。家財、米穀酒油等悉皆鳥有に歸す。是に於て惟熊惟弘を奨励し自ら工夫を指揮して家屋を新築し家政の復興に力を盡せり。明治十三年二月二十五日数日臥床の後眠るが如く此世を去れり。享年八十五。公爵松方正義篆額を書し碩儒岡松甕谷碑文を撰す。

惟熊六男二女あり。長子惟寧嗣ぐ。

惟達云惟熊父の志を繼承し家政の振興に努力せしかば遂によく素志を達し家運の隆盛前代曾て見ざる所なりき。資性質実儉素を旨とし家道を興起し祖先を顕彰するを以て自ら任し又是を以て子孫を激勵せり。此時家門大に榮え姉いき子は同郡金屋村の豪家南市郎兵衛宗保に、妹多雅子は賀來佐一郎佐之に、次の妹梶子は下毛郡賀來村の醫師賀來亮采に、又其次の妹は杵築藩士小澤孫四郎に嫁し、長女靜子は有名なる事業家南尚に嫁し、又二人の姪を養女とし一を同郡大堀村庄屋豊田一郎に、次を西國東田染村の富家安東某に嫁せしめ姻戚關係頗る廣く弟錦秀は名僧知識として名あり。長男惟寧は益家運を隆盛ならしめ、次男惟準は鑄砲を以て其名聞へ、三男三綱は宇佐八幡宮の代官を勤め。五男惟舒は佐田郵便局長となり、其他甥姪等數十人ありて訪問常に絶へず。一族の長として名望高く人の羨む所なりき。死後又贈位の恩典に浴す。実に多福多幸なる人と謂つべし。

夫人久子ヒサは下毛郡大幡村字賀來村賀來彦四郎途徳の長女。享和元年生る。温順謙遜にして寡言忍耐の徳を備ふ。嚴厲なる夫に事へて曾て悖らず。罪を夫に得る者あれば夫をなためて之をとりつくろへり。明治七年一月二十四日僅に三日病牀に臥して卒す年七十三。

長男 孫造惟寧家を嗣ぐ

次男 孫市惟準文政十年生。明治三十年十二月二十六日卒。年七十一。養子権三郎家を嗣ぐ。

三男 湖右衛門三綱天保二年生。宇佐郡麻生善右衛門の養子となる。宇佐宮代官を勤む。明治七年九月死。長男齊二嗣家。

女子 静子天保四年三月九日生。南尚に嫁す。明治四十一年九月八日東京市外境の邸に卒す。年七十六。生五男五女

四男 早世

次女 早世

五男 早世

六男 重八郎惟舒シヅ天保十三年十月生大正十年一月二十七日卒す。年八十。生三男二女。三男三四郎家を嗣ぐ。

惟寧

惟熊の長子幼字は猪一郎後ち孫造と改む。文政七年十二月生る。初め同家賀來佐之に就て書を讀み後ち帆足萬里に従學せり。

父祖の業を継きて農業の傍ら商業を營み酒を醸し油を絞り蠟を製し質物を取りて家運振興に盡瘁せり。慈愛を旨とし小前の者を愛しいたはり貧困の者を救恤せしかば家富み榮ゆると共に世の信用日に加はりて村人悦服せり凡惟熊の事業の大半は惟寧の輔佐によりて成就せり。反射爐の擧、廣瀬井堰の疏水工事、郷社善神王宮の改築圓照寺の再建等の如き是なり。惟熊其性嚴烈にして人に憚られしが惟寧は温和を主としければ人々之に懐き寛嚴相和して家運隆盛に赴けり。語に曰く君子義以為質、禮以行之、遜以出之、信以成之、君子哉とは惟寧の如きを謂ふ乎。

惟寧屢々領主嶋原侯に献金して其藩政を助けしかは侯之を賞して苗字を稱し雙刀を帶し侯の紋章を用ゐることを允許せり。

孝心深く一意父母の心に悖らざらんことを力めぬ又深く約束を重んじ一旦人に約したる事は之を変ずることを好まざりき。

惟寧の頃迄は萬事質素にて主人も雇人も差して區別なく播種收穫等の時は家内総出にて雇人と勞役を

共にせり。又醸造の時は家主毎夜一時に起き倉男と伍して勞を分てり。是般の事は祖先よりなし來れる事にて惟弘惟達兄弟も亦しかせしなり。

從來家法として自給自足の經濟性を執り総て日用品は自製の物品を以て之に充用し衣類も手織物の外は用ゐさりしかば塩、魚、雇人の給料の外は出費多からず。されば年々歳計に餘裕を生したり。

惟寧園藝の趣味深く草木魚鳥を愛し又馬を好みて馬術を能くせり。草木には佐一郎、飛霞の本草家と議りて培養法を講し又蜜蜂をも飼養しければ採蜜の時は児輩大に之を娛しめり。鳥類には鳩、鶏、矮鶏、家鴨、鶯等常に家の内外を徘徊せり。鶯は雌雄四尾を長崎より購入せり。又各種の錦魚、緋鯉を園池に放養して其繁殖を計れり。

慶應三年中風症に罹り明治二年二月八日歿す。年四十六。其訃報を聞きて遐邇之を惜めり。日出町の儒士米良石操碑文を撰し並に書せり。

二男あり長子惟弘嗣ぐ。

夫人桃子天保_{壬辰}二月一日宇佐郡金屋村に生まる。南市郎兵衛宗保の第三女なり。弘化三年從兄惟寧に嫁す。當時夫惟寧父惟熊と志を協はせ家運の振興に全力を注ぎ農に商に事業を擴張し家業繁忙を極め家族多く雇人亦少からさりしかば新婦桃子筆算、應接、炊事等諸般の劇務に寢食を安んずる暇なかりし。

桃子三十八歳にして夫に後る。是より先惟寧中風症にて病に臥すこと二年餘、二児尚幼にして家事繁忙なるに拘はらず夫の看護を怠らず又夫に代りて家事務に當り之を處理して家聲を墜さざりしは実に夫人の非常なる努力に由る。此時の前後夫人一通の書信を認むるに家事の為め数回起て漸くかき終るを常とせり。人以て常人の及ぶ所にあらずとなせり。夫人書を能くし殊に平假名に堪能なり。又珠算に長し萬事を處理するに敏捷を旨とせり。夫の病に臥すや其病苦を慰めんが為め長崎より雌雄の錦鶏を取寄せ夫の妹南靜子よりの病氣見舞なりと稱して舅氏の手前をつくり大なる籠に入れて病床の側に置けり。看護の傍ら猶舅氏に對する苦心概ねかくの如くなりき。夫の死後二三年間は夫人最心を痛めし時なりき。舅姑氏共に七十歳を超へ長子十六、次子十歳、剩へ業務多端にして家事の繁忙云ふ可からず。加之家事の紛紜あり而も夫人内外の繁忙に應接して丈夫に優る敏腕を

以て之を處理せり。

夫人讀書を好み物語の類は云ふに及ばず軍談等涉獵せざるはなく廣く國史に通せり。又頗る家系に明かなりき。

夫人性奢侈を好まず。節儉を重んじ平素綿服のみを用ひ絹布類は新に贖ひしを聞かず。食は特に嗜好なく粗食を厭はず。茶烟草は其愛用する所なりき。若ふして宗家に嫁し愛顧を受けし者も亦尠からざれば一家親族婦人の主脳として終生敬重せられたり。

明治四十一年子孫親戚相會して桃子七十七歳の賀を祝す。

七十ぢにあまれる春を祝ふかな

千代も花さく桃をかざして

桃子

まれなりといへるにあまる齡こそ

君が千とせのはじめなるらめ

常子

又弟南尚長篇の壽詩を作りて之を祝せり。

大正四年天皇御大禮の時八十歳以上の高齢者に天盃を下賜せらる。夫人も亦八十四歳にて其光榮に預れり。大正八年四月夫人米壽の賀宴を行ふ。子孫親戚相會する者数十人に及べり。此時子孫親戚の賀詩
賀歌等装釘して惟達が家に
藏す。

同年九月三日眠るが如く家に没す壽八十八。勝太郎惟弘、熊次郎惟達の二子を生む。

惟弘

惟寧の長子通稱勝太郎安政元年十月佐田に生る。日出藩米良東嶠に従學したることあれど其

間僅に三ヶ月には過ぎざりき。十六歳父を亡ひ爾來専ら家業に従事し農に商に日夜寸暇を得ず孜々として繁務に當り農作には雇人と伍して田間の勞役を同ふし又商業上用務多端にして繁忙を極めしも番頭手代を置かず事細大となく自ら之を處辨せり。明治十年西南の役に方り暴民蜂起して富豪戸長の家を放火す。惟弘が十有餘棟の家屋倉庫一字を残さず盡く烏有に歸す。惟弘時に二十四歳なり。新築の時山に行きては木材を伐出し或は之を肩にし又日々多くの人夫を指揮して遂に旧家に優る宏大なる家宅を建設せり。

明治十四五年頃より縣下養蚕事業勃興するや惟弘亦上の原に桑園を開墾し蚕室を建て、養蚕をなし又

製絲業を営めり。

明治二十三年帝國議會開設せらるゝに方り惟弘亦縣下十五人の多額納税者の一人に計へられ爾來終生其資格を失はさりき。

四十二三歳の時客殿を建築せり。十五帖十八帖六帖の三室なり。又八帖六帖の二階あり主要なる材木は大阪より買入れ床柱は鐵刀木、床框は紫檀、天井は屋久杉、書院は総て唐木を用ひたり。當時大分縣内稀有の美觀と稱せられぬ。明治三十一年同郡木裳村木下謙二郎の田、地價一萬二千圓を時價六萬圓にて買受け三萬圓餘の地價の田地所有主となり、小作米収千石の多きに上り縣下屈指の大地主となれり。

惟弘土木工事を能くし道路を開鑿し山野を開拓し池を掘り溝を通し就中井堰工事に最力を盡せり。又植林を好み附近の山々に數萬本の杉苗を植付け明治四十一年の頃樟樹の苗數萬本其外不毛の地に櫟苗を多く植付けぬ。かくの如く農事に通し殖産事業に力を用ゐしかば縣の農會議員に擧げられ又勸業諮問會等に列席せり。又私財を投して道路を初め小學校神社佛閣の改築修繕等を補助せし功績多きに由り縣廳より銀盃木盃等を以て褒賞せられたること前後數十回の多きに及べり。

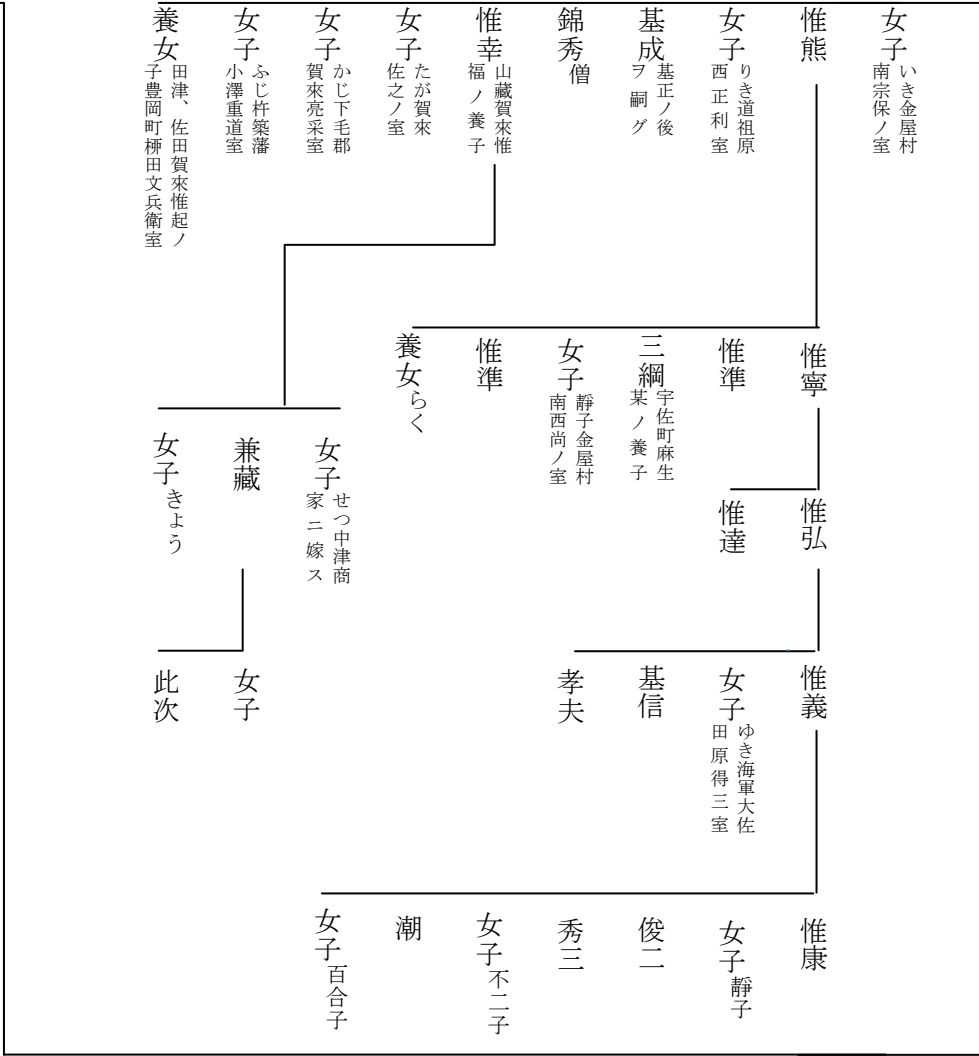
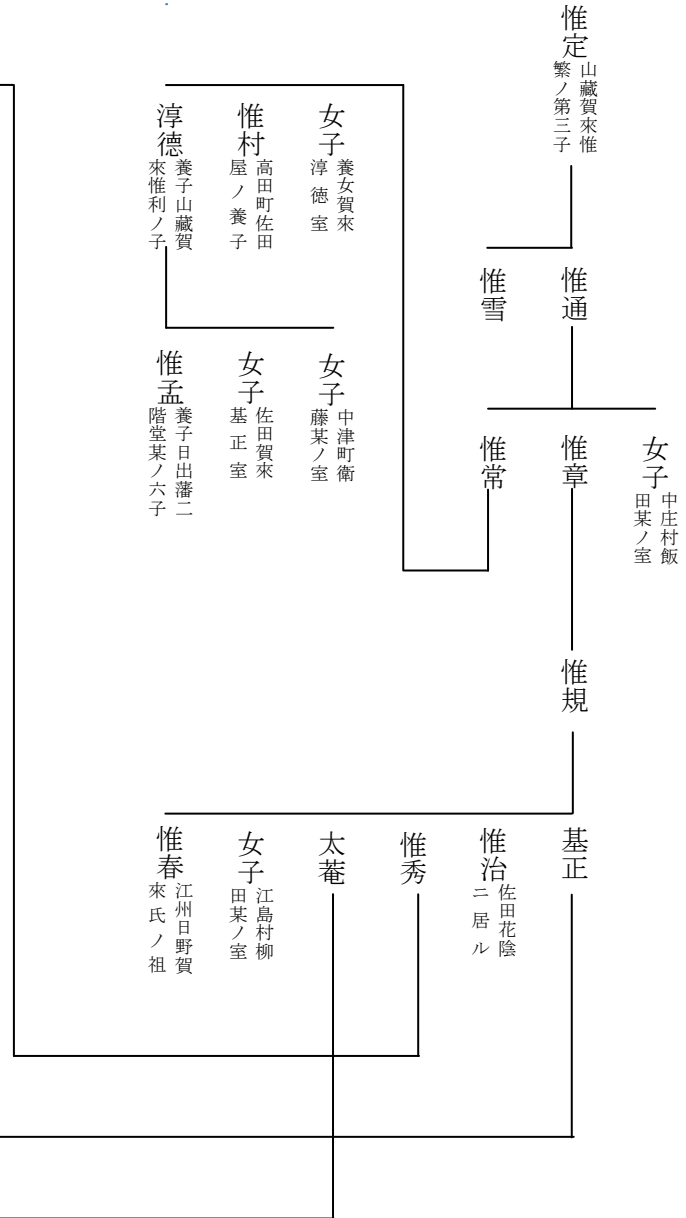
明治以前宇佐附近富豪の子弟は概ね宇佐神宮の能樂に出づる習ひなりしかば惟弘も亦十歳前後謠曲及能を練習し宇佐の能に出演せり。

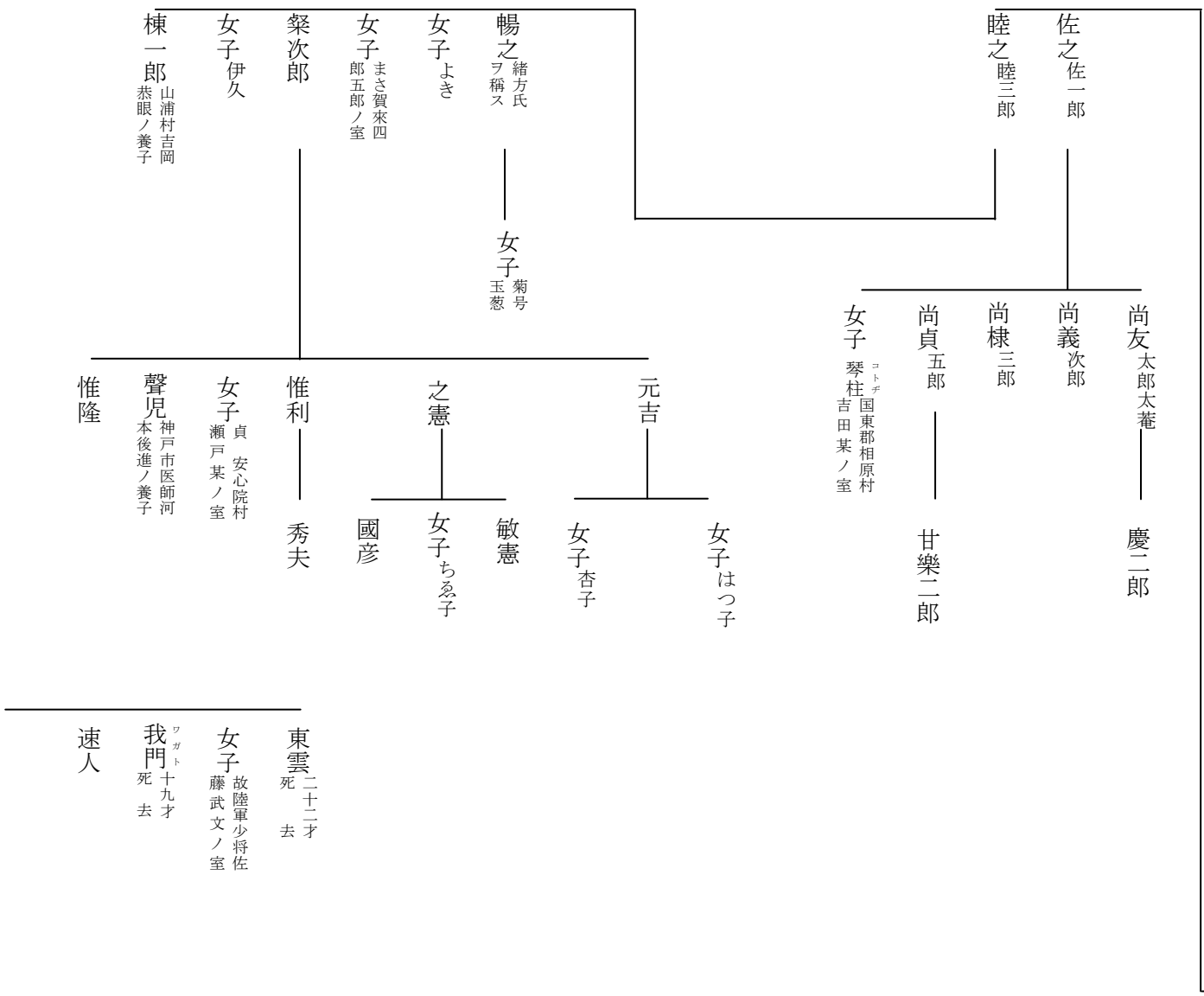
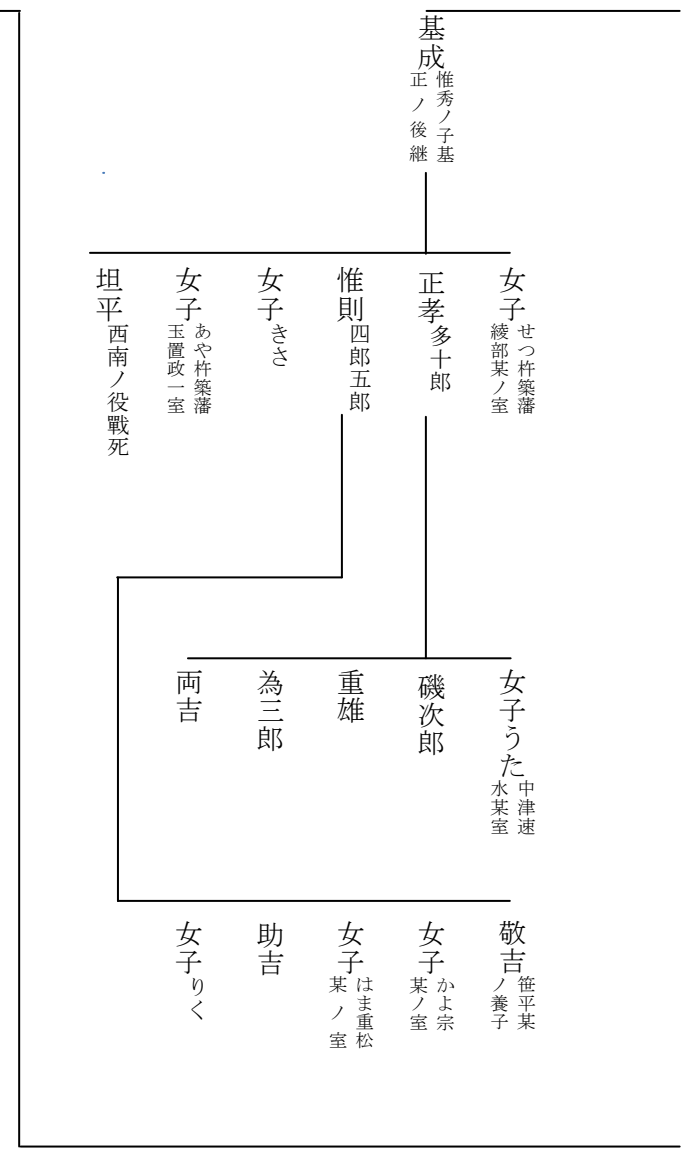
惟弘書画を愛玩し藏幅多し。就中帆足萬里の書十市石谷及賀來飛霞の画に於ては縣下其右に出る者なかるべし。

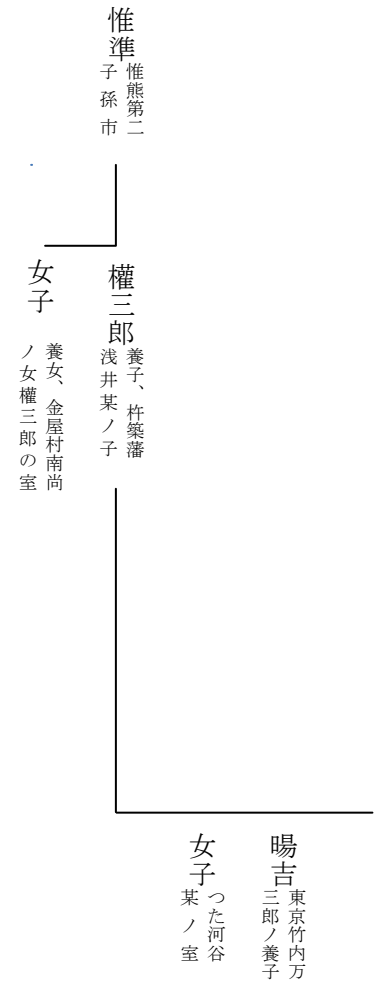
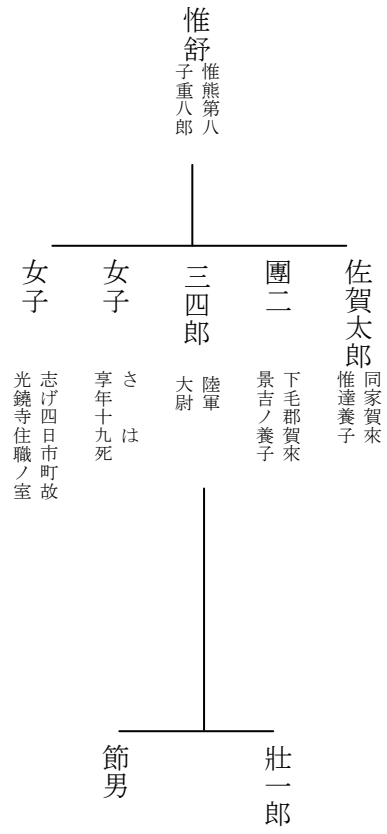
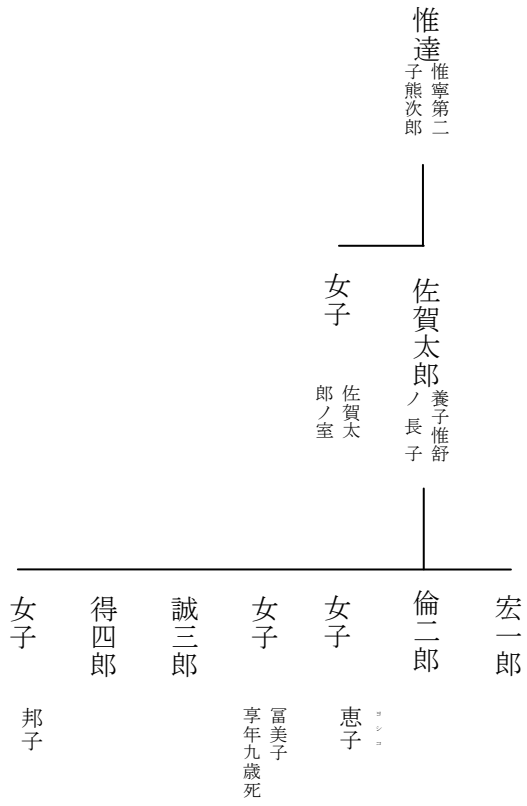
惟弘又從來の家法に則り奢侈を喜はず。虚榮を好まず。運動して選舉に打て出づるが如きは最厭ふ所なりき。衣服には特に淡泊にして平素は綿服の外着用することなし。外觀修飾は其念頭になかりし。身長五尺一寸に過ぎざれども骨格太く逞しく體質強健にして膂力人に越え壯年の頃は體量十八貫に餘れり。

大正元年の頃より脳神経痛に罹り同二年十二月二十七日家に卒す。享年六十。宇佐町佐藤千英の次女彌子を娶り三男四女を生む。三女子は早世せり。長男惟義家を嗣ぐ長女禮子マキは海軍大佐田原得三に嫁す。次男基信は三菱造船所の技師を勤む。三男孝夫は京都帝國大學文科を卒業し大分中學校教諭

佐田賀來氏







第二章 佐田百花山莊賀來氏

賀來驥

字千里、有軒と號す。通稱太菴賀來惟規の第四子なり。明和五年戊子佐田に生る。生れ

て異稟あり。喜怒色に見はれず。人皆以て癡となす。好んで書を読む。強記讀む所の書目を過ぐれば忘れず。十七歳業を三浦安貞に受く。七年間三たび父母を省したるのみ。安貞没して醫術を肥後に學

ぶ。居ること一年帰りて又京師に遊學し

寛政元年
歳二十六

本草説を小野蘭山に學ぶ。蘭山屢と其才を稱す。驥

辞して歸國せんことを請ふ。蘭山曰く子尚留ること一二年ならんには本草の學を以て天下に鳴らんと

歸郷して高田町に醫をなす。同所賀來惟村其家の側に居らしむ。驥時に携ふる所一瓢一匙のみ。然れ

ども治を乞ふ者に多し。性豪爽人の急を周ふことを喜ぶ。蓄積の計をなさず。食客日々数十人。人と交るに隱諱する所なし。筑前の亀井道載、肥後の富田大鳳、昔驥を見て其才を愛せり。肥後を辞す

る時大鳳序を以て之を送れり三浦安貞窮理の説を唱へ書を著して数十万言に及ぶ。驥其説を推して以

て醫術に及ぼし疾病の因て生する所以を原ね能く奇中をなせり。

國東郡熊毛村の一富商久しく寒疾を患へ暑中屏風を回らし側に火鉢を置き夜着を重ねて臥し猶

震へ居たり。診察の間も手を出す能はず。醫を更へて猶治せず。依て驥を招く。驥往て即ち衣を脱かして裸體となし冷水數桶を頭より灑ぐ。灑ぎ終つて臥床せしむ。患者大に発汗しければ諸症脱然として癒えぬ。驥明日辞して歸る時病人自ら出で、門に送れり。

○杵築藩の某其兄に對し友愛殊に篤し。兄嘗て重病を得たり。某之を憂て終に狂を發し屠腹して肝を兄に食はしめんと欲す。衆醫百方之を止むれども聞かず。家人晝夜人をして之を守らしむ。一日驥に之を諷諭せんことを請ふ。驥某に告て曰く汝の肝定めて兄の禍を治せ喜んで曰く然らば則ち吾直ちに屠腹して之を兄に食はしめん。驥曰く然れども今其時機にあらず之を食はしむるに時あり時をん。某得ざれば効なし。何の時か可なる。驥曰く未だ期すべからず。期來らば予之を汝に告げん。夫れ迨は心を安すんじ居て可なりと。某意始めて安し。狂も亦隨て治し其事を語らざりき。

驥少き時家衰ふ。同母兄惟秀と相語て各其し志を曰く。惟秀は其家を復興せんと云ひ驥は良醫とならんと欲すと云ふ。後ち皆其言の如くなりき。文化十四年高田町に疫病流行す。衆醫感染を懼れ治を施すを肯ぜず。驥獨り之を診して厭はず。終に病に罹る。文化九年三月佐田隣邑の暴民黨を結び兄惟秀の宅を毀つ。驥其資財を擧て之を助く。驥嘗て自ら試る所の處方を集輯して方匱三編を著作せしが其書唯其方症を載せて其説を遺す。晩年を期して之を述んとす。一年正月元日詩を賦して曰く

懸壺三十有餘年

要起沈痾令保天

春去春來吾老矣

却慚試驗未成編

驥少時好で詩を賦す。師安貞曰く汝將に詩を以て名を成すに至るべし勉めよやと。驥問ふて曰く今より幾詩以て此に至らんか。安貞曰く凡千首なるべし。答て曰く然らば小子今より再び詩を賦せし詩人となるに暇なしと。文化十四年三月四日高田に卒す。年五十佐田に歸葬す。友人帆足萬里碑文を撰す。三男子あり長子佐之嗣ぐ。第二子早世、季は飛霞なり。

送賀千里辞梅園還郷 三浦安貞

丹鼎煉金古幽洞 洞天有路人瀛洲

濯纓水自仙源瀉 種玉山懸烟月浮

世上文章鸚鵡賦 風散飛花動暮愁

壞古十三首之内

寛政丙辰仲春 賀來 驥

吉野

雲擁古墟帝氣空 樹餘春色惜英雄

皇圖蕭索當年恨 形勢迢遙累世忠

草蓋天庭隨過雨 花侵輦道逐悲風

悠悠蒼旻何無吊 長使行人泣不窮

金閣

烟霞幾歲鎖荒臺 極目蕭條夕照開

琥珀梁空傾彩堞 黃金閣古委塵埃

綠階草蔓時侵履 画壁龍蛇或作灰

檻外櫻桃籠下柳 年々只有記春催

驥の前室は豊後速見郡油布院槐木村日野某の女なり。幼にして母を喪ひ速見郡小浦の脇谷氏に養はる。寛政九年十六にして驥に嫁す。高田に居る。性簡重にして沈靜苟も言はず。兒輩の書を讀む側に在て女工をなし悉く之を暗記す。他日兒輩書を誦して誤あれば之を正す。子を教へ夫に事ふるに禮を乱さず。一夜夫人厠に上がる。鬼ありて厠を塞ぐ。夫人以為く厠中何物かあらん。是吾惑なりと強て入る。果して何物もなかりき。室に歸りて臥床せしも意安からず。驥を起して曰く希くは一たび行て厠中を見よと。驥乃ち行きて之を見る。歸りて曰く何事かある。夫人告ぐるに故を以てす。驥曰く嗚呼汝必ず重疾を得んと果して後ち神經痛を患ひ殆ど起たず。沈靜物に驚かざる概此類なり。性多病文化十年高田に卒す。年三十二。名宇多佐之及祐二郎を生む。祐二郎早世。後室は杵築藩士鈴木某の女名政。驥に嫁して一子飛霞を生む。其翌年驥卒す。夫人乃ち鈴木氏に歸り一子を養育す。寡居四十八年幼児の訓育上最力を用ゆ。飛霞の名を醫學本艸寫生に得たるは夫人の功実にも多きに居る元治元年五月二十二日卒す。年七十八。

佐之 佐一郎と稱す。驥の長子、字公輔、百花山莊と號す。寛政十三年高田に生る。幼にして穎異

強記人に過ぐ。成童業を日出藩帆足萬里に受く。年十九父を喪ふ。萬里其少にして孤となれるを憫み窮理の説を推して醫術を論し以て佐之に教ふ。既にして其義に通し更に天野某に學ぶ。甞ること期年にして還り復萬里の門に遊ぶ。二十四歳杵築に醫術を開業す。藩侯及公子の病を治し皆驗あり。依て祿仕を勧めらるれども應ぜずして西長崎に遊び蘭學を通詞吉雄某に受く。會々蘭醫シイボルト長崎に來り醫學を講ず。各地の俊秀來りて從學する者多し。佐之も亦就て醫學及植物學を修め業成つて歸る。治を乞ふ者門に滿つ。二豊中蘭方を唱ふる者蓋し佐之を以て嚆矢となす。天保五年妻子を提て京都に上り仁正寺に寓す。藩主隆克公に召されて嶋原に下り醫員となる。十人扶持を給せらる。當時醫師皆方外を以て自ら居り髪を剃り圓頂となり緇袍を披り僧侶に髣髴たる裝貌をなし、が佐之之を屑しとせず。謂へらく醫も亦士なり。何ぞ浮屠子に倣はんやと。麻の袴を着用し長刀に代ふるに槍を以てせり。弘化三年藩主に從て江都に到る。翌年三人扶持を増給せられ侍醫となる。嘉永二年牛痘法を蘭醫に受け徧く之を國中に行ふ。

佐之才優に學博く詩文に長し旁繪事を善くす。尤本草に嫺へり。疾病の由て生ずる所を辨じ藥石性功の異を察し実試經驗して發明する所多し。初め専ら蘭方を以て治をなせしが中年謂へらく本邦と西洋とは風壤已に異り稟性飲食亦同じからず。而かも舶載の藥品材屢と缺乏す。代ふるに邦産を以てするも絶て効あることなし。内景の説の如きは西洋固より精しけれど發汗吐下に至ては漢人の長する所。醫たる者宜しく二方を兼ね折衷して之を用ゆべしと。佐之齡益高くして技益進み變に應し機を察し常に奇中をなす。衆醫能く及ぶなし。

佐之頗る父太菴に類し清廉自ら將び施與を好み家に宿儲なきも諷誦して晏如たり。獨り花卉を愛し偏く之を宅中に植ゑ命して百花山莊と云ふ。杵築藩大夫佐野某嘗て佐之に問ふて曰く子郷里に在て何の樂みかある。佐之卒爾答て曰く。居山に近く春曉雉の鳴き聲を聞く尤樂しと。某其風雅を嘆賞せり。

佐之年已に老い祿仕の煩しきを厭ひ安政四年冬祿を辞し致仕を乞ふ。藩主其意に忤ふことを欲せず。

之を許し特に三人扶持を給與す。是に於て十一月十五日を以て佐田に歸らんとす。然るに十日の夜疾

を得て チブスならんと云ふ 十八日嶋原に卒す。城西本光寺に葬る私に諡して毅篤先生と曰ふ。日出藩友人米良東

嶮碑文を撰す。

佐之著作多し。新註傷寒論、大陽々明二篇、本草新書多識圖譜醫原、後世方意解治痘新書、嶋原日光

東海採藥記各一卷、救荒本草若干卷、家譜三十卷、詩文集三卷、皆家に藏す。

傷寒論新註序曰、余十四五、受先人命、往帆足先生、受業、已而先人棄世、練業未立、先生憫其如此、

取傷寒論、釋以究理之說 云々

詠櫻花每句用本邦故事

賀來佐之

嵐山吉野與稱奇 誰弔荒都感菟葵

蒼卒皇孫投宿夕 風流廷尉護花時

情通秦嶺殊延日 賞欠明年悉折枝

斫樹白書表忠節 斯心唯有越王知

今春得告歸家花下與季和飲

於節為春於地鄉 好將官務代農桑

蕨拳初放嬰兒手 花臉方凝少婦粧

親戚舒情兼敬愛 弟兄叙舊引壺觴

眞成此境再難值 醉數歸期意易傷

奉次韻帆夫子

竹屋茅堂自作嚮 桃花流水世間殊

明窓滴露研朱硯 伏火餘香蒸木爐

聲價多年藏美玉 言行一致是真儒

休言親炙誰如汝 慚殺斯生依舊愚

夫人名は多賀同家賀來惟秀の第七女なり。文化九年生る。性質直にして快活なり。夫に從て諸所に轉住し終身居を安んぜず。嶋原より佐田に往復する時槍一本を持たせたり。夫佐之死後佐田に歸り一家を新築して居る。晩年娘琴柱の嫁したる國東郡相原村吉田純一郎の宅に居り明治二十五年^④卒す。年八十二三。太庵、二郎、三郎、五郎、ことち等五人の子あり。

飛霞

驥の第三子なり。睦三郎と稱す。諱睦之、飛霞と號す。晩年號を以て名とす。文化十三年高

田に生る。二歳父を喪ふ。母に隨つて母兄鈴木氏に依る。長して帆足萬里の門に遊ぶ。萬里其兄弟共に幼にして孤子となれるを憐み之を見ること子の如し。後ち醫となるに及んで萬里飛霞を目して醫中の君子となせり。本草に興味深く熱心なること父兄に譲らず。謂へらく本草を修めんと欲すれば畫を學ばざる可らずと。乃ち杵築藩士十市石谷に就て從學す。石谷曰く草花を画くは吾飛霞に及ばすと。十九歳家に帰り兄佐之に就て醫術を講じ本草を修む。二十五歳江戸に上り奥羽を歴遊すること三年。

到る處珍草奇藥を採集し皆其眞を寫生し千数百種の多きに至れり。二十八歳京師山本亡羊に從ひ益本草を講ず。亡羊歿して後ち尾張の伊藤圭介美濃の飯沼欲齋と併稱せられ、三大本草家の名あり。弘化

元年日隅二州に遊び霧嶋山に登り採集する所多し。又延岡侯の囑に應じ日向高千穂山に登り和産藥品目錄を著し以て侯に献せり。

飛霞醫を佐田に開業す。其業大に行はれ諸方より來て從學する者多し。安政五年虎疫大に流行す。飛霞治療に盡せし功により藩主より褒狀及大杯を賞賜せらる。慶應三年藩人扶持を給し命して醫師総領となす。明治二年禄を辞す。同九年第八大區醫務取締となり又公立四日市病院長兼醫學校長となる。

同十年六十二歳にして東京大學小石川植物園取調掛となり東京に上り伊藤圭介と植物図説著述に従事す。是より先き伊藤氏深く翁の人となりを欣び屢と書を寄せて上京を勧誘せり。故に此行あり。十九年職を辞し二十年歸國して専ら故山の風月を樂み意至れば揮毫し画を作り優游自適す。二十七年春流行感冒に罹り三月十日卒す。享年七十九友人宇都宮健哉墓誌を撰す。稟性温厚嘗て人と争はず。動止苟もする所なし。貴賤長幼を問はず人と交るに極めて謙讓。人問ふことあれば諄々として教へて倦まず。兒童に對するも頗る懇懃にしてへーいと云ひて疊に頭を着けて禮をなせり。郡中の醫師名望其右に出る者なし。治を請ふ者晝夜絶へざりしが藥禮の如きは人の與ふるに委せり。故に家計常に裕ならざりしが之を意とせず粗衣粗食に安んじたり。食客常に絶へず。家族も亦多く門人を合せて十餘人を數へぬ。兄佐之の遺児皆飛霞に累を及ぼさざるはなかりしも懇に之を保育せり。門人中世に顯はれたる者少なからず。

文久慶應の際飛霞亦長子暢之と與に勤王を唱へしかば當時有志の其門を叩く者常に絶へざりき。

飛霞又甚多能にして本業たる醫術の外漢學の造詣深く詩文を善くし和歌を嗜めり。本艸は若年の頃より最力を致せし處なり。又幼時より深く繪画を好みしが之を習ふに慈母より僅かに散紙を與へられたるのみ。壯時は親戚の需に應し五月幟に武者繪を描きしものあり。賀來惟弘が誕生の幟に文行院惟貞の眞下角助を討ちし圖を描きしは児輩の怡ぶ所なりき。花卉の寫生は其最も長する所なり。老後同惟弘の為に揮毫せる百花百蟲の圖は尤も苦心の作にして蓋最優品たるを疑はず。飛霞画を作るも報酬を意とせず。田夫野老の囑と雖之を疎にせず。自己が心に満足する丈けのものを描きて之に與へり。然れども少壯の時より醫業に奔走し揮毫の餘暇少かりしかば遺墨多からず。

著書には高千穂採藥記、由布嶽採藥記、救荒本草圖説、新便蒙謹對録、小石川植物園草木圖説等數十

巻あり。

平常飲食を貪らず。酒を好まず。特別の嗜好なし。只少量の喫烟を愛せるのみ。蒲柳の質なれば食を攝し生を養ふに力め曾て重患に罹らす。七十九歳の長壽を全ふせり。要するに翁は寡慾清廉古への君子の風あり。宜なるかな大分縣偉人傳に入る。

杵築藩増田陣弘女美壽子を娶る。三男三女あり。長子暢之緒方氏を稱す。次男粲次郎父祖の箕裘を継ぎ東京醫科大學別科に學び佐田に開業す。三男棟一郎吉岡泰眠の養子となり宇佐町に醫を業とす。長女よき次女まさ三女いく。

百花山莊収抄掇

寶山

賀来飛霞

寶山高聳更神奇

玉露金風物色宜

此地攀來豈空手

白雲深處採仙芝

村人有贈柚因賦

溪流朝嗽覺寒涼

連日秋晴有薄霜

醫事稍閑農務急

始看橘柚帶微黃

有感而賦

凌濤萬里自西洋

入貢蠻夷情未詳

皇國連綿聖王統

祇應德化及遐方

又

九重深鎖德洋洋

醜虜曾無禮讓詳

狡黠欲侵君子國

何知有勇且知方

立春

初日かけ匂へる梅の花見れば

人の心も春になりけり

若水

若水と云ふ名にめてゝ老の身も

結ひて見むと思ひけるかな

終日見花

見あかぬに春曰くれなむ櫻さく

木の下蔭に一夜あかさむ

更衣惜春

春の色を譚はしとゝめし花衣

惜しくも今日はきかへつるかな

氷室

雪つもるふじの高峰の氷室をは

思ひみるさへ涼しかりけり

萩

野辺の萩いつれおとらす（注、おとらず）花さけは

ゆきみもどりみ折りそわつらふ

故郷月

立ちかへり吾かふるさとの月見れば

住みし昔そ偲はれにける

菊

見る人のあるかなきかは白菊の

花はさきけり賤かふせ屋に

山田水鳥

足曳の山田の水にうつろへる

月をよすかにおるゝ（注、おるゝ）水とり

梅花先春

君か代の春の立ちこん魁と

冬の御園に梅さきにけり

戀記念

合見れば涙流れぬ戀しさは

むかしなからの水莖のあと

惟熊大人の七十の賀に

雪霜の寒に堪へて色かへぬ

松にたくひて千代へませ君

楠公

花の香を子に匂はせし櫻井に

袖をねらさぬ武士そなき

老後偶成

思ふ事口に出せはかたくなと

笑はるゝまで老にけるかな

文久戊戌五月廿五日妻みまかりて今茲慶應元年の乙丑の其月其日にあたれゝは

吾妹子かかたみにおけるみとり子を

見るにつけてもぬらす袖かな

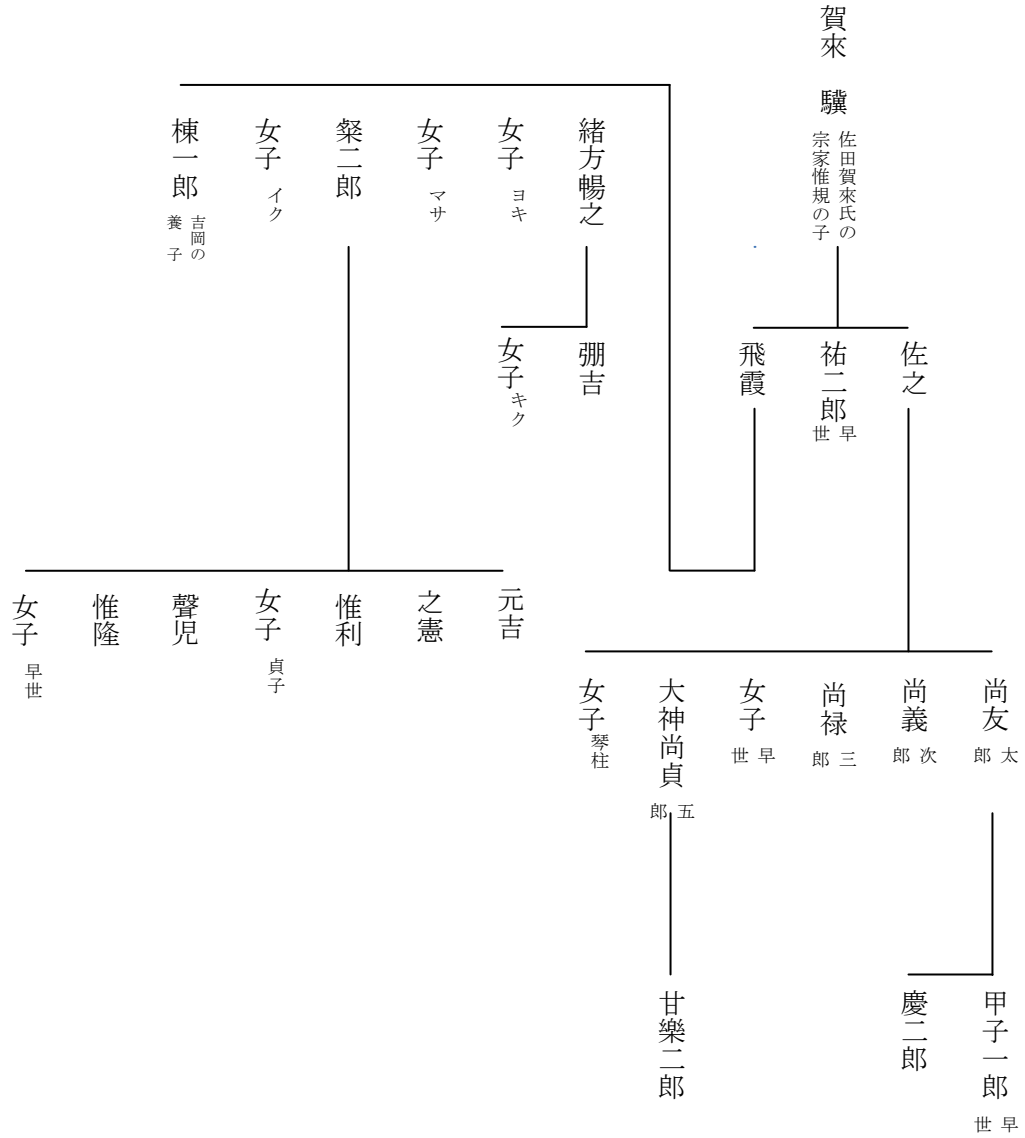
一昨年五月の末つかた妻に別れ去年の其頃母刀自を見えぬ境に送りまゐらせていつもしるけの

花のさく頃なりける今年もまたその花のさければ

亡人を思ふ涙の隙そなき

かたみの花を見るにつけても

佐田百花山莊賀來氏系圖



第三章 佐田増井賀來氏

賀來淳徳

惟常の養子、字君龍、一字玄碩、以壽仙行。実は山藏宗家賀來四郎兵衛惟利の第三

子なり。佐田宗家第三代惟章の卒するや其子惟規尚幼なりしかば弟惟常己が家より還て宗家の家事を

攝行す。惟常死する時遺言して其後を立つること勿らしむ。然るに惟常の死後一族協議して淳徳に其

後を継がしめしならんか。

淳徳人となり沈靜學を好む。小笠原浪人清野漸愚源雅嘉^{見前}に就て學ぶ。醫を業とす。書を能くして秀麗なり。郷党子弟に書を授く。清約自ら奉じ餘財あれば書を買ふ。故に多く書籍を藏せり。惟熊が家に和漢の書を多藏せしが是等は蓋淳徳が家より傳はりしものならん。史記、前後漢書、四書大全、子類を始め和書には延喜式等ありし。中にも平家物語、源平盛衰記などは繪入の元禄版にして今得易からざるものなるが、明治十年の火災に皆烏有となれり。

淳徳性多病なりしかば攝養甚慎めり。食は秤りて食し飲は量りて飲みしとぞ。実父惟利の志を継ぎ嘗て家系を編んとして稿を起す。同家中津町賀來吉左衛門元竜と文書を往復し問難して研鑽せしが終に志を果さずして歿せり。曾て同家高田町賀來惟一家屋を新築するに方り淳徳書を以て諫めて曰く。室を築て壯麗なるも其徳之に適はざれば室と徳と相乖くと謂つべし。苟も徳あらば何ぞ室の壯麗ならざるを病んと。惟一書を得て大に悦んで曰く淳徳に非ざれば吾為に忠告すること此の如くならんやと。深く其言を納る。時論交々之を稱揚して美談となせり。淳徳亦雅嘉に學んで小笠原流の禮法に達す。

安永四年七月十九日卒す。諡曰普明院慈眼居士。葬立中山先塋。年五十。生二女。養子惟孟嗣。

夫人は惟常の長女宝曆六年佐田に生る天明七年七月十二日卒す年四十一

惟孟 淳徳の養子富左衛門と稱す。豊後國日出町二階堂儀平の第六子なり。高田の同家賀來惟村惟

孟の為に居宅を築けり。間口六間半入三間半。天明四年卒す一女あり夭折す。

夫人は佐伯六郎兵衛景輝^{出前}の第三女。淳徳の養女なり。惟孟卒して後ち基正の後園に室を築きて

居る文政八年卒す年七十五。

惟孟卒して嗣なく家絶ゆ。惟常の第三女、豊後高田芝崎の賀來籐兵衛惟登に嫁し居たるが惟孟の卒後深く家の断絶を悲しみ夫人卒する前年老を扶けて自ら山藏に到り宗家賀來正太夫惟孝に依託して家を立てしむ。

且惟孝の妹を乞ふて豫め米を納め置き、家を嗣ぐべき者に妻はせんことを約し田園財宝悉く之を惟孝に委任せり。然るに惟孝未だ約を履むに至らずして卒し、其嗣子八郎惟勝夫人の約に負き叔母を上市の河野守平に嫁せり。惟勝乃ち罪を基正に謝し其女を以て家を嗣ぐべき者に妻なせんと約す。然るに未だ其後繼者を求むるに至らずして幾何もなく惟勝亦卒し田園財宝は其儘となれり。

惟準

惟熊第二子 幼字代之助
後孫市号連烟堂又山静堂

文政十年 丁亥 十一月十二日生于佐田。淳徳、惟孟の祀絶つこと久し。

父惟熊惟準をして其後を嗣しめ為に舊宅を毀ちて新に居宅を造る。于時安政六年なり。父其家業の一部即ち鑄物業を分ちて惟準に之を業として營ましむ。

嘉永年間父惟熊大礮鑄造の擧あるや惟準主として之が工事を担当し日出藩閔讚造に就て鑄造法及反射竈築造法を講究し苦心慘澹工夫を凝らし遂に反射爐を宮の臺に建造し二年間に六磅砲、十二磅砲、八磅砲、合せて八門を鑄造せり。其後嶋原に召されて又數十門を鑄る。其功によりて嶋原藩主松平慈篤公より藩臣に列せられ五石二人扶持を給せらる。後ち家に歸りて鑄物を業とし、或は藩用の大砲數門を鑄造せり。明治維新となりて小學校佐田に設置せらるゝに及んで鑄物業を止め緒方昭之と子弟の教育に従事せり。程なうして昭之去り後ち單獨にて専ら其任に當り明治十八九年迄勤續せり。但月俸は僅に三四圓に過ぎず。後ち其教を受けたる者共旧恩を追懷して相謀りて生前墓碣を作製し之を旧師に贈りて其功績を表彰せり。

惟準子なし妹靜子の女俊子を二歳の時より養ひて子とし又夫人ふち子の甥權三郎を養子となし俊子を之に配し其後を嗣がしむ。

惟準質素儉約を旨とし其業に勤めしかば、父よりは一片の田地をも分與せられざりしも、家計に苦しまざりしが、養子の學資支出の爲めに多からぬ資産の事なれば晩年不如意を感じるに至りたるが如し。然れども家宅の外畑山林及三十俵計りの小作米収入ある田地を遺せり。

明治三十年十二月二十六日家に卒す。立中山先塋に葬る年七十一。

夫人 名富貴
後ふち

豊後杵築藩士浅井忠策の第六女、姿色あり。温良貞淑好く夫に勤む。始め暫く故ありて

京に母と共に假寓し後ち杵築に歸りて惟準に嫁す。明治四十年二月十七日讚岐阪出町の僑居に卒す。

時に養子權三郎阪出町
の塩專賣支局長たり

同所に葬る。

權三郎

惟準
養子

正六位勲六等

豊後杵築藩浅井光政の第二子、十八歳惟準の養嗣子となる。漢學を修め書を能くす。明治十八年茨城

縣收税吏となる。其後熊本縣に轉任し後ち備後尾の道稅務署長より讚州阪出町塩務支局長となり大正二年一月十六日阪出町に卒す。同所に葬る。年五十四。身幹長大、音調高く、談話に長す。圍碁を好みて寢食を忘る。初段に近し。

夫人 名 俊子 惟準の養女。実は惟準の妹南靜子の第四女六男三女あり。

長男代之助、次男豊 早世

三男東雲 幼名 秀雄 明治二十年九月廿六日茨城県太田町に生る。同四十一年十一月九日岡山第六高等學

校在學中香川縣阪出町なる父の勤務地に於て死去同所に葬る

長女峯 明治二十二年十月二十六日福島縣白川町に生る。同四十一年三月京都府立第一高等女學校卒業。同年陸軍少佐佐藤武文に嫁す。武文後ち少將に進み北樺太守備中大正十一年死去の後東京に住す。

四男我門 ワカト 明治二十六年六月二日大分縣宇佐郡佐田村に生る。同四十四年二月二十三日阪出町に於て死去同所に葬る。

五男速人 ハヤト 明治二十九年三月二十七日大分縣日出町に生る。大正十二年東京高等商業學校卒業名古屋三菱銀行に勤む。同年下總佐倉の兵營に入り騎兵隊に編入せらる。十三年十一月除隊の後復三菱銀行に勤め神戸同支店在勤。

六男陽吉 ヤウキチ 明治二十九年三月二十七日豊後日出町に生る。二十一歳にして東京大傳馬町金箔商竹内萬三郎の養子となる。大正十二年慶應義塾大學經濟科を卒業す。萬三郎の一子千恵子に配す。専ら商業に従事す。

次女ふじ 早世

三女つた 明治三十四年四月二十九日熊本市に生る。臺灣銀行員河谷某に嫁す。

大神姓系譜 卷之十二

江州日野賀來氏

賀來惟俊

通稱壽平、字敬叔、春齋又樓霞山人と號す。豊前國宇佐郡佐田村賀來惟規の子惟春の第三子なり。安永二年佐田に生る。其家農を業とせり。始め從兄賀來佐之に醫術を學び又京師に遊びて之を修む。業なりて後ち近江日野に開業す。當時日野地方に洋方醫術を修めたる者なし。惟俊を以て此地方洋方醫の開祖とす。是を以て其名嘖々大に行はれたり。後年牛痘法を唱道し世人を勧誘して其法廣く行はるゝに至りしかは水口藩主加藤侯其功を賞し終身若干の禄を給し帶刀を許し士分の待遇を賜へり。

惟俊二兄一弟あり長を千吉惟就、次を孝治輔世、弟を章と云ふと云へり。惟就幼にして穎悟農事を力む。父母に孝にして弟妹に友情厚し。好て書を讀む。頗る記性に富み淨瑠璃の文句等概ね之を暗記せり。一日從兄賀來佐之に從て聖賢の道を聽き爾後節を屈し晝は耕し夜は經書を學び刻苦忘ることなし。常に輔世に謂て曰く吾は農業を以て父母を養ひ兼て汝に學資を給せん。汝は學を勵み以て大成すべしと。惜哉僅に十七歳にして文政二年佐田觀稼亭に卒す。次兄輔世、又補世、号青山、天保初年輔世家を擧て京師に上り醫を業とす。既にして日野に移り又水口に轉し開業す。天保十三年同所に病没す。年三十七。書を能くし詩文に長せり。

弟章幼名龜五郎幼にして學を好み強記人に過ぐ。成童帆足萬里の門に入る。輔世惟俊の二兄母氏を奉して日野に居住するや章郷里より往きて母氏を省す。疾を得て留ること七年弘化二年没す。年二十九萬里之を悼み碑文を撰す。

惟俊資性嚴正にして温雅。終生喜怒色に表はれず。儉素を守り口腹の慾を恣にせず。平素飲食の可否を談じたることなし。書画を愛し藏幅多し。暇あれば書を讀み人と交るに古賢を評論し古画を品評するを以て樂みとせり。敬神尊王の志篤く極めて佛を排し常に僧侶を罵る。

惟俊性容を好む。故に文人墨客の來遊絶へず。維新の際浪士の食客多く櫻川山人中井弘も亦曾て寄食

せり。梁川星巖、藤本、鐵石、山中靜逸、日根對山、中西耕石等或は月餘或は數旬滯遊せり。是等名士の滯留中揮毫せしもの鈔からず藏して家にあり。惟俊晚年諸國の名勝を探訪せんと欲し東海東山の諸縣を経て中国九州を漫遊し又七十餘歳富士山に登れり。其矍鑠想ふべし。明治十一年長女を伴ひて古郷佐田に赴き己が世嗣の子に一度郷里を視せさせんが為め連れ來れりと云へり。此時佐田神社に嵐山の額を奉納し又佐田の宗家從兄賀來惟熊に青具の鞍を贈れり。

明治二十四年四月十七日日野に卒す。壽八十三。男子なし壽一洋平の二人を養子とす。

夫人名は郁、日野町の豪商野澤伊右衛門の長女なり。四女を生む。曰く峯子、竹子、春子、繁子長女を養子壽一に配す。長女の死後三女春子を之に配す。

母名は鶴、豊前國中津町黒金屋中嶋政右衛門の第二女。天明三年生る。幼にして父母を喪ふ。年十八同國宇佐郡佐田村賀來惟春に嫁し四男一女を生む。三十四歳にして夫惟春及長子惟就を亡ふ。而して家産裕ならず。夫人頗る刻苦して三児を養育す。長するに従て師に就け修學せしむ。夫人性勤儉にして甚讀書を喜ぶ。子女皆其性を稟け學を好み。天保二年二子輔世及三子惟俊と共に京に上り後ち日野に移る。惟俊母に事へて孝心深かりしかば夫人往年の艱苦にひきかへ優游晩年を送れり。明治元年九月二十日卒す。壽八十六。滋賀縣知事申井弘往年の縁故を以て碑文を撰べり。洋平は日野町野澤伊左衛門の孫なり壯年惟俊の養子となり惟俊の二女竹子に配して同郡中在寺村に分家し醫業をなす。申太郎富次郎の二男子あり。二人ともに大阪に出で、商業に従事す。

繁子 惟俊の第四女嘉永八年十月生る十八歳にして病死。

惟幾

通稱壽一、鴨漕と號す。弘化元年九月京都に生る。父は青蓮院宮の臣富岡幸左衛門なり。弱

少惟俊の養子となり大阪醫學校卒業後養父の箕裘を継で醫業を業とす。性率直家聲を墮さず大正五年九月二十日卒す。年七十三、二男二女あり長子祐太郎嗣ぐ。

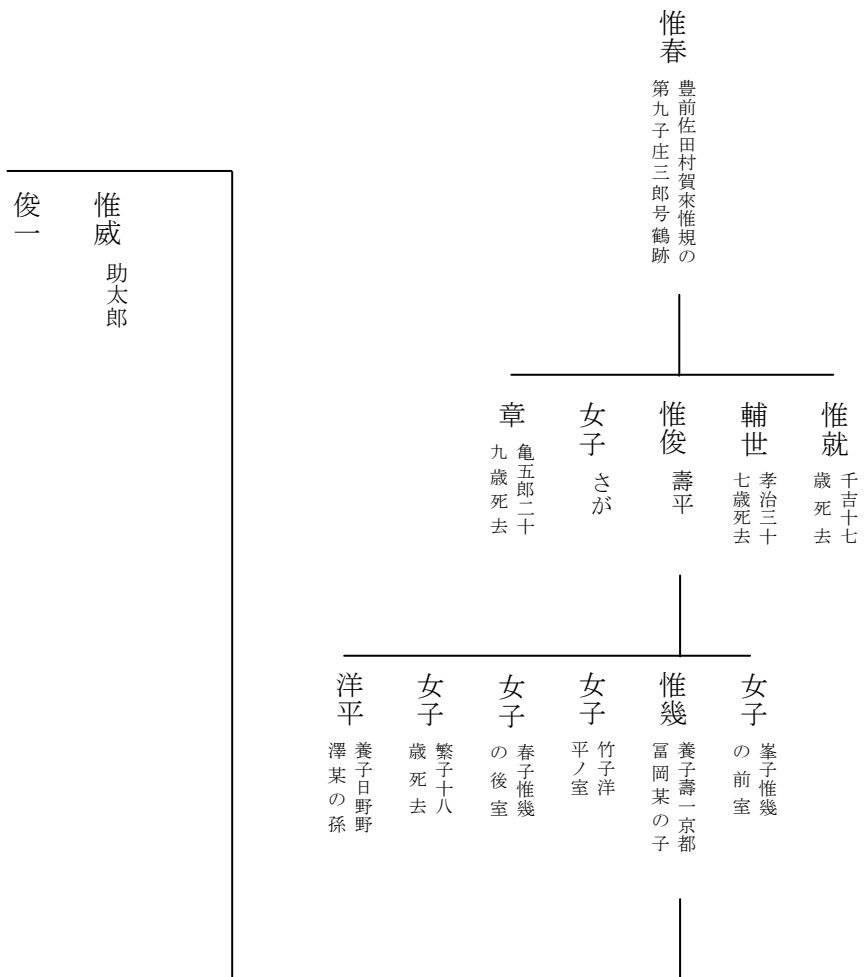
先夫人名は峯子惟俊の長女なり。弘化元年生る和歌及茶道に通せり。菊子及祐太郎の二子を生む。

祐太郎家を嗣ぐ。菊子は十九歳にて病死。

後夫人名は春子惟俊の第三女なり。嘉永五年三月生る。姉峯子の死後惟幾の後妻となる少して京都

山本易堂及神山鳳陽に就て學ぶ。強記にして書及和歌を能くす。俊一、保子の一男一女を擧ぐ保子は滋賀縣師範學校在職中死去。

江州日野賀來氏



大神姓系譜 卷之十三

中篇卷之七第四章の續き

第一章 豊前國下毛郡賀來村賀來氏 之一

賀來駿河

賀來安藝守統直 卷之七第四章に出づ

の孫にして惟直の長子なり。惟直三子ありしが二子は没

落の際行方知れず。駿河天正元年に生る。落城の時歳十五豊後に走り竹田に住し農商を業とす。常に謂へらく父惟直戦死の時吾共に死せず走て此地に來り生を營むも吾是を屑しとせず。希くは、故郷に歸り父祖の冥福を修めんと。竹田に留ること三十六年元和九年に至り漸く賀來村の旧里に歸ることを得たり。旧賀來城の南に宅を築きて之に居る。宅地の南西の隅に大なる柏の木あり。一日蛇群來りて其樹に攀登ること丈餘人集り來て之を觀る。謂へらく是は所謂蛇甌なるものか。蛇甌は繁榮の瑞兆なりと云へは此家將に榮えなんと。寛永十九年十一月三日卒す。年七十。母は詳ならず。

夫人は賀來村の人なり。子三人あり。長子判右衛門嗣ぎ二子は分家す。

判右衛門

駿河の長子寛永三年 丙寅 生る。元禄三年庚午九月十一日卒す。六十五歳。

夫人は麻生村の人三子あり。長子甚兵衛嗣ぎ二子は分家す。

甚兵衛

判右衛門の長子なり。寛文三年生る勤儉にしてよく父祖の業に勉勵し家漸く富む。新に倉裏を築く。又よく人を愛し人に恵みを施しければ近郷之を仰ぐ。享保十年乙巳正月二十一日卒。年六十三、四男あり。第四子與惣兵衛嗣ぎ他の三子は分家す。

與惣兵衛

甚兵衛の第四子宝永七年庚寅生る。讀書を好み書を能くす。性穎敏諸兄之に讓る。家事を處理して滞る所なし。又よく公共の事に斡旋す。是を以て郷党に重せらる。父兄乃ち相議して與惣兵衛に家を嗣がしむ。果してよく家を理め其選に背かさりき。

夫人は下毛郡蛸瀬の人二男二女あり。第三子途吟嗣ぐ。第四子甚兵衛は分家す。二女子は夭す。

途吟

與惣兵衛の第三子。通稱彦四郎元文元年三月生る享和元年五月卒す。年六十六。

夫人名は宇佐。定留村の人、性恭儉仁厚にしてよく家政を治む。人を愛し一粒一穂の落ちたるも必ず拾ひ集めて之を蓄へ以て困究者又は乞丐の徒に與ふ。是に因て人彼を慕ふこと慈母の如し。天明

七年十二月二十日卒す。村人擧て其葬儀に會し流涕して之を送りしとぞ。年三十七。三男一女を生む。第四子途徳嗣ぐ。女子は同郡大根川里正中園某に嫁し他の二子は分家す。

義眞 途吟の長子寡慾にして世利に心を傾けず。長男に生れしも弟途徳を賢なりとし之に家を譲り寛政六年室を中の屋敷に築て之に居り池田屋と號す。圍碁を好て其技に達す。風雅を愛し優游自適其身を終れり。義眞子なし。高家村中嶋氏の男秀助を養子とす。秀助は義眞の妻の姪なり。秀助の子禄郎中津町にて辯護士の業をなせり。

判助 途吟の第五子文政四年卒す。母は途吟の後室友枝村の人。

友吉 途吟第六子寛政十年夭す母同前

途徳 途吟の第四子、父の名を襲て彦四郎と稱す。安永六年八月生る。温厚篤実にして寡言よく其生業を勤む。家屋倉庫を増築すること三十餘棟に及び又數ヶ所の土地を開墾し傍ら神社佛閣を修理改築せり。天保七丙申年大に飢う。途徳乃ち粟米を出して近郷の貧者を救恤し又粥及餅を作りて乞食の徒に施せり。藩主奥平侯之を嘉し賞するに金を以てし又苗字佩刀を許せり。

老後自ら屏風を作りて之を藩主に献す頗る奇巧を極む。奥平侯依て画幅を與へて之を賞す。画は九畹讚は龍渚なり。途徳酒を嗜みしも一日の業を終へ日暮れて後ち始めて杯を擧ぐ。

按するに途徳勤儉にして其家を富まし博愛にして貧者を救ふ。此地の賀來氏中興の偉人なり。所謂富潤屋徳潤身てふ古語此人に於て実現す。其母亦仁にしてよく勤む。此母にして此子あり。賀來家の長久なるは母子積善の餘慶に因る。

嘉永元年十一月二十九日卒す。年七十三長男途弘嗣ぐ。

前室名は宇野。宇佐郡金屋村南市郎兵衛の女なり。人となり沈靜途徳を助けてよく其内を治む。五人の子あり文政二年六月卒す。年三十七

後室宇佐郡山藏村賀來氏の女。安政三年八月卒す。年七十三

久子途徳の長女初め分家維孝に嫁し一女を擧ぐ故ありて離別となり後ち宇佐郡佐田村賀來惟熊に嫁す。

訥

途徳の第三子分家

出後

辰之助 途徳の第四子小倉領畑中氏の後を継ぎ二十三歳にて死す。

兼子 途徳の第五子宇佐郡佐田村里正賀來基成の室

途弘 途徳の第二子享和三年生る。彦兵衛と稱す重厚にして喜怒會て色に見はれず。里正となる三回。三たび辞して三たび任せらる。

家素より富む。故に凶歳には資財を散して近隣の究乏を賑恤せり。又屢と藩主に献金せしかば麻袴を以て賞せらる。怡んで神社佛閣を修補し家を治むるや寛にして節あり。故に奴婢傭人督責を受けずして勤勞に怠らず。安政六年藩より物産の管理を命せらる。文久三年正月十日卒す。年六十一、子なし依て弟訥の長子途信をして其後を嗣がしむ。

夫人は戸原村野中氏の女名はまつ明治二十四年十月卒す年七十八

途信 通稱判造、訥の長子、天保七年十二月十一日生る。謹嚴にして威容あり然れども又諧謔にし

て往々人の顎を解かしむ。幼年の時宗家に養はる。儉素自ら奉し孜々として家政の振興に力む。明治十年三月暴徒蜂起し富豪の家に放火す。途信も亦此火災厄を免れず数棟の家宅及家財悉く焼失す。十一年新築に着手し周到の注意を以て之を完成せり。地方自治制の施行せらるや村會又は郡會議員に擧げられ終始地方公共の事に盡瘁し教育普及に力を用ゐぬ。又村社財産の蓄積及び長久寺建築等主として自ら經營の任に當れり。是を以て大に村人の敬重する所となる。途信又風流韻事を好み和歌俳諧を能くし謠曲圍碁插花を嗜めり。明治三十四年六月卒す。年六十六。

夫人名は良子宇佐郡中須村鶴屋松尾七郎右衛門の第二女。二男三女を生む長男駿一家を嗣ぐ

久米子 途信の長女築上郡三毛門村沓川尾家悦藏の室

茂久子 途信の第二女福岡県田川郡彦山村福井禮種の室

卓子 途信の第三女福岡縣築上郡三毛門村別府敏治の室

作二郎 途信の次男明治四十四年四月死す年二十五

駿一 途信の長男明治四年四月二十二日生

夫人名は政子中津町黒瀬孫三郎長女、ふみ子、八太郎、ゑみ子、軍次郎、かや子、大作、又男、五吉、睦男、連七、殿児、品子等十二人の子を生む。

第二章 下毛郡賀來村賀來氏 之二

賀來甚兵衛

宗家田中屋賀來與惣兵衛の第四子、宝曆十一年同村内に分家して屋號を竹田屋と稱す。甚兵衛幼にして利発成人の如し。正直を旨としてよく道を守る。二十二歳の時分家す。徳を修め妄に生物を殺さず。節儉力行して家を興せり。佛教信仰の至りか曾て地を掘り黄金の佛像を得たりしかば京都本願寺にて開眼し佛壇に之を奉祠す。明和二年酒造を許可せらる。同年五月中津俣其家に臨む。安永十年樅苗を求めて空地に栽培し人に勧めて之を植ゑしむ。人々其利多きを喜べり。寛政七年十月苗字帶刀を許さる。

按するに甚兵衛徳を重んじ行を慎み又信佛の念深く正直一途を以て家業を勵み殖産に勤め一代にして富豪となる。篤行の士と謂ふ可し。

文化九年十月二十一日卒す。年七十三長子與惣兵衛嗣ぐ。夫人は全徳村善了寺の女なり。

與惣兵衛

甚兵衛の子なり。父の業を継ぎて家聲を墜さず。文化二年藩主に献金して代々姓を稱し刀を帶ることを許さる。文化八年十二月卒す年四十六

夫人は友枝村八坂氏の女なり。子四人あり第二子維孝家を嗣ぐ。

女子名は家。與惣兵衛の第四子なり。維孝の養子久康に配す。

維孝

與惣兵衛の第二子甚兵衛と稱す。人となり明敏能く家業に力む。文政九年六月藩主に献金す。藩主之を賞するに麻衣裳を以てし且提燈に合印を附すを許し又五人扶持を給せり。天保三年四月卒す。

年三十八久康、維光の二人を養子とし久康には妹いへを配し維光には長女てうをめあはせ以て家を嗣がしむ。

夫人名は久子、宗家途徳の長女なり。一女蝶子を生む。後ち故ありて離別となる。

久康

維孝の養子なり。実は中津町藤村氏の男なり。維孝一女子蝶子あれども猶幼少なれば妹いへを久康に妻はせて暫く其家を継かしめ天保十二年別家せしむ。安政五年六十二歳にて卒す。

維光

維孝の養子なり。養父の名を襲て甚兵衛と稱す。実は宇佐郡中須賀村松本氏の男なり。維孝之に一子蝶子を配し久康の後を襲はしむ。明治元年十一月卒す。年五十七長男與惣三嗣ぐ。

夫人名は蝶、惟孝の一子なり。十子を生む。あり子、與惣三、長造、つち子の四子生存し他は皆早世せり。あり子は行橋町柏木勘八郎に嫁し門造守三を生む。門造は明治五六年頃英京倫敦に留學し該地にて病死せり。

長造は同村内に分家せり宇佐郡四日市渡邊某の女を娶り重治、敏夫、為一の三子を生む。重治は東京高等工業學校卒業後京都鐘淵紡績會社支店に勤め其後福島縣日東紡績會社技師となれり。重治の夫人は宇佐郡四日市渡邊完の長女なり。二男敏夫は同文書院卒業後大倉組に就職せり。

與惣三 維光の長子なり。三十一歳にて卒す。

夫人名はくに宇佐郡橋津村松本奥左衛門の二女。明治元年十六歳にて與惣三に嫁し明治十二年二十歳にて夫を亡ひ男女四人の子を養育し能く家政を調理し父祖の業を繼續して家聲を墜さず。長男健治家を嗣ぐ。

長女豊トヨ 中津町呉服商阿部某に嫁す

次男雅治 中津町にて呉服商を業とす。

三男倉太 京都醫學專門學校を卒業し朝鮮大邱にて醫術を開業す。

健治

夫人は宇佐郡猿渡村田口環の長女名はたに明治三十五年十八歳にて健治に嫁す久子、いく子(夭折)、てふ子、竹子、豊治、正次郎(夭折)、半三郎を生む。

第三章 下毛郡賀來村賀來氏 之三

賀來 訥

宗家途徳の第三子なり。亮采と稱す。恭謙にして喜怒色に見はれず。居常欣々然として會て物と忤はず。業を日出藩帆足萬里に受く。天保三年別家して醫を業とす。古今の治術及蘭方を交へ採て治療し偏倚する所なし。又西醫の牛痘法を傳へて之を邑里の小兒に施し其報を受けずして廣く之を行はんことを力めぬ。安政二年五月二十七日卒す。年五十一。第五子途肇嗣ぐ。

夫人名は梶子、宇佐郡佐田村賀來惟秀の第四女なり。貞靜寡言威望あり。善く内を治む。三男四女を生む。夫訥の死後寡居三十八年子女を教育し農業養蚕を力む。此地方蚕業の鼻祖と稱せらる。老後安樂に世を過せり。明治二十五年三月末當主素吉死去す。夫人其死を悼み哀痛の極僅に数日を経ず卒す。年七十八

長子 儀一郎 夭す

女子 満智^{マチ} 宇佐郡金屋村南宗周の室

女子 幸^{カツ} 宇佐郡佐田村賀來正孝の室明治三年四月卒す。

女子 安 訥の第六子。下毛郡跡田善作の室

途肇

訥の第五子、通稱^{タメス}糺、七歳父を喪ひ後ち中津町大江氏に就て醫術を學び明治元年三月開業す。治を乞ふ者多し。明治四年十一月卒す。年二十三。子なし弟素吉其後を繼ぐ。

光顯

訥の第七子、通稱素吉、素吉の父兄共に醫を以て世を長ふせさりしかは其母又素吉に其業を繼かしむるを欲せず。漢學を豊後日出藩米良東嶮に學び又中津市學校に於て英語を修む。當時未だ小學校の設けなかりしかば近邑子弟を集め讀書習字を授けり。府縣會制の布かるゝや當初より縣會議員に擧げられ續て常置委員となり是を以て其身を終れり。基督教を奉じ熱心なる信者となり勤儉博愛の名を得たり。性奢侈を好まず。粗衣粗食に安じ人の為に圖て忠実なりき。明治二十四年濃尾大震災の時其地を巡視し寒氣に震へ居たる者を見て同情に堪へず己が衣を脱して之に與へしことあり。明治二十五年三月二十五日卒す。年四十五、男女子各一人ありしが男の子は早世せり。養子團二家を嗣ぐ。

夫人名は登奈^{トナ}宇佐郡金屋村南宗備の末女、三十七歳夫を喪ひ又僅に二三日を経て姑氏に永別せり。

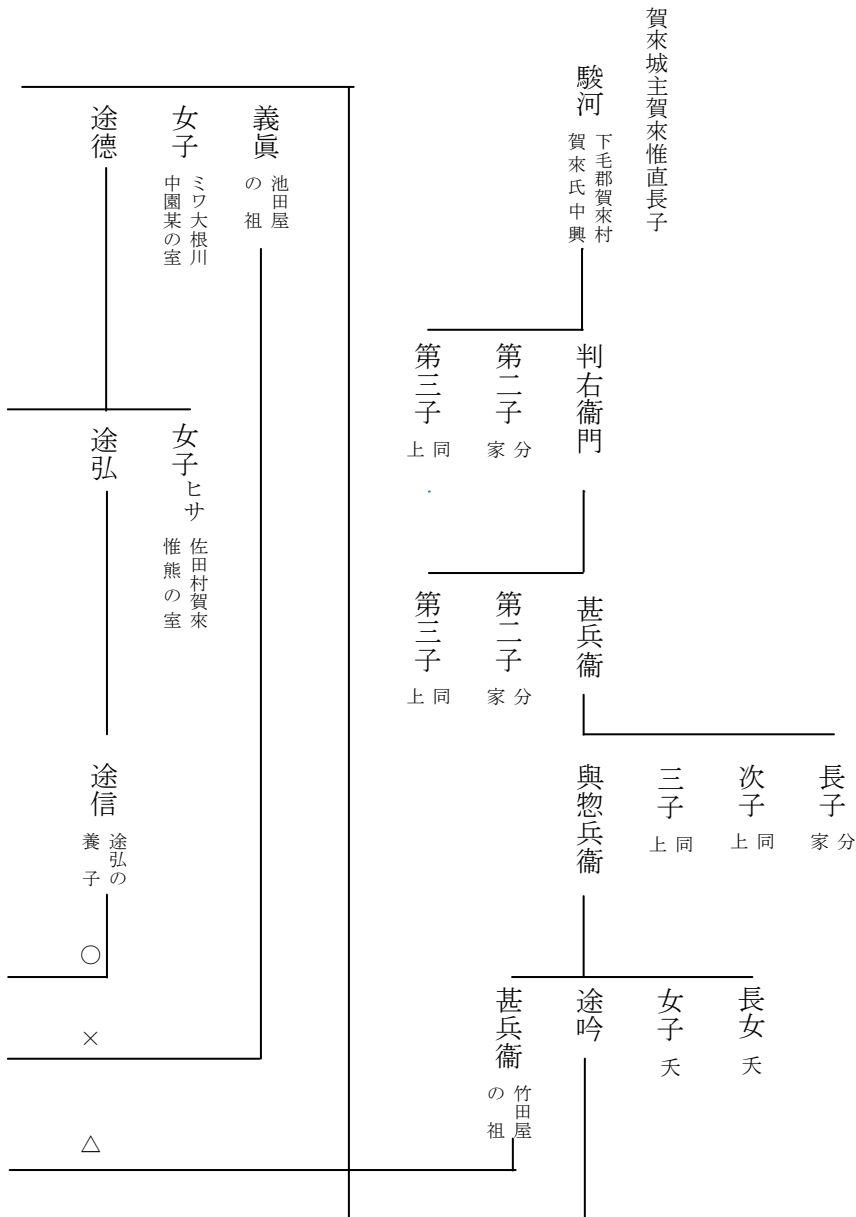
夫人よく家事を理め寡居の後却て家産を増殖せりとぞ。夫の死後夫の従兄賀來重八郎の次男團二を養子となし一女みちに配し家を相續せしむ。夫人昭和四年三月二十四日死去去年七十四

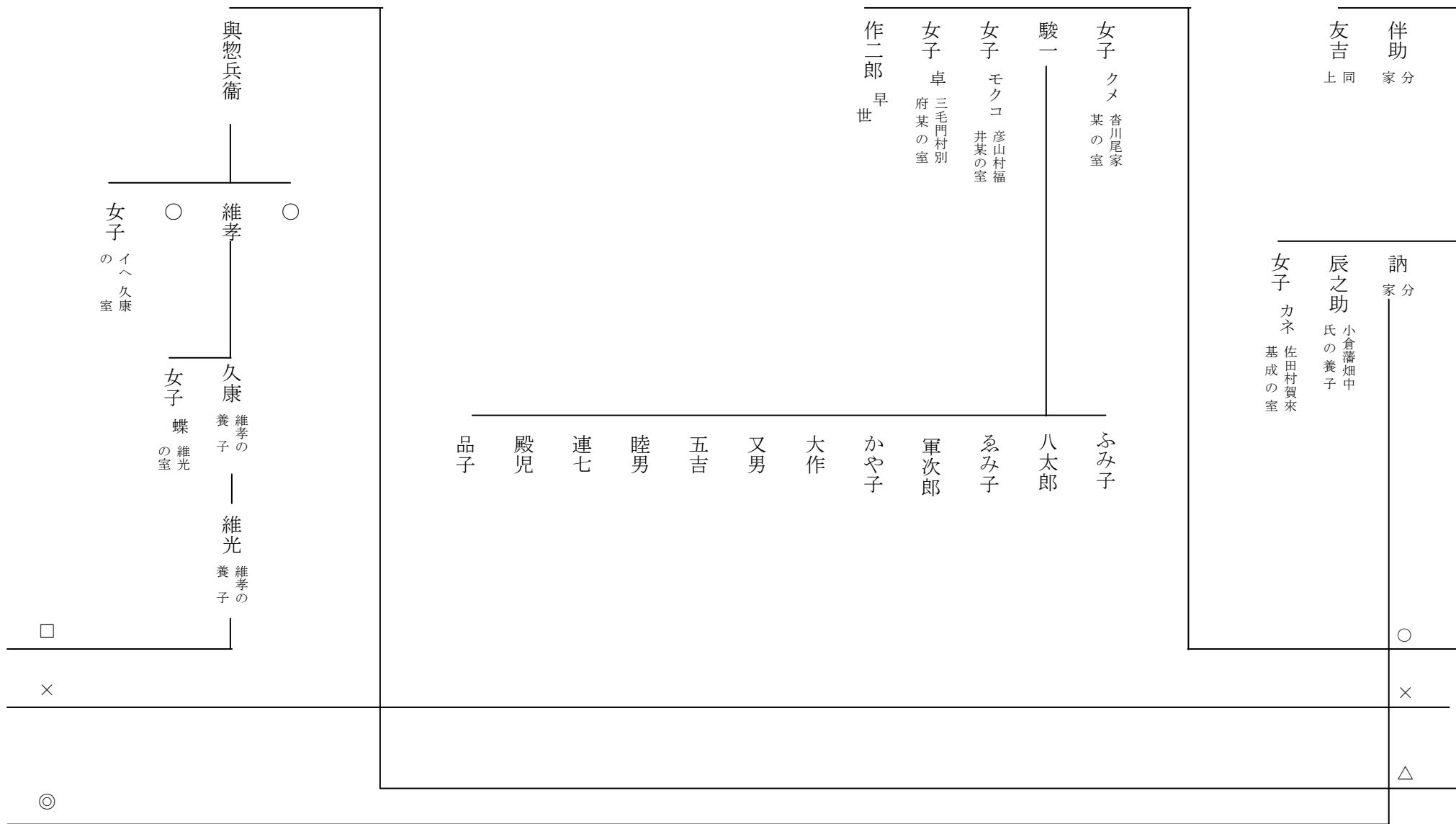
團二 光頭の養子実は宇佐郡佐田村賀來重八郎（光頭の従兄）の次男明治十三年生る。養子となりて東京法學院法科に入學し卒業の後歸りて家を継ぎ大幡村長に擧げられ多年勤續せり。

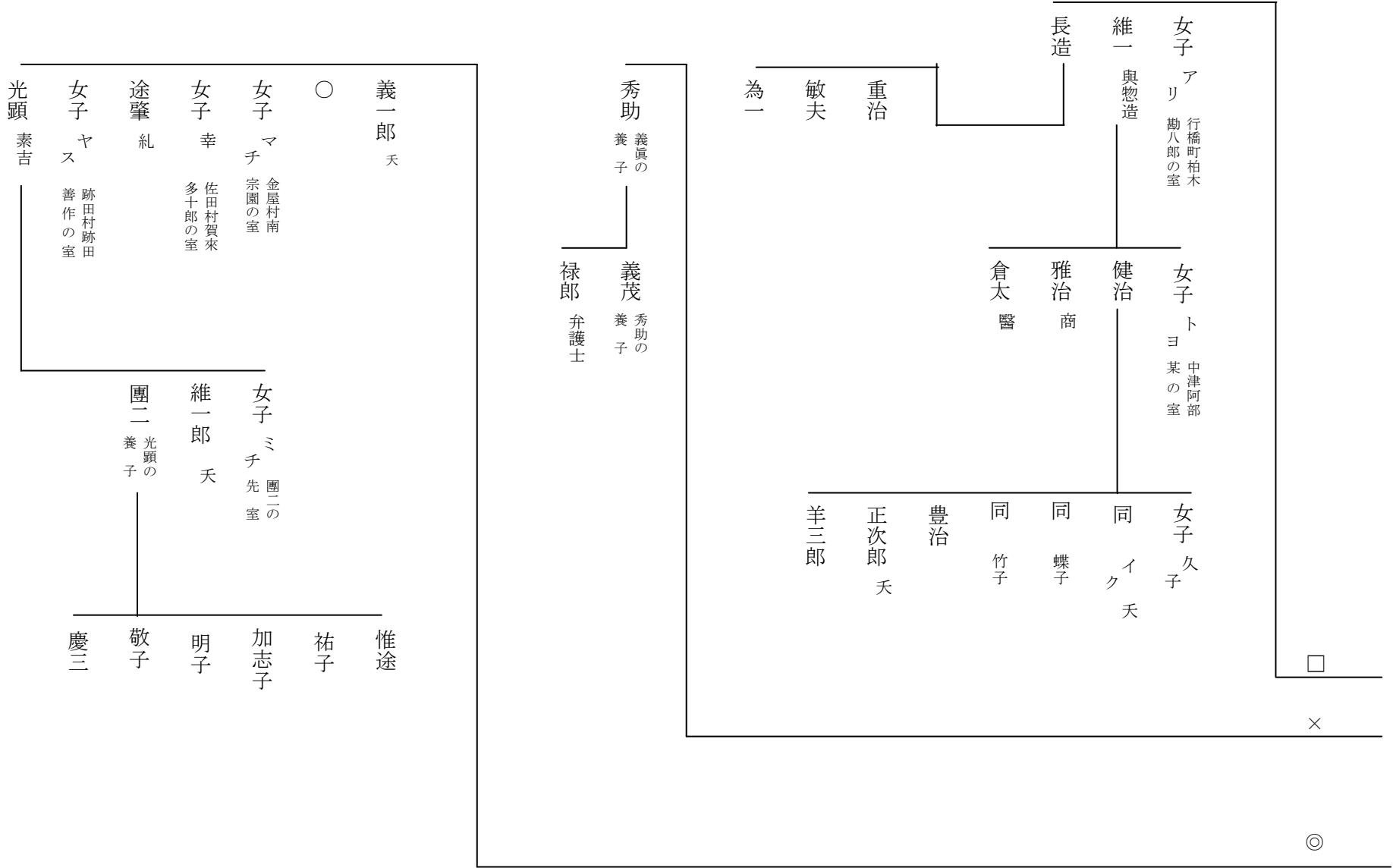
先室名は美智光頭の長女、二子を生む男惟途女祐子大正六年死

後室名はとを西國東郡玉津町土谷彌吉の長女二十一歳の時來嫁す。加志子、明子、敬子を生む。

下毛郡賀來氏系圖







跋

此書の編纂に方り編者の最苦慮せしは大神惟基の事蹟なり。古來大神姓の者の祖とする所は惟基なるが惟基は果していつの世の人なるか。從來豊後大神姓の由て來る所を記するものあらず。予京都に在て大學圖書館又は府立圖書館に之を求むるも更に得る所なし。會々豊後國志の端本を竹田に得て始めて大神良臣と云へる人の豊後介として豊後に在任し惟基は其孫に當れることを知り得たり。然れども惟基に関する事蹟は傳説のみ朦朧として捕捉するべからず。何か確實なる根拠あらんかと諸書を繙閱し漸くにして本朝世紀に佐伯是基云々の記事あるを搜し得て始めて其時代及性行を詳にせり。其前に在りては数十巻の古書を謄寫せしも未だ慊焉たらざる思ありしなり。其後栗田博士の新撰姓氏録を讀みて大神姓の源泉を明らかにするを得かくて漸く惟基に関する解決を得るに至りたり。此書草稿のまゝにて久しく筐底に委し居りしが頃者佐賀太郎の勸により之を謄寫版に附し親戚諸家に頒つこととせり。

終りに本書の編纂に當り其家系記録を寄せられたる諸家の好意を深謝す。

昭和八年十二月

編者 志るす（注、しるす）

賀來景吉之墓



大神姓系譜 下編

昭和八年十二月

賀來惟達 著述

平成十一年四月

賀來 修 複写版作成

平成二十七年八月

賀來道生 WORD版作成

平成二十七年十月

加來利一 監修・PDF化